朝日村地域防災計画

令和５年３月
朝日村
朝日村防災会議

目　次

第１編　総　則

第１節　計画の目的及び構成……3
第２節　防災の基本方針……4
第３節　朝日村の地勢と災害要因、災害記録……7

第２編　震災対策編

第１章　総　則……15
第１節　計画作成の趣旨……15
第２節　防災の基本方針……16
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱……19
第４節　被害想定……25

第２章　震災予防計画……32
第１節　地震に強いむらづくり……42
第２節　情報収集・連絡体制計画……47
第３節　活動体制計画……49
第４節　広域相互応援計画……52
第５節　救助・救急・医療計画……55
第６節　消防・水防活動計画……60
第７節　要配慮者支援計画……66
第８節　緊急輸送計画……74
第９節　障害物の処理計画……80
第 10 節　避難収容活動計画……82
第 11 節　孤立防止対策……91
第 12 節　食料品等の備蓄・調達計画……93
第 13 節　給水計画……96
第 14 節　生活必需品の備蓄・調達計画……98
第 15 節　危険物施設等災害予防計画……100
第 16 節　電気施設災害予防計画……102
第 17 節　都市ガス施設災害予防計画……103
第 18 節　上水道施設災害予防計画……104
第 19 節　下水道施設災害予防計画……105
第 20 節　通信・放送施設災害予防計画……107
第 21 節　鉄道施設災害予防計画……110

第 22 節　災害広報計画 111
第 23 節　土砂災害等の災害予防計画 112
第 24 節　防災都市計画 116
第 25 節　建築物災害予防計画 117
第 26 節　道路及び橋梁災害予防計画 119
第 27 節　河川施設等災害予防計画 120
第 28 節　ため池災害予防計画 121
第 29 節　農林水産物災害予防計画 123
第 30 節　積雪期の地震災害予防計画 124
第 31 節　災害の拡大と二次災害の予防計画 126
第 32 節　防災知識普及計画 128
第 33 節　防災訓練計画 133
第 34 節　災害復旧・復興への備え 136
第 35 節　自主防災会等の育成に関する計画 138
第 36 節　企業防災に関する計画 140
第 37 節　ボランティア活動の環境整備 142
第 38 節　災害対策基金等積立及び運用計画 144
第 39 節　震災対策に関する調査研究及び観測 145
第 40 節　観光地の災害予防計画 146
第 41 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 147
第３章　災害応急対策計画 148
第１節　災害情報の収集・連絡活動 160
第２節　非常招集職員の活動 171
第３節　広域相互応援活動 185
第４節　ヘリコプターの運用計画 190
第５節　自衛隊災害派遣活動 194
第６節　救助・救急・医療活動 200
第７節　消防・水防活動 203
第８節　要配慮者に対する応急活動 208
第９節　緊急輸送活動 213
第 10 節　障害物の処理活動 215
第 11 節　避難収容活動 218
第 12 節　孤立地域対策活動 229
第 13 節　食料品等の調達供給活動 231

第 14 節　飲料水の調達供給活動 234
第 15 節　生活必需品の調達供給活動 236
第 16 節　保健衛生、感染症予防活動 237
第 17 節　遺体の捜索及び処置等の活動 239
第 18 節　廃棄物の処理活動 241
第 19 節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 243
第 20 節　危険物施設等応急活動 244
第 21 節　電気施設応急活動 247
第 22 節　都市ガス施設応急活動 248
第 23 節　上水道施設応急活動 249
第 24 節　下水道施設応急活動 250
第 25 節　通信・放送施設応急活動 251
第 26 節　鉄道施設応急活動 252
第 27 節　災害広報活動 254
第 28 節　土砂災害等応急活動 256
第 29 節　建築物災害応急活動 259
第 30 節　道路及び橋梁応急活動 261
第 31 節　河川施設等応急活動 262
第 32 節　災害の拡大防止と二次災害防止活動 263
第 33 節　ため池災害応急活動 266
第 34 節　農林水産物災害応急活動 267
第 35 節　文教活動 268
第 36 節　飼養動物の対策 271
第 37 節　ボランティアの受入れ体制 272
第 38 節　義援物質、義援金の受入れ体制 274
第 39 節　災害救助法の適用 275
第 40 節　観光地の災害応急対策 280
第４章　災害復旧・復興計画 281
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 283
第２節　迅速な現状復旧の進め方 284
第３節　計画的な復興 286
第４節　資金計画 288
第５節　被災者等の生活再建等の支援 289
第６節　被災中小企業等の復興 294

第７節　被災した観光地の復興 295

第３編　風水害対策編

第１章　総　則 298
第１節　計画作成の趣旨 298
第２節　防災の基本方針 299
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 300

第２章　災害予防計画 305
第１節　風水害に強いむらづくり 306
第２節　災害発生直前対策 311
第 10 節　障害物の処理計画 313
第 20 節　下水道施設災害予防計画 314
第 26 節　建築物災害予防計画 316
第 30 節　農林水産物災害予防計画 318
第 31 節　二次災害の予防計画 320
第 39 節　風水害対策に関する調査研究及び観測 322

第３章　災害応急対策計画 324
第１節　災害直前活動 325
第 25 節　下水道施設応急活動 348
第 30 節　建築物災害応急活動 350
第 33 節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 352
第 35 節　農林水産物災害活動 354
第 36 節　文教活動 356

第４章　災害復旧・復興計画 360

第４編　雪害対策編

第１章　総則 363
第１節　計画作成の趣旨 363

第２章　災害予防計画 364
第１節　雪害に強いむらづくり 365
第２節　災害予防計画 368
第 38 節　雪害対策に関する調査研究及び観測 370

第３章　災害応急対策計画 371
第１節　災害発生直前活動 372

第５編　航空災害対策編

第１章　総則 379
第１節　計画作成の趣旨 379
第２章　災害予防計画 380
第１節　情報の収集・連絡体制の整備 381
第２節　災害応急体制の整備 382
第３章　災害応急対策計画 384
第１節　情報の収集・連絡通信の確保 385
第２節　活動体制の確立 386
第３節　捜索・救助・救急及び消化活動 387
第４節　関係者等への情報伝達活動 389

第６編　道路災害対策編

第１章　総則 397
第１節　計画作成の趣旨 397
第２章　災害予防計画 398
第１節　道路交通の安全のための情報の充実 399
第２節　道路（橋梁等を含む）の整備 400
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策災害復旧への備え 401
第３章　災害応急対策計画 403
第１節　発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保 404
第２節　救急・救助・消火活動 405
第３節　災害応急対策の実施 406
第４節　関係者への情報伝達活動 407
第５節　道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動 408

第７編　鉄道災害対策編

第１章　総　則 415
第１節　計画作成の趣旨 415
第２章　災害予防計画 416
第１節　鉄道交通の安全のための情報の充実 416
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 416
第３章　災害応急対策計画 417

第１節　活動体制及び応援体制 417
第２節　関係者等への情報伝達活動 417

第８編　危険物等災害対策編

第１章　総　則 421
第１節　計画作成の趣旨 421

第２章　災害予防計画 422
第１節　危険物等関係施設の安全性の確保 423
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 426
第３節　危険物等の大量流出時における防除体制の整備 428

第３章　災害応急対策計画 430
第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 431
第２節　災害の拡大防止活動 432
第３節　危険物の大量流出に対する応急対策 436

第９編　大規模な火事災害対策編

第１章　総　則 443
第１節　計画作成の趣旨 443

第２章　災害予防計画 444
第１節　災害に強いむらづくり 445
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 447

第３章　災害応急対策計画 452
第１節　消火活動 453
第２節　避難誘導活動 455

第４章　災害復旧・復興計画 457
第１節　計画的復興の進め方 458

第 10 編　林野火災対策編

第１章　総　則 463
第１節　計画作成の趣旨 463

第２章　災害予防計画 464
第１節　林野火災に強い地域づくり 465
第２節　林野火災防止のための情報の充実 467
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 468

第３章　災害応急対策計画 471
第１節　林野火災の警戒活動 472
第２節　発災直後の情報の収集・連絡体制 473
第３節　活動体制の確立 474
第４節　消火活動 475
第５節　二次災害の防止活動 477
第４章　災害復旧計画 479
第 11 編　火山災害対策
第１章　火山災害に強いむらづくり 497
第２章　災害発生直前対策 500
第 12 編　原子力災害対策
第１章　災害予防計画 504
第２章　災害応急対策計画 505
第３章　災害復旧・復興計画 507
第 13 編　資料編
防災関係機関及び関係条例 508
資料１　防災関係機関一覧表 508
資料２　朝日村防災会議条例 510
資料３　朝日村災害対策本部条例 511
広域相互応援関係 512
資料４　長野県消防相互応援協定書 512
資料５　長野県市町村災害時相互応援協定書 515
資料６　長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 518
資料７　災害時における朝日村及び郵便局の協定に関する協定書 519
資料８　緊急輸送関係 521
資料９　村内建設関係業者等一覧表 522
資料 10　災害時における電気の保安に関する協定書 523
資料 11　火災時等における施設使用に関する協定書 525
救助・救急・医療関係 527
資料 12　災害時の医療救護についての協定書 527
資料 13　災害時の歯科医療救護に関する協定書 530

資料 14　大規模災害等発生時における医療救護班派遣に関する協定書 533
資料 15　災害時の医療救護活動に関する実施細目 536
資料 16　塩筑医師会（西部地区）関連機関 537
資料 17　「医師会医療班の派遣要請に関する覚書」の締結について 538
資料 18　避難収容関係 541
食料品等の調達供給関係 544
資料 19　災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領 544
資料 20　災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書 550
資料 21　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書 551
資料 22　長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱 553
危険物施設関係 556
資料 23　危険物施設の設置状況・貯蔵内容（許可施設） 556
資料 24　災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書 558
通信・放送関係 560
資料 25　防災行政無線一覧表（移動局） 560
資料 26　長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則 561
資料 27　長野県大規模災害ラジオ放送機構情報本部 563
危険区域（箇所）関係 564
資料 28　危険箇所 564
資料 29　朝日村災害危険区域（箇所） 566
資料 30　農業用用排水路土砂崩壊危険箇所台帳 567
資料 31　山地災害危険地区 568
資料 32　土砂災害警戒区域 569
その他 570
資料 34　文化財関係 570
資料 35　道路関係 571
資料 36　林野火災等災害時における水利 572

第１編　総　則

第１節　計画の目的及び構成

第１　計画の目的

この計画は、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、村における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村の土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２　計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を震災対策編、第３編を風水害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策及び村・県・防災関係・住民の役割分担を示した。また、第４編以降、雪害、航空、道路、鉄道、危険物、大規模火災、林野火災、火山災害、原子力災害について特記すべき事項を示し、第 13 編では、資料編として、本計画に必要な関係資料を掲げた。

第２節　防災の基本方針

第１　防災の基本方針

朝日村は北アルプスと、中央アルプスの接点に位置する鉢盛山（2,447m）を背にして、東北にゆるく傾斜面を描きつつ、扇状に台地が広がり総面積 70.62km^2、うち山林が総面積の約 87％を占めている。地質的には洪積層（平地）と、塊状砂岩層（山林）からなり、村の中央を流れる鎖川両岸の段丘の他は平坦であり、山林については、急しゅんな山も一部見られるが地形的な複雑さはない。

土地利用計画面積

区　　域	行　政　区　域	都市計画区域	農業振興区域
面　積	70.6km^2	無	5.98km^2

交通機関は車に頼らざるを得ず、村内には一般県道、村道が縦横に走っている。松本平の幹線道路である一般国道 19 号線及び長野自動車道塩尻インターチェンジまで約 20 分、また、松本空港（愛称：信州まつもと空港）まで 15 分である。平成７年７月、信越北陸地方を襲った集中豪雨により、北安曇郡小谷村の主要幹線道路が土砂崩れ等で寸断され、孤立化し、住民や観光客をヘリコプターで救出した事例があるが、本村においては、道路寸断による完全孤立化は考えにくい。しかし、村の中央を流れる鎖川が異常豪雨により増水した場合や、地震により橋梁が倒壊する可能性もあり、その場合、村が南北に分断されるおそれがある。

村の中央を流れる一級河川（鎖川）や、村内各所の準用河川（野俣・中俣沢等）は過去の災害発生状況から、年次計画により砂防施設や帯工による河川整備が進められている。また、村の主要道としての県道、幹線村道等は、着実に整備が進められている。

立地的には、松本市、塩尻市に隣接し、松本地域振興局管内における相互援助はもとより、平成８年４月１日から施行された長野県市町村災害時相互応援協定を踏まえ、近隣市町村と連携を密にした多様な面から最大限の防災体勢を構築するものである。

近年の国・県下の災害の状況として、平成 23 年３月には東日本大震災、長野県北部の地震、同年６月には長野県中部の地震が発生し、平成 26 年には、本村にも被害の及んだ記録的な大雪に、御嶽山噴火による火山災害、長野県神城断層地震の発生等、想定の及ばない様々な災害が発生している。こうした想定外の災害に直面した場合に、被害を減らすための体制構築のための課題をきめ細かく抽出・整理し、十分な検討を重ね、一層の防災体勢の強化に努める必要性がある。

１　行政及び住民の義務

村は国、県、防災関係機関等との緊密な連帯のもと人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民の防災意識の高揚、防災知識の向上を図る。具体的には、あらゆる機会を利用して住民に対し、地域ごとに防災訓練を実施しつつ、自主防災会の育成を図っていく。また、住民は「自らの命は自らが守る」との認識にたって、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には地域・職場・家庭等において各種災害を念頭に、自主防災会を通じた近隣等との協力・連帯のもと、その実態に応じた防災対策を常に自ら講ずる。

2　防災対策の大綱

朝日村は鉢盛山を背にしてなだらかな扇状に広がっており、年間降水量も 1,500 ㎜を超えることは無いが、土砂災害危険箇所等は村内に多数あり、常に安全ということは無い。また、朝日村に影響があるとされる内陸性の地震が発生した際の各種施設や建物の損壊等直接的被害の発生は勿論、二次災害として火災による被害が懸念される。

(1) 地震

地震調査研究推進本部の評価では、糸魚川―静岡構造線における牛伏寺断層を含む区間において、今後M（マグニチュード）８程度の地震が発生する可能性が高いとされている。そうした大規模直下型地震を想定し、今後も地震対策の強化に努める。

(2) 土石流

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨により土石流が発生し、被害を受けている事例が多い。砂防施設は、鎖川をはじめ、野俣沢、中俣沢、樫俣沢、外山沢等の帯工、砂防堰堤、護岸整備等ハード対策が年次計画で進められている。ソフト対策として危険箇所の把握とパトロールの強化、住民に対する防災意識の啓発を進めていく。

(3) 治山・治水

治山、治水対策については、災害時に、国、県の協力を得て最大限の努力を傾注してきたところである。今後とも計画的に実施する。

(4) 火山

焼岳や御嶽山などの活火山については、気象庁が定期観測を続けている。噴火の規模によっては本村にも降灰等の被害が及ぶ危険性があるので、その動向を想定した体制整備が必要である。

(5) 火災

本村には木造住宅が多く、住宅火災による被害が生じる危険性が考えられる。また、過去に大きな山林火災はないものの、林野面積が総面積の約 87％を占め、そのすべてに監視体制をとるのは難しく、関係機関との連携により予防対策については一層の強化を図っていく。

また、平素の火災予防運動を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設の整備等、消防力の強化を推進する他、平成８年２月 14 日に締結された長野県消防相互応援協定に基づき、災害発生時における最大限の防火措置を講ずる。

(6) 全般

災害の際、その被害を最小限にとどめるには、何より住民一人一人の日ごろからの備えと災害時の適切な行動が肝心であり、あらゆる機会を利用して住民に対し、防災知識の普及、意識の高揚を図っていく。

なお、災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。そのため、総合防災訓練等を実施し、防災活動における実践的能力のかん養を図る。また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、二次災害の発生防止のため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

第２　計画の修正

防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して、必要があると認められるときは速やかにこれを修正する。

第３　計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、村職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

第３節　朝日村の地勢と災害要因、災害記録

第１　自然的条件

朝日村は本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、東は塩尻市、北は松本市、山形村、西に松本市、南に木祖村と境を接し、3,000ｍ級の山峰を連ねる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山（2,447m）を背にして、東北にゆるく傾斜しつつ扇状に台地が広がり、東西 15.84 ㎞南北 9.89km、総面積 70.62km^{2}で、その約 87％は山林であり、平坦地は標高 740ｍから 900ｍに展開している。

鎖川は鉢盛山から流れ出す野俣沢と、箱抜きから流れ出す中俣沢、橋戸から流れ出す樫俣沢の３つの川が三俣で合流しさらに舟ヶ沢を併せて東流し、小野沢付近から流路を北に変えて朝日村を横断している。

本村の土壌は、火山灰土層と、鎖川の氾濫原による洪積層、山麓系斜面の崖錐性堆積物に分けられる。火山灰土層は、波田ロームとも呼ばれる風成層で御嶽・乗鞍岳火山の噴火による降灰とされ、波田礫層を厚く覆っている。その火山灰土層は「くろべ」と呼ばれ、上部に腐植層を持ち、地形的には古見原・西洗馬原等の扇状地を広く覆い、村の野菜生産地となっている。地質的には、主に塊状砂岩層（山地）と洪積層（平地）からなり、鎖川の両岸の段丘及び山地は起伏が大きく複雑であるがその他は地形的複雑さはない。

１　位置

	所　在　地	北　緯	東　経	海　抜
朝日村役場	東筑摩郡朝日村古見 1555-1	36° 1’ 31”	137° 87’ 04”	824m

２　気候

本村の平均気温の年平均は 10℃前後で最高 33℃、最低-14℃と準高冷地の気候を示している。

降雨量は一般に少ない内陸型で、年間 1,500 ㎜を超えることはなく、気候は内陸性気候（中央高地式気候）で、昼と夜の温度差が大きい。

降雪は、11 月中旬から翌年の３月中旬までで、降雪量は 30 ㎝前後で、結霜は 10 月中旬から翌年５月上旬の間に見られる。

３　自然条件に見る災害要因

朝日村は総面積の約 87％が山林であり、土石流の発生する危険性のある河川は少なくない。しかし近年の砂防事業により、鎖川の護岸改修や河床整備、野俣沢、中俣沢、樫俣沢等の砂防堰堤整備等の災害対策が進められている。

以上の点より土石流による大災害の危険は少ないと考えられるが、異常豪雨に見舞われた際、これらの河川の警戒が必要である。河川近くには民家も点在しており、重大な二次災害に至る危険性を考えておかなければならない。

鎖川の両岸には段丘があり民家に接している。林野の荒廃は貯水機能が低下し、土砂崩れや地滑り、水害の要因となるため十分に注意したい。

以上、本村の地域性を踏まえた上で、懸念される災害要因としては、以下のものが考えられる。

(1) 地震の可能性

県域的には、火山帯に加えて、我が国を代表する２本の構造線(糸魚川―静岡構造線、中央構造線)が走っており、平成８年９月の政府の地震調査研究推進本部の発表によれば、大規模直下型地震が想定される牛伏寺断層を含む糸魚川―静岡構造線活断層系の地震等により本村への被害が予想される。

最近では、平成 23 年６月 30 日に発生した長野県中部の地震において、松本市を中心とした震度５強の地震が発生している。さらに大規模な直下型地震が起これば、本村においても多大な被害が及ぶ可能性は十分にあるといえる。

朝日村の地質構造には、大きく地形を支配するような断層は見られないが、山地と平地との境目は中央地溝帯（フォッサマグナ）の西縁である糸魚川―静岡構造線にも沿っており、本村への被害も予想される。

(2) 流出土砂の生産源

朝日村内の地層は、洪積層（平地）と塊状砂岩層（山林）で構成されており、いずれも脆弱な地質とはいえないが、土砂の生産源として考えられる。

(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

本村には土石流警戒区域又は特別警戒区域が 31 箇所、急傾斜地崩壊警戒区域又は特別警戒区域が 48 箇所存在しているため、異常豪雨時には周辺の集落での被害が予想される。

(4) 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。特に梅雨期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(5) 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。年間降水量の少ない本村においても、台風による風水害に見舞われることは考えられる。

(6) 林野火災

林野面積は総面積の約 87%。過去に大きな林野火災はないが、林野の荒廃は災害にもつながる。

(7) 焼岳の活動

大正 13 年の大噴火によって本村へ降灰の被害をもたらした焼岳は、現在も噴煙を上げてはいるものの、昭和 39 年からは休止している。

(8) 御嶽山の活動

平成 26 年 11 月の噴火(水蒸気爆発)の噴石等による、多大な人的被害が発生した。また、火砕流や降灰も確認されており、降灰にいたっては、西側は岐阜県下呂市から東側は山梨県甲府市に至るまでの広範囲の発生が確認されている。

第２　社会的条件

１　人口

近年の本村の人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、高齢者の単独世帯も増加傾向にある。令和２年４月１日においては、世帯数 1,535、総人口 4,358 人となっている。

２　産業

本村の基幹産業は、村の総面積の 7.2%(510ha)を占める農地に展開する農業である。しかし、近年の社会経済の環境変化に伴い、農業構造は大きく変化し、兼業化、高齢化が進み、若齢就農者は減少した。ただ、農業面においては、レタス、キャベツ、白菜等の高原野菜が定着し品質の向上と多収穫を実現している。商工業に関しては、小規模事業所が集落内に点在している。農業就農者の減少傾向が続く中で産業就業割合は第一次産業が 22.0%、第二次産業が 26.3%、第三次産業が 51.7%となっている。

３　交通

本村の道路は、県道新田松本線、県道御馬越塩尻停車場線、県道土合松本線を基幹として、各集落を縦横に結ぶ村道針尾幹２号線等が住民の生活基盤を形成し村外への連絡道となっている。道路整備は、計画により毎年進められているが、今後は交通安全施設の整備も併せて進める必要がある。農道においては、県営畑地帯総合整備事業により平成 22 年に改良整備が完了している。

４　社会的条件に見る災害の要因

災害の発生の原因は、自然的要因が主であるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害の発生の原因を熟成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用することもある。

社会的条件の現状に起因した災害の発生あるいは拡大の要因としては次のことが挙げられる。

(1) 住宅密集と人口集中

集落地に人口が集中していることは、警戒、避難情報の収集伝達を容易にする反面、一度災害が発生した場合にはそれだけ住宅、住民に被害が出やすい。とりわけ、地震の二次災害としての火災の恐ろしさは、阪神淡路大震災・東日本大震災に見られるとおりである。住民一人一人の日常の火元の点検等の改善及び消防・防災対策の一層の強化が重要である。

特に火災が発生した場合、住民の多くが住宅敷地内に灯油、プロパンガス等を所有していること、木造住宅が多いこと、老朽化した建物が多いことが、災害の拡大を招く要因となりうる。

さらに、高齢化等による要配慮者（※）の増加、生活圏の広域化による昼間の村内の人手不足も災害を大きくする要因となりうる。

（※要配慮者:高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、乳幼児、妊産婦等、災害対応能力の弱い者の総称）

(2) 災害危険区域の居住

本村の住民の大半は平坦な地域に居住しているため、特記すべき箇所はないが、土砂災害警戒区域内及び区域周辺、危険渓流付近に居住している住民は、土砂崩れや土石流、水害に巻き込まれる危険性も考えられる。

(3) 広域災害時の孤立化と交通渋滞

地震が発生し、村内の基幹道路等が通行不能になった場合、交通渋滞が発生することは考えられるものの、完全孤立状態になる地区が現れる危険性は考えにくい。しかし、本村の中央を鎖川が流れているため、異常豪雨等による河川増水や地震で、橋梁が倒壊する危険性は考えられ、それぞれの地区における災害を想定した避難路の確保・確認が必要である。

(4) 林野の荒廃

林野経営面から見た場合、小規模な民有林が多く、また村外者が所有する林野もあり、必ずしも管理は行き届いていない。また、森林の伐採、地域開発のための工事等は、山の保水力を減少させ、土砂崩れ等の誘因となり、水害の要因となる。

5　主な災害記録

(1) 建物火災

火災年月日	火災箇所	被害状況
昭和 29 年２月	原新田	４戸全焼
昭和 38 年 12 月	中組	西洗馬公民館全焼
昭和 52 年２月	旧小学校校舎	日本コンデンサー朝日工場全焼
昭和 56 年３月	役場倉庫	全焼
昭和 60 年１月	西洗馬	西洗馬信濃産業全焼
平成 24 年１月	古見	東京電力新信濃変電所コンデンサー火災
平成 27 年３月	下組	住宅３戸全焼、作業場全焼
平成 29 年３月	三ヶ組	作業棟全焼
令和２年 10 月	大石原	住宅１戸全焼

(2) 風水害

災害年月日	被害地域及び被害状況
昭和 20 年 10 月	☆秋雨災害 堤防欠壊１万ｍ（12 箇所）、橋梁流失７箇所、住宅流失４棟、 倉庫流失４棟、公共建物流失６棟、山林原野流失 30 町歩 畑流失 10 町歩、水田流失 15 町歩、水田冠水 30 町歩 ＜復旧：住民の手による復旧（延べ 27,182 人）＞
昭和 34 年９月	☆伊勢湾台風（台風第 15 号） 住宅全壊３棟、半壊 12 棟、非住宅全半壊 15 棟、罹災者 63 人 被害額 570 万円 堤防欠壊３箇所　被害額 90 万円 農作物 363ha　　被害額 3,177 万円 林務関係　　被害額 76 万円

災害年月日	被害地域及び被害状況
昭和 36 年 9 月 16 日	☆第二室戸台風 家屋被害大
昭和 57 年 9 月 10 日	☆豪雨災害（台風第 18 号） 古見区用水溜池欠壊・耕地埋没、舟ヶ沢・樫俣沢林道流失 他村内 80 箇所　被害総額６億円
昭和 58 年 9 月 28 日	☆豪雨災害（台風第 10 号） 日降水量（28 日）212 ㎜ 針尾西沢・宮沢、西洗馬内山沢より土砂流出 被害総額 17 億円
昭和 59 年６月 26 日	☆梅雨災害 集落に近い山地斜面で崩落、一部土石流発生（人家被害無） ○古見　上古見八久保地籍 ○針尾　大尾沢地籍、天白様、宮沢中流右岸 ○西洗馬　三カ組入村
平成 11 年６月 29 日～30 日	☆豪雨災害（梅雨前線） 村道崩壊（入二 10 号線）、護岸崩壊（樫俣沢）、護岸欠損（内山沢） 住宅被害床下浸水２件 被害総額 3,300 万円
平成 18 年７月	☆豪雨災害（梅雨前線） 山腹崩落・護岸崩落 26 箇所、人的被害なし、住宅被害床下浸水２件 被害総額１億６千万円
平成 23 年５月 29 日	☆豪雨災害（台風第２号） 古川寺裏土砂流出、人的被害なし、村道及び沿道住宅敷地内へ土砂流出 土石流対策：治山堰堤を設置　全長 33ｍ×高さ５ｍ 工事費約 1,750 万円
平成 28 年１月 29～30 日	☆雨氷被害 山林における倒木被害 104.65ha　鳥獣被害防止柵破損３㎞ 被害総額 15,000 万円
令和元年５月 29 日	☆豪雨災害（台風第 19 号） 人的被害なし、村道及び沿道住宅敷地内へ土砂流出 鎖川取水施設破損 頭首工復旧　全長 18m 工事費約 1,480 万円

第２編　震災対策編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模な災害の経験を教訓とし、さらに近年の地震防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を確認しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護すること』を目的とする。

第２　計画の基本方針

１　この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第２編「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

２　この計画は、防災に係る基本的事項を定め、地震災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の各対策本部は、この計画に基づき細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

３　この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

第２節　防災の基本方針

第１　防災対策の基本

防災対策を行うに当たっては、次の事項を防災対策の基本とし、それぞれの段階において、村、県、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策をとる。

特に、災害時の被害を最小化する、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

１　周到かつ十分な災害予防

(1) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う。また一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

(2) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

(3) 住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の自助能力の向上を後押しする必要がある。また、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

(4) 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。

(5) 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。

ア　災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、郷土保全事業及び開発事業等による災害に強いむらの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等

イ　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ　防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災会等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境の整備等

エ　防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び予測・観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施等

2　迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本方針は以下のとおりである。

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア　災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

イ　発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

ウ　被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動

エ　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送

オ　被災者の安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動、被災者等への的確な情報伝達

カ　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせの対応

キ　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、被災地のニーズに応じた供給

ク　指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、感染症予防活動、並びに迅速な遺体の処理等

ケ　防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施

コ　災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止

サ　二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施

シ　ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ

3　適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本方針は以下のとおりである。

ア　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア　被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

イ　被災施設の迅速な復旧、そのための広域応援

ウ　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災むらづくり

エ　迅速かつ適切な災害廃棄物処理

オ　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援

カ　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援

(3) 村、県、防災関係機関は、互いに連携を取りつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第２　防災体制の強化

村、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

１　防災施設・設備の整備促進

２　防災体制の充実及び、防災関係機関・住民同士・住民と行政間での情報共有・連携強化

３　住民の防災意識の高揚・自主防災会の育成強化

４　要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

５　住民の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図るため、本村防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

第３　住民の責務

住民は、「自分の身は自分で守る」との認識のもと（自助）、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい(共助)、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第４　公助・自助・共助の視点

どこにでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を行う運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　朝日村

本村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

２　松本広域連合松本広域消防局

松本広域消防局は、地震災害から構成組織市村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関及び市村災害対策本部と緊密な連携のもとに、地震に伴う災害活動を実施する。

３　長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地域防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら地震防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。又は、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　住民

村の住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要は、次のとおりである。

１　朝日村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
朝　日　村	（１）　朝日村防災会議、警戒本部及び災害対策本部に関すること。 （２）　防災施設の新設、改良等整備に関すること。 （３）　被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 （４）　地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 （５）　通信施設の確保及び整備に関すること。 （６）　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （７）　地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 （８）　地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 （９）　公共的団体の指導、自主防災会の育成指導に関すること。 (10)　消防力の整備に関すること。 (11)　その他朝日村の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

２　松本広域連合

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
松本広域消防局	（１）　消防力（防災資機材）の整備に関すること。 （２）　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 （３）　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （４）　地震防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 （５）　自主防災会の育成指導に関すること。

３　長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長　野　県	（１）　長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 （２）　防災施設の新設、改良等整備に関すること。 （３）　被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 （４）　地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 （５）　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 （６）　地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 （７）　自衛隊の地震災害派遣要請に関すること。 （８）　地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 （９）　その他地震防災に関すること。
［松本地域振興局］	（１）　村域及び県機関の被害状況の収集に関すること。 （２）　県現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整に関すること。 （３）　県現地災害対策本部の構成機関に対する県災害対策本部指令の伝達及び情報の収集に関すること。
［松本建設事務所］	（１）　防災のための公共土木施設の整備に関すること。 （２）　村域の道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 （３）　村域の道路及び橋梁、河川等の被害調査並びに災害復旧に関すること。
［松本保健福祉事務所	（１）　医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整に関すること。 （２）　応急手当及び看護に関すること。 （３）　食品衛生に関すること。

4　長野県警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
塩尻警察署	（１）　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 （２）　避難の指示に関すること。 （３）　被災者の救出に関すること。 （４）　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 （５）　行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 （６）　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 （７）　その他の所掌事務についての地震防災対策に関すること。

5　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(１)関東財務局 （長野財務事務所）	（１）　村に対する資金の融資あっせんに関すること。 （２）　地震災害時における金融機関の緊急融資措置の指示に関すること。
(２)関東信越厚生局	（１）　管内の被害状況の情報収集及び通報に関すること。 （２）　関係機関との連絡調整に関すること。
(３)関東農政局 （松本地域センター）	（１）　地震災害時における主要食糧の供給に関すること。 （２）　自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 （３）　農林業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 （４）　地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用用排水施設及び農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(４)中部森林管理局 （中信森林管理署）	（１）　地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 （２）　地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 （３）　地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(５)関東経済産業局	（１）　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 （２）　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 （３）　被災中小企業の振興に関すること。
(６)中部経済産業局	（１）　電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(７)関東東北産業保安監督部	（１）　火薬類、高圧ガス､液化石油ガス､ガス等危険物等の保安に関すること。 （２）　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(８)中部近畿産業保安監督部	（１）　電気の保安に関すること。
(９)北陸信越運輸局	（１）　災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による運送の確保に関すること。
(10)東京航空局 （東京空港事務所松本空港出張所）	（１）　地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 （２）　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(11)東京管区気象台 （長野地方気象台）	（１）　地震情報、南海トラフ地震臨時情報の通報に関すること。 （２）　地震防災知識の普及に関すること。 （３）　地震災害防止のための統計調査に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(12)信越総合通信局	（１） 災害時における通信・放送の確保に関すること。 （２） 非常通信に関すること。 （３） 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 （４） 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(13)長野労働局	（１） 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 （２） 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(14)関東地方整備局 北陸地方整備局	（１） 災害予防 ・所管施設の耐震性確保 ・応急復旧用資器材の備蓄推進 ・機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 ・関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 （２） 応急・復旧 ・防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ・所管施設の緊急点検の実施 ・緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 （３） 警戒宣言時 ・警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 ・地震災害警備体制の整備 ・人員、資器材等の配備、手配 ・緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 ・道路利用者に対する情報提供

6 陸上自衛隊松本駐屯部隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第13普通科連隊	（１） 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 （２） 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
（1）日本郵便㈱	（１） 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 （２） 災害時における窓口業務の確保に関すること。
（2）鉄道会社	（東日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱） （１） 鉄道施設の防災に関すること。 （２） 地震災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
（3）電気通信事業者	（東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱） （１） 電気通信設備の保全に関すること。 （２） 災害非常通信の確保及び気象通報の伝達に関すること。
（4）日本銀行（松本支店）	（１） 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 （２） 損傷通貨の引換えに関すること。
（5）日本赤十字社長野県支部	（１） 医療、助産等救助、救護に関すること。 （２） 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 （３） 義援金品の募集配分に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(6)放送事業者	（日本放送協会長野放送局（松本支局）、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン）、しおじりコミュニティ放送㈱ （1） 地震情報等広報に関すること。
(7)運輸事業者	（日本通運㈱松本支店、長野県トラック協会（中信地区輸送協議会）、中信トラック協同組合） （1） 地震災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(8)電力会社	（中部電力㈱、東京電力㈱） （1） 電力施設の保全、保安に関すること。 （2） 電力の供給に関すること。
(9)高速道路会社	（東日本高速道路㈱） （1） 長野自動車道（豊科ＩＣ～更埴ＪＣＴ）の地震防災に関すること。 （中日本高速道路㈱） （2） 中央自動車道、長野自動車道（岡谷ＪＣＴ～豊科ＩＣ）、安房峠道路の地震防災に関すること。
(10)バス事業者	（アルピコ交通㈱） （1） 地震災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(11)医療・医薬品関連団体	（国立病院機構（関東信越ブロック）、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県看護協会、長野県薬剤師会） （1） 医療、助産等救助、救護に関すること。 （2） 医療、助産等救助、救護に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1)ＪＡ松本ハイランド農業協同組合	（1） 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 （2） 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 （3） 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 （4） 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 （5） 農作物の需用調整に関すること。
(2)松本広域森林組合	（1） 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 （2） 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 （3） 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3)中信農業共済組合	（1） 村、県が行う地震被害状況調査の協力に関すること。 （2） 加入組合員に対する農業災害補償に関すること。
(4)朝日村商工会	（1） 村、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 （2） 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。 （3） 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 （4） 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5)医療施設管理者	（1） 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 （2） 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 （3） 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 （4） 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6)社会福祉施設管理者	（1） 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 （2） 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7)危険物施設の管理者	（1） 安全管理の徹底に関すること。 （2） 防護施設の整備に関すること。
(8)土地改良区	（1） ため池、水路及び水門の防災に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(9)朝日村社会福祉協議会	（1） 村、県が行う地震災害応急対策の協力に関すること。 （2） 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 （3） ボランティアセンターの設置運営に関すること。 （4） 福祉避難所の設置運営に関すること。 （5） 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。
(10)東筑摩郡防火管理協会	（1） 地震災害時における火災発生の防止に関すること。 （2） 地震災害時の火災発生による人命の安全確保及び財産保護に係ること。 （3） 火災予防体制の強化に関すること。
(11)自主防災会等の住民組織その他の公共的な防災活動団体（区長、地区長会、日赤奉仕団、交通安全協会、保育所保護者会、小中学校ＰＴＡ）	（1） 村、県が行う地震災害応急対策の協力に関すること。 （2） 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 （3） 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。
(12)朝日村防犯協会	（1） 地震災害時の犯罪防止に関すること。
(13)長野県ＬＰガス協会	（1） 液化石油ガスの安全に関すること。
(14)長野県建設業協会	（1） 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(15)長野県情報ネットワーク協会	（1） 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

第４節　被害想定

第１　基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震（直下型）と、東海沖等に起こるプレート境界型地震がある。長野県において最近発生したものとしては、長野県北部地震（2011 年）、長野県神城断層地震（2014 年）があげられる。

本計画において想定する地震は、平成 25、26 年度の２か年で実施した長野県地震被害想定調査の結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第２　想定地震

１　地震動等の予測

長野県における主要都市の被害が甚大になると考えられる地震は、以下のように推計されている。

想定地震の諸元

想定地震＼震源諸元			マグニチュード	長さ（km）	傾斜角（最大）	位　置　等
１	長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）		7.8	58	45°W	飯山市～長野市
２	糸魚川-静岡構造線断層帯	全体	8.5	150		小谷村～富士見町
		北側	8.0	84	30°E	
		南側	7.9	66	60°W	
３	境峠・神谷断層帯		7.6	47	90°	松本市～伊那市
４	木曽山脈西縁断層帯		7.5	40	90°	木曽町～南木曽町
５	阿寺断層帯		7.8	60	90°	岐阜県
６	伊那谷断層帯		8.0	79	70°W	辰野町～平谷村
７	東海地震		8.0	115	34°W	石橋モデル
８	南海トラフ地震		9.0	670（全域）	30°	駿河湾南方～四国沖

想定活断層の位置と大きさ

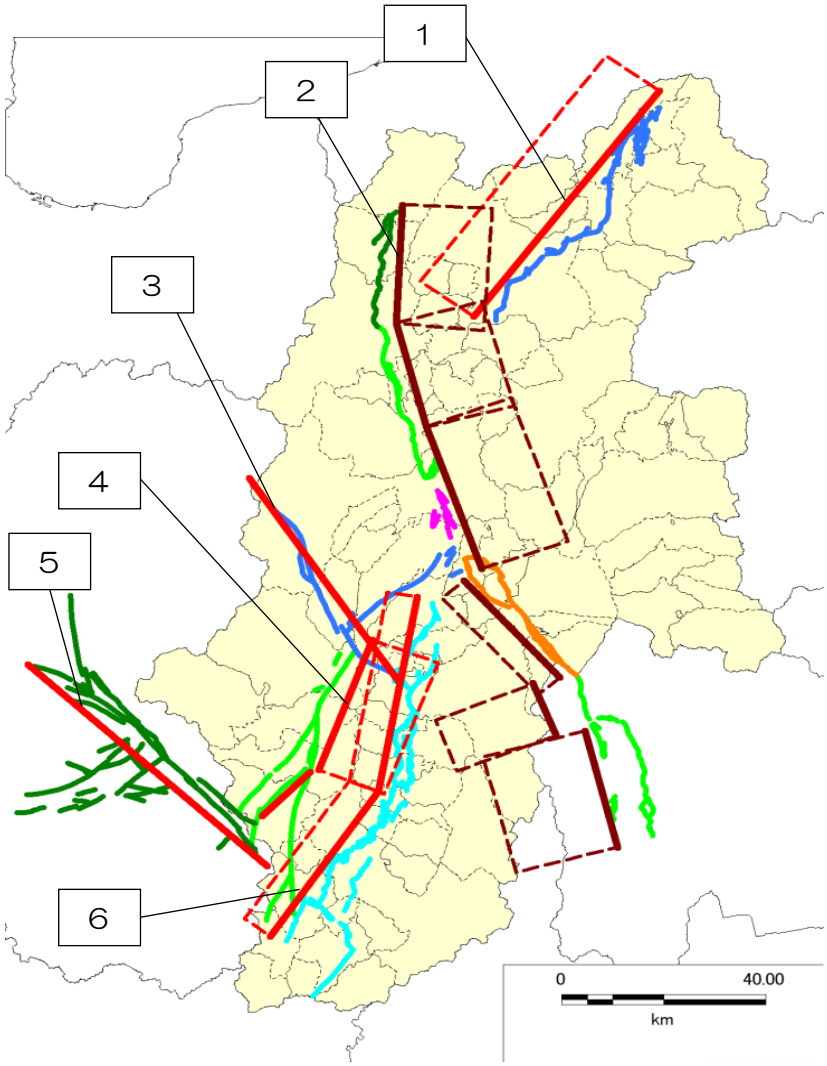

出典：第３次長野県地震被害想定調査

東海地震（前頁表７）と南海トラフ地震（前頁表８）の想定

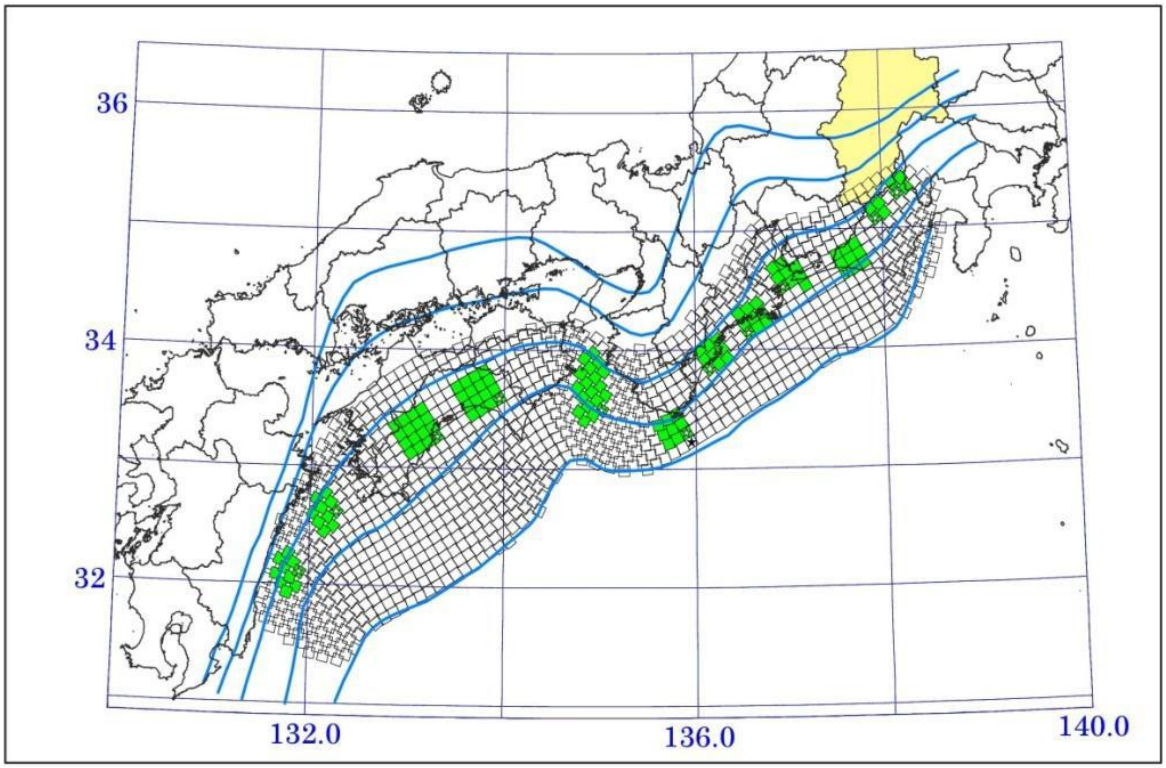

東海地震の震源は、南海トラフ地震の震源に包含されるものと想定されます。

出典：第３次長野県地震被害想定調査（平成 27 年）

2　物的・人的被害想定結果

被害想定を実施した地震は、地震動・液状化危険度を求めた６地震となっている。地震動の大きさは、各地震とも想定値に幅を持つものであるが、次表の被害想定は代表値により算定されている。

被害想定結果（長野県全体）

想定地震 / 項目		長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷断層帯	阿寺断層帯	木曽山脈西縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による地震発生確率(30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6～11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ０% 南部 ０～４%
規模(マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
県内最大震度		7	7	7	7	7	６強	６強
人的被害	死者	2,350人	7,060人	790人	2,100人	1,550人	20人	390人
	重傷者	8,360人	15,800人	3,230人	5,350人	4,500人	100人	1,180人
	負傷者	16,040人	31,240人	6,130人	11,440人	8,530人	280人	2,350人
	避難者	167,750人	367,540人	65,080人	112,050人	103,820人	1,910人	32,720人
建築物全壊棟数（冬）		33,590棟	81,950棟	10,570棟	26,880棟	14,780棟	100棟	2,230棟
焼失棟数（冬18時、強風時）		11,830棟	21,720棟	650棟	5,400棟	2,020棟	0棟	120棟
急傾斜地崩壊による全壊棟数（夏12時、強風時）		810棟	1,880棟	730棟	660棟	900棟	40棟	340棟

想定地震 / 項目		境峠・神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による地震発生確率(30年以内)		0.02～13%	60～70%		
規模(マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度		7	６弱	５強	６弱
人的被害(冬期の夜)	死者	340人	20人	40人	180人
	重傷者	690人	70人	180人	2,110人
	負傷者	1,390人	380人	770人	4,440人
	避難者	28,520人	2,580人	8,280人	59,690人
建築物全壊棟数		1,640棟	わずか	わずか	1,260棟
焼失棟数（冬18時、強風時）		0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による全壊棟数（夏12時、強風時）		280棟	40棟	80棟	760棟

※値はいづれも、いくつかのケースの中の最大値

出典：第３次長野県地震被害想定調査報告書

被害想定結果（朝日村）

想定地震 / 項目		長野盆地西縁断層帯(信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷断層帯	阿寺断層帯	木曽山脈西縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による地震発生確率(30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6～11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0～4%
規模(マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
最大震度		4	6弱	5弱	5強	6弱	4	5弱
人的被害(冬期の夜)	死者	0人	わずか	わずか	わずか	わずか	0人	わずか
	重傷者	0人	わずか	わずか	わずか	わずか	0人	わずか
	負傷者	0人	10人	わずか	わずか	わずか	0人	わずか
	避難者	0人	70人	わずか	20人	80人	0人	わずか
建築物全壊棟数		0棟	わずか	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
焼失棟数		0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による全壊棟数		0棟	わずか	0棟	わずか	わずか	0棟	0棟

想定地震 / 項目		境峠・神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による地震発生確率(30年以内)		0.02～13%	60～70%		
規模(マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度		6強	5弱	5強	5強
人的被害(冬期の夜)	死者	わずか	わずか	わずか	わずか
	重傷者	わずか	わずか	わずか	わずか
	負傷者	10人	わずか	わずか	わずか
	避難者	190人	わずか	10人	40人
建築物全壊棟数		わずか	0棟	0棟	0棟
焼失棟数(冬・夜)		0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による全壊棟数		わずか	0棟	0棟	わずか

※値はいづれも、いくつかのケースの中の最大値

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

本村においては、長野県内の活断層による地震の中では、境峠・神谷断層帯における
ものが最も大きな被害が出ると想定されています。

境峠・神谷断層帯の地震　震度予測

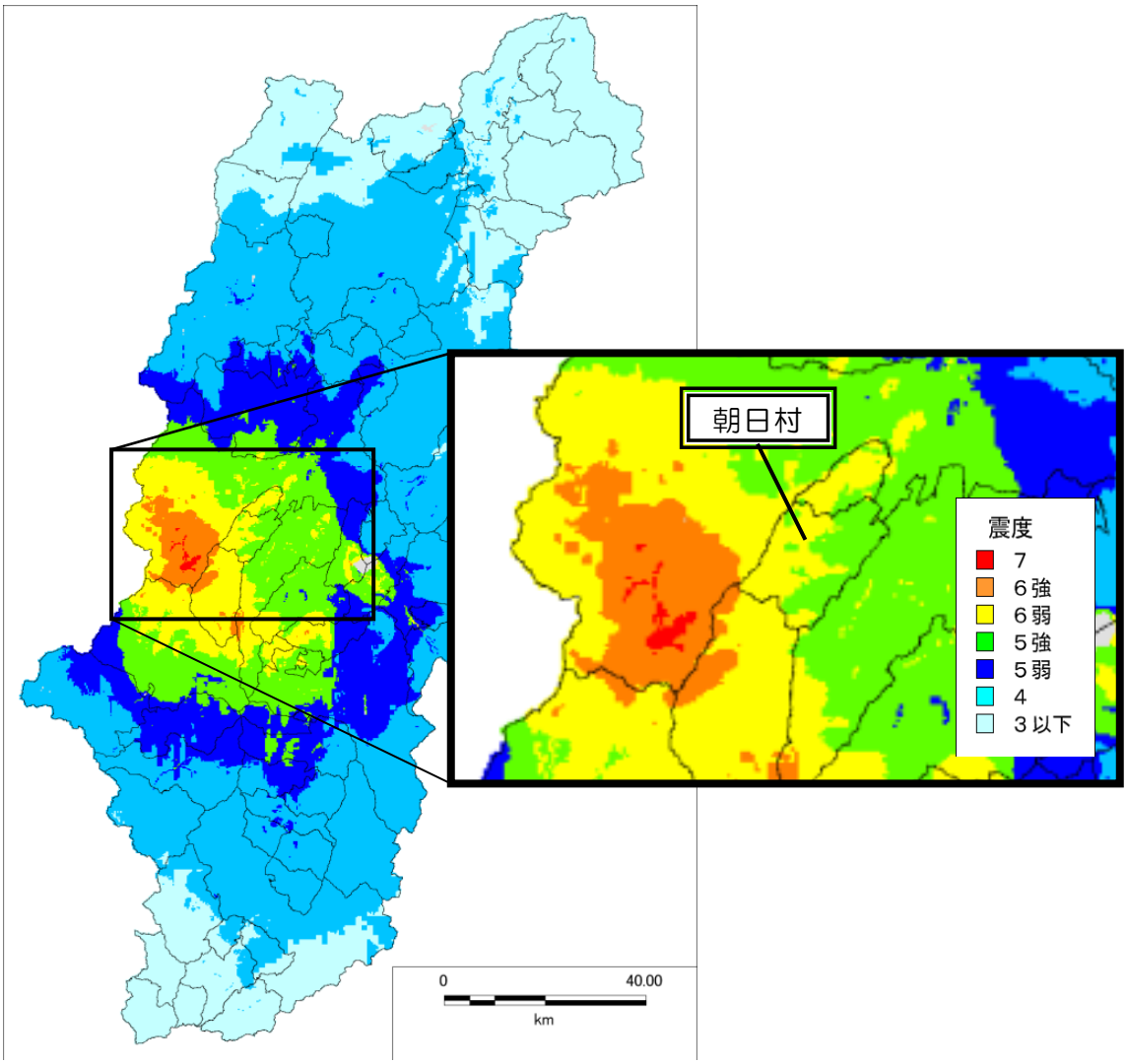

また、長野県内の活断層による地震の中では、今後 30 年以内で、糸魚川-静岡構造線断層帯におけるものと、阿寺断層帯におけるものが発生確率が高く、その震度予測は以下になります。

←― 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震
震度予測

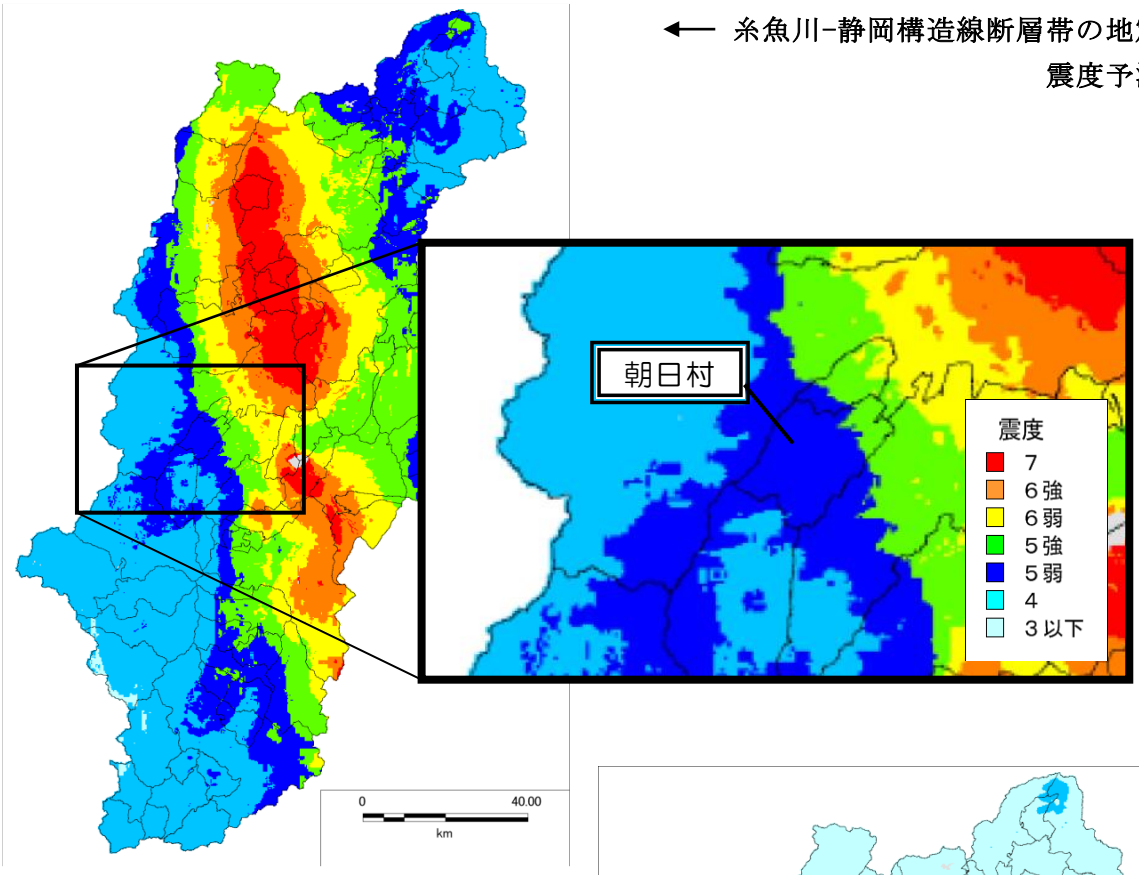

阿寺断層帯の地震　震度予測 ―→

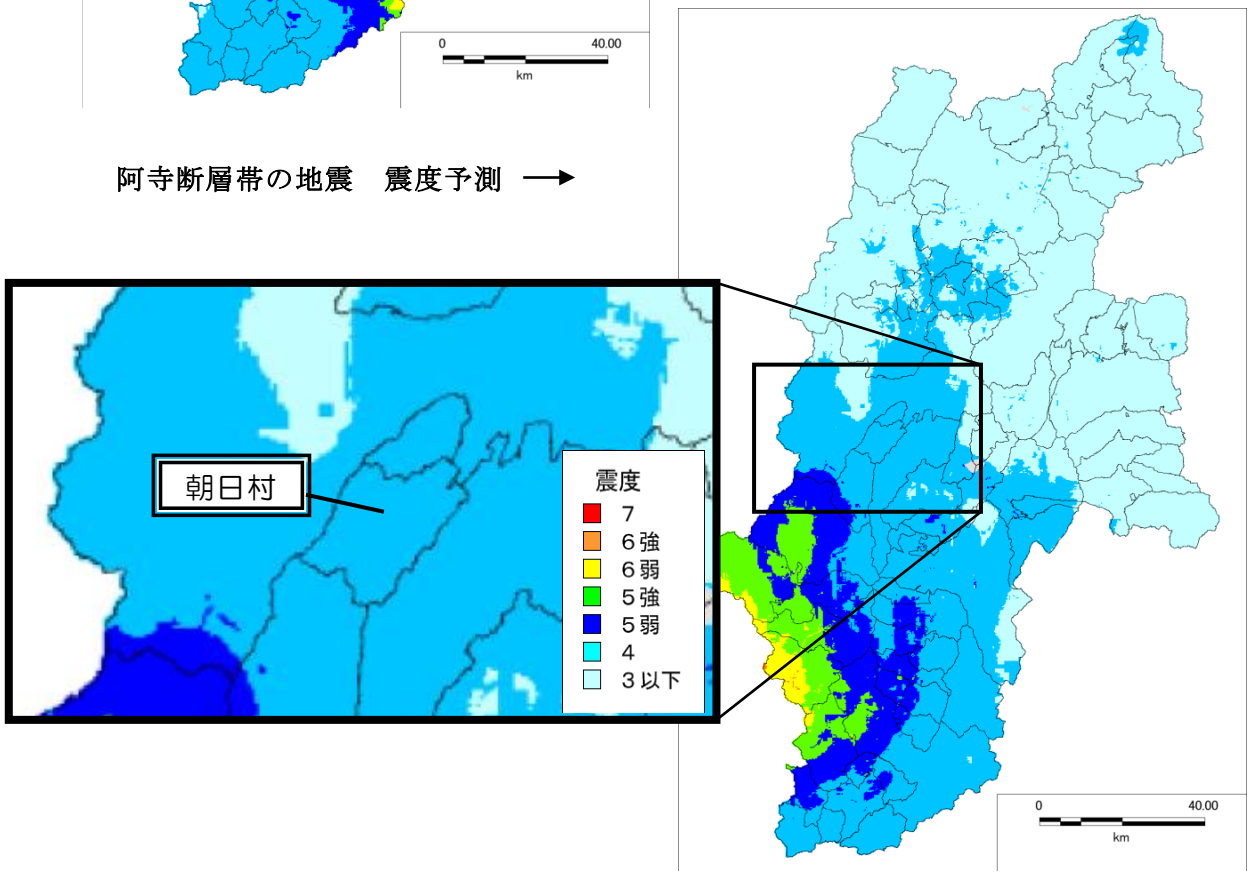

第２章　震災予防計画

防災関係機関等の役割分担

第１節　地震に強いむらづくり

○地震に強い郷土づくり
- 朝日村　関係課
- 長野県　関係全部局
- 防災関係機関　交通・通信施設管理機関

○地震に強いむらづくり
- 朝日村　関係課
- 長野県　関係全部局
- 防災関係機関　関係全機関（各電力会社・ＮＴＴ・松本広域消防局等）

第２節　情報収集・連絡体制計画

○情報収集・連絡体制の整備
- 朝日村　総務課、住民福祉課
- 長野県　危機管理部、県警察本部
- 防災関係機関　松本広域消防局

○情報の分析整理
- 朝日村　総務課

○通信手段の確保
- 朝日村　総務課
- 長野県　危機管理部、県警察本部

第３節　活動体制計画

○職員の非常参集体制の整備
- 朝日村　関係課
- 長野県　関係全部局
- 防災関係機関　関係全機関

○組織の整備
- 朝日村　総務課
- 長野県　危機管理部、建設部
- 防災関係機関　関係全機関

○防災中枢機能等の確保
- 朝日村　関係課
- 長野県　総務部、危機管理部、県警察本部
- 防災関係機関　関係全機関

第４節　広域相互応援計画

○県内全市町村間の相互応援協定
- 朝日村　総務課
- 長野県　危機管理部
- 防災関係機関　長野県市長会、長野県町村会、長野県消防協会

○県内全消防本部間の消防相互応援体制
- 朝日村　総務課
- 長野県　危機管理部
- 防災関係機関　長野県市長会、長野県町村会、長野県消防協会、松本広域消防局

○近隣県市間の相互応援協定
- 長野県　危機管理部

○公共機関及びその他事業者間の相互応援協定
- 防災関係機関　公共機関、関係各事業者

第5節　救助・救急・医療計画

○救助・救急体制の整備

・朝日村　総務課
・住民・事業所　消防団、自主防災会、住民
・長野県　危機管理部、県警察本部
・防災関係機関　松本広域消防局、日本赤十字社長野県支部・自衛隊

○医療用資機材等の備蓄

・朝日村　住民福祉課
・長野県　健康福祉部、危機管理部、県立病院
・防災関係機関　長野赤十字病院、信州大学医学部附属病院、日本赤十字社長野県支部、長野県・郡市医師会等、医療機関、長野県医薬品卸協同組合、他都道府県、近隣市町村

○拠点医療機関の選定

・朝日村　住民福祉課
・長野県　健康福祉部
・防災関係機関　長野赤十字病院、信州大学医学部附属病院、長野県・郡市医師会、長野県・都市歯科医師会等、近隣市町村

○消防機関、医療機関の耐震化

・朝日村　総務課、住民福祉課
・長野県　危機管理部
・防災関係機関　松本広域消防局、日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会

○消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

・朝日村　住民福祉課、総務課、災害対策本部
・長野県　健康福祉部、危機管理部、県警察本部
・防災関係機関　松本広域消防局、近隣市町村の消防、医療機関、他都道府県、関連機関

第6節　消防・水防活動計画

○消防計画

・朝日村　総務課
・住民・事業所　住民、自主防災会
・長野県　危機管理部
・防災関係機関　松本広域消防局、他の地方公共団体

○水防計画

・朝日村　建設環境課、総務課
・住民・事業所　住民、自主防災会
・長野県　建設部
・防災関係機関　地方整備局、松本広域消防局、水防管理団体、他の水防管理団体

第7節　要配慮者支援計画

○在宅者対策

・朝日村　住民福祉課
・住民・事業所　住民（民生児童委員）
・長野県　危機管理部、保健福祉事務所、要配慮者利用施設、社会福祉協議会、ボランティア団体等

○要配慮者利用施設対策

・朝日村　住民福祉課
・住民・事業所　要配慮者利用施設管理者等
・長野県　健康福祉部、危機管理部

○病院入院患者等対策
・長野県　健康福祉部
・防災関係機関　日本赤十字社県支部、長野県・郡市医師会等関係医療機関

○外国籍住民・観光客対策
・朝日村　住民福祉課・産業振興課・総務課
・住民・事業所　駅・旅館等観光関連事業者
・長野県　危機管理部・総務部・産業労働部
・防災関係機関　関係機関・団体、他の地方公共団体、医療機関

第 8 節　緊急輸送計画

○緊急交通路確保計画
・朝日村　建設環境課
・長野県　建設部、農政部、林務部、県警察本部
・防災関係機関　地方整備局、日本道路公団、隣接県警察、建設業界

○緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画
・朝日村　総務課、住民福祉課
・住民・事業所　住民
・長野県　危機管理部、建設部、産業労働部
・防災関係機関　松本広域消防局、ヘリコプター保有機関

○輸送体制の整備計画
・朝日村　総務課、建設環境課
・長野県　危機管理部
・防災関係機関　北陸信越運輸局、長野運輸支局、
長野県トラック・バス・タクシー協会等

○緊急通行車両の事前確認事務
・長野県　危機管理部・県警察本部

第 9 節　障害物の処理計画

○障害物の処理
・朝日村　建設環境課
・住民・事業所　関係用地管理者等、住民、
レッカー車・クレーン車等の保有業者
・長野県　林務部、農政部、建設部、県警察本部
・防災関係機関　森林組合等林業関係団体、建設業協会等、関係機関

第 10 節　避難収容活動計画

○避難計画の策定
・朝日村　住民福祉課、総務課
・住民・事業所　要配慮者利用施設の管理者、住民、
その他施設の管理者、自主防災会
・長野県　健康福祉部、危機管理部、県警察本部
・防災関係機関　関係全機関

○避難場所等の確保
・朝日村　総務課、学校長、住民福祉課
・住民・事業所　住民
・長野県　県有施設管理部局、学校長
・防災関係機関　関係全機関、隣接市町村、医療機関、要配慮者利用施設等

○応急仮設住宅の供給体制の整備
・朝日村　建設環境課
・長野県　危機管理部、建設部
・防災関係機関　プレハブ建築協会

○学校等における避難計画
・朝日村　教育委員会、学校長
・長野県　教育委員会、学校長、総務部
・防災関係機関　警察署、松本広域消防局、私立学校、その他関係機関

第 11 節　孤立防止対策	
	○通信手段の確保 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部、総務課 ・防災関係機関　私立学校
	○災害に強い道路網の整備 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部、林務部、農政部
	○孤立予想地域の実態把握 ・朝日村　住民福祉課、建設環境課 ・住民・事業所　住民
	○自主防災会の育成 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　危機管理部
	○避難所の確保 ・朝日村　住民福祉課、総務課
	○備蓄 ・朝日村　住民福祉課、総務課 ・住民・事業所　住民、観光・宿泊施設等
第 12 節　食料品等の備蓄・調達計画	
	○食料品等の備蓄・調達体制の整備 ・朝日村　総務課、産業振興課 ・住民・事業所　卸・小売業者、流通業者、米穀卸売業者、卸売市場業者、住民、企業等 ・長野県　危機管理部、農政部、産業労働部、地域振興局 ・防災関係機関　松本空港管理事務所、関東農政局（長）、他の地方公共団体等
	○食料品等の供給計画 ・朝日村　住民福祉課、総務課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　危機管理部、農政部、産業労働部、地域振興局 ・防災関係機関　松本空港管理事務所
第 13 節　給水計画	
	○飲料水等の備蓄・調達体制の整備 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　健康福祉部、企業局 ・防災関係機関　水道協議会
	○飲料水等の供給計画 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　健康福祉部、環境部、企業局 ・防災関係機関　他都道府県

第 14 節　生活必需品の備蓄・調達計画	
	○生活必需品の備蓄・調達体制の整備 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　流通業者、住民 ・長野県　産業労働部、危機管理部 ・防災関係機関　関係全機関
	○生活必需品の供給体制の整備 ・朝日村　住民福祉課 ・住民・事業所　流通業者 ・長野県　産業労働部 ・防災関係機関　関係全機関
第 15 節　危険物施設等災害予防計画	
	○危険物施設災害予防計画 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民、職員・従業員 ・長野県　危機管理部、県警察本部 ・防災関係機関　松本広域消防局、危険物施設管理者、危険物取扱者等、近隣の危険物取扱事務所、関係機関
第 16 節　電気施設災害予防計画	
	○施設・設備の安全性の確保 ・長野県　企業局 ・防災関係機関　中部電力・東京電力
	○職員の配置計画 ・長野県　企業局 ・防災関係機関　中部電力・東京電力
	○関係機関との連携 ・長野県　企業局 ・防災関係機関　中部電力
第 17 節　都市ガス施設災害予防計画	
	○大規模地震対応マニュアルの整備 ・防災関係機関　都市ガス事業者
	○施設・整備の安全性の確保 ・防災関係機関　都市ガス事業者
	○職員の配置計画 ・防災関係機関　都市ガス事業者
	○関係機関との連携 ・防災関係機関　都市ガス事業者、消防、警察、道路管理者、都市ガス協会、日本ガス協会、関東中央部会、長野県エルピーガス協会
第 18 節　上水道施設災害予防計画	
	○水道施設・設備の整備及び安全性の確保 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　健康福祉部、企業局 ・防災関係機関　水道事業者
第 19 節　下水道施設災害予防計画	
	○施設・設備の課題 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　農政部、建設部

	○緊急連絡体制、復旧体制の確立 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　民間業者 ・長野県　農政部、建設部 ・防災関係機関　他の地方公共団体
	○緊急用、復旧用資材の計画的な確保 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部
	○下水道施設台帳の整備・拡充 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　農政部、建設部
	○管渠及び処理場施設の系統の多重化 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部
第 20 節　通信・放送施設災害予防計画	
	○緊急のための通信確保 ・朝日村　総務課
	○県防災行政無線通信施設災害予防 ・長野県　総務部、危機管理部、建設部
	○市町村防災行政無線通信施設災害予防 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民、自主防災会 ・防災関係機関　防災・生活関連機関
	○電気通信施設災害予防 ・防災関係機関　ＮＴＴ
	○放送施設災害予防 ・防災関係機関　ＮＨＫ・各放送局
	○警察無線通信施設災害予防 ・長野県　県警察本部
	○道路埋設通信施設災害予防 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　ＮＴＴ、道路管理者、地方建設局
第 21 節　鉄道施設災害予防計画	
	○災害予防計画の整備 ・防災関係機関　ＪＲ東日本、私鉄各社、北陸信越運輸局、関係機関
第 22 節　災害広報計画	
	○被災者への情報の提供体制 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民・事業者 ・長野県　総務課、危機管理部
	○報道機関への情報提供及び協定 ・朝日村　総務課 ・長野県　通常…危機管理防災課 本部設置時…広報班長、総務課、危機管理部 ・防災関係機関　長野県大規模災害ラジオ放送協議会

第 23 節　土砂災害等の災害予防計画	
	○地すべり対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　農政部、建設部、林務部 ・防災関係機関　地方整備局
	○山地災害危険地対策 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　林務部
	○土石流対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　地方整備局
	○急傾斜地崩壊防止対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　農政部、建設部 ・防災関係機関　農業用用排水路等を管理する団体
第 24 節　防災都市計画	
	○建築物不燃化の促進 ・長野県　建設部
	○防災空間の整備拡大 ・長野県　建設部
	○市街地開発事業による都市整備 ・長野県　建設部
第 25 節　建築物災害予防計画	
	○公共建築物 ・朝日村　総務課（財産管理）、関係課（施設管理） ・長野県　建設部、関連全部局 ・防災関係機関　関連全機関
	○一般建築物 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　建築物の所有者 ・長野県　建設部
	○落下物・ブロック塀等 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部
	○文化財 ・朝日村　教育委員会 ・住民・事業所　所有者 ・長野県　教育委員会
第 26 節　道路及び橋梁災害予防計画	
	○道路及び橋梁の耐震性の整備 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部、企業局、道路公社、県警察本部 ・防災関係機関　地方整備局

	○関係団体との協力体制の整備 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　危機管理部、建設部、企業局 ・防災関係機関　地方整備局、関東知事会等、建設業協会
第 27 節　河川施設等災害予防計画	
	○河川施設災害予防 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　地方整備局
	○ダム施設災害予防 ・長野県　建設部、農政部、企業局 ・防災関係機関　地方整備局、水資源機構、電力各社
第 28 節　ため池災害予防計画	
	○ため池災害予防計画 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　農政部 ・防災関係機関　管理団体
第 29 節　農林水産物災害予防計画	
	○農水産物災害予防計画 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　住民（農業者） ・長野県　農政部 ・防災関係機関　関係機関
	○林産物災害予防計画 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　林務部 ・防災関係機関　関係業界・中信森林管理署
第 30 節　積雪期の地震災害予防計画	
	○雪対策の推進 ・朝日村　総務課、産業振興課
	○道路交通の確保 ・朝日村　建設環境課 ・住民　自主防災会
	○消防活動の確保 ・朝日村　総務課、産業振興課 ・防災関係機関　松本広域消防局
	○避難場所及び避難路の確保 ・朝日村　総務課、産業振興課
	○寒冷対策の推進 ・朝日村　総務課
	○スキー客等に対する対策 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　関係事業所

第 31 節　災害の拡大と二次災害の予防計画	
	○建築物、構造物に係る二次災害予防対策 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　林務部、建設部、企業局
	○危険物施設等に係る二次災害予防対策 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　職員、従業員、住民、一般消費者、一般消費先 ・長野県　危機管理部、産業労働部、健康福祉部 ・防災関係機関　松本広域消防局、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等、（近隣の）危険物取扱事業所、火薬類取扱施設の管理者、警察署、高圧ガス製造事業者等、液化石油ガス販売事業者等、公共施設の管理者、長野県エルピーガス協会、毒物劇物営業者・業務上取扱者
	○河川施設の二次災害予防対策 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　地方整備局、ダム管理者
	○山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部
第 32 節　防災知識普及計画	
	○住民・自主防災会・企業等に対する防災知識の普及活動 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民、企業等、自主防災会 ・防災関係機関　松本広域消防局、報道機関等
	○防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 ・朝日村　総務課 ・防災関係機関　防災上重要な施設の管理者等、松本広域消防局
	○学校等における防災教育の推進 ・朝日村　教育委員会、学校長、総務課 ・長野県　教育委員会 ・防災関係機関　松本広域消防局、関係機関
	○地方公共団体の職員に対する防災知識の普及 ・朝日村　総務課
第 33 節　防災訓練計画	
	○防災訓練の種別及び実施時期 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民・企業等 ・防災関係機関　松本広域消防局
	○実践的な訓練の実施と事後評価 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民、自主防災会、企業等 ・長野県　県警察本部（県公安委員会）
第 34 節　災害復旧・復興への備え	
	○データの保存及びバックアップ ・朝日村　総務課、関係全課 ・長野県　関係全部局 ・防災関係機関　関係全機関

第 35 節　自主防災会等の育成に関する計画	
	○地域住民等の自主防災会の育成 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民・事業所
	○自主防災会の活動内容 ・住民・事業所　自主防災会
	○活動環境の整備 ・朝日村　総務課
	○組織の活性化 ・朝日村　総務課
	○各防災組織相互の協調 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　自主防災会
第 36 節　企業防災に関する計画	
	○企業防災の充実 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　各企業
第 37 節　ボランティア活動の環境整備	
	○災害救援ボランティアの事前登録 ・朝日村　住民福祉課 ・住民・事業所　住民 ・防災関係機関　朝日村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、ボランティア関係団体
	○ボランティア団体間の連携 ・朝日村　住民福祉課 ・防災関係機関　ボランティア関係団体
	○ボランティアコーディネーターの養成 ・朝日村　住民福祉課
第 38 節　災害対策基金等積立及び運用計画	
	○災害救助基金の積立 ・長野県　危機管理部
	○基金の積立 ・朝日村　総務課
第 39 節　震災対策に関する調査研究及び観測	
	○震災対策に関する調査研究及び観測 ・朝日村　総務課、産業振興課、関係全課 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　国、松代地震センター、東京大学地震研究所、長野地方気象台
第 40 節　観光地の災害予防計画	
	○観光地での観光客の安全確保 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　事業所
第 41 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	
	○住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民・事業所 ・長野県　危機管理部

第１節　地震に強いむらづくり

第１　基本方針

村内における構造物・施設等について、防災基本計画及び県の地域防災計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、地震防災に関する事業計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第２　主な取組み

１　施設等の耐震性の確保、郷土保全機能の増進等地震に強い朝日村を形成する。

２　地震に強い村構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いむらづくりを推進する。

３　防災拠点施設等を整備し、住民、企業、各種の団体等により防災意識の普及に努める。

第３　計画

１　地震に強い郷土づくり

(1) 村が実施する計画（全部）

ア　総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。

イ　基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ　地すべり、がけ崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び林野等の郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ　東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第１章第４節「被害想定」を参考に関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

オ　老朽化した公共施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 関係機関が実施する計画（交通・通信施設管理機関）

主要な道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により耐震性の確保に努める。

２　地震に強いむらづくリ

(1) 実施計画（全部・全機関）

ア　地震に強い村構造の形成

(ア)　幹線道路、公園、河川等骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い村構造の形成を図る。

(イ)　不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

（ウ）　立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

イ　建築物等の安全化

（ア）　不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的な実施に努める。

（イ）　住宅等の建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

（ウ）　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する対策を積極的に実施する。

（エ）　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

（オ）　災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

（カ）　指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ　ライフライン施設等の機能の確保

（ア）　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

（イ）　関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン整備を図る。

（ウ）　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ　地質、地盤の安全確保

（ア）　施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施する他、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。

（イ）　個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

オ　危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ　災害応急対策等への備え

（ア）　被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

（イ）　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

（ウ）　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

（エ）　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

（オ）　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

イ　建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

ウ　ライフライン施設等の機能の確保

（ア）　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

（イ）　関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設の整備を図る。

（ウ）　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

エ　地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施する他、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

オ　危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー

施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ　災害応急対策等への備え

（ア）　次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

（イ）　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

（ウ）　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

（エ）　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

（オ）　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

別紙　災害危険区域の把握

（1）実施計画（全部・全機関）

災害未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

ア　地滑り危険箇所　　国土交通省所管のもの・・・・建設環境課土木・農地係
　　農水省所管のもの・・・・・・産業振興課農林・商工係

イ　急傾斜地崩壊危険箇所　国土交通省所管のもの・・建設環境課土木・農地係
　　農水省所管のもの・・・・・・産業振興課農林・商工係

ウ　土石流危険箇所　　国土交通省所管のもの・・・・建設環境課土木・農地係
　　農水省所管のもの・・・・・・産業振興課農林・商工係

エ　重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設環境課土木・農地係

オ　水防上重要な水門及びため池・・・・・・・・・・産業振興課農林・商工係

カ　道路橋梁等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設環境課土木・農地係

キ　危険物貯蔵所等・・・・・・・・・・・・・・・・・総務課

防災関係機関ごとの危険箇所の把握体制

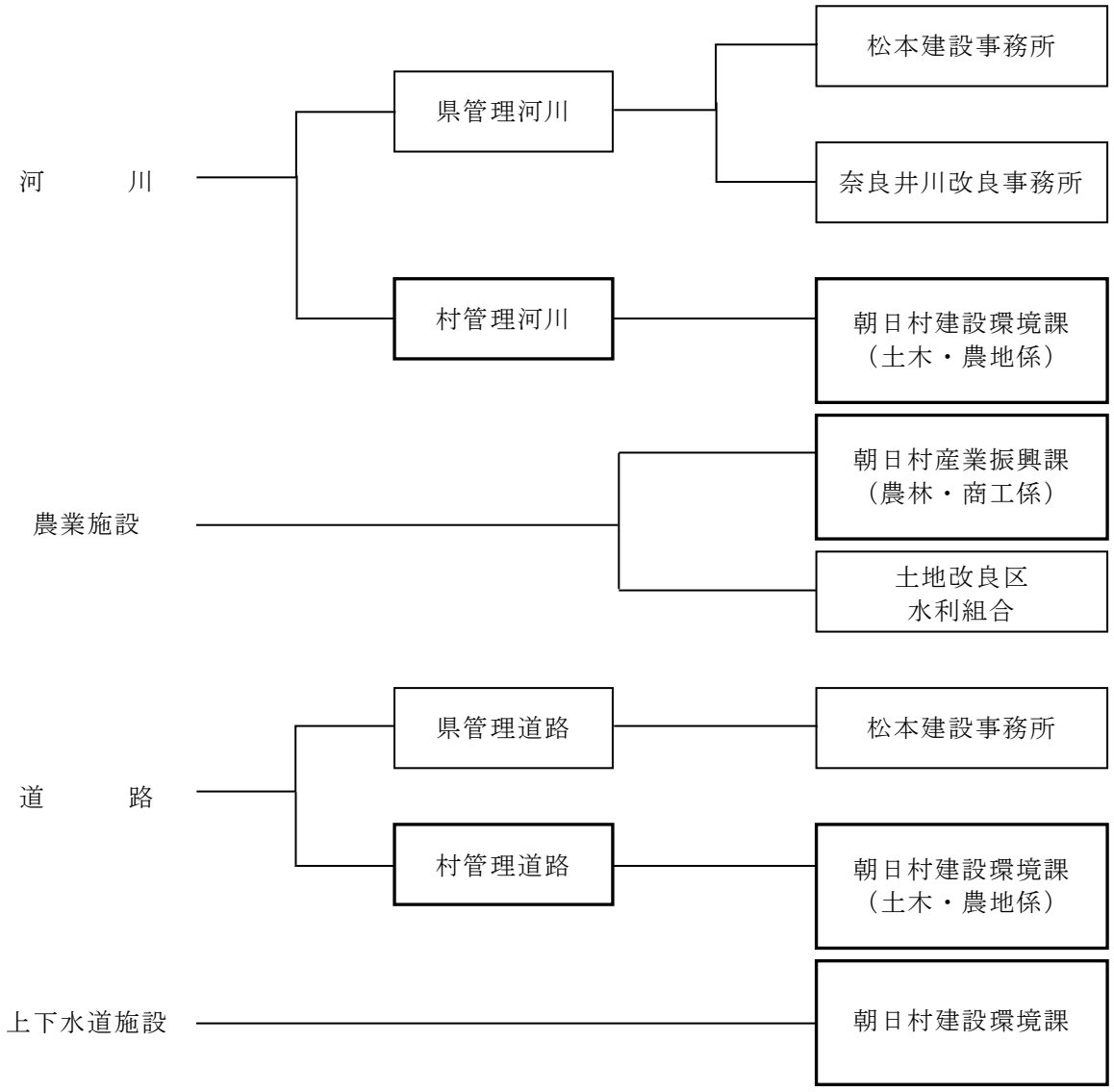

第２節　情報収集・連絡体制計画

第１　基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく村と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第２　主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。

２　村は県及び関係機関と連携をとりながら、防災関連情報のデータベース化を図る等、震災時の被害予測システムの研究を推進するとともに、伝達体制を整備して、収集した情報等の住民等への周知を図る。

３　情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第３　計画

１　情報収集・連絡体制の整備

(1) 村が実施する計画（総務課・住民福祉課）

ア　被害状況等の把握及び被害調査は、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定め、調査実施の際には、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。

イ　映像情報収集機器の導入等による、円滑な情報収集機能の確保を検討する。

ウ　役場庁舎を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備を図る。

エ　情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

オ　災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

震災時における消防活動を効果的に実施するため、住民からの通報内容、消防職員･団員が参集時に収集した情報、ヘリコプターによる情報及び防災関係機関相互の情報交換等、あらゆる手段を講じて情報の収集に努める。

(3) 関係機関が実施する計画

ア　被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ　円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

ウ　村、県に情報連絡員を派遣するための体制の整備に努める。

２　情報の分析整備

村及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

3　通信手段の確保

(1) 同報系デジタル防災行政無線（戸別受信機含む）の更新及び機能強化を図るとともに、移動系デジタル防災行政無線の適正な維持管理を図る。

(2)災害時に近隣ＣＡＴＶ事業者の協力のもと臨時災害放送局の開局ができる体制の構築及び､アマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

(3) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

(4) 携帯衛星電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ―ＬＴＥ）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

(5) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(6) 村は、ＮＴＴに対し、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関等に関する災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。

第３節　活動体制計画

第１　基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、災害時・職員初動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、災害時における活動体制の整備を図る。

第２　主な取組み

１　職員による配備活動体制の整備、「災害時・職員初動マニュアル」の整備を推進する。

２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。

３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。

５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第３　計画

１　職員の非常参集体制の整備

(1) 村が実施する計画

ア　災害の規模に応じた職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制の整備を行う。

イ　災害時・職員初動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

ウ　応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築に努めるものとする。

(2) 消防関係機関が実施する計画

ア　松本広域消防局

(ア)　消防職員

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、広域連合消防計画等により定め、必要に応じて見直しを行う。

イ　朝日村消防団

(ア)　消防団員

消防団員の招集は、村の招集計画による。

(3) 関係機関が実施する計画

ア　職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外において迅速な対応ができる体制の整備を行う。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合の他、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

イ　災害時・職員初動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2　組織の整備

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制と組織間の応援協力体制の整備を図る。

防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

(1) 村が実施する計画

災害対策基本法第 16 条に基づき設置した村防災会議により、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した村地域防災計画の作成・修正及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成・修正を行い、その計画の実施を推進する。

(2) 松本広域消防局

村地域防災計画の円滑な実施及び松本広域圏内の迅速な消防活動を行うため、消防機関、自衛隊、地域振興局、警察署、建設事務所及び保健福祉事務所で構成する消防防災関係機関連絡会・松本広域消防局管内消防団長連絡会等を開催し、機関相互の連携体制について、さらに具体的な調整を図る。

(3) 関係機関が実施する計画

本村を管轄もしくは本村内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、村、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3　防災中枢機能等の確保

防災中枢機能を果たす施設･設備等の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(1) 村が実施する計画

ア　地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設（役場庁舎）、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

イ　長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

ウ　停電時に備え、災害対策拠点施設への非常用電源施設の更なる整備を進める。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

災害活動の中核としての庁舎機能の維持、管理及び安全性の確保等に努める。

(3) 関係機関が実施する計画

防災中核機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4　複合災害への備え

同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し､災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し､備えを充実する。

その際、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害の動員に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5　業務継続性の確保

(1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のためには、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第４節　広域相互応援計画

第１　基本方針

災害時においては、その規模及び被害の状況から、村、県及び関係機関等の単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となることも予想されるため、長野県市町村災害時相互応援協定（資料５参照）、長野県消防相互応援協定（資料４参照）に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するとともに、関連機関との相互応援協定を締結し、平常時からの連携の強化を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第２　主な取組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。

２　県内全市町村による長野県市町村災害時相互応援協定の締結に基づく円滑な応援体制整備を図る。

３　県内全消防本部による、長野県消防相互応援協定の締結に基づく円滑な応援体制整備を図る。

４　公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。

５　友好市町村等との相互応援体制の確立を図る。

６　村と県が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。

７　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第３　計画

１　県内全市町村間の相互応援協定

(1) 村が実施する計画（総務課）

ア　県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

イ　長野県市町村災害時相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

ウ　備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

エ　長野県市町村災害時相互応援協定における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

(2) 関係機関が実施する計画（県市長会、県町村会、県消防協会）

ア　県及び市町村との調整を図り、相互応援協定に基づく連携の強化を促進する。

２　県内全消防本部間の消防相互応援体制

長野県消防相互応援協定が締結され、県内における消防本部を置く市町村間の相互応援を行う体制整備が図られている。今後、この協定に基づき平常時から連携強化を図り消防相互応援体制を確立する。

また、平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から村、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(1) 村が実施する計画（総務課）

ア　松本広域消防局と連携をとり、各消防本部間の協定に基づく応援協定が迅速かつ的確に実施できる体制の整備を支援する。

イ　松本広域消防局が他の消防本部と行う合同訓練等に協力し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。

ウ　県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等への協力に努める。

(2) 松本広域消防局

ア　協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び中信地域（松本広域消防局、北アルプス広域消防本部、木曽広域消防本部）の連絡会議を開催する。

イ　合同訓練等を実施し、消防本部間の連携強化を図る。

(3) 関係機関が実施する計画（県市長会、県町村会、県消防長会）

全消防本部間の消防相互応援協定の円滑な応援体制が図られるよう県及び市町村等との調整に努める。

3　近隣県市間の相互応援協定

県では、全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」､関東地方知事会を構成する１都９県による｢震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する９県１市による「災害応援に関する協定」並びに新潟県と「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これらの協定に基づき一層の連携強化を図る。

また現在村は、他市町村等との独自の相互応援体制がないことから、今後相互応援体制の構築を推進する必要がある。

(1) 村が実施する計画（総務課）

ア　相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ　相互応援協定により実施する応援については、締結先市町村の防災体制の把握及び合同訓練の実施等により連携を強化し、災害時の円滑な応援及び受援体制の整備に努める。

ウ　迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう体制の整備を図る。

4　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

村が締結している、各機関との協定に基づき、迅速かつ円滑な活動体制が図れるよう連携を強化する。また、村は応急、復旧活動等が円滑かつ迅速に実施できるよう、防災関係事業者等と防災上必要な事項について事前に協定を締結するよう努める。

5　村と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行う等、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

6　広域活動拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受入れられる広場は数が限られるため、本村が地域の中心的な拠点や周辺市町村避難場所、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられる。

(1) 村及び関係機関が実施する計画

ア　広域活動拠点が村内に選定された際には、村､県及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

イ　関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストをもとにあらかじめ状況を把握する。

第５節　救助・救急・医療計画

第１　基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助、救急用資機材、医薬品等の備蓄調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

医療機関の被害状況、患者の受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が的確な状況を把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第２　主な取組み

１　災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。

２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。

３　消防団詰所、公民館等防災対策拠点施設の耐震診断等を実施促進し、段階的な耐震強化、又は改築等を図る。

４　災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第３　計画

１　救助・救急体制の整備

(1) 村が実施する計画（総務課）

ア　消防団詰所、公民館等防災対策拠点施設等に、救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団、日赤奉仕団、自主防災会等住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した救急方法及び応急手当の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ　松本広域消防局との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

ウ　人命救助、救急搬送活動を迅速に実施するための施設（ヘリポート等）の整備を図る。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア　救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に行うとともに「救助隊の編成装備及び配置の基準を定める省令」による装備の整備を促進する。

イ　救急救命士の養成等、救急業務の高度化を促進する。

ウ　地震災害の人命救助活動等を迅速に実施するため、特殊車両・高度救助用資機材の整備を図る。

a　画像探知機（ファイバースコープ）、シリウス、地中音響探知器、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、ダイヤモンドチェーンソー、充電式鉄筋カッター、地震警報器等

b　エアーテント及び後方支援車両等の緊急消防救助隊の後方支援資機材

エ　住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。

オ　消防団、自主防災会等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

カ　家庭、施設及び事業所等に応急救急資機材及びバール、ジャッキ等応急救助機具の設置を奨励する。

キ　関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。

ク　民間患者等搬送車の普及啓発を行うとともに、発災時の消防機関との連携体制を確立する。

(3) 関係機関が実施する計画

ア　日本赤十字社が策定した、主要救護装置基準、救護班１個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。また赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。（日本赤十字社長野支部）

イ　大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入・活用する。（自衛隊松本駐屯地部隊）

２　医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 43 品目を県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目を県下６箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成 30 年３月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。

日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下２箇所の血液センターに常時備蓄している。

(1) 村が実施する計画（住民福祉課）

ア　災害等救急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、あらかじめ計画を策定する。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ調整を図る。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

イ　長野県医薬品卸売協同組合、長野県医療機器販売業協会及び日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野支部は、次に掲げる事項を行う。

a　各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努める。

b　不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備に努める。

c　使用施設の耐震化等安全性の確保に努める。

３　災害医療支援体制の整備

(1) 村が実施する計画（住民福祉課）

平成 25 年に策定された「松本広域圏災害時医療連携指針」において、震度６弱以上の震災被害に対しては医療支援を受けられる体制が確立された。

今後は、支援体制の増強及び、他地域の災害の際に、迅速な支援ができるような体制づくりに努める。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　日本赤十字社長野県支部、塩筑医師会、塩筑歯科医師会、国立・大学病院等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

イ　長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

ウ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

エ　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

４　消防機関、医療機関の耐震化

消防施設は災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努める。

(1) 村が実施する計画

ア　消防団詰所、公民館等防災対策拠点施設等の耐震化の向上に努める（総務課、施設管理担当課）。

イ　医療機関に対し、耐震化に関する指導を行う（住民福祉課）。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア　消防庁舎等については、すでに耐震診断及び耐震化事業済である。今後、定期的な建物点検、修繕等を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。

５　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切かつ迅速に入手することが不可欠である。そのために、関係機関による情報ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立しておく。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める。

この他、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。

(1) 村が実施する計画

ア　大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、おおむね次に掲げる事項を事前に定めておく。

(ア)　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

（イ） 最先到着隊による措置
（ウ） 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
（エ） 応急救護所の設置基準、編成、任務等
（オ） 各活動隊の編成と任務
（カ） 消防団の活動要領
（キ） 通信体制
（ク） 関係機関との連絡
（ケ） 報告及び広報
（コ） 訓練計画
（サ） その他必要と認められる事項

イ　近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」、塩筑医師会との「災害時の医療救護に関する協定」及び松本広域圏３市５村（松本市、塩尻市、安曇野市、生坂村、山形村、朝日村、麻績村、筑北村）の間で「松本広域圏災害時医療連携指針」が確立されている。それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

ウ　消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア　圏域における救急医療体制の充実推進を目的として、３医師会、国立医療機関、保健福祉事務所等県の指導機関、行政及び松本広域連合で組織する「松本広域圏救急医療連絡会議」を平成７年に発足した。

震災時における多数傷病者事故等の対応の研究、松本広域消防局と医療機関等、関係相互の連携体制を強化推進する。

イ　村が締結している塩筑医師会との「災害時の医療救護に関する協定」を補完するため、災害時に村長が要請を行ういとまがないときを想定し、連合長が行う「覚書」の締結を促進する。

ウ　村災害対策本部への消防職員の派遣に伴う職員の業務内容を明確にして、有事の災害に備える。

エ　近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備する。

近隣消防機関、医療機関一覧

消防機関	連絡方法	医療機関	連絡方法
北アルプス 広域消防本部	0261－22－0119	市立大町総合病院 JA 長野厚生連 安曇総合病院	0261－22－0415 0261－62－3166
木曽広域消防本部	0264－24－3119	長野県立木曽病院	0264－22－2703
諏訪広域消防本部	0266－22－0119	市立岡谷市民病院	0266－23－8000

(3) 関係機関が実施する計画

ア　医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

イ　塩筑医師会、塩筑歯科医師会は、他の地区の医師会等との応援体制の整備を図る。

災害拠点病院

基幹災害医療センター	長野赤十字病院（長野市）
地域災害医療センター	佐久総合病院（佐久市）、国立病院機構信州上田医療センター（上田市）、諏訪赤十字病院（諏訪市）、伊那中央病院（伊那市）、飯田市立病院（飯田市）、県立木曽病院（木曽町）、信州大学医学部付属病院（松本市）、大町市立大町総合病院（大町市）、長野赤十字病院（長野市）、北信総合病院（中野市）

第６節　消防・水防活動計画

第１　基本方針

大規模震災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第２　主な取組み

１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。

２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

３　応援協力及び関係機関との連携体制の事項について、あらかじめ計画に定める。

第３　計画

１　消防計画

大規模な災害に対しては、消防力の強化の他、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び、住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

また、消防団活動については、地震による大規模災害で団員が被災した場合、十分な組織活動ができない場合も考えられるため、地域住民による応援協力が得られるよう体制づくりを推進する。

(1) 村が実施する計画（総務課）

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模地震災害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取組む。

ア　消防水利の多様化及び適正化

（ア）「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

（イ）震災時においては、水道施設の破損及び道路障害等によって消防活動に影響を及ぼすことが考えられるため、震災対策を踏まえて耐震性防火水槽の設置、河川、水路、プール等の水利の多様化を図る。

（ウ）既設消防水利等について、消防団と協力の上定期的に調査点検を行い、常に最良に使用できる環境を整えるとともに、老朽化等よる施設更新・施設不足エリアへの新設を進める。

イ　消防団の育成及び強化

地震発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、補助事業等を活用した消防団施設、装備の充実・処遇の改善、教育訓練体制の強化等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。なお、団員確保にあっては新規入団員の促進のほか、慣例定年による退団扱い等についても見直し検討を行う。

（ア）　消防団の充実強化等にあっては「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき実施する。

（イ）　消防団装備の充実にあっては、「消防団の装備の基準」に基づき実施するものとし、現有資機材（車両含む）の適時更新及び、地域性を考慮した独自の資機材整備、活動強化のための必要に応じた現有資機材の機能向上・資機材数の増強等を行う。

ウ　被害想定の実施

松本広域消防局と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域の調査を実施して被害想定を行い、当該想定に基づき消防体制の整備、消防水利の確保等に努める。

エ　応援協力体制の確立

「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県消防相互応援協定」に基づき、松本広域消防局と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

オ　自主防災会等の育成促進

大規模災害で団員が被災した場合、十分な団組織活動ができない場合も踏まえ、発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災会の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災会の結成・育成強化を促進する。

カ　応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない等、緊急の必要がある場合は、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

消防機関が迅速かつ効果的に対処できるように、松本広域消防局消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期す。

ア　消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

イ　防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、「消防防災関係機関連絡会」を開催し、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

ウ　火災予防

（ア）　防火思想、知識の普及

大規模地震発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施する他、広域媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火災の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

（イ）　予防消防の充実

消防法第８条に規定する、事業所等防火対象物の権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第４条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

（ウ）　危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を管理する施設の管理者に対し、地震発生時における火災防止について指導する。

ａ　可燃物と酸化剤の混合による発火

ｂ　黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

ｃ　金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

エ　活動体制の整備

大規模地震発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

（ア）　関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整（消防防災関係機関連絡会）

（イ）　大規模火災に対し、消防力の効率的運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画の策定

(3) 住民及び自主防災会が実施する計画

住民は、地震発生時には、まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待った後、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけることや、該当器具の周囲に可燃物を置かないこと等、平常時から火災予防に努め、さらに火災発生時には初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災会においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2　水防計画

本村の中央を流れる鎖川は、鉢盛山から流れ出す野俣沢と、箱抜きから流れ出す中俣沢、橋戸から流れ出す樫俣沢の３つの河川が三俣で合流し、さらに舟ヶ沢へ流れた後に東へ流れ、小野沢付近から流路を北にかえ流下している。

この鎖川へ流れ込む支流は多く、地震発生時には堰止めや堤防の決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、洪水によって堤防の含水比が非常に高くなり決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかけることになるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する。

(1) 村が実施する計画

村は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

ア　水防組織、水防団（消防団）の確立・整備

イ　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄他、次に掲げる事項

（ア）　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

（イ）　緊急時に使用できる資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ　通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

エ　水防工法の検討

オ　水防資機材搬送手段の確立

カ　住民に対する立退きの指示体制の整備

キ　洪水時等における水防活動体制の整備

ク　他の水防管理団体との応援協定

ケ　浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

コ　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

ケ　水防機関の整備（消防団が兼務）

コ　水防計画の策定

サ　水防協議会の設立（当面、村防災会議にて水防に関わる必要事項を協議）

シ　水防訓練の実施

（ア）　水防技能の熟練

（イ）　水防関係機関、自主防災会との連携強化

（ウ）　住民の水防思想の普及啓発

（エ）　災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

（オ）　要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

ス　水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、

河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

(2) 松本広域消防局が実施する計画

ア　通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

イ　平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

ウ　地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視

エ　洪水時等における水防活動体制の整備

オ　その他、松本広域消防連合消防計画による諸活動の実施

(3) 関係機関が実施する計画

ア　堤防側帯、河川防災ステーション等の整備及び水防用・応急復旧資機材及び排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において関係業界団体の協力が得られるよう努める。

イ　指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災会との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の啓発を図るため、水防訓練等を実施する。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ア　浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施する。

イ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

朝日村消防団の組織概要

組織

分団数	4 分団	部数	0 班
方面隊	0 隊	班数	14 班

団員数	条例定数	170 人
	実員数	140 人
性別	男性	139 人
	女性	1 人
職業構成	国家公務員	1 人
	地方公務員	13 人
	特殊法人等公務員に準ずる職員	8 人
	うち農協職員	4 人
	日本郵政グループ	1 人
	その他	117 人
就業形態	被雇用者	87 人
	自営業者	21 人
	家族従事者	23 人
	その他	9 人
	うち学生	0 人
	うち大学生	0 人
	うち専門学校生	0 人
勤務地団員		0 人
機能別	機能別団員	32 人
	機能別分団	0 分団
		0 人
ポンプ	ポンプ自動車	1 台
	小型動力ポンプ付積載車	4 台
	小型動力ポンプ	4 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載無線機	1 台
	携帯無線機	15 台
	受令機	0 台
階級別	団長	1 人
	副団長	1 人
	分団長	4 人
	副分団長	4 人
	部長	0 人
	班長	13 人
	団員	117 人

【組織概要】

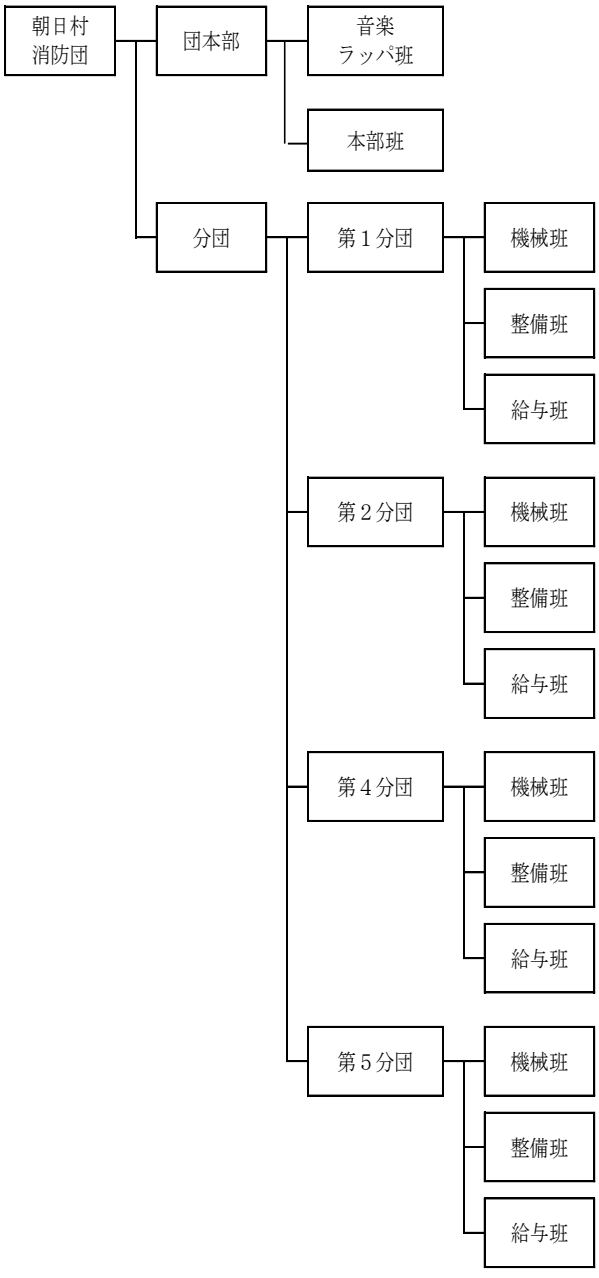

第７節　要配慮者支援計画

第１　基本方針

近年の急速な高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出等による家族や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、児童、傷病者等の要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける可能性が高まっている。このため、村、社会福祉協議会、医療機関、要配慮者利用施設の関係機関は、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第２　主な取組み

１　在宅の避難行動要支援者の状況把握に努めるとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

２　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

３　医療機関、要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

４　外国人、観光客等のために避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第３　計画

１　避難行動要支援者等要配慮者の支援

(1) 村が実施する計画（住民福祉課）

ア　避難行動要支援者等要配慮者の状況把握

災害時に介護を要する高齢者や心身障がい者等の所在地及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者について、関係課で把握している情報を集約し、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ　避難行動要支援者名簿の整備

村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

（ア）　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は次の事項に該当する者とする。

a　要介護認定３～５を受けている者

b　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）

c　療育手帳Ａを所持する者

d　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

e　村の生活支援を受けている難病患者

f　75 歳以上の一人暮らし高齢者

g　80 歳以上の高齢者のみ世帯

h　上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

（イ）　避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

a　氏名

b　生年月日

c　性別

d　住所又は居所

e　電話番号その他の連絡先

f　避難支援等を必要とする事由

g　上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

（ウ）　避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置をとる。

また、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

また、避難行動要支援者名簿の他に災害時の避難支援想定を促進するため、「お助け台帳」の随時更新や「災害時住民支え合いマップ」の作成を行う。

（エ）個別避難計画作成の努力義務

村は、朝日村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた

場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況を考慮し、優先度が高いよう配慮者から作成できるものとする。

ウ　避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設において、耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物質等の備蓄に努める。

エ　要配慮者の態様に配慮した避難計画の策定

要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の要配慮者の態様に配慮した避難計画を策定するとともに、住民に対し指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の周知徹底を図る。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援に活用できるよう、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

オ　避難支援計画等の活用

避難支援計画については、村の防災・福祉担当及び自主防災会や要配慮者（避難行動要支援者）の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

カ　支援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、要配慮者利用施設、近隣住民ボランティア組織等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援、協力体制の確立に努める。

キ　要配慮者及びその家族に対する指導

要配慮者が被災時において、的確に地域に支援を求め、安全な避難を行うために、要配慮者及びその家族に以下の指導を行う。

（ア）　日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日ごろから対策を講じておくこと。

（イ）　災害発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的なつながりを大切にすること。

（ウ）　地域において防災訓練が実施される場合には、可能な限りで積極的に参加すること。

ク　地域住民等に対する指導

要配慮者が被災時において、的確に地域に支援を求め、安全な避難を行うために、地域住民に以下の指導を行う。

（ア）　地域住民による防災組織等において、地域居住の要介護者の把握に努め、支援体制について日ごろから整備する。

（イ）　災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力すること。

（ウ）　区長、地区長、民生児童委員等に対して、該当者一覧を配布する。ただし、プライバシー保護には十分配慮する。

ケ　避難のための情報伝達

避難行動要支援者等要配慮者に対する避難支援協力体制を踏まえ、災害時の情報の伝達が混乱及び遅滞なく行われるよう、地域住民も含めた情報伝達経路の確立に努める。

コ　避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者それぞれの支援が必要な事由を勘案し、災害時に速やかに避難できるよう避難支援の方法についても、日ごろより村と地域が一体となって検討・確立できるよう努める。

サ　情報伝達時の留意事項

（ア）　情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。

（イ）　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

（ウ）　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

（エ）　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮する。

シ　避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

ス　個別避難計画の事前提供

村は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

セ　避難行動要支援者への配慮

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ソ　地区防災計画との調整

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練

等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2　要配慮者利用施設対策

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設においては、施設利用者の安全確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化等、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(1) 村が実施する計画（住民福祉課）

ア　非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ　防災施設・設備の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、医薬品とその他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うよう指導する。

ウ　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災会等を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

エ　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、村は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ　応援体制及び受入れ体制の整備

要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。

加えて、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された要配慮者利用施設を、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所

としてあらかじめ指定するよう努める。

カ　要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(2) 要配慮者利用施設が実施する計画

ア　非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

イ　防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行う。

ウ　組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災会等を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

エ　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

オ　応援体制及び受入れ体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導のもとに、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

そして、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

３　外国籍住民・観光客対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国籍住民や観光客等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災環境づくりに努める。

(1) 村が実施する計画

ア　外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

イ　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

村は、観光客や村内に居住する外国籍住民等に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。

ウ　外国籍住民等の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーション等外国籍住民等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

エ　観光客の安全対策の推進

関係機関、関係団体と相互に連絡協調して、緊急時の連絡体制の確立と観光客の安全対策の推進を図るとともに、観光関連事業者と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

オ　防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民の参加促進等を通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

カ　応援体制及び受入れ体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　不特定多数の人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化等、外国籍住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

イ　医療機関においては、外国籍住民等に対する応急救護体制の整備を図る。

4　在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携のもとに行う必要がある。

(1) 村が実施する計画（住民福祉課）

ア　緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や

自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

イ　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

ウ　避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

エ　支援協力体制の整備

社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

5　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 村が実施する計画（住民福祉課）

ア　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。施設ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ　浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(2) 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施する。

計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告する。

第８節　緊急輸送計画

第１　基本方針

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救護活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第２　主な取組み

１　緊急輸送路の確保に関する計画を策定する。

２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。

３　各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。

４　緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第３　計画

１　緊急交通路確保計画

(1) 村が実施する計画（建設環境課）

ア　警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述の拠点ヘリポート及び物資輸送拠点の交通確保について、特に配慮する。

イ　朝日村総合計画に基づき、村内道路の整備を順次進め、災害に強い道路交通網の早期実現を図る。

ウ　村内道路の応急復旧について、建設業界と事前に協定等を締結し、迅速な交通の確保を図れる体制をつくる。

エ　村道をはじめとした幹線道路の整備及び農地と集落とを結ぶ農道整備を順次推進する。

オ　緊急交通路となりうる林道について、関係機関と調整の上、開設、拡張、改良工事を推進する。

カ　発災直後、警察官が到着するまでの間、緊急交通路沿道を管轄する消防団、交通安全協会、沿道住民、自主防災会等の協力のもと道路規制が行える体制づくりを推進する。

キ　放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第 76 条に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

(2) 県が実施する計画

ア　次により緊急交通確保に関する計画を樹立する。（警察本部）

(ア)　緊急交通路交通規制対象予定道路を指定する。

(イ)　大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。

（ウ） 地震防災緊急五箇年計画等に基づき、主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。

（エ） 災害時の運転者のとるべき措置について、平素から意識啓発を推進する。

イ 緊急交通路確保のため、次の対策を講じる。（建設部）

（ア） 一次緊急輸送路、二次緊急路輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。

（イ） 応急復旧のため、建設業協会等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。

（ウ） 放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

ウ 広域農道をはじめとした基幹農道並びに農地と集落道を結ぶ農道について、長野県農業農村整備長期構想（土地改良長期計画）に基づき整備を推進する。（農政部）

エ 市町村及び中部森林管理局（中信森林管理署）と調整の上、緊急交通路となり得る林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設・拡張・改良工事を推進する。（林務部）

(3) 関係機関が実施する計画

ア 塩尻警察署が実施する計画

a 確保路線は、公安委員会が指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」に従う。

b 大規模、広域地震災害発生時の総合交通規制については、県警察が隣接県警察と協力し協議する「緊急交通路交通規制のための協定」による。

c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置を推進する。

d 交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。

e 災害時の運転者のとるべき措置について、平素から各種会合、広報チラシ等で意識啓発を推進する。

(4) 住民が実施する計画

区長・地区長は、関係地域内の緊急輸送路を区域の住民に周知する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

陸路からの救急救助活動、又緊急輸送が困難な場合は、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(1) 村が実施する計画

ア 拠点の確保・指定

本村の拠点ヘリポートとして、「朝日村役場ヘリポート」を指定している。

また、その他村内各地の指定避難所と重複しないよう臨時ヘリポート等を確保し、ヘリコプター活用の効率的な運用が図れるよう整備する。

本村の物資輸送拠点としては、「農業者トレーニングセンター」を指定しているが、状況に応じ、村内の指定避難所と重複しないよう、臨時輸送拠点を確保し、円滑な物資輸送を図れるよう整備する。

また、これらについて住民に周知していく。

イ　指定地周辺の環境整備

拠点・臨時ヘリポート・物資輸送拠点の環境整備、また、指定避難所等とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

(2) 県が実施する計画

大規模災害時の迅速な救急救助活動と救援物資輸送等を、より効果的に実施するため、松本広域圏として緊急用ヘリポート体制を次のように整備し、ヘリコプターの効果的な運用を図る。

松本広域圏内の拠点ヘリポート及び物資輸送拠点（長野県）

区分	業務の内容	所在地	指定箇所
拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等ヘリ拠点 支援物資の集積・分類、輸送急患避難者の搬送支援部等の市町村の総合的な支援拠点	松本市	・県営松本空港
物資輸送拠点	支援物資の集積・分類の市村の支援拠点	松本市	・松本平広域公園内体育館

松本広域圏のヘリポート、物資輸送拠点の体系（市村）

区分	業務の内容	所在地	指定箇所
拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等ヘリ拠点 支援物資の集積・分類、輸送急患避難者の搬送支援部等の市村の総合的な支援拠点	松本市	・陸上自衛隊松本駐屯地 ・県営松本空港 ・四賀運動場 ・奈川小中学校校庭 ・安曇小中学校校庭 ・地域休養施設運動広場 ・波田中央運動広場
		塩尻市	・中央スポーツ公園運動広場 ・楢川中学校校庭
		安曇野市	・県民豊科運動広場 ・豊科南部総合公園 ・牧運動場 ・三郷文化公園グラウンド ・堀金総合運動場 ・押野山土取り跡地
		朝日村	・朝日村役場ヘリポート
		麻績村	・総合グラウンド
		生坂村	・総合グラウンド
		山形村	・農業者トレーニングセンターグラウンド
		筑北村	・本城グラウンド、サブグラウンド ・坂井グラウンド

区分	業務の内容	所在地	指定箇所
その他のヘリポート	災害の状況に応じ、拠点ヘリポートに準じる機能を果たす。	松本市	・鎖川緑地 ・旧奈川保育園庭 ・文化センター駐車場 ・奈川木曽路原体育館前 ・安積保育園庭 ・大野川小中学校校庭 ・鈴蘭橋駐車場 ・沢渡駐車場 ・上高地玄文沢 ・沢渡ヘリポート ・白骨ヘリポート ・梓川ふるさと公園多目的グラウンド
		塩尻市	・塩尻中学校校庭 ・片丘小学校校庭 ・中央スポーツ公園サッカー場 ・桔梗小学校校庭 ・市営野球場 ・広丘小学校校庭 ・広陵中学校校庭 ・吉田小学校校庭 ・長者原公園 ・洗馬小学校校庭 ・市営総合運動場 ・宗賀小学校校庭 ・両小野中学校校庭 ・木曽楢川小学校校庭 ・信州リハビリテーション専門学校校庭
		安曇野市	・長野県立こども病院ヘリポート ・豊科東小学校グラウンド ・西穂高運動場 ・明科中学校グラウンド ・御宝田多目的グラウンド ・明科上生野農村公園
		朝日村	・朝日村運動広場グラウンド ・朝日村ローラースケート場及びアイススケート場 ・鉢盛中学校グラウンド ・朝日小学校グラウンド ・あさひプライムスキー場駐車場
		麻績村	・麻績ヘリポート
		筑北村	・坂北野球場
物資輸送拠点	支援物資の集積・分類の市町村の支援拠点	松本市	・あずさセンターグラウンド ・四賀体育館 ・奈川木曽路原体育館前 ・梓川体育館 ・波田体育館
		塩尻市	・中央スポーツ公園 ・楢川体育館

区分	業務の内容	所在地	指定箇所
		安曇野市	・豊科勤労者スポーツ施設 ・牧体育館 ・三郷文化公園体育館 ・堀金多目的屋外運動場（常念ドーム） ・明科総合支所防災倉庫
		朝日村	・農業者トレーニングセンター
		麻績村	・筑北中学校校庭
		生坂村	・海洋センター
		山形村	・農業者トレーニングセンター体育館
		筑北村	・本城農村環境改善センター ・坂北体育館 ・坂井体育館

3　輸送体制の整備計画

災害時の迅速な応急対策活動のために、救援救護物資の輸送に必要な車両の確保が図れるよう、事前に村内外関係事業所等との協力体制を整備する。

(1) 村が実施する計画

ア　出動要請体制の整備

災害時における応急対策に必要な物資等の迅速確実な輸送を確保するため、村内外関係事業者等が所有する車両等の把握とリスト化を行い、出動要請体制整備を図る。

イ　救援物資集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ救援物資集結場所を様々な被害状況を想定し、設定しておく。

ウ　車両集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のため、あらかじめ関係車両の集結場所を様々な場合を想定し、目的別（道路等の応急復旧、救援救護、救援物資輸送等）を考慮し、数箇所設定しておく。

エ　緊急輸送の体制整備

必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

オ　輸送拠点の環境整備

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

カ　緊急通行車両等の事前確認事務

災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における（物資等の）輸送協定を締結した民間事業者等の車両に対し、緊急輸送車

両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務を行う。

また、届出を行った車両に対しては発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図る。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。

(ア)　災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

(イ)　緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

(ウ)　緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。

(エ)　緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

イ　長野県トラック協会及び中信トラック協同組合は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

ウ　長野県トラック協会及び中信トラック協同組合、長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

第９節　障害物の処理計画

第１　基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状況になることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は日ごろ、点検及び整備を実施する等、障害物となりうる工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前協議し、有事に備える。

第２　主な取組み

１　各種施設等の所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。

２　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。

３　放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第３　計画

１　障害物除去の体制づくり

各種施設等へのパトロール等の定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

災害発生直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。これら障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき道路の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

(1) 村が実施する計画（建設環境課）

ア　村内建設業者、森林組合等と事前に協議し、道路障害物除去等の活動に従事できるよう体制を整備するとともに、障害物を一時的に保管するための中継基地を選定確保しておく。

イ　緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制を整備する。

ウ　特殊車両免許所持者を把握し、災害時における協力を依頼する。

エ　定期的な巡回点検を行い、必要な補強、補修を実施する。

オ　集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

(3) 住民が実施する計画

ア　自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

２　未然倒壊防止啓発活動

(1) 村が実施する計画

ア　住民及び事業者に対し、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検整備を行い、倒壊等を未然に防止するよう啓発する。

第 10 節　避難収容活動計画

第１　基本方針

大地震の発生により、がけ崩れ等による家屋の損失や、火災の延焼等の二次災害の危険が発生した場合は、その状況に応じて住民を速やかに安全な場所へ避難誘導し、住民生活の確保や安全性の確保を図る必要がある。

このような場合に備えて、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の選定、要配慮者に配慮した避難計画の作成、避難に関する知識の普及推進を図る。

避難所の選定にあっては基準を設け、災害時の指定避難所として指定するが、実際の災害の際には、被害の状況・程度によっては、すべての指定避難所が同時に開設できるとは限らない。

災害対策用の避難場所としては、地震発生直後等の一時避難所としての屋内外の「指定緊急避難場所」、避難生活のための「指定避難所」を指定し、住民への周知徹底に努める。

第２　主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。

２　安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を事前に指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

３　応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。

４　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第３　計画

１　避難計画の策定

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような甚大災害の発生時には、大規模かつ長期にわたる避難活動が予想されるため、避難方法、場所、経路、指定避難所の運営等きめ細かな避難計画を策定する。

(1) 村が実施する計画（住民福祉課・総務課）

ア　避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

（ア）　避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

（イ）　指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

（ウ）　村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

（エ）　保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

（オ）　自宅療養者等の避難の確保を図るため、村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用

スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ　避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災会の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

（ア）　避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

（イ）　高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

（ウ）　指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

（エ）　指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

（オ）　指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

a　給食措置

b　給水措置

c　毛布、寝具等の支給

d　衣料、日用品の支給

e　負傷者に対する救急救護

（カ）　指定避難所の管理に関する事項

a　避難の受入中の秩序保持

b　避難住民に対する災害情報の伝達

c　避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

d　避難住民に対する各種相談業務

（キ）　広域避難地等の整備に関する事項

a　収容施設

b　給水施設

c　情報伝達施設

（ク）　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

a　平常時における広報

○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○住民に対する巡回指導

○防災訓練等

b　災害時における広報

○広報車による周知

○避難誘導員による現地広報

○住民組織を通じた広報

ウ　避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の安否確認・避難支援を行うに当たり、福祉事務所、要配慮者

利用施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

a　所在、援護の要否等の状況把握
b　配慮すべき個々の態様
c　災害発生時の安否の確認
d　避難誘導方法及び避難行動要支援者の行動計画
e　情報提供手段
f　配慮すべき救護・救援対策
g　地域の支え合いによる支援協力体制

特に、要配慮者利用施設について、これらの施設、自主防災会等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する等警戒避難体制の確立を図る。

エ　帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

オ　避難所マニュアル策定指針等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。

イ　村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

ウ　要配慮者の利用する施設の管理者は、村及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災会等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

(3) 住民が実施する計画

ア　家族があわてずに行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア)　家の中でどこが一番安全か
(イ)　緊急医薬品や火気等の点検
(ウ)　幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか
(エ)　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
(オ)　避難するとき、誰が何を持出すか、非常持出袋はどこにおくか
(カ)　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
(キ)　昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ　避難訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ　指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣料等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持出せるように備えておく。

エ　避難所における飼養動物においては、避難者の中に動物の苦手な方やアレルギーの方も含まれること等が想定されることから飼育場所は屋外が指定される。また、指定された場所で他の動物と一緒に生活することとなることから、これら条件を想定して普段からのしつけや健康管理、他人・他の動物に慣れさせるトレーニングを行っておくこと。

オ　避難所における飼養動物においては、避難所での感染防止のため、必要なワクチン接種等を行うこと。

2　避難場所等の確保

円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性の点検及び要配慮者に配慮し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設には、災害時における避難生活を確保するための資機材等の備蓄が必要である。

(1) 村が実施する計画（総務課）

ア　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害対策基本法第 49 条の４及び政令、規則の定めるところにより、緊急指定避難場所を指定する。平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害対策基本法第 49 条の７及び政令、規則の定めるところにより、指定避難所を指定する。平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ウ　通行上安全が確保され、最短路にて避難場所等へ到着可能な避難路を確保する。

エ　指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努める。

オ　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

カ　福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

キ　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

ク　市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

ケ　市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

コ　避難所の感染症対策については、第３章第１７節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

サ　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

オ　他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

カ　安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、家族や住民等の協力が不能な場合、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 関係機関が実施する計画

ア　管理施設者は緊急指定避難場所、指定避難所の指定に協力する。

イ　要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難経路の確保並びに避難誘導体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

３　指定避難所の調整及び支援体制の整備

(1) 村が実施する計画（総務課・住民福祉課・教育委員会）

ア　学校を指定避難所として指定をする場合、あらかじめ必要な事項を学校長と協議しておく。

イ　村が全体的に被災する場合、又は被災場所によっては、隣接市町村の方が避難に利便がある場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておく。

ウ　医療機関、要配慮者利用施設との密接な連携の下、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

エ　避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合い等による、避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ要配慮者利用施設を福祉避難所に指定する等体制の整備に努める。

なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等避難行動要支援者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

4　指定緊急避難場所・指定避難所の整備

(1) 村が実施する計画

ア　指定避難所の建物については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

イ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、Ｗｉ－Ｆｉ環境等、避難生活に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

ウ　テレビ、ラジオ、防災行政無線戸別受信機等被災者による災害情報の入手に必要な機器の整備を図る。

エ　指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。

オ　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路について住民への周知徹底を図る。

カ　公有地はもとより私有地についても、極力、安全性の確保に努め、今後開発される地域においても、指定緊急避難場所及び指定避難所が設けられるよう協力を求める。特に、公共用地については、積極的に広域避難場所としての整備を図る。

キ　指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

ク　マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ケ　指定避難所については、他の市町村からの被災者を受入れることができるよう配慮する。

コ　指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

サ　災害時に、自主防災会組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災会組織等の訓練・研修等が行える公共施設として、防災拠点施設の整備を検討する。

シ　夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設として、防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地の整備を検討する。

5　住宅の確保体制の整備

住居を失った被災者に対し、災害救助法が適用された場合には県が、適用されない場合は村が仮設住宅を提供することとなる。災害の際に迅速な供給を行うため、事前に供給体制の整備を行う。

(1) 村が実施する計画（建設環境課）

ア　災害救助法が適用されない場合における応急仮設住宅の供給体制について整備する。

イ　応急仮設住宅の建設用地について、指定避難所との整合を図りながら確保しておく。

ウ　災害発生時には、村内及び近隣市町村の建設業社等から応急工事用資材を調達できる体制を整備しておく。

エ　利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

オ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

カ　災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

キ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

ク　利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

6　学校等における避難計画

地震発生時、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長及び保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護についての次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(1) 村が実施する計画（教育委員会・学校長等）

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の立地条件等を考慮し、実態に即した指定避難所、避難経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等を反映した、適切な避難対策を立てておく。

ア　防災計画

(ア)　学校長等は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため、村、警察署、消防署及びその他関係機関と十分協議の上、防災計画を作成しておく。

（イ） 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、村又は、村教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

（ウ） 防災計画には、以下の事項を定めておく。

ａ 地震対策に係る防災組織の編成
ｂ 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達方法
ｃ 村、村教委、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
ｄ 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
ｅ 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
ｆ 児童生徒等の帰宅と保護の方法
ｇ 児童生徒等の保護者への引渡し方法
ｈ 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
ｉ 児童生徒等の救護方法
ｊ 初期消火と重要物品の搬出の方法
ｋ 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
ｌ 指定避難所等の開設への協力（施設・設備の開放等）
ｍ 防災訓練の回数、時期、方法
ｎ 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
ｏ 震災後における応急教育、応急保育に関する事項
ｐ その他、学校長等が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

（ア） 日常時に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝撃によりどのような破損につながりやすいか点検する。

（イ） 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

（ウ） 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下物の防止の措置がされているか点検する。

ウ 学校等施設の防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

（ア） 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

（イ） 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

（ア） 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

（イ） 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

a　児童生徒等の行動規準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
b　全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
c　遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
d　登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第 11 節　孤立防止対策

第１　基本方針

長野県は県域の 78%が山地であり、その間を８水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。

こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第２　主な取組み

１　災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。

４　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。

５　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

６　孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第３　計画

１　通信手段の確保

（1）村（総務課）

平成 21 年４月に運用開始した同報系デジタル防災行政無線では、村内 35 箇所の屋外子局及び各戸に戸別受信機を設置しており、災害発生時等には、地震情報、被害情報、避難情報、救援情報等を伝達できるようになっている。

さらに、移動系防災行政無線（車載型及び携帯型の無線機）は、地域の情報収集や各種連絡伝達に活用されている。

今後は、設備の維持管理及び更新を進める必要がある。その際、地域との情報交信に必要な整備台数等を再検討するとともに、停電時でも通信が確保できるシステムの構築を図る。また、デジタル無線を補完する簡易無線等の整備を併せて検討する。

また、アマチュア無線の協力者の確保、孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保に努める。

孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。

東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

2　災害に強い道路網の整備

(1) 村（建設環境課）

ア　村道の耐震化等災害予防対策を推進する。

イ　緊急交通路の整備を推進する。

(2) 住民

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3　孤立予想地域の実態把握

(1) 村

ア　平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。（住民福祉課）

イ　観光地等にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。（建設環境課）

(2) 住民

各地区において、地区内の要配慮者について平素から把握するように努める。

4　自主防災会の育成

(1) 村（総務課）

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

従って、村内５つの各行政区の組織を通じ、自主防災会の組織化及び育成､活動用資機材の整備充実に努めるとともに、要配慮者等の把握と、常日ごろの防災教育の推進を図る。

(2) 住民

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5　避難所の確保

(1) 村（住民福祉課・総務課）

避難所に指定する公民館等の施設の実態把握に努めるとともに、地震等による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、集落単位で孤立化するおそれがあるため、それらの地区において、避難所となりうる施設の確保について努める。

6　備蓄

(1) 村（住民福祉課・総務課）

備蓄計画については「第 12 節食料品等の備蓄・調達計画」によるが、特に、食料品等の分散配置に配慮する。

(2) 住民

孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。また、観光・宿泊施設・別荘地等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第 12 節　食料品等の備蓄・調達計画

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に発災直後、援助物資が届くまでは、輸送手段等が限られるため住民はおおむね３日間は自らの備蓄で賄うことを原則とする。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持出しできない住民等を想定して食料の備蓄を実施する。

第２　主な取組み

１　住民が発災直後から最低でも３日分､可能な限り１週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。

２　協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう体制の整備を図る。

３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第３　計画

１　食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 村（総務課・産業振興課）

ア　平成 25、26 年度に実施した長野県地震被害想定調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、村の実状等を勘案し、食料を持出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下で定める。

イ　他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。

ウ　非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

エ　村と県の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

オ　住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。また、周知啓発に当たっては、自主防災会の活用も図る。

カ　県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努める。

(2) 県

ア　市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下､非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）

イ　被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。（危機管理部）

ウ　県と村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。（危機管理部）

エ　長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。（企画部）

オ　災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。（農政部）

カ　県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。（農政部）

キ　長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。（農政部）

ク　協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県ＬＰガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（産業労働部）

ケ　株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・農政部）

コ　株式会社デリクックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部）

(3) 関係機関

ア　農林水産省

(ア)　農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。

(イ)　政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておく。

イ　米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」（資料 21 参照）に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

ウ　卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

(4) 住民

自らの命は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低

でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料(乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。)や、生活用品等を非常時に持出しができる状態で備蓄するよう努める。なお、広域的な大規模災害時（南海トラフ地震等）には支援品の調達に相当の時間がかかるとも言われており、備蓄量については各家庭で検討する必要がある。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

(5) 企業等

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行う。

２　食料品等の供給計画

(1) 村

本村は、食料の供給を行うため、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もされている。これらの食料や備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう、体制の整備を図る。（住民福祉課）

また、食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮する他、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。（住民福祉課）

なお、食料品、生活必需品等の備蓄場所が万が一被災した場合の対応については、次のとおりである。

ア　民間業者等から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送の方法等を定めておく。（資料 19・20・21 参照）

イ　村のみでは十分な調達ができない場合は、広域応援協定等に基づき県又は他の市町村に調達・供給を要請できるよう計画しておく。

第 13 節　給水計画

第１　基本方針

飲料水の備蓄については、今後、緊急遮断弁により確保された配水池を整備するとともに、浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制としては、稼働できる浄水場や清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置して行う。また、各施設の維持管理に努めるとともに、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

この他、村は被災を最小限にくい止めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、事前に施設の耐震化を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本村での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

第２　主な取組み

１　水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。

２　給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第３　計画

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 村（建設環境課）

現在、村内には、1,000 ㎥を超える取水量の舟ヶ沢水源の他、500 ㎥の古見・西洗馬配水池等大小合わせて 11 箇所の水源施設等がある。

いずれにしても配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置や、施設の老朽化に伴う更新が急務となっており、併せて、計画的に施設の耐震化等の整備促進を図る。

その他、住民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

(2) 住民

ア　ふろの残り湯の活用を習慣づける。

イ　ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

ウ　ポリタンク等給水用具の確保を行う。

２　飲料水等の供給計画

(1) 村（建設環境課）

ア　給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。

イ　給水源の確保、供給量の見直しを行う。

ウ　震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。

エ　給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

オ　ボトルウォーター等の備蓄に努め、給水体制が確立される間を補完する。

簡易水道施設及び利用可能水源地等

	上水道等	取水・配水地域等	取水・貯水料等
①	舟ヶ沢水源	舟ヶ沢表流水	取水料　1,100 ㎥／日
②	御馬越水源	御馬越深井戸	取水料　45 ㎥／日
③	針尾第１水源	大尾沢湧水	取水料　207 ㎥／日
④	針尾第２水源	大尾沢湧水	取水料　870 ㎥／日
⑤	西洗馬水源	外山沢伏流水	取水料　253 ㎥／日
⑥	大尾沢浄水場	針尾・古見・西洗馬配水池へ	容量　212 ㎥
⑦	西洗馬ポンプ場	西洗馬配水池へ	容量　24 ㎥
⑧	御馬越配水池	御馬越・御道開渡・大石原地区	容量　372 ㎥
⑨	針尾配水池	針尾・小野沢	容量　473 ㎥
⑩	古見配水池	古見	容量　500 ㎥
⑪	西洗馬配水池	本郷・西洗馬	容量　550 ㎥

第 14 節　生活必需品の備蓄・調達計画

第１　基本方針

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じることが予想される。このため、災害に備えて次に挙げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

（災害時の主な生活必需品の参考例）

●寝具（タオルケット、毛布等）
●衣類（下着、靴下、作業衣等）
●炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
●身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
●食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
●日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
●光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

（必要量）

生活必需品の備蓄は原則住民一人一人が行うものであるが、朝日村では不測の事態を考慮して人口の約５％に当たる 250 人分程度の備蓄・調達体制を整備するよう努める。非常食については、人口の約 16%に当たる 696 人の２日分程度の備蓄を整備するよう努める。

第２　主な取組み

地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第３　計画

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 村（産業振興課）

災害時の生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対し、防災意識の向上を図り、住民自身における備蓄の促進を図る。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備に努める。

確保に当たっては、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等も含める等避難所の環境を十分に考慮するとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した生活必需品の確保に留意する。

そして、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日ごろから住民及び事業者等に対し、車両の燃料を半分以上としておくよう心がける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 県

ア　協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪商業協同組合、長野県

化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、長野県ＬＰガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部、企画部、産業労働部、農政部）

イ　被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。（危機管理部）

ウ　市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進する。（危機管理部）

エ　住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。（危機管理部）

(3) 関係機関

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図る。

(4) 住民

ア　住民は、災害に備えて、生活必需品の他、食料・水・携帯ラジオ･救急用品等、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え、非常持出袋等の準備を行う。

イ　住民は、災害時に貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）や処方薬がすぐ持出しができるようにしておくこと。

ウ　被災時の飼養動物のフードや飲料水は飼い主の自己管理となることから、人間同様に家庭内でペット用防災用品の備蓄(食料、水、常備薬、食器、トイレ用品、ケージ、キャリーバック、首輪、リード、動物の写真等）を行う。

2　生活必需品の供給体制の整備

(1) 村（住民福祉課）

災害発生後、村は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

なお、村の備蓄場所が万が一被災した場合は、「広域応援協定」等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請して調整を図る。（資料４・５・６参照）

第 15 節　危険物施設等災害予防計画

第１　基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第２　主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第３　計画

１　危険物施設災害予防計画（資料23参照）

(1) 村（総務課）・松本広域消防局

ア　規制及び指導の強化

(ア)　危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震動による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ)　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求める他、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。

(ウ)　化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関等、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

(エ)　立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況等に重点をおいて実施する。

イ　自主防災会の整備促進

(ア)　緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自主防災会等の体制の整備について指導する。

(イ)　危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会等の保安教育を実施する。

ウ　化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ　相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自主防災力の確立について指導する。

オ　警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

(2) 危険物施設を有する事業所等

ア　消火薬剤等の資機材の整備をする。

イ　従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。

ウ　災害発生時における周辺住民への周知伝達方法等の確立をする。

エ　危険物災害に対する自主防災体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

(3) 住民

ア　災害発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。

イ　危険物施設の防油堤の設置を促進する。

2　その他危険物施設等災害予防計画

(1) 村（総務課）・県（保健福祉事務所）・松本広域消防局

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物質使用施設等の災害予防については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第 16 節　電気施設災害予防計画

第１　基本方針

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、村は中部電力株式会社等と協力して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

第２　主な取組み

中部電力・東京電力等関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第３　計画

１　施設・設備の安全性の確保

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

ア　電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。

イ　災害時には送電施設の倒壊等・危険物流出･停電等により、施設周辺部への被害が及ぶことが予想されるため、平常時より実践的な連絡伝達訓練を実施することで､本村をはじめとした自治体や地域住民・関係機関への迅速な情報提供ができる連絡体制を調えておく。

ウ　危険物等の流出に備え、必要な資機材を準備しておく。

２　職員の配置計画

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

各関係機関（電力会社）において、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立する。

３　関係機関との連携

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

各関係機関（電力会社）において、平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備する。

第 17 節　都市ガス施設災害予防計画

※　本村においては、本節に係る施設・構造物等が現在設置されていないため、内容等の記述は未登録とした。しかし、将来的に、本村の実情・法令等により、設置等の具体的な予定、計画等が決定・設置された時点で、追録にて補正する。

第 18 節　上水道施設災害予防計画

第１　基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に清浄に稼働できる状態に維持し、かつ、被災しにくいことが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、老朽施設の更新、改良を行い、施設の耐震化を図る。

第２　主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第３　計画

１　上水道耐震計画

(1) 村（建設環境課）

ア　平成 22 年度に実施された施設・管路の耐震調査、及び令和元年度に策定した朝日村簡易水道事業アセットマネジメントにより、管路の耐震化、老朽管の布設替え並びに耐震性機材の採用、配水系統の相互連絡のブロック化を促進することで、施設整備を推進する。

イ　水道事業者相互の水道連絡管の整備促進を図る。

ウ　復旧資材の備蓄を行う。

エ　上水道施設管理システム、水道施設監視システムによる全村的な水道管理体制の維持に努める。

第 19 節　下水道施設災害予防計画

第１　基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの１つであり、１日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等地震に強いむらづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については、改築、補強に努め、今後、建設する施設については、新耐震基準に基づいて、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第２　主な取組み

１　新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
２　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
３　緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
４　管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第３　計画

１　施設・設備の課題

(1) 村（建設環境課）

ア　重要な管渠及び処理場施設のうち、湖や河川に隣接している等地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。

イ　新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

２　緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 村（建設環境課）

ア　迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等を策定する。

イ　対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。

ウ　復旧体制については、被災時には関係職員・業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する等の広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立している。

３　緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 村（建設環境課）

災害時に、被災の状況を的確に把握し、また、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するために、緊急用資機材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材について、平常時から計画的に購入し、備蓄していく。

4　下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 村（建設環境課）

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。本村においては、水道施設管理システム・水道施設監視システムの整備・更新によりこの台帳はデータベース化済みであり、適宜更新を継続することで、適切な下水道管理を推進する。

5　管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 村（建設環境課）

下水道施設が、万一、被災した場合でも、ライフラインとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。

このため、管渠の２系統化（多重化）、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第 20 節　通信・放送施設災害予防計画

第１　基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招く等、社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、村、関係機関等を結ぶ情報連絡体制の整備を図る。

第２　主な取組み

１　各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
２　村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
３　電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
４　放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。

第３　計画

１　緊急時のための通信確保、防災行政無線の整備

(1) 村（総務課）

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大等により通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。

このため、各機関において、停電時対策として有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動系通信機器の整備を図る他、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、各機関関係各所はもとより、各機関以外の防災関係機関との情報伝達できる手段についても配慮する。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

本村では、災害時の対応として、県と交信できる長野県防災行政無線を役場庁内に設置している。また、住民への情報伝達は、平成 21 年４月から同報系デジタル防災行政無線により村内各 35 箇所の屋外子局（スピーカー）、また各家庭、公共施設に戸別受信機を設置して対応している。この他、移動系防災行政無線（デジタル）の設置により村・消防団・自主防災会間の交信が可能である。しかし、大規模災害時には、設備の損傷や停電時の受信不能により、防災通信そのものが機能しなくなってしまう危険性もある。

このため、簡易無線局（トランシーバ等）の整備を図る他、住民への情報伝達手段として臨時災害放送局の開局体制の確立、並びに自主防災会等の組織単位において防災・生活関連機関等で、相互間通信を行える防災無線の整備を図っていくことが肝要である。

また、施設については、耐震性の向上、非常用電源施設整備等、災害予防対策を図る。

２　電気通信施設災害予防

(1) 関係機関（東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱）

災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を重点的に実施する。

ア　建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

震度７でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。

イ　電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。

ウ　設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

エ　重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

オ　緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

カ　災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

キ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

ク　被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、村及び県等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

ケ　危機管理、復旧体制の強化

（ア）　社内情報連絡ツールの充実

（イ）　災害発生直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編制準備・配置

コ　電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

３　放送施設災害予防

(1) 関係機関（日本放送協会（松本支局）及び信越放送(株)）

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。

4　道路埋設通信施設災害予防

(1) 村（建設環境課）

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

道路管理者は、通信事業者との調整の中で、定期点検を推進する等、災害予防に努める。

災害通信系統図

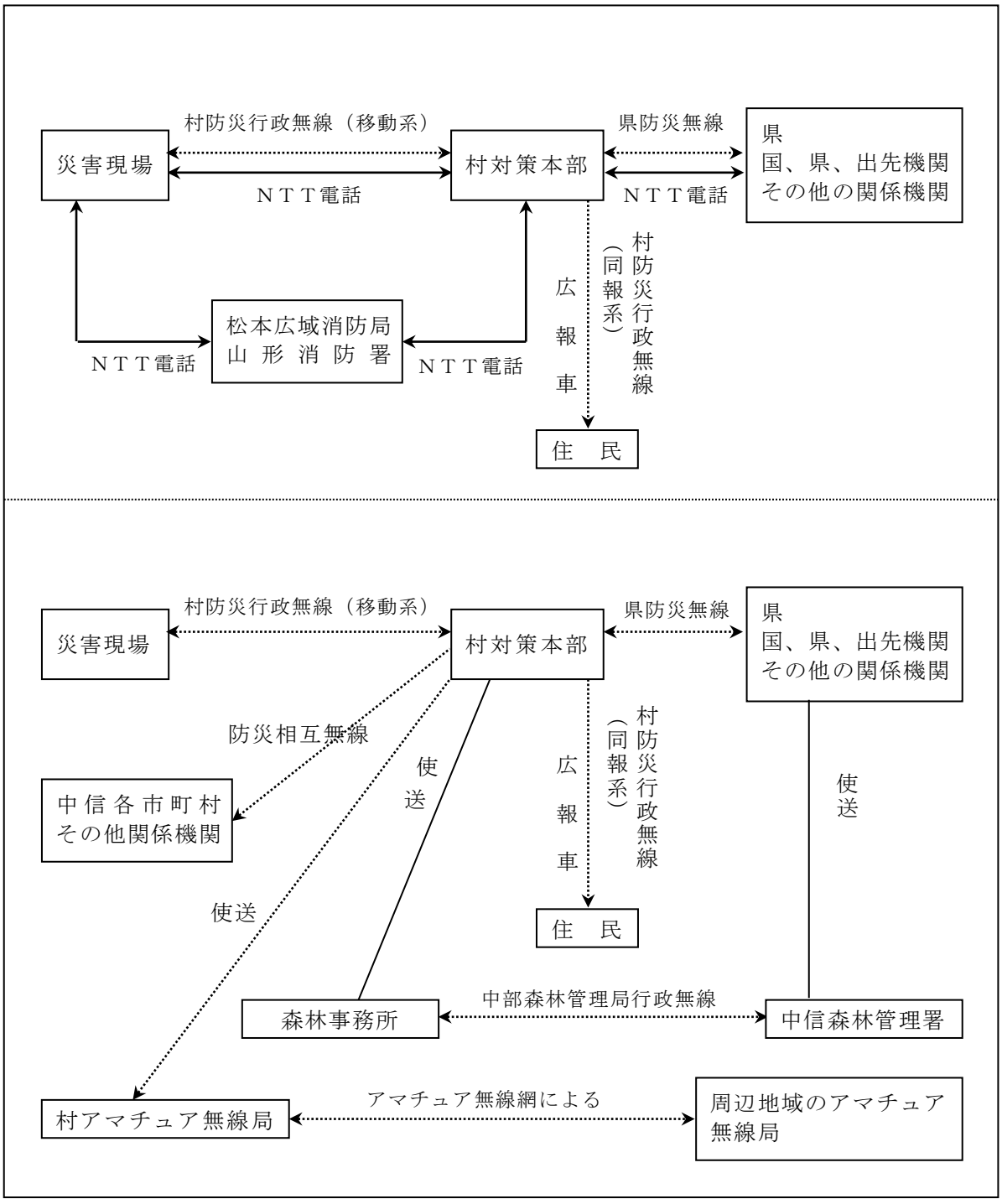

第 21 節　鉄道施設災害予防計画

※本節は、ＪＲ等の輸送機関が直接行う予防計画であり、参考として登載した。

第１　基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、震災の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐えるよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するとともに、各機関の職員の配置計画のもと、関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第２　計画

(1) 村

災害の状況に応じ、鉄道会社との連携を図る。

(2) 北陸信越運輸局

ア　鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。

イ　鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

ウ　関係機関との連携を図る。

(3) 東日本旅客鉄道㈱

ア　鉄道施設の点検整備は、常時定期的にすべての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとる。

イ　長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ　部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(4) アルピコ交通㈱

ア　線路整備のために、盛土部、切取部の法面箇所を調査し、要注意箇所を把握する。また、防災工事を必要とする箇所は、その対策工事を実施する。

イ　点検調査を実施し、補強化対策を要する橋梁には、補強等の整備を実施する。

ウ　災害時における、救援車、作業車等の整備、非常用器材の配置に努める。

第 22 節　災害広報計画

第１　基本方針

災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

第２　主な取組み

１　被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。

２　報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３　計画

１　被災者への情報の提供体制

(1) 村（総務課）

ア　被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

イ　大規模災害時に既存通信手段が不能となった場合を想定し、臨時災害放送局による情報を提供するため、ＣＡＴＶ事業者との協力関係の構築を図る。

ウ　災害情報共有システム（Ｌアラート）、村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制を整備する。

エ　被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。

オ　上記エの他、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

カ　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

２　報道機関への情報提供及び協定

(1) 村（総務課）

ア　災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。

イ　取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

ウ　災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第 23 節　土砂災害等の災害予防計画

第１　基本方針

長野県は、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯であり、地震に起因する地すべり、土砂崩壊等による被災が懸念される。

本村においては、地形的高低差は少ないものの、大規模災害時の土砂災害を防止するためには、平素から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的・長期的な対策を講ずる。（資料 28 参照）

第２　主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。

２　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

３　土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として防災対策を推進する。

４　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第３　計画

１　地すべり対策

(1) 村（建設環境課）

本村には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はないが、今後危険箇所が発見された場合には地すべり危険箇所に対し、関係住民の理解協力を得つつ、指定を促進するとともに、当該区域の警戒避難体制についての確立に努めるとともに住民に対し周知を図る。

またおおむね対策工事が完了した地区については、県からの委託により、巡視及び修繕を行う。

(2) 関係機関（地方整備局）

点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。

(3) 住民

地すべりの危険性及び警戒避難に関する知識を深める。

２　山地災害危険地対策

(1) 村（産業振興課）

村内には、山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区として、山腹崩壊危険地区 18 箇所、崩壊土砂流出危険地区 63 箇所が指定されており、毎年、県が実施している見直し調査に協力する。（資料 28）

さらに、地震による山腹崩壊・崩壊土砂流出・土砂崩壊の危険度、断層の有無、落石発生危険度等の調査・点検についても関係住民の理解を得ながら県に協力していく。また、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3　土石流対策

(1) 村（建設環境課）

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨等によって土石流が発生し、人家集落が破壊的被害を受けた事例が多い。特に本県は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急しゅんで脆弱な地質の土地が多く、土石流発生危険渓流は 5,912 渓流にのぼり、全国でも有数の土石流の発生地となっている。本村においても 31 箇所の渓流が指定されており、平素からの警戒が求められる。

また、平成８年 12 月６日の小谷村での「蒲原沢土石流災害」（平成７年７月 11 日及び平成８年６月 25 日の豪雨災害による復旧工事中、「山津波」とも呼ばれる土石流により、作業員 14 名が死亡した渇水期では前例のない土石流災害）等を教訓に、本村としても再発防止のための万全な安全対策を講ずるよう努める。

ア　防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（朝日村防災マップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知する。

ウ　土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような基準及び伝達方法等を確立する。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い、施設の現状を把握する。

イ　土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

(3) 住民

朝日村防災マップ等によって土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4　急傾斜地崩壊防止対策

(1) 村（建設環境課）

がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域を指定し、次の事項を実施する。

ア　防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

イ　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（朝日村防災マップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

ウ　がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような基準及び伝達方法等を確立する。

エ　避難のための立退きの万全を図るため、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

オ　農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。（建設環境課）

(2) 関係機関

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村に緊急連絡ができるようにする。

(3) 住民

日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な指定緊急避難場所、指定避難所の確認をして、警戒避難体制の確立を図る。（第２章第 10 節避難収容活動計画参照）

5　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 村

ア　朝日村防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

イ　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。

6　土砂災害警戒区域の対策

(1) 村

ア　住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

イ　土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

(ア)　建築基準法に基づく建築物の構造規制

(イ)　指示による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

ウ　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した朝日村防災マップ等を住民等に周知する。

エ　やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

(2) 住民

ア　住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく村、消防機関、警察機関等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

イ　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について村に助言を求める。

＜参考＞

１．区域の指定及び指定基準

(1)　指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を村長の意見を聞いて県知事が指定する。

(2)　指定基準

ア．急傾斜地の傾斜度が 30 度以上であること。

イ．急傾斜地の高さが５ｍ以上であること。

ウ．急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれがある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、所管等の公共建物に危害が生じるおそれがあるもの。

(3)　被害想定区域

ア．崖上、崖高と同距離の範囲

イ．崖下、崖高の２倍（50ｍを限度とする。）の距離で崖左右端の垂線から外側に各々30 度に広げた範囲

２．所有者等に対する防火措置

村は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険箇所の所有者、占有者に対し、擁壁、配水施設その他必要な防災工事を施す等改善措置をとる指示する。

３．危険区域の実態把握

崖崩れの危険が予想される箇所については、毎年梅雨時期前及び降雨が続くような時期前に崖の勾配、立木の状態、排水施設の状態、擁壁の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響、その他必要事項を調査し、異常を認めた場合は対策を講じる。

第 24 節　防災都市計画

※　本村においては、本節に係る施設・構造物等が現在設置されていないため、内容等の記述は未登録とした。しかし、将来的に、本村の実情・法令等により、設置等の具体的な予定、計画等が決定・設置された時点で、追録にて補正する。

第 25 節　建築物災害予防計画

第１　基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第２　主な取組み

１　建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

２　建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。

３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第３　計画

１　公共建築物

(1) 村（全部・総務課）

ア　公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、今後、必要に応じて改築、改修等を行う。

イ　防火管理者の設置

松本広域消防局の指導により、学校、病院等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。（総務課）

ウ　緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

(2) 関係機関（全機関）

ア　昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて改築、耐震改修等を行う。

イ　防火管理者の設置

関係機関は、消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

２　一般建築物

(1) 村（建設環境課）

ア　耐震診断、耐震改修のための支援措置

（ア）　住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

（イ）　賃貸を除く戸建住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

イ　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努める。

(2) 住民

ア　建築物の所有者等は、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

イ　「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

ウ　地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

3　落下物・ブロック塀等

(1) 村（建設環境課）

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

(2) 住民

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

4　文化財

(1) 村（教育委員会）

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。村内の県、村指定文化財は、資料 33 のとおりであるが、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア　所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ　防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

ウ　区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

(2) 住民

所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災会と連携をし、災害対策について確立を図る。

第 26 節　道路及び橋梁災害予防計画

第１　基本方針

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、構造物・施設等の耐震性を確保するとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

第２　主な取組み

１　道路及び橋梁の耐震性を確保する。

２　震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第３　計画

１　道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 村（建設環境課）

落石、盛土、橋梁等の点検に基づき、施設整備計画により耐震性を配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。

(2) 関係機関

ア　道路施設の耐震点検に基づく耐震補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。

イ　発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検の実施に努め、緊急を要するものから、逐次、必要な対策を実施する。

ウ　地震災害等に備え、防災訓練を実施する。

２　関係団体との協力体制の整備

(1) 村（建設環境課）

ア　応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、協力体制の整備と交通の確保を図る。

イ　災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び村が情報共有できる体制の整備に努める。

(2) 関係機関

ア　各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、村・県の協定等に協力する。（全機関）

イ　大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結する。（地方整備局）

ウ　災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

第 27 節　河川施設等災害予防計画

第１　基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。

第２　主な取組み

１　堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。

２　出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第３　計画

１　河川施設災害予防

(1) 村（建設環境課）

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

従って、施設整備計画により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。

(2) 関係機関（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

２　ダム施設災害予防（本村にはダムは無いが参考に掲載した）

(1) 関係機関（地方整備局、水資源機構、電力各社）

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

ア　ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ　ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

第 28 節　ため池災害予防計画

第１　基本方針

村内には、農業用ため池があり、築造後かなり経過していて老朽化が進んでいることが予想される。

万一、大規模地震により、これが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからぬ被害が及ぶおそれもある。

そこで、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、早急に補強工事を実施する。

第２　主な取組み

巡回点検等により、ため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表等減災対策の推進に努める。

１　緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

２　施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

３　豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第３　計画

(1) 村（建設環境課）

ア　ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について、「ため池基本台帳」の整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について、適時、確認する。

イ　必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

ウ　ため池ハザードマップを作成する。

朝日村ため池一覧表

番号	ため池	規　　模		施行年度	管理主体	防災重点ため池
1	曽倉沢堤	堤高　　9ｍ	堤頂長　40m	昭和 25 年	古見区	○
		天端巾　5ｍ	余裕高 1.4m			
2	桐ケ池	堤高　2.5m	堤頂長　27m	昭和 22 年６月	上組	
		天端巾　35m	余裕高 0.5m			
3	池ノ入	堤高　3.5m	堤頂長　45m	昭和 20 年６月	上組	○
		天端巾 5.5m	余裕高　１m			
4	芦ノ池	堤高　　7ｍ	堤頂長　80m	平成 10 年	古見区	○
		天端巾 4.5m	余裕高 1.5m			

番号	ため池	規　　模		施行年度	管理主体	防災重点ため池
5	原新田堤	堤高　５ｍ	堤頂長 100m	昭和 30 年	受益者	○
		天端巾　３ｍ	余裕高　１ｍ			
6	滝ケ入池	堤高　７ｍ	堤頂長　38m	昭和 18 年	上組	○
		天端巾　５ｍ	余裕高　２ｍ			
7	和方堤	堤高　２ｍ	堤頂長　18m		個人	○
		天端巾　３ｍ	余裕高			
8	小和田堤	堤高　3.5m	堤頂長　45m		三ケ組	
		天端巾　４ｍ	余裕高			
9	かつら入堤	堤高　３ｍ	堤頂長　22m		光輪寺	○
		天端巾　３ｍ	余裕高			

(2) 関係機関

ア　ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ　ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市町村に点検結果を報告するものとする。

第 29 節　農林水産物災害予防計画

第１　基本方針

地震による農林水産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林水産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等も予想される。そこで、予防技術対策の充実、林野の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や広報の検討を行う等の安全対策を指導する。

第２　主な取組み

農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

第３　計画

１　農水産物災害予防計画

(1) 村（産業振興課）

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

(2) 住民・関係機関

生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するとともに、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

２　林産物災害予防計画

(1) 村（産業振興課）

村の森林整備計画に基づき、健全な林野づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(2) 関係機関

ア　国有林の地域別森林計画及び国有林野施業管理計画に基づく適正な林野施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。（中信森林管理署）

イ　指導指針に基づいた適正な林野施業を実施する。

ウ　関係業界は、村及び県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(3) 住民

ア　村等が計画的に行う林野整備に協力する。

イ　施設の補強等対策の実施に努める。

第 30 節　積雪期の地震災害予防計画

第１　基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いむらづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第２　主な取組み

１　地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いむらづくりを行う。
２　冬期道路交通確保をするための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
３　雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
４　建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
５　積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
６　積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保等を図る。
７　スキー場利用客の避難・救助等の対策についての計画を定めるように努める。
８　冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
９　ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

第３　計画の内容

１　雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いむらづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

各防災関係機関が緊密に連携し､総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

２　道路交通の確保

(1) 村（建設環境課）

ア　地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立する。

イ　応急復旧のために建設団体と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。

ウ　住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

(2) 自主防災会・住民

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

３　消防活動の確保

(1) 村

ア　雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

イ　防火水槽及び自然水利の取り付け箇所付近の除雪を励行する。

ウ　防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

エ　多雪型消火栓の整備を図る。

4　避難場所及び避難路の確保

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所､指定避難所及び避難路の確保等を図ることが重要であることから、地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・重要性等を考慮し、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路をあらかじめ指定する。

また、避難誘導のための標識は、住民が、安全に指定緊急避難場所、指定避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

5　寒冷対策の推進

(1) 村

ア　避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料の他、積雪を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ　電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ　積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるので、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策等避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

6　スキー客等に対する対策

(1) 村

スキー場事業者に対してスキー客に対する食料・燃料・医療等の孤立対策計画を定めるよう指導を進める。

7　家屋倒壊の防止

(1) 村

ア　建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ　地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及等を行う。

(2) 住民

雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

第 31 節　災害の拡大と二次災害の予防計画

第１　基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第２　主な取組み

１　建築物や宅地に係る二次災害予防のための体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
２　それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
３　河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
４　土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第３　計画

１　建築物、構造物に係る二次災害予防対策

＜建築物関係＞

(1) 村（建設環境課）

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士(以下「応急危険度判定士」という。）を受入れる体制を整備する。

＜道路・橋梁関係＞

(1) 村（建設環境課）・関係機関

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

＜危険物関係＞

(1) 村（総務課）・松本広域消防局

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
イ　立入検査の実施等指導の強化
ウ　防災応急対策用資機材等の整備についての指導
エ　事業所の消防体制強化についての指導
オ　近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) 関係機関（危険物取扱事業所）

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

イ　危険物施設の耐震性の向上

ウ　防災応急対策用資機材等の整備

エ　事業所の消防体制強化促進

オ　近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3　河川施設の二次災害予防対策

(1) 村（建設環境課）

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく必要がある。

(2) 関係機関（地方整備局）

改善の必要があると認められる施設について整備を図る。

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 村（建設環境課）

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第 32 節　防災知識普及計画

第１　基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとれることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災会等の連帯により総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、村、県及び指定行政機関等は災害文化の伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第２　主な取組み

１　住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
３　学校における実践的な防災教育を推進する。
４　職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
５　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。
６　地区防災計画の作成支援を行う。

第３　計画

１　住民・自主防災会・企業等に対する防災知識の普及活動

(1) 村（総務課）

ア　県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか肌で体験できる機会を設ける。

イ　防災マップ、災害時の行動マニュアル等を作成、配布し、徹底した情報提供を行う。

ウ　自主防災会における地区別防災マップの作成に対する協力について指導推進する。

エ　防災マップについて十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

オ　教育機関、民間団体等との密接な連帯の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

カ　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

キ　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

ク　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

ケ　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

コ　住民に対して防災知識を普及させるために、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、村ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

（ア）　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

（イ）　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

（ウ）　地震に関する一般的な知識

（エ）　警報等や、高齢者等避難、避難指示等の意味や内容

（オ）　警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

（カ）　地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）に関する知識

（キ）　「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災知識

（ク）　地域、職場、家庭等のコミュニティーにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

（ケ）　地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車道運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識

（コ）　正確な情報入手の方法

（サ）　要配慮者に対する配慮

（シ）　男女のニーズの違いに対する配慮

（ス）　避難生活に関する知識

（セ）　平常時から住民が実施しうる、おおむね３日分の生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

（ソ）　住宅耐震診断と必要な耐震改修の実施

（タ）　緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

（チ）　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するように努める。

（ツ）　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

（テ）　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

（ト）　各地域における避難地及び避難路に関する知識

サ　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

シ　地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害

時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 松本広域消防局

ア　県所有の地震体験車等を活用して、住民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。

イ　自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努める。

ウ　映画、スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。

(3) 自主防災会

地区別防災マップ等は、自主防災会等が主体となって作成することがきめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災会等において作成する。

(4) 住民等

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下のような活動を通じて防災意識を高める。

ア　避難路、緊急指定避難場所、指定避難所の確認

イ　発災時の連絡方法（連絡方法や避難ルールの取決め等）

ウ　幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ　災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

オ　備蓄食料の試食及び更新

カ　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ　地域防災マップ、地区別防災カルテの作成

ク　地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

ケ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(5) 企業等

災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

2　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 村（総務課）

村で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

(2) 松本広域消防局

旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

(3) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3　学校等における防災教育の推進

(1) 村（教育委員会）

ア　学校等においては、大規模災害にも対処できるように、村及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

イ　消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ　児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域安全に役立つことができる態度や能力を養う。（総務課、教育委員会、学校長等）

(ア)　防災知識一般

(イ)　避難の際の留意事項

(ウ)　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ)　具体的な危険箇所

(オ)　要配慮者に対する配慮

エ　教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4　村職員に対する防災知識の普及

(1) 村（総務課）

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災担当の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種防災訓練、防災に関する研修・講習会等への参加を通じて防災知識の普及・高揚を図っていく。

ア　地震に関する一般的な知識

イ　地震発生時の地震動に関する知識

ウ　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ　地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ　地震対策として取組む必要のある課題

5　大災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 村（総務課）

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行う他、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(2) 住民

自ら災害教訓の伝承に努める。

6　地区防災計画の作成支援等

村は、地域防災行動力の向上を図るため、一定の地区内の居住者及び事業者が共同して行う防災訓練や備蓄等について定める地区防災計画の作成をする場合は、必要な作成支援する。ただし、制度運用については村内の地域状況を踏まえ検討する必要がある。

第 33 節　防災訓練計画

第１　基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。村は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第２　主な取組み

１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。

２　実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第３　計画

１　防災訓練の種別及び実施時期

(1) 村（総務課）

本村は、防災の日（９月１日）を挟む防災週間を中心に、防災訓練を実施しているが、今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

ア　総合防災訓練

村は、県との共催で防災関係機関、住民、企業等、その他関係団体の協力を得て訓練効果を考慮し、災害発生のおそれがある地域において総合防災訓練を必要に応じて実施する。

イ　地震総合防災訓練

村は、大規模な地震を想定した地震総合防災訓練を住民の参加を得て、防災の日（９月１日）前後に行う。

ウ　その他の訓練

次の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

（ア）　水防訓練

村内の円滑な水防活動の遂行を図るため、水防管理者（村長）は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

（イ）　消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する他、必要に応じて、他の関連した訓練も併せて行う。

（ウ） 災害救助訓練

村及び災害救助実施機関は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

（エ） 通信訓練

村、県及び防災関係機関は、近隣の市町村、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、感度交換訓練を行い、もって通信可能な市町村、関係機関の把握及び通信運用の習熟を図ることを目的として通信訓練を実施する。

（オ） 避難訓練

村及び警察等避難訓練実施機関は、住民の協力を得て、避難指示等、誘導、避難所の設置等の訓練を、災害のおそれのある地域及び集会所等の建造物内の人命保護を目的として実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者は、毎年、消防機関等と協力して避難訓練を実施する。

（カ） 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

（キ） 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

（ク） 広域防災訓練

村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

（ケ） 複合災害を想定した訓練の実施

村及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生に、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(2) 松本広域消防局

ア 消防訓練

広域消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、初期消火、救助・避難誘導及び広報訓練を実施する他、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

イ 災害救助訓練

救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行う。

ウ　通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制等の訓練を行う。

エ　情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

オ　職員非常招集訓練

職員非常招集訓練計画に定める訓練を実施する。

(3) 住民

住民は、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 企業等

ア　企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

イ　村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告する。

2　実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(1) 村及び訓練の実施機関

ア　実践的な訓練の実施

(ア)　村及び訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにし、訓練の実施時間（夜間等）を工夫する。要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

さらに、警察機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第２項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

(イ)　学校、自主防災会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ)　避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ　訓練の事後評価

村及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第 34 節　災害復旧・復興への備え

第１　基本方針

災害廃棄物の発生を仰制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制、罹災証明書の発行体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

第２　主な取組み

１　災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
３　災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
４　罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第３　計画

１　災害廃棄物発生への対応

(1) 村

ア　大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認等広域処理体制の充実に努める。

イ　県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

ウ　発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

エ　県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

２　データの保存及びバックアップ

(1) 村

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

村は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村が保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

3　罹災証明書の発行体制の整備

(1) 村

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第 35 節　自主防災会等の育成に関する計画

第１　基本方針

災害発生時に被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が、村や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者への対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災会の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者への対応における成果が期待される。

また、自主防災会は、日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、今日的な社会環境の中でもその重要性を増やしているといえる。

今後、より積極的に自主防災会の育成強化に努める。

第２　主な取組み

１　自主防災会の活動環境を整備し、活動の場を確保する。

２　リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。

３　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第３　計画

１　地域住民等の自主防災会の育成

(1) 村（総務課）

村は、自主防災会に対して、防災知識の普及啓発活動と併せて組織強化への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

２　自主防災会の活動内容

(1) 平常時の活動

ア　災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ　情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ　地域安全点検に基づく防災カルテの作成、配布

エ　要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

オ　防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

ア　情報の収集及び伝達

イ　出火防止、初期消火

ウ　避難誘導活動

エ　救出救護の実施及び協力

オ　炊き出し等の給食給水活動

3　活動環境の整備及び組織の活性化

(1) 村（総務課）

ア　コミュニティ助成事業、緊急防災減災事業等を活用し、自主防災会の資機材(備蓄庫、救助機材、避難所運営機材等)の整備を進めていくとともに、自主防災会が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

イ　組織の活性化を図るため、自主防災会のリーダーに対する教育、研修を実施するとともに、青年層や女性層の組織への参加を促進する。

ウ　県が開催する研修等に参加し、自主防災会等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

エ　自主防災会の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災会の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4　各防災組織相互の協調

(1) 村（総務課）

ア　地域の自主防災会間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。また、自主防災会と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

イ　自主防災会間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため、相互の連携体制を確立するよう指導する。

第 36 節　企業防災に関する計画

第１　基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進する。

第２　主な取組み

１　施設・設備の耐震診断や点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識した災害時の活動体制を定め、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３　計画

１　企業防災の充実

(1) 村

ア　住民向け講座等の啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ　中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ウ　企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業

ア　企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に確認し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

イ　社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等の防災活動の推進に努める。

ウ　組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力等地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ　防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

オ　地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

カ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第 37 節　ボランティア活動の環境整備

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。また、ボランティアが、必要なときに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、村が中心となってボランティア活動の調整を図り、防災関係機関もそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第２　主な取組み

１　ボランティアの事前登録を、村社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において推進する。

２　防災ボランティア活動の環境整備を推進する。

３　災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制について検討する。

４　ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図るよう努める。

５　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第３　計画

１　災害救援ボランティアの事前登録

(1) 村（住民福祉課）

村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

(2) 関係機関（ボランティア関係団体）

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

２　防災ボランティア活動の環境整備

平常時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

３　ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

そのため、既存のボランティアグループ・団体相互間の連携を図るよう、連絡協議会の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。（住民福祉課）

4　ボランティアコーディネーターの養成

県、村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、本村におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。（住民福祉課）

第 38 節　災害対策基金等積立及び運用計画

第１　基本方針・計画

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立てを行い、その維持と的確な運用を図る。（総務課）

第 39 節　震災対策に関する調査研究及び観測

第１　基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

第２　計画

１　村

村内には、県による地震計が役場敷地内（古見 1555-1）に設置され、平成９年より、庁内で地震規模が掌握できることとなった。

村は、今も、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

また、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努める。

２　松本広域消防局

出火危険、延焼危険地域内での、延焼阻止線の調査研究を進める。

第 40 節　観光地の災害予防計画

第１　基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災会での応援体制の整備を図る。

第２　主な取組み

村は、観光施設管理者との相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

第３　計画

１　観光地での観光客の安全確保

（１）村

ア　観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災会を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

イ　それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

第 41 節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第１　基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。

第２　主な取組み

住民等の提案により村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第３　計画

１　村

村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

２　住民及び事業者

村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関等の役割分担

第１節　災害情報の収集・連絡活動	
	○報告の種別 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　総務省消防庁
	○被害状況等の調査と調査責任機関 ・朝日村　全部 ・長野県　県関係出先機関、地域振興局、建設事務所、保健福祉事務所、教育事務所、農業農村支援センター、家畜保健衛生所、関係機関 ・防災関係機関　松本広域消防局、農業協同組合、森林組合、中信森林管理署、国土交通省関係機関、商工会議所、商工会、鉄道、通信、電力、ガス等関係機関、警察署、警備業協会
	○被害状況等報告内容の基準
	○災害情報の収集・連絡系統 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部、県警察本部、建設事務所、県出先機関等 ・防災関係機関　総務省消防庁、自衛隊、松本広域消防局、国土交通省、長野地方気象台、関係機関
	○通信手段の確保 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部、県警察本部 ・防災関係機関　松本広域消防局、アマチュア無線クラブ、ＮＴＴ等電気通信事業者
第２節　非常招集職員の活動	
	○災害応急対策に対処するための活動体制 ・朝日村　全部 ・住民・事業所　住民 ・長野県　危機管理部長、全部局 ・防災関係機関　関係全機関
	○配備指令の伝達・招集 ・朝日村　全部 ・長野県　知事、危機管理部長、各出先機関、全職員（配備担当者） ・防災関係機関　総務省消防庁、関係全機関
	○災害対策本部の設置 ・朝日村　総務課 ・長野県　知事（本部長）、各部長 ・防災関係機関　総務省消防庁、関係全機関
	○職員の応援 ・朝日村　総務課 ・長野県　全部局 ・防災関係機関　関係全機関

	○災害時の警備体制 ・朝日村　総務課 ・長野県　県警察本部
第3節　広域相互応援活動	
	○応援要請 ・朝日村　村長、総務課 ・長野県　知事、危機管理部、県公安委員会、県警察本部 ・防災関係機関　市町村消防長、水防管理者、消防庁長官、松本広域消防局、警察庁、他都道府県、他市町村、指定行政機関の長、他の公共機関、その他事業者
	○応援体制の整備 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部、関係各部局 ・防災関係機関　公共機関、その他事業者、松本広域消防局
	○受援体制の整備 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部、関係各部局 ・防災関係機関　松本広域消防局、公共機関、その他事業者
	○経費の負担 ・朝日村　総務課 ・防災関係機関　国
第4節　ヘリコプターの運用計画	
	○活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　指定地方行政機関等
	○出動手続の実施 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　松本広域消防局
第5節　自衛隊災害派遣活動	
	○派遣要請 ・朝日村　村長、総務課 ・長野県　知事、地域振興局長（危機管理部長）、全部局 ・防災関係機関　自衛隊（連隊長）、警察署、指定地方行政機関
	○派遣部隊の活動 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　災害対策本部長、危機管理部長、地域振興局（現地本部長）、総括連絡調整者、現地連絡調整者 ・防災関係機関　自衛隊（連隊長）、指定地方行政機関等
	○派遣部隊の撤収 ・朝日村　村長、総務課 ・長野県　危機管理部長、関係部長、関係出先機関の長、現地連絡調整者 ・防災関係機関　自衛隊（連隊長）、警察署、指定地方行政機関等
	○経費の負担 ・朝日村　総務課 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　自衛隊（連隊長）

第 6 節	救助・救急・医療活動	
	○救助・救急活動	
	・朝日村	村長、住民福祉課、総務課
	・住民・事業所	住民、自主防災会
	・長野県	知事、健康福祉部、危機管理部、県警察本部、県立病院
	・防災関係機関	市町村消防長、松本広域消防局、他の地方公共団体、自衛隊、医療機関、道路管理者、日本赤十字社長野県支部、長野県・郡市医師会、長野県・郡市歯科医師会
	○医療活動	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民・事業所	住民
	・長野県	健康福祉部（保健福祉事務所）、県警察本部、県立病院
	・防災関係機関	自衛隊、松本広域消防局、長野県医薬品卸協同組合、都市医師会、長野県・郡市医師会、長野県・郡市歯科医師会、医療機関、日本赤十字社長野県支部（赤十字血液センター）
第 7 節	消防・水防活動	
	○消防活動	
	・朝日村	村長、総務課
	・住民・事業所	住民、自主防災会、事業所
	・長野県	知事、危機管理部、県警察本部
	・防災関係機関	市町村消防長、水防管理者、他の地方公共団体、自衛隊、松本広域消防局、医療機関
	○水防活動	
	・朝日村	総務課、建設環境課
	・住民・事業所	住民、事業所
	・長野県	建設部
	・防災関係機関	地方整備局、自衛隊、警察署、松本広域消防局、ダム・水門等の管理者、水防管理者、施設管理者等、他の地方公共団体
第 8 節	要配慮者に対する応急活動	
	○避難収容活動	
	・朝日村	住民福祉課
	・防災関係機関	医療機関、要配慮者利用施設、関係機関
	○保健衛生、感染症予防等	
	・朝日村	住民福祉課
	・防災関係機関	関係機関
	○ライフライン等	
	・朝日村	住民福祉課
	・防災関係機関	医療機関、要配慮者利用施設、関係機関
	○広域相互応援等	
	・朝日村	総務課
	・防災関係機関	医療機関、要配慮者利用施設、関係機関
第 9 節	緊急輸送活動	
	○緊急輸送の調整	
	・長野県	災害対策本部（危機管理部）、県警察本部
	・防災関係機関	地方建設局、道路管理者、関係機関

	○緊急交通路確保のための交通規制 ・長野県　県公安委員会、県警察本部（交通規制課）、県警察本部長（高速道路交通警察隊長）、警察官 ・防災関係機関　道路管理者、警備業協会
	○緊急交通路確保のための応急復旧 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　信号機施工業者 ・長野県　建設部、林務部、農政部、県災害対策本部、県警察本部 ・防災関係機関　地方整備局、松本広域消防局、中信森林管理署、道路管理者、林道管理者等、日本道路公団、建設業協会等、建設業各団体、関係機関
	○緊急通行車両確認事務 ・長野県　危機管理部（知事）、県警察本部（県公安委員会） ・防災関係機関　警察署
	○輸送手段の確保 ・朝日村　総務課、各部局 ・長野県　危機管理部、県警察本部 ・防災関係機関　自衛隊、北陸信越運輸局、長野運輸支局、長野県トラック協会、全日本トラック協会、全国霊柩自動車協会、長野県バス協会、長野県タクシー協会、ＪＲ東日本、ヘリコプター運行機関、各輸送関係機関
	○輸送拠点の確保 ・朝日村　総務課、建設環境課 ・長野県　危機管理部、県警察本部 ・防災関係機関　警察署、関係機関、近隣市町村
第 10 節	障害物の処理活動
	○障害物除去処理 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　（障害物の）所有者、管理者、建設業者等 ・長野県　知事、建設部、農政部、林務部、各部局、県警察本部 ・防災関係機関　建設業協会、関係機関
	○除去障害物の集積、処分方法 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　（障害物の）所有者、管理者、住民、建設業者等 ・長野県　知事、建設部、危機管理部、各部局 ・防災関係機関　建設業協会、関係機関

第 11 節	避難収容活動	
	○避難の指示	
	・朝日村	村長、総務課
	・住民・事業所	住民（居住者、関係者、観光客等、民生児童委員、自治会）・自主防災会
	・長野県	知事（地域振興局長）、その命を受けた職員、災害対策本部、県公安委員会
	・防災関係機関	松本広域消防局、その他消防機関、水防管理者、警察署、自衛隊、防衛長官の指定する者、災害警備本部等、長野県大規模災害ラジオ放送協議会、関係機関
	○警戒区域の設定	
	・朝日村	村長、関係全課
	・住民・事業所	消防団員、住民
	・防災関係機関	警察署、自衛隊、関係機関
	○避難誘導活動	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民・事業所	住民
	・長野県	地域振興局
	・防災関係機関	警察官、自衛官、自衛隊、他の市町村
	○避難所の開設・運営	
	・朝日村	村長、教育委員会、学校長、住民福祉課
	・住民・事業所	住民（避難者、自主防災会）
	・長野県	危機管理部、教育委員会、学校長、教職員
	・防災関係機関	広域応援協定締結都県市、ボランティア団体、要配慮者利用施設、日本赤十字社長野県支部、朝日村社会福祉協議会、他の地方公共団体、関係機関
	○応急仮設住宅の確保	
	・朝日村	村長、建設環境課
	・住民・事業所	建設業者
	・長野県	知事、危機管理部、建設部
	・防災関係機関	プレハブ建築協会
第 12 節	孤立地域対策活動	
	○孤立実態の把握対策	
	・朝日村	総務課
	○救助・救出対策	
	・朝日村	総務課、住民福祉課
	・長野県	危機管理部
	・防災関係機関	松本広域消防局、都市医師会、他の市町村
	○通信手段の確保	
	・朝日村	総務課
	・長野県	危機管理部、県警察本部
	・防災関係機関	ＮＴＴ等・日本アマチュア無線連盟県支部
	○食料品等の生活必需物資の搬送	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民	住民（孤立地域）
	・長野県	危機管理部
	○道路の応急復旧活動	
	・朝日村	建設環境課
	・長野県	建設部
	・防災関係機関	道路管理者、道路管理の責を有する各機関

第 13 節　食料品等の調達供給活動		
	○食料品等の調達	
	・朝日村	住民福祉課、産業振興課
	・住民・事業所	流通業者、米穀卸売業者等、卸売市場業者 小売業者等、住民
	・長野県	知事、危機管理部（地域振興局長・危機管理部長）、 産業労働部、農政部
	・防災関係機関	近隣市町村、隣接県、松本空港事務所、関東農政局、 自衛隊
	○食料品等の供給	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民・事業所	住民
	・長野県	地域振興局長
	・防災関係機関	近隣市町村、日本赤十字社長野県支部、 ボランティア
第 14 節　飲料水の調達供給活動		
	○飲料水の調達	
	・朝日村	建設環境課
	・住民・事業所	水処理業者、住民
	・長野県	環境部、企業局
	・防災関係機関	国、他都道府県、他市町村、県内の水道事業者
	○飲料水の供給	
	・朝日村	建設環境課
	・住民・事業所	指定店等、住民
	・長野県	環境部、県企業局
	・防災関係機関	厚生労働省、他都道府県、他市町村、自衛隊
第 15 節　生活必需品の調達供給活動		
	○生活必需品の調達	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民・事業所	流通業者等
	・長野県	産業労働部、危機管理部
	○生活必需品の供給	
	・朝日村	住民福祉課
	・長野県	産業労働部、危機管理部
	・防災関係機関	日本赤十字社長野県支部ボランティア団体、 関係機関
第 16 節　保健衛生、感染症予防活動		
	○保健衛生活動	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民・事業所	住民
	・長野県	健康福祉部、保健福祉事務所
	・防災関係機関	医師会、看護協会、栄養士会、 食生活改善推進協議会、関係団体
	○感染症予防活動対策	
	・朝日村	住民福祉課
	・住民・事業所	住民（避難所の施設管理者等）
	・長野県	知事（保健福祉事務所長）、保健福祉事務所、 健康福祉部
	・防災関係機関	国、関係機関

第 17 節　遺体の捜索及び処置等の活動	
	○遺体の捜索及び処置 ・朝日村　住民福祉課 ・長野県　健康福祉部、環境部、県警察本部 ・防災関係機関　他都道府県等、関係機関（医療機関、検案医師、歯科医師、葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者等）、長野県トラック協会長、領事機関、日本赤十字社長野県支部、長野県・郡市医師会、国立大学病院(救護班)、松本広域消防局
第 18 節　廃棄物の処理活動	
	○ごみ・し尿処理対策 ・朝日村　建設環境課、住民福祉課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　環境部、保健福祉事務所
	○廃棄物処理の広域応援 ・朝日村　建設環境課、総務課 ・防災関係機関　他都県、近隣市町村
第 19 節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	
	○社会秩序の維持 ・住民・事業所　自主防犯組織 ・長野県　県警察本部 ・防災関係機関　警備業協会等
	○物価の安定、物資の安定供給 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　流通業者、企業等（市場・小売店）、住民 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　関係業界
第 20 節　危険物施設等応急活動	
	○危険物施設応急対策 ・朝日村　村長、総務課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　知事、県警察本部 ・防災関係機関　危険物施設の管理者、松本広域消防局、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等、警察署、関係機関
第 21 節　電気施設応急活動	
	○応急復旧体制の確立 ・長野県　企業局 ・防災関係機関　中部電力、東京電力
	○迅速な応急復旧活動 ・長野県　建設部、企業局 ・防災関係機関　中部電力、東京電力
	○二次災害防止 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　危機管理部 ・防災関係機関　中部電力、東京電力、報道機関等

第 22 節　都市ガス施設応急活動	
	○都市ガス施設応急復旧対策 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　都市ガス事業者、関係機関
	○都市ガス施設応急供給計画 ・防災関係機関　都市ガス事業者
第 23 節　上水道施設応急活動	
	○上水道施設応急復旧対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民、施工業者 ・長野県　環境部、建設部、企業局 ・防災関係機関　他都道府県、水道事業者、県営水道給水装置工事業者等
第 24 節　下水道施設応急活動	
	○情報の収集連絡、被害規模の把握 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　環境部
	○応急対策の実施体制 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　環境部 ・防災関係機関　他の地方公共団体
	○応急対策の実施 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　下水道の建設・維持管理に携わる業者、住民 ・長野県　環境部、企業局 ・防災関係機関　下水道管理者
第 25 節　通信・放送施設応急活動	
	○県防災行政無線通信の応急活動 ・住民・事業所　保守業者 ・長野県　総務課、危機管理部、建設部
	○村防災行政無線通信の応急活動 ・住民・事業所　保守業者 ・防災関係機関　近隣の使用可能な通信手段をもつ機関
	○電気通信施設の応急活動 ・防災関係機関　ＮＴＴ等
	○放送施設の応急活動 ・防災関係機関　ＮＨＫ、各放送機関（ＳＢＣ、ＮＢＳ、ＴＳＢ、ＡＢＮ、ＦＭ長野）
	○警察通信施設の応急活動 ・長野県　県警察本部
第 26 節　鉄道施設応急活動	
	○鉄道施設の応急活動 ・長野県　建設部、鉄道警察隊 ・防災関係機関　ＪＲ東日本、私鉄各社、道路管理者、北陸信越運輸局、関係行政機関

第 27 節	災害広報活動
	○住民等への的確な情報の伝達 ・朝日村　総務課、企画財政課、住民福祉課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　総務部、危機管理部 （災対本部設置時…本部室長、広報班長、危機管理部） ・防災関係機関　中央官庁、各放送機関（ＮＨＫ、ＳＢＣ、ＴＳＢ、ＡＢＮ、ＦＭ長野）、放送送出要請機関（長野地方気象台、日本赤十字社県支部）、長野県大規模災害ラジオ放送協議会、各放送局、関係機関
	○住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応 ・朝日村　総務課、住民福祉課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　総務部、危機管理部（災対本部設置時…広報班長） ・防災関係機関　関係機関
第 28 節	土砂災害等応急活動
	○地すべり等応急対策 ・朝日村　総務課・建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部、林務部、農政部、住民 ・防災関係機関　松本広域消防局、地方整備局、関係機関
	○土石流対策 ・朝日村　総務課・建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　松本広域消防局、地方整備局
	○がけ崩れ応急対策 ・朝日村　総務課・建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　松本広域消防局、地方整備局
第 29 節	建築物災害応急活動
	○公共建築物 ・朝日村　総務課、関係全課 ・住民・事業所　全部 ・長野県　関係全部局 ・防災関係機関　関係全機関
	○一般建築物 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　建築物の所有者等 ・長野県　建設部
	○文化財 ・朝日村　教育委員会 ・住民・事業所　所有者 ・長野県　教育委員会 ・防災関係機関　文化庁

第 30 節	道路及び橋梁応急活動
	○道路及び橋梁応急対策 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部、企業局、県警察本部 ・防災関係機関　地方整備局、道路管理者等、施設管理者、建設業協会等、関係機関
	○関係団体との協力 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　危機管理部、建設部、企業局、県警察本部 ・防災関係機関　関東知事会、中部圏知事会、新潟県知事
第 31 節	河川施設等応急活動
	○河川施設等応急対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　地方整備局、民間業者
	○ダム施設応急対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部、農政部、企業局 ・防災関係機関　地方整備局、電力会社
第 32 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動
	○建築物、構造物に係る二次災害防止対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　建築物の所有者等 ・長野県　建設部、企業局、県警察本部 ・防災関係機関　地方整備局、建設業協会等、関係機関
	○危険物施設等に係る二次災害防止対策 ・朝日村　村長、総務課、建設環境課、産業振興課 ・住民・事業所　住民（水道使用者、井戸水使用者）、一般消費先、従業員 ・長野県　知事、危機管理部、県警察本部、産業労働部、健康福祉部、保健福祉事務所 ・防災関係機関　松本広域消防局、警察署、消防機関、危険物施設の管理者等、近隣の危険物取扱事務所、火薬類取扱施設の管理者等、長野県エルピーガス協会、水道事業者、関係機関
	○河川施設の二次災害防止対策 ・朝日村　建設環境課、総務課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　地方整備局、松本広域消防局、ダム管理者、関係機関
	○山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　関係機関

第 33 節	ため池災害応急活動
	○ため池災害応急活動 ・朝日村　建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　農政部 ・防災関係機関　管理団体、関係機関
第 34 節	農林水産物災害応急活動
	○農水産物災害応急対策 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　住民（農業者） ・長野県　農政部、家畜保健衛生所、水産試験場 ・防災関係機関　地方整備局、農林水産省、農協等、関係団体・関係機関
	○林産物災害応急対策 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　林務部 ・防災関係機関　中信森林管理署、下流域等の関係市町村
第 35 節	文教活動
	○児童生徒等に対する避難誘導 ・朝日村　教育委員会、学校長 ・住民・事業所　住民（保護者） ・長野県　総務部、教育委員会、学校長 ・防災関係機関　私立学校、関係機関
	○応急教育・保育計画 ・朝日村　教育委員会、学校長 ・長野県　教育委員会、学校長、総務部 ・防災関係機関　長野県学校給食会、私立学校、関係機関
	○教科書の供与及び授業料の減免等 ・朝日村　教育委員会 ・長野県　教育委員会、教育事務所、総務部、学校長 ・防災関係機関　国立学校、私立学校
第 36 節	飼養動物の対策
	○家庭動物（ペット）保護管理対策 ・朝日村　建設環境課 ・住民　住民（飼い主）
	○家畜対策 ・朝日村　産業振興課 ・住民・事業所　住民、畜産業者
第 37 節	ボランティアの受入れ体制
	○被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保 ・朝日村　住民福祉課（災害対策本部） ・長野県　災害対策本部 ・防災関係機関　ボランティア関係団体（社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等）、ボランティアコーディネーター
	○ボランティア活動拠点の提供支援 ・朝日村　住民福祉課（災害対策本部） ・長野県　（災害対策本部） ・防災関係機関　長野県（朝日村）社会福祉協議会（県、現地本部、救援本部、ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部

第 38 節	義援物資、義援金の受入れ体制
	○義援金品の募集、受入れ ・朝日村　住民福祉課 ・防災関係機関　日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、長野県共同募金会、報道機関
	○義援金品の引継ぎ及び配分 ・朝日村　住民福祉課 ・防災関係機関　日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、長野県共同募金会、配分委員会、ボランティア等
	○義援金品の管理 ・朝日村　住民福祉課 ・防災関係機関　日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、長野県共同募金会・配分委員
第 39 節	災害救助法の適用
	○被害状況の把握 ・朝日村　村長、総務課 ・長野県　危機管理部、地域振興局（総務課） ・防災関係機関　松本広域消防局
	○災害救助法適用の判定 ・長野県　危機管理部
	○適用の手続 ・朝日村　村長、総務課 ・長野県　知事、危機管理部 ・防災関係機関　厚生労働大臣
	○救助の実施 ・朝日村　村長、総務課 ・長野県　知事、危機管理部 ・防災関係機関　日本赤十字社長野県支部、松本広域消防局、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等
第 40 節	観光地の災害応急対策
	○観光地の災害応急対策 ・朝日村　産業振興課 ・防災関係機関　松本広域消防局、県警察本部

第１節　災害情報の収集・連絡活動

第１　基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

第２　対策

１　緊急地震速報の伝達

(1) 村（総務課）

受信した緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、整備の充実を図るよう努める。

(2) 放送事業者

緊急地震速報を受信した放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

２　報告の種別

(1) 村

ア　概況速報（総務課）

村職員及び関係機関は、災害が発生したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の 119 番通報等）が発生したときは直ちにその概況を、村へ報告する。

イ　被害中間報告（総務課）

村職員及び関係機関は、被害状況を収集し、村へ逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ　被害確定報告（総務課）

村職員及び関係機関は、同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに村へ報告する。

３　被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。なお、被害が甚大であり、村において被害調査が実施できないときは県出先機関等に応援を求め、被害調査を行う。（関係各課）

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	関係各課	県関係現地機関
人的及び住家の被害	総務課・企画財政課	地域振興局
・高齢者等避難情報 ・避難指示等避難状況	総務課・企画財政課	地域振興局
社会福祉施設被害	住民福祉課	保健福祉事務所
農・畜・水産業被害	産業振興課	地域振興局、農業農村支援センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業協同組合
農地・農業用施設被害	産業振興課、建設環境課	地域振興局、土地改良区
林業関係被害	産業振興課	地域振興局、森林組合
公共土木施設被害	建設事務所、砂防事務所、建設環境課、地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所、砂防事務所	
都市施設被害	建設環境課	建設事務所、松本ブロック事業体
水道施設被害	建設環境課	地域振興局、企業局、松本ブロック事業体
廃棄物処理施設被害	建設環境課	地域振興局
感染症関係被害	住民福祉課	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興課	地域振興局、商工会
観光施設被害	産業振興課	地域振興局、観光協会
教育関係被害	教育委員会	教育事務所
県有財産被害	県関係各課	
村有財産被害	施設所管課	
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	警備業協会
火災速報	総務課・企画財政課	
危険物等の事故による被害	総務課・企画財政課	

4　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除き、次表のとおりとする。

項　　目	認　定　基　準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行　方　不　明　者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。

項　　目	認　定　基　準
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかは問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊（全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。
住家半壊（半壊）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
一　部　破　損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床　上　浸　水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
床　下　浸　水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
田　畑　流　出	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田　畑　埋　没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠　　水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹　災　世　帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹　　災　　者	罹災世帯の構成員とする。

5　災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア　村（総務課）

(ア)　村は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門及び被害種別の報告様式により、県出先機関等に報告する。

(イ)　村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求める。

(ウ)　村庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に、直接、被害情報等の連絡を行う。この場合の対象とする災害は、次に定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

a　県において災害対策本部を設置した災害

b　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

c　a又はbに定める災害になるおそれのある災害

イ　関係機関（指定地方行政機関）

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県(消防防災課)に連絡する。

(2) 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、緊急地震速報（警報・予報）・緊急地震速報（予報）、震度速報、地震情報（震源に関する情報）、地震情報（震源・震度に関する情報）、地震情報（その他の情報）、地震情報（各地の震度に関する情報）、地震情報（推計震度分布図）を発表、一斉伝達する。

(3) 水防情報

県水防本部、建設事務所長、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報する。

6　通信手段の確保

(1) 村（総務課）

ア　村防災行政無線、県防災行政無線の活用を図る。

イ　可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

ウ　衛星携帯電話の活用を図る。

(2) 関係機関

電気通信事業者は、重要通信の優先的な取扱いを図る。

◎朝日村の災害情報連絡系統図及び使用する報告様式番号

(1) 概況速報……様式第１号(長野県防災情報システムによる同等内容の報告含む)(消防庁への速報は消防庁第４号様式（その１）（表 21 の２））

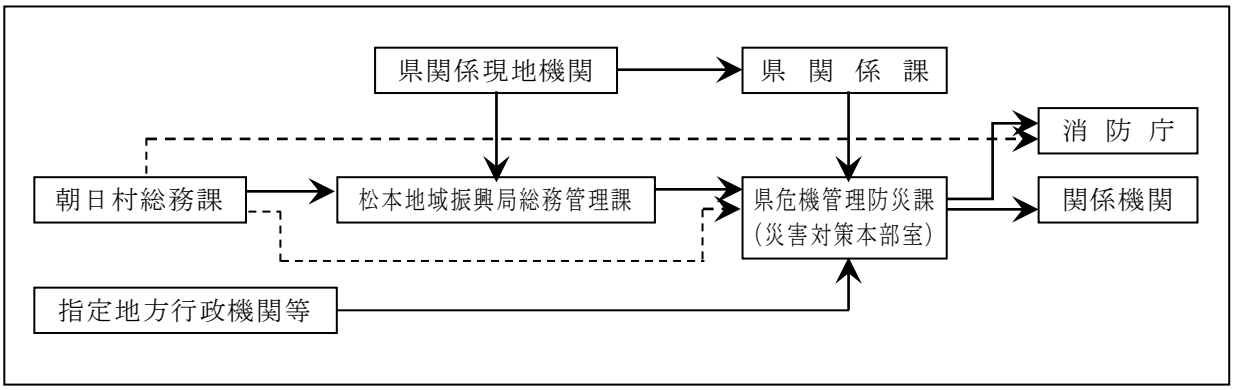

(2) 人的及び住家の被害状況報告……様式第２号又は消防庁第４号様式（その２）（表 21 の３））

高齢者等避難・避難指示等避難状況報告様式２－１号又は長野県防災情報システムにより報告

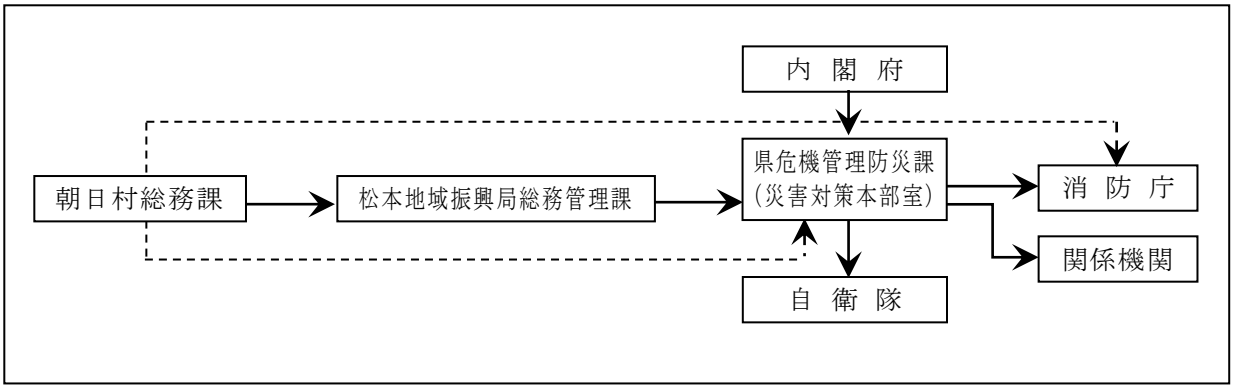

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告……様式第３号

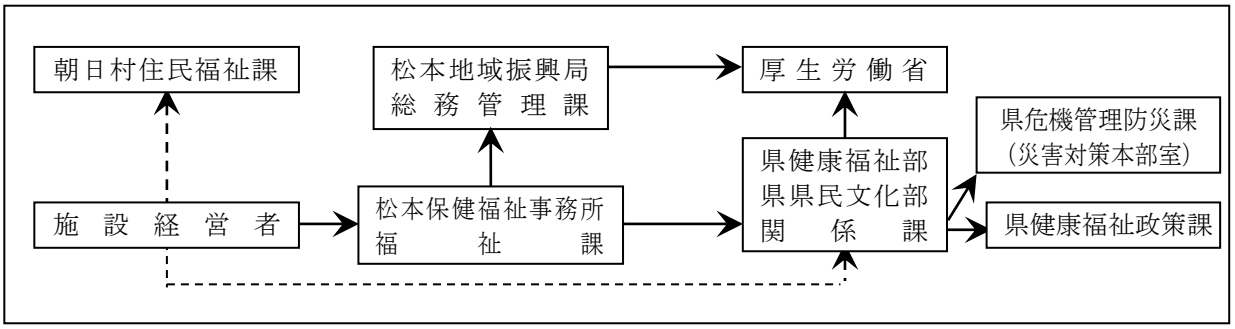

(4) 農業関係被害状況報告……様式第５号

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

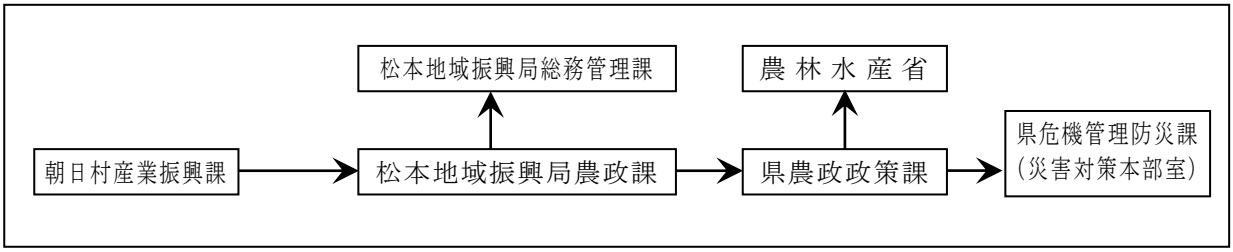

イ　農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）

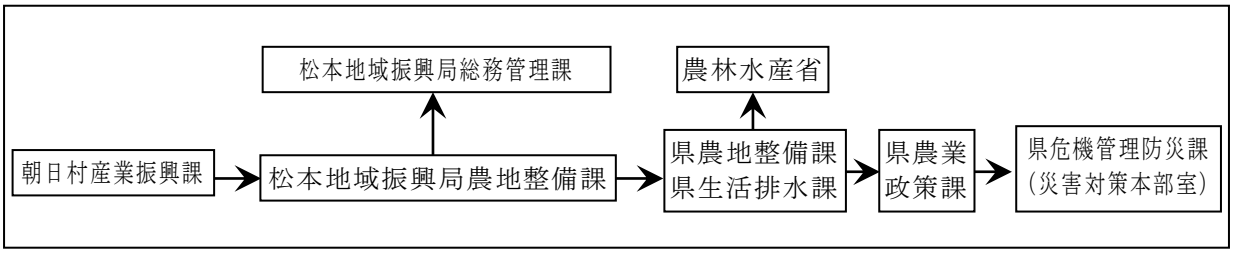

ウ　農業集落排水施設被害状況報告

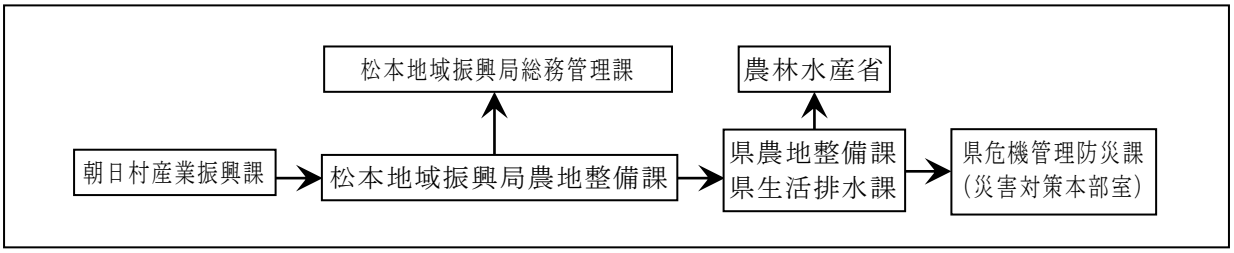

(5) 林業関係被害状況報告……様式第６号

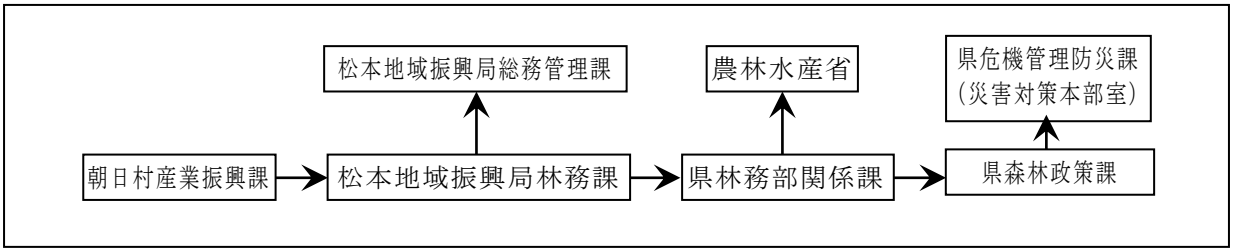

(6) 土木関係被害状況報告……様式第７号

ア　公共土木施設被害状況報告等

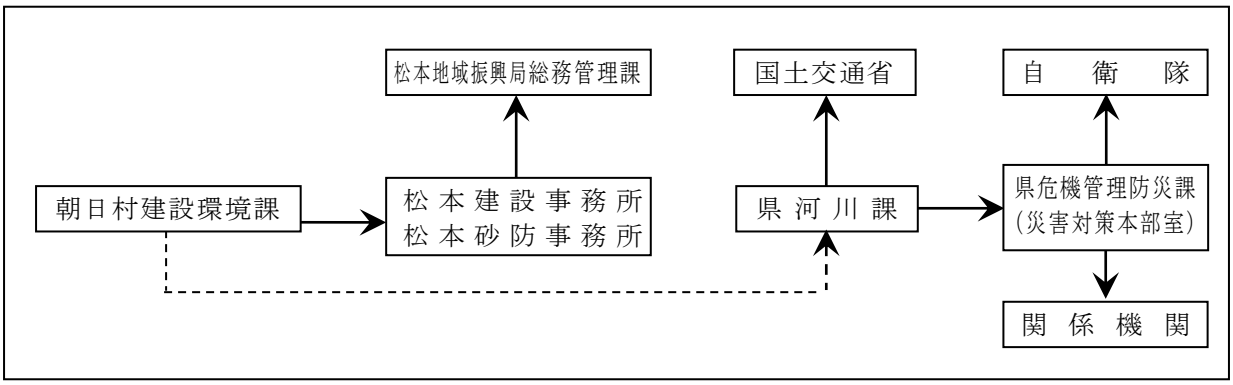

イ　土砂災害等による必要報告

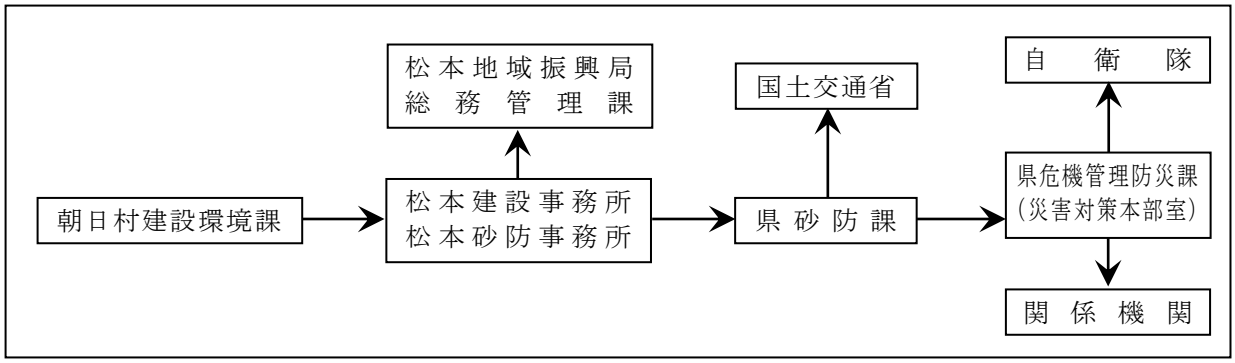

(7) 都市施設被害状況報告……様式第８号

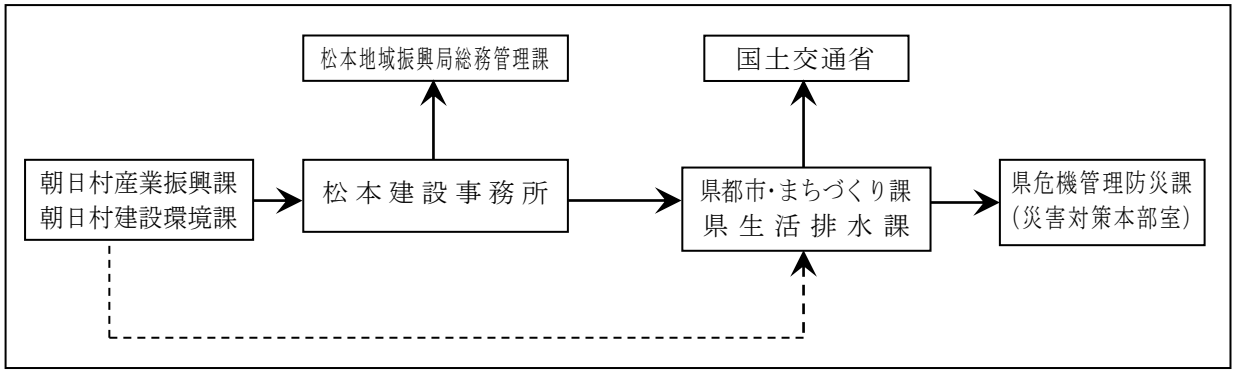

(8) 水道施設被害状況報告……様式第９号

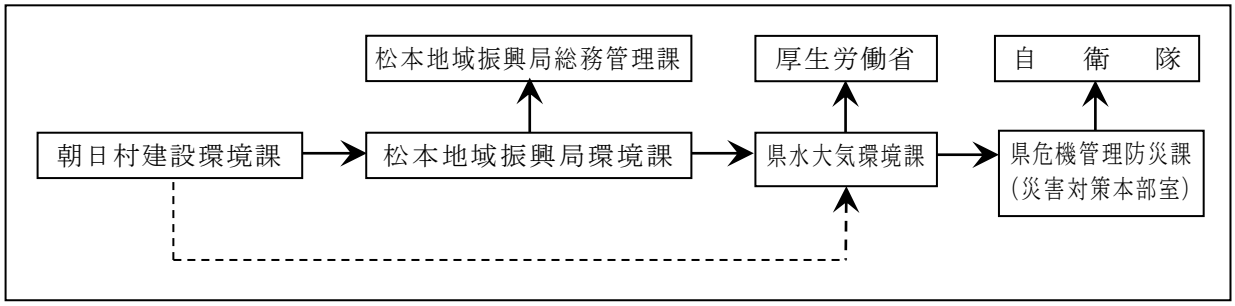

(9) 廃棄物処理施設被害状況報告……様式第 10 号

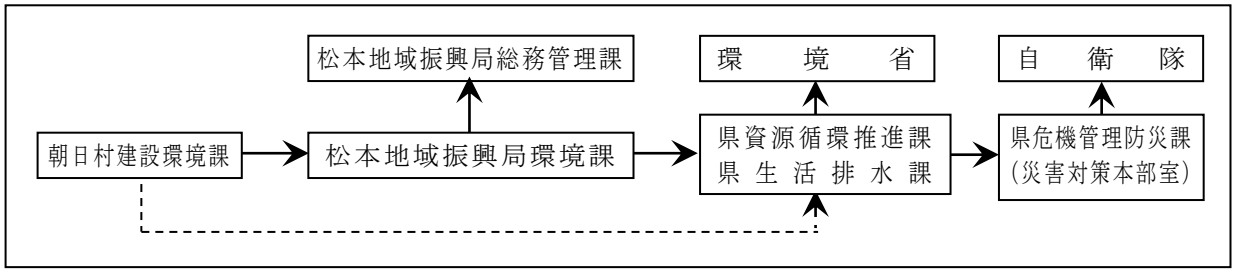

(10) 感染症関係報告……様式第 11 号

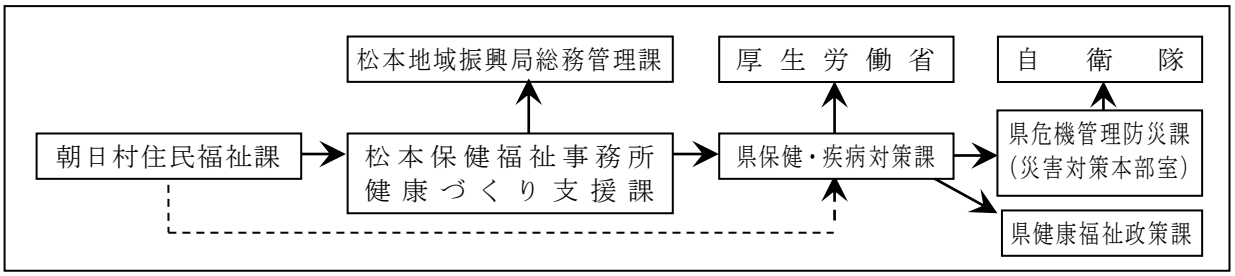

(11) 医療施設関係被害状況報告……様式第 12 号

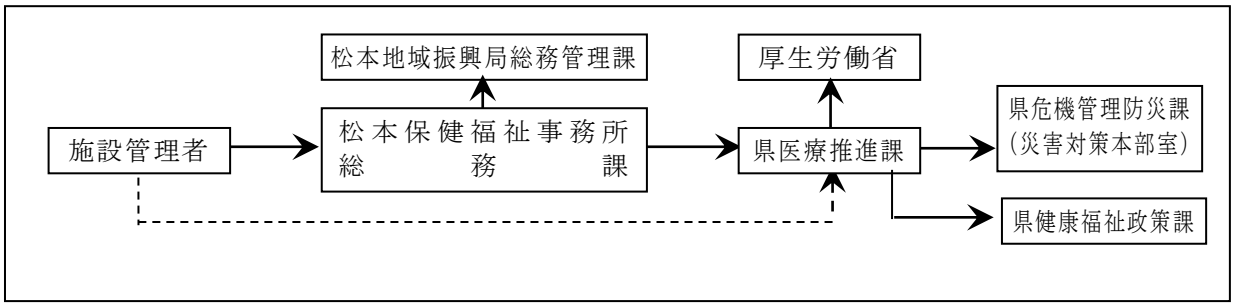

(12) 商工関係被害状況報告……様式第 13 号

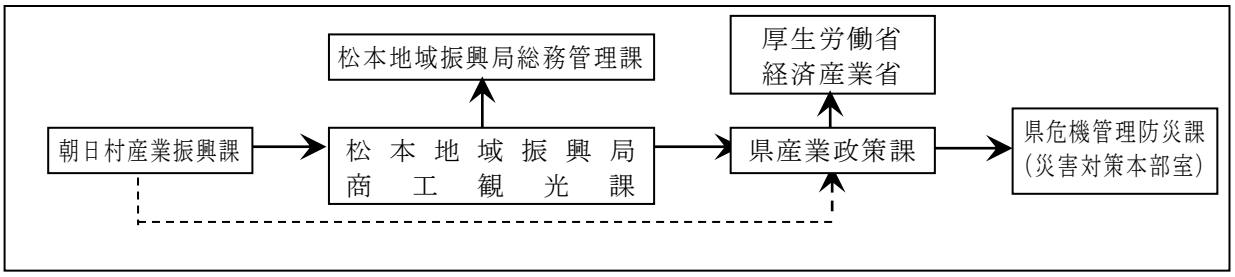

(13) 観光施設被害状況報告……様式第 14 号

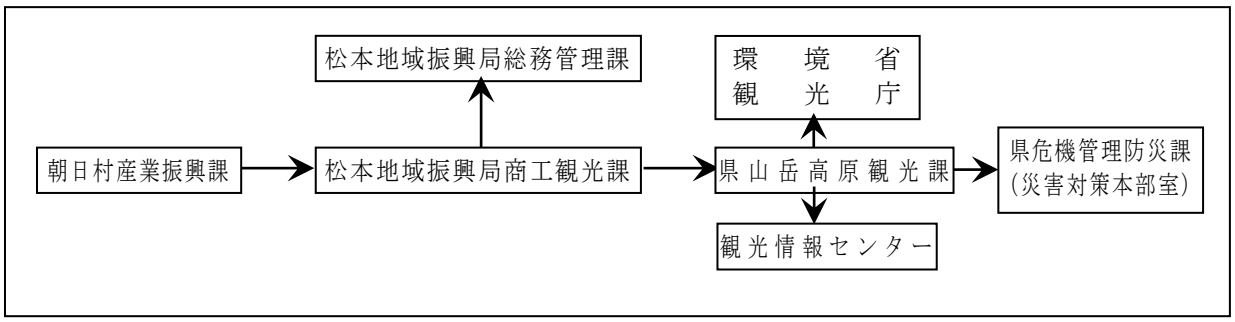

(14) 教育関係被害状況報告……様式第 15 号

ア　市町村施設

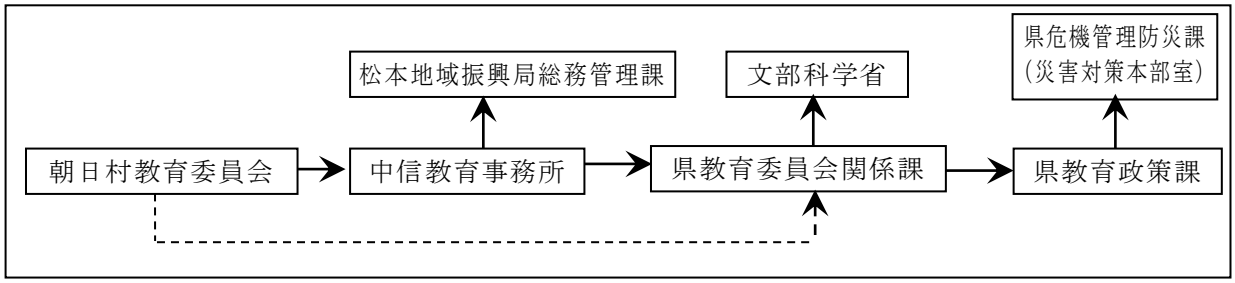

イ　県施設　※参考記載

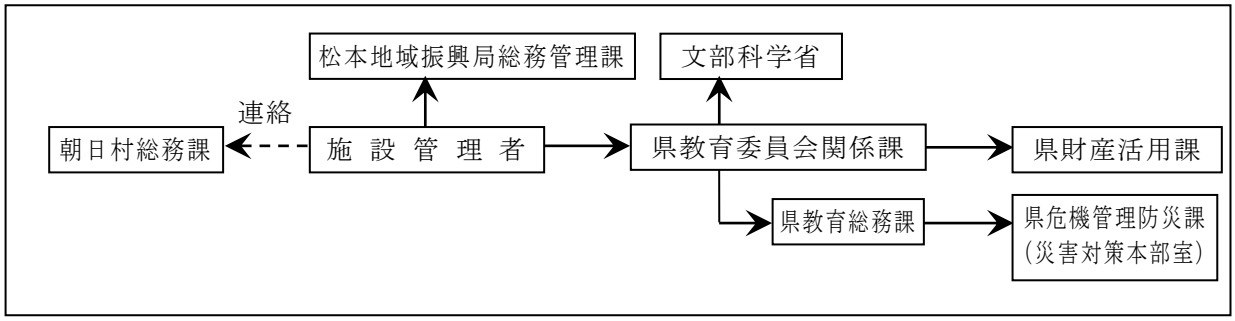

ウ　私立施設　※参考記載

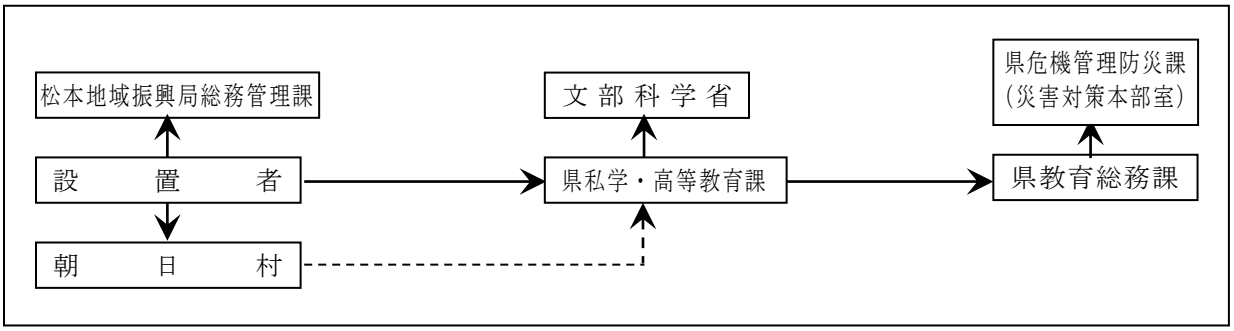

エ　文化財

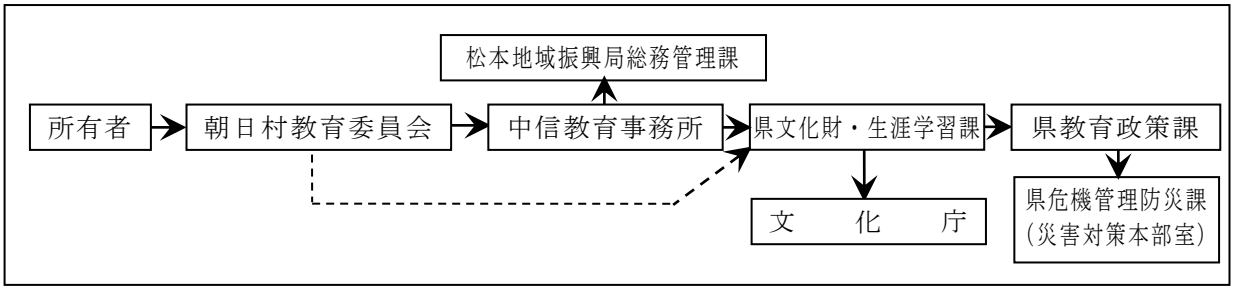

（15）県有財産（企業財産を含む）……様式第 16 号

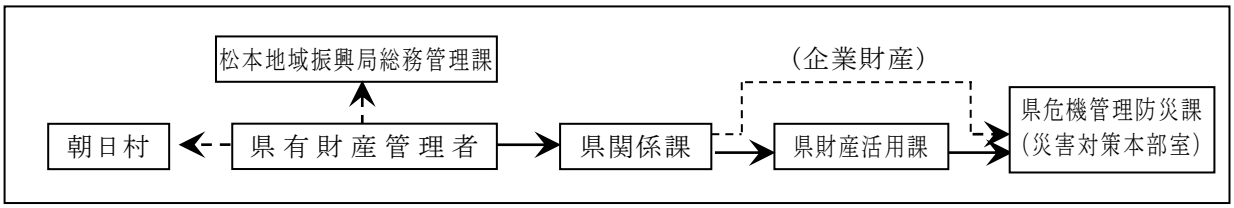

（16）村有財産……様式第 17 号

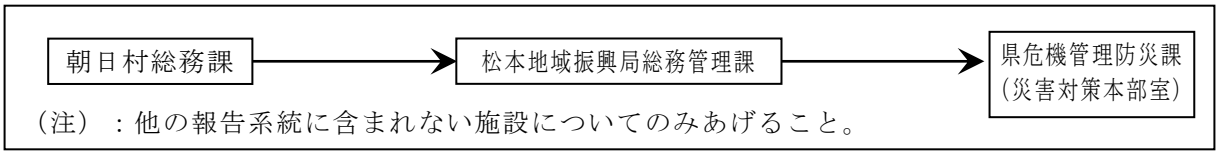

（17）公益事業関係被害……様式第 18 号

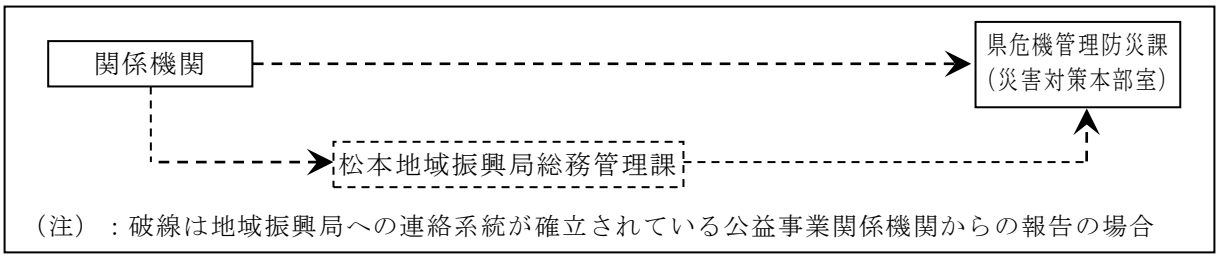

（18）火災速報……様式第 19 号

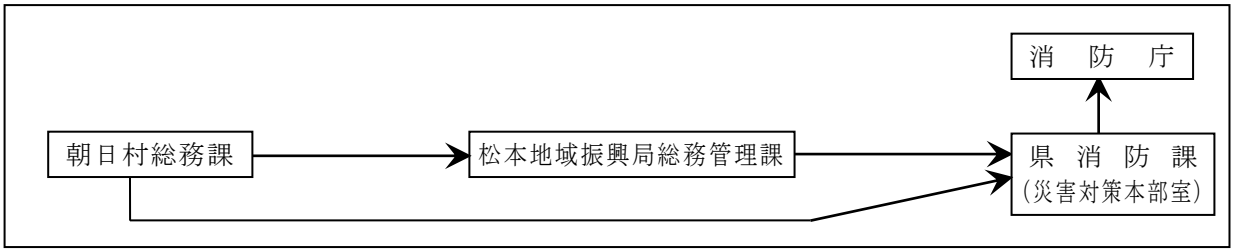

（19）火災速報（危険物に係る事故）

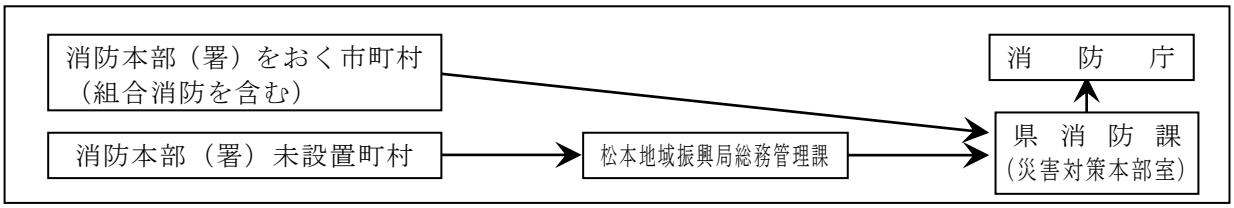

（20）警察調査被害状況報告……様式第 20 号

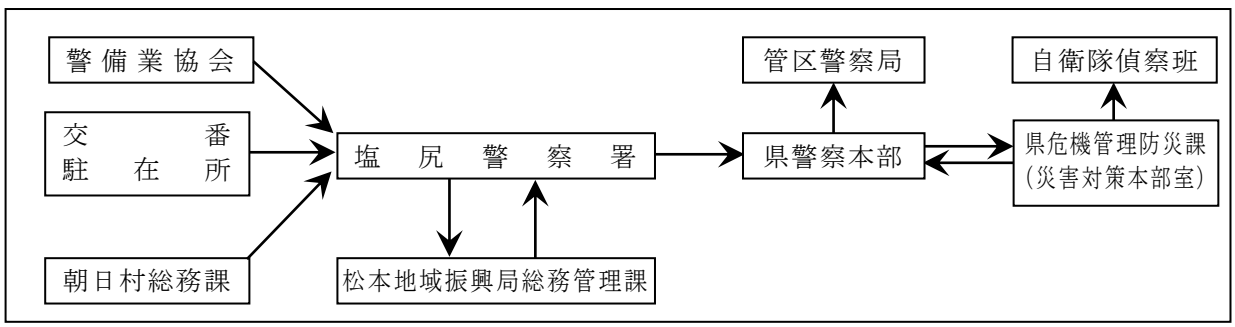

（21）被害状況総合報告……様式第 21 号

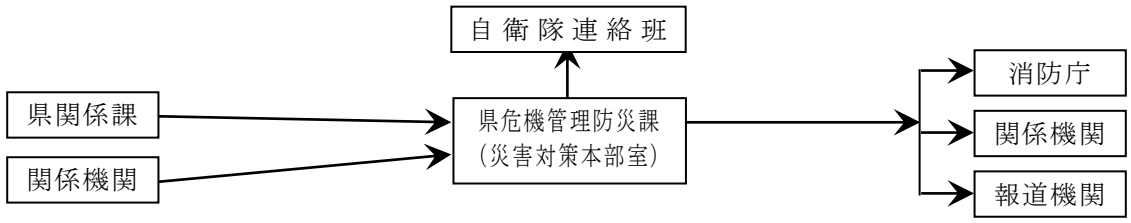

（注）：県関係課及び関係機関から県消防防災課への報告は、（2）から（18）までの報告によるものであること。

（22）水防情報

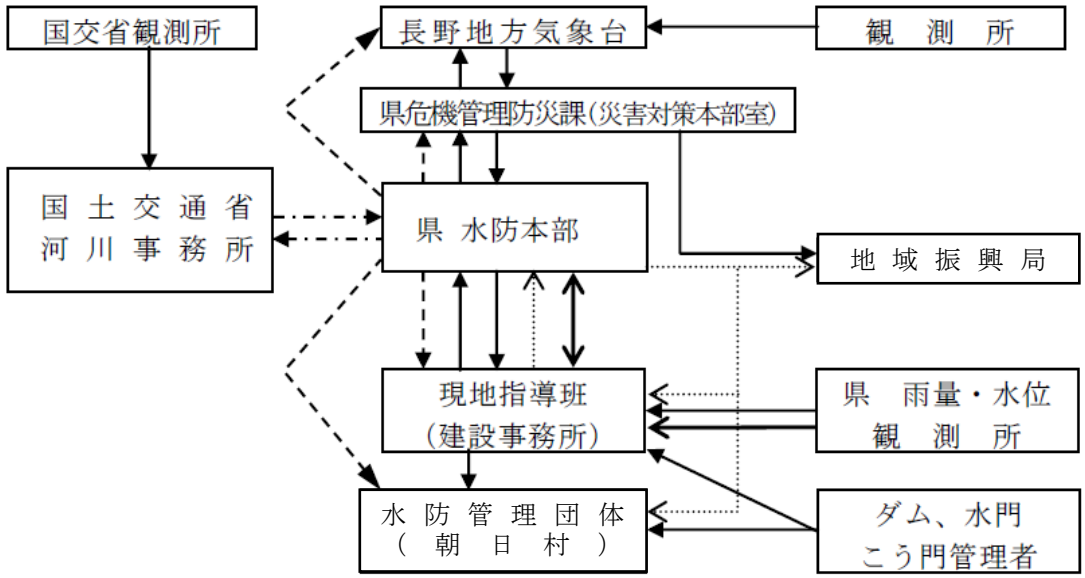

第２節　非常招集職員の活動

第１　基本方針

各機関は、村内に災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに該当機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第２　対策

(1) 配備指令の伝達及び配備担当の招集

ア　伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次のとおり行う。

配備指令及び配備担当者の招集の伝達方法

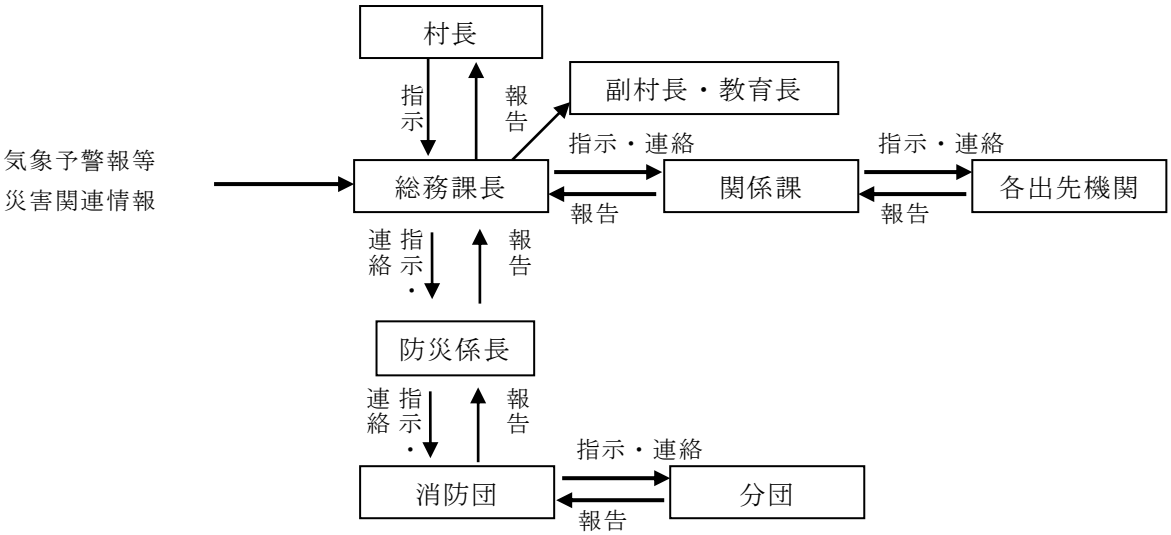

○　庁舎内の職員は、自らの安全を確保の上、各職場において所属長の指示を待つ。

○　村内に出張中の職員は、震度５弱以上の場合、速やかに帰庁して災害対策本部へ合流する。
帰庁できない場合は、速やかに自分の所在を所属長に連絡する。
村外に出張中の職員は、自分の所在を所属長に連絡する。なお、震度４以下の場合は所属長の指示に従う。

イ　伝達方法

配備決定に基づく総務課からの関係職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

（ア） 勤務時間内

a　本庁：庁内放送の他、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。

b　出先：本庁関係者から電話等により伝達する。

（イ） 勤務時間外

非常参集表による電話等で伝達する。

ウ　担当者の決定

関係課長は、あらかじめ担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ　自主避難

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報を十分注意し、震度６弱以上の地震が発生した場合及び、テレビ、ラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合は、非常参集の連絡を待たずに登庁する。

道路の寸断等により登庁できない場合は、最寄りの出先機関又は避難場所（小・中学校等）に参集し、本来の所属機関に現地の所在地等を連絡した上で指示を受ける。

オ　緊急配備担当者

関係課長は、あらかじめ緊急配備担当者並びに連絡方法を定めておく。

【地震災害】

体制	配備時期	動員体制
注意体制	―	―
警戒第１号体制	・震度３以下の場合で総務課長が必要と認めた場合	1　総務部のあらかじめ指定された職員
警戒第２号体制	・震度４（Ｊアラート）	1　係長以上の職員 2　本部長、副本部長、教育長、総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員 3　消防団（全団員）
非常体制 （対策本部体制）	・震度５弱以上 ・村長が必要と認めた場合	1　全職員 2　消防団

【風水雪害】

体制	配備時期	動員体制
注意体制 【警戒レベル２】	・注意報が発令された場合	1　自宅待機
警戒準備体制 【警戒レベル３】	・警報（大雨警報を除く）の発令（Ｊアラート） ・総務課長が必要と認めた場合は、各課長に連絡する	1　総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員 2　団長と連絡をとり、消防団員の初動体制確認

警戒第１号体制 【警戒レベル３】	・大雨警報が発令された場合（Ｊアラート）	１　本部長、副本部長、総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員 ２　団長と連絡をとり、消防団員の初動体制確認
対策本部設置	・村で高齢者等避難の発令が見込まれる場合	１　課長以上 ２　消防団（団長、副団長） ３　本部長、副本部長、総務部、産業振興部、建設環境部のあらかじめ指定された職員
避難所開設	・指定避難所（中央公民館、西洗馬公民館）を開設する場合	１　総務部、住民福祉部、教育部のあらかじめ指定された職員 ・避難所２名、対策本部１名配置 ２　避難所開設決定時、開設場所と時間を ・全区長へ連絡 ・班長へ連絡
警戒第２号体制 【警戒レベル４】	・河川の水位、濁りが異常な場合 ・土砂災害警戒情報の発令（Ｊアラート） ・小規模な災害が発生した場合（人的被害無）	１　警戒第１号体制職員が継続配備 ２　消防団
非常体制 【警戒レベル５】	・大雨特別警報（Ｊアラート） ・災害が発生した場合	１　全職員 ２　消防団

※各課長等は、状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により警戒職員を増やす等の措置を講ずる。

カ　職員の参集

休日の場合は、

・連絡網による招集命令による参集

・職員は日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、テレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大だと判断される場合、速やかに登庁する。

キ　参集時の注意事項

参集時、職員は次の点に留意する。

二次災害の防止	・自分の身体の安全を確認・住宅の火の元の確認
服　　装	・緊急活動が出来る容易な服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携　行　品	次のものをもって参集する。（概ね３日分の必要量） ・筆記用具（メモ用紙を含む）　・食料　・タオル　・飲料水（水筒） ・携帯ラジオ（予備の電池を含む）　・イヤホン　・着替え（数日帰宅できないことを考慮）　・防寒具（冬期など）　・懐中電灯（予備の電池を含む）　・常備薬　・応急医療品　・お金（小銭）　・身分証明書（運転免許証、名刺など）　・靴入れ袋
緊　急　措　置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇した場合は近隣住民とともに、初動の火災・救急・救助活動を行い、現場に消防団、消防署員が到着後、あるいは一定の活動体制が整った場合はその活動を引き継ぎ、庁舎に直行する。なお、活動状況については村へ報告すること。

被害状況報告	・幹線道路等の状況 ・建物の到壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況

消防団警戒区域責任分担表

名称	管轄地区名
第一分団	小野沢区
第二分団	古見区
第三分団	（令和4年4月1日より休止）
第四分団	入二区、針尾区
第五分団	西洗馬区

《参考》気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 災害対策本部の設置（総務課）

ア　設置基準

村長は、風水害等必要があると認めるとき並びに震度５弱以上の地震が発生したときは、朝日村災害対策本部（以下「村本部」という。）を村庁舎内に設置する。また、必要に応じて現地対策本部を設置する。

イ　村本部の組織等は、「朝日村災害対策本部条例」（資料３参照）に定めるところによる。なお、村本部を設置する施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保に努めなくてはならないが、万一、村庁舎が被災し使用不能になったとき、又は、村長がその状況に応じて代替施設として、マルチディアセンターに、村本部を置く。また、条例にはないが、必要に応じて現地対策本部を設置する。

ウ　本部長（村長）に事故あるときは、副村長、総務課長の順で、副本部長として、本部を指揮する。

エ　災害対策本部の組織

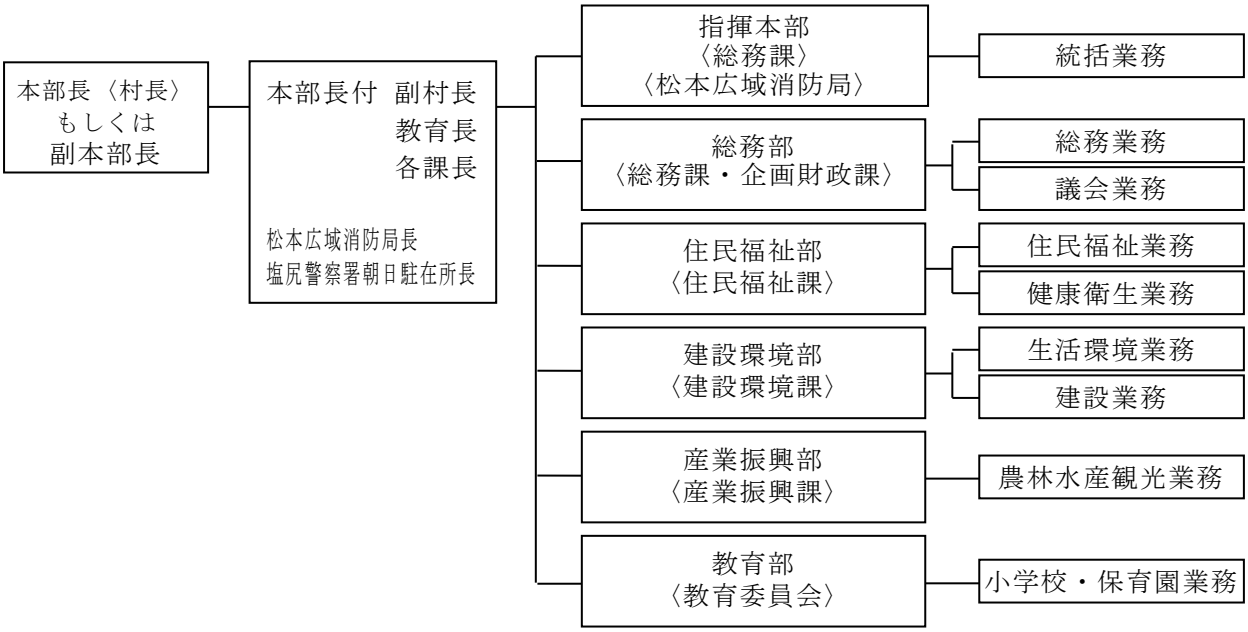

体制別の活動人員一覧

組　織　名	体　　制				
	注意体制	警戒準備体制	警戒第１号体制	警戒第２号体制	非常体制
指揮本部 （総務部）	自宅待機	自宅待機（※）	本部長（※） 副本部長（※）	本部長 副本部長 教育長	全員
各部 （総務部） （住民福祉部） （産業振興部） （建設環境部） （教育部）	自宅待機	総務部、産業振興部、建設環境部の予め指定された職員（※）	総務部のあらかじめ指定された職員 総務部、産業振興部、建設環境部の予め指定された職員（※）	係長以上の職員 総務部、産業振興部、建設環境部の予め指定された職員 消防団	全員
備　　考	○警戒第１号の指定職員は各部長が予め指定しておく。 ○各部人員配置は、各部長の判断により配置				

（※）は風水雪害の場合

役職種別

本部の職名	村の職名
本部長	村長
副本部長	副村長、総務課長
部　長	教育長、会計管理者、課長
副部長	主幹、課長補佐
班　長	副主幹、係長
班　員	その他正規職員
関係職員	会計年度任用職員等

※災害対策本部長の代理者

村長が、災害対策本部長の任に当たれない場合は、次の順位にそってその任に当たる。

（１）第１副本部長：副村長

（２）第２副本部長：総務課長

事務分掌

部長	副部長	事務分掌
各部長	各副部長	□　職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関すること。 □　所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること。 □　所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策、復旧に関すること。 □　指揮本部との総合連絡調整に関すること。 □　関係機関、団体との連絡調整に関すること。 □　避難所の運営管理及び避難状況の集約に関すること。 □　部内及び他部事務の応援に関すること。

部長	副部長	事務分掌
指揮本部長 （総務課長）	副部長 （防災管財係課長補佐） （総務人事係課長補佐）	□ 本部長命令に関すること。 □ 対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 □ 災害対策全般の進行管理に関すること。 □ 各部の災害応急対策の進行管理に関すること。 □ 災害救助法の適用申請に関すること。 □ 自衛隊の派遣要請に関すること。 □ 指定緊急避難場所、指定避難所の統制に関すること。 □ 臨時避難所の指定、廃止に関すること。 □ 避難指示に関すること。 □ 住民への広報（防災無線放送、緊急速報メール、公式ホームページへの情報掲載等）に関すること。 □ 報道機関への情報提供（プレスセンター設置、Ｌアラート運用等）に関すること。 □ 外部機関（国、県、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関等）との総括的調整に関すること。 □ 村防災会議の庶務に関すること。 □ 総括的情報収集管理に関すること。 □ 防災気象情報（予報、警報等）の伝達に関すること。 □ 防災無線等の統制、活用に関すること。 □ 職員の招集統制、確保及び服務に関すること。 □ 災害派遣職員の受入れに関すること。 □ 災害対策の記録に関すること。 □ ヘリコプター等航空力の運用に関すること。 □ 応援要請に関すること。 □ 周辺市町村との連絡調整に関すること。
総務部 （企画財政課長）	第１副部長 （企画財政係課長補佐） （税務係課長補佐）	□ 部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 □ 部内の災害情報の収集・伝達に関すること。 □ 自主防災会（区、地区）からの被害状況調査、情報収集、伝達に関すること。 □ 被害状況記録（調書作成等）に関すること。 □ 災害見舞者及び視察者の対応に関すること。 □ コンピューターシステム及びネットワークの確保に関すること。 □ 公共交通機関（鉄道、バス、高速道路等）の状況調査に関すること。 □ 地域公共交通の運行計画に関すること。 □ 災害用資機材の調達に関すること。 □ 燃料の調達（災害対策施設、避難所、公用車等）に関すること。 □ 公用車の配車及び運行計画に関すること。 □ 家屋被害の調査に関すること。 □ 罹災証明の発行に関すること。 □ 災害に伴う税の減免に関すること。 □ 災害関係の予算及び資金計画に関すること。 □ 役場庁舎の被害状況調査及び応急対策に関すること。 □ 村有財産の被害状況の集約に関すること。 □ 応急仮設住宅等の災害用地確保の協力に関すること。 □ 災害時の出納の処理方法に関すること。 □ 応急対策経費の出納に関すること。 □ 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関すること。
	第２副部長 （議会事務局長）	□ 村議会の招集に関すること。 □ 村議会との連絡調整に関すること。

部長	副部長	事務分掌
住民福祉部 （住民福祉課長）	第１副部長 （住民福祉係課長補佐）	□　部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 □　部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 □　避難行動要支援者等の避難誘導に関すること。 □　要配慮者に関すること。 □　被災者名簿の作成、管理に関すること。 □　災害テレホンセンターの設置・運営に関すること。 □　被災者の相談に関すること。 □　避難所の開設、運営の支援に関すること。 □　福祉避難所の設置、運営に関すること。 □　避難行動要支援者の安否確認に関すること。 □　避難行動要支援者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関すること。 □　災害時における孤児の保護に関すること。 □　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。 □　災害救護資金の貸付に関すること。 □　遺体処理及び葬祭に関すること。 □　遺体安置所の設置に関すること。 □　社会福祉施設の被害調査に関すること。 □　関係機関・団体（社会福祉協議会等）との連絡調整に関すること。 □　ボランティアセンター設置・受入れ等の支援に関すること。 □　義援金及び義援物資の受入れ・配分に関すること。 □　生活必需品の調達、供給に関すること。 □　炊き出し等による食品の給与に関すること。 □　日赤奉仕団との連絡調整に関すること。 □　災害救助法による救助事務に関すること。
	第２副部長 （健康づくり係課長補佐）	□　救護所の設置、運営に関すること。 □　医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関すること。 □　医師会等医療機関との連絡調整に関すること。 □　感染症対策（被災地の消毒）に関すること。 □　感染症関係の被害調査、対策に関すること。 □　感染症対応資機材の確保に関すること。 □　傷病人の緊急輸送に関すること。 □　救急医療品の調達に関すること。
建設環境部 （建設環境課長）	第１副部長 （建設環境課長補佐）	□　部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 □　部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 □　災害時における公害防止に関すること。 □　災害時における公衆衛生対策、仮設トイレに関すること。 □　飼養動物（ペット）に関すること。 □　危険物等の事故調査に関すること。 □　廃棄物の収集、運搬、処理に関すること。 □　廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 □　廃棄処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 □　最終処分場施設の被害調査、対策に関すること。 □　上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 □　断水等の広報活動（告知放送・看板設置等）に関すること。 □　被災者への給水対策に関すること。 □　上下水道復旧資機材の確保に関すること。 □　災害時支援団体（日水協・工事店等）への協力要請に関すること。

部長	副部長	事務分掌
	第２副部長 （建設環境課長補佐）	□　道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。 □　緊急交通路の確保、指定等交通輸送計画全般に関すること。 □　道路の交通規制及び迂回路に関すること。 □　障害物除去に関すること。 □　土砂災害等の被害調査、復旧に関すること。 □　建設事業協同組合等との連絡調整に関すること。 □　輸送・建設業者への協力要請に関すること。 □　村営住宅の被害調査、応急処置、復旧に関すること。 □　避難所の安全確認、応急修理に関すること。 □　仮設住宅用地等の応急対策用用地の確保に関すること。 □　仮設住宅の建設に関すること。 □　仮設住宅関係調書の作成に関すること。 □　教育施設の復旧に関すること。 □　応急危険度判定（建築物・宅地）に関すること。
産業振興部 （産業振興課長）	副部長 （農政・耕地係課長補佐） （林務・商工観光係課長補佐）	□　部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 □　部内の災害情報（被害調査・被災状況）の収集・整理・伝達に関すること。 □　農地、林地、農林水産業施設等の被害調査及び応急処置及び復旧に関すること。 □　観光施設等の被害調査及び応急処置及び復旧に関すること。 □　食料品の調達、供給に関すること。 □　農林水産業関係の被害状況調査に関すること。 □　農林水産業団体との連絡調整に関すること。 □　営農資金の融資に関すること。 □　農業共済金に関すること。 □　家畜伝染病対策に関すること。 □　林野火災等の被害調査に関すること。 □　商工業の被害調査に関すること。 □　商工業団体との連絡調整に関すること。 □　商工業事業資金の融資に関すること。 □　観光客の安全確保及び避難、帰宅支援対応に関すること。
教育部	副部長 （教育次長） （子育て支援課長） （保育園長）	□　部の設置、部内職員の配置及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 □　部内の災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 □　部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 □　指定避難所の開設・管理に関すること。 □　災害時における教育行政の総合調整に関すること。 □　学用品の給与に関すること。 □　通学路及びスクールバスに関すること。 □　園児・児童・生徒の避難及び保護者引渡し、安否確認に関すること。 □　応急保育（乳幼児等）に関すること。 □　保護者会・ＰＴＡ等への協力要請に関すること。 □　災害時の応急教育及び給食に関すること。 □　文化財の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。 □　図書館の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。

災害対策本部レイアウト

１階

２階

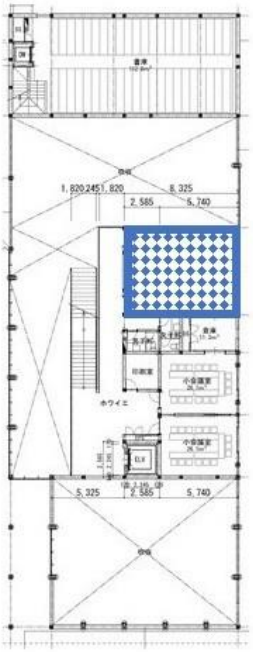

対策本部室：第１、２会議室　　情報収集班：副村長室、大会議室

受援機関（自衛隊等）の待機場所：第３会議室

情報収集班のレイアウト（大会議室）

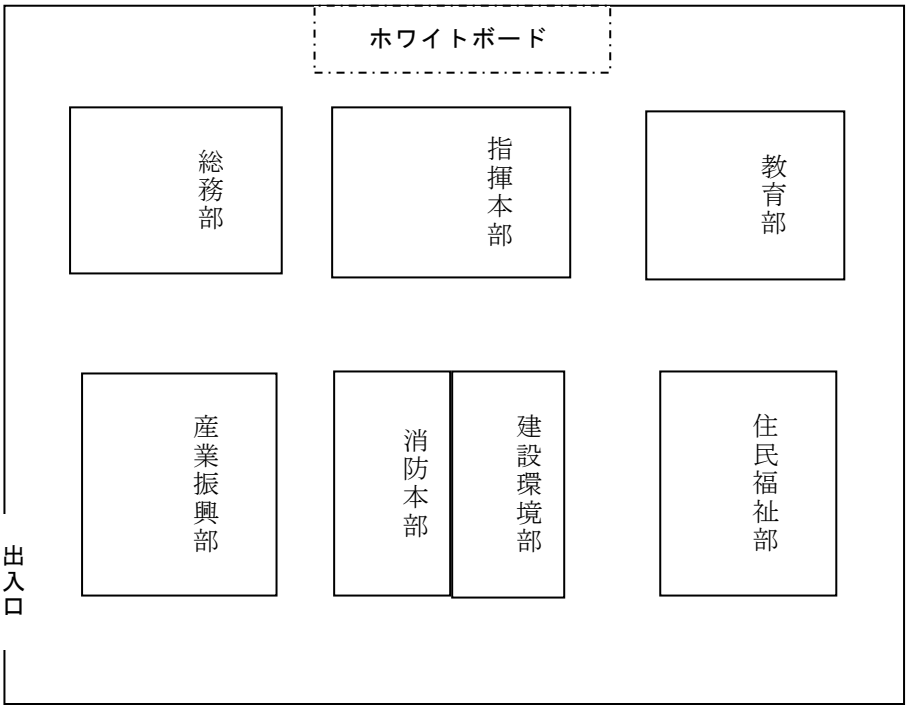

少数職員での臨時緊急体制図 ※参考記載（通常部体制が整わない場合の代替案）

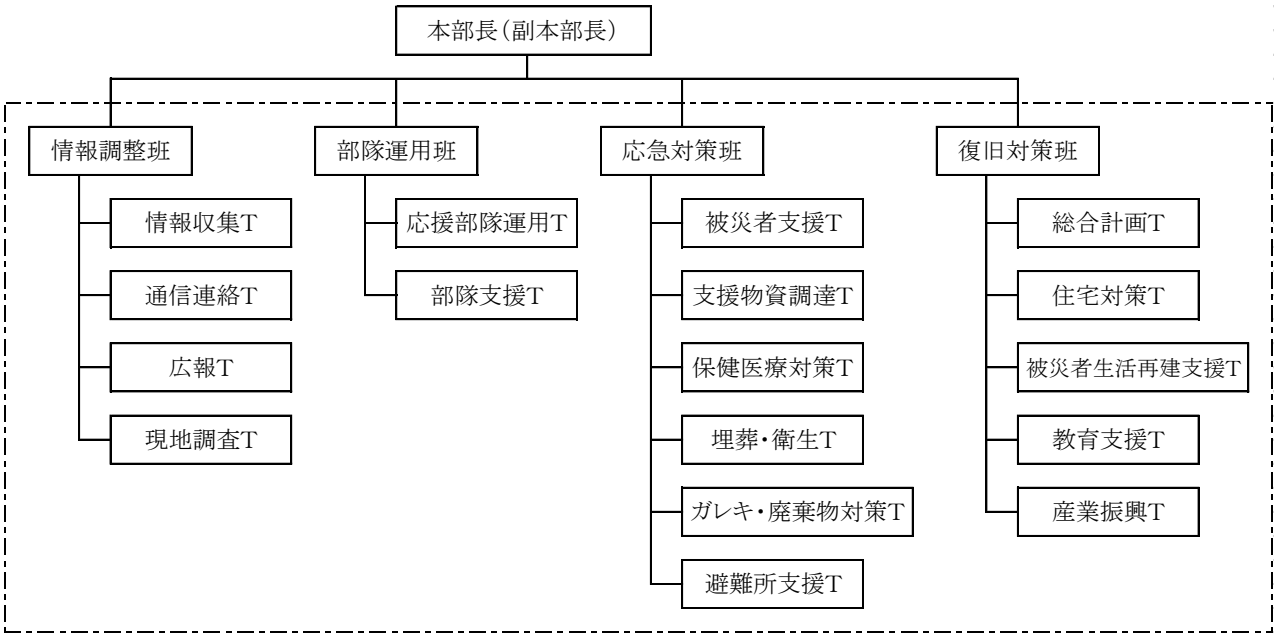

オ　災害対策本部の廃止

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に挙げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

(ア)　災害救助法による応急救助が完了したとき。

(イ)　公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

(ウ)　災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

(エ)　被害数値がおおむね確定したとき。

(オ)　その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

カ　県等への設置・廃止の通知公表

村災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送	総務課長
住民	村防災無線	総務課長
県本部	県防災無線	総務課長
地方部	県防災無線	総務課長

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

村に災害救助が適用されたときは、村長は県知事から救助の一部を委託されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

2　松本広域消防局

(1) 組織、配備基準

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施する。

松本広域消防局消防計画に定める「災害時の事務機構、事務分掌、隊編成」によるものとし、消防局に警防本部を設置する。

(2) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

ア　伝達系統・伝達方法

職員非常招集表に基づき、招集伝達をする。

手段については、電話、携帯電話、及び使走等のうち最も速やかに行える方法とする。

イ　登庁場所等

職員は、震度５弱以上の地震と判断した時は、係長以上の職員にあっては、所属署所、その他の職員は、最寄りの消防署所に参集する。

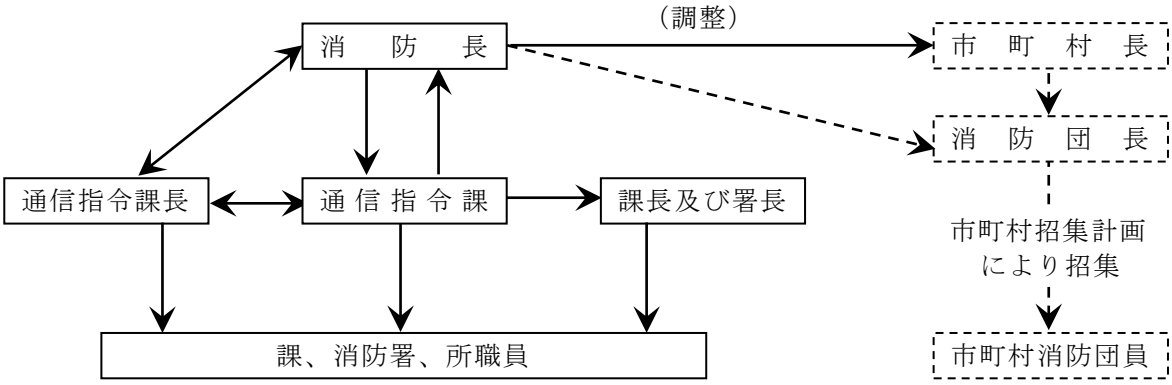

3　関係機関

(1) 責務

ア　指定地方行政機関

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

イ　指定公共機関及び指定地方公共機関

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

ウ　村の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

村内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(2) 活動体制

ア　指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

イ　県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自衛隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

第３節　広域相互応援活動

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から朝日村単独で十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別図１参照）

なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。

また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、必要に応じ支援の必要性を判断する。

第２　対策

１　応援要請

(1) 村（村長）

ア　消防に関する応援要請

（ア）　県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

（イ）　他都道府県への応援要請

村長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a　緊急消防援助隊

b　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

c　その他、他都道府県からの消防隊

イ　他市町村に対する応援要請（別図２参照）

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害条件等により、他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料５、６参照）に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

＜応援の要請事項＞

・応援を求める理由及び災害の状況
・応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
・応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
・その他必要な事項

ウ　県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

エ　指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

(2) 松本広域連合

ア　県内市町村等に対する応援要請

松本広域連合長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」（資料４参照）に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

イ　他都道府県への応援要請

松本広域連合長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の３の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

（ア）　緊急消防援助隊
（イ）　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
（ウ）　その他、他都道府県からの消防の応援

(3) 関係機関（公共機関、その他事業所）

大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

２　応援体制の整備

(1) 村（総務課）・関係機関（公共機関、その他事業者）

ア　情報収集及び応援体制の確立

村、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ　指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

ウ　自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ　自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3　受援体制の整備

(1) 村（総務課）・関係機関（公共機関、その他事業者）

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、応急対応業務に必要な物資、人員、配置場所及び地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等について明確にしておく。

また、宿泊場所の確保、食糧の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4　経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第 18 条）（総務課）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

5　他の都道府県等への応援

村は、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図る。

この場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村と県が協議の上、必要事項を定める。

（別図１）

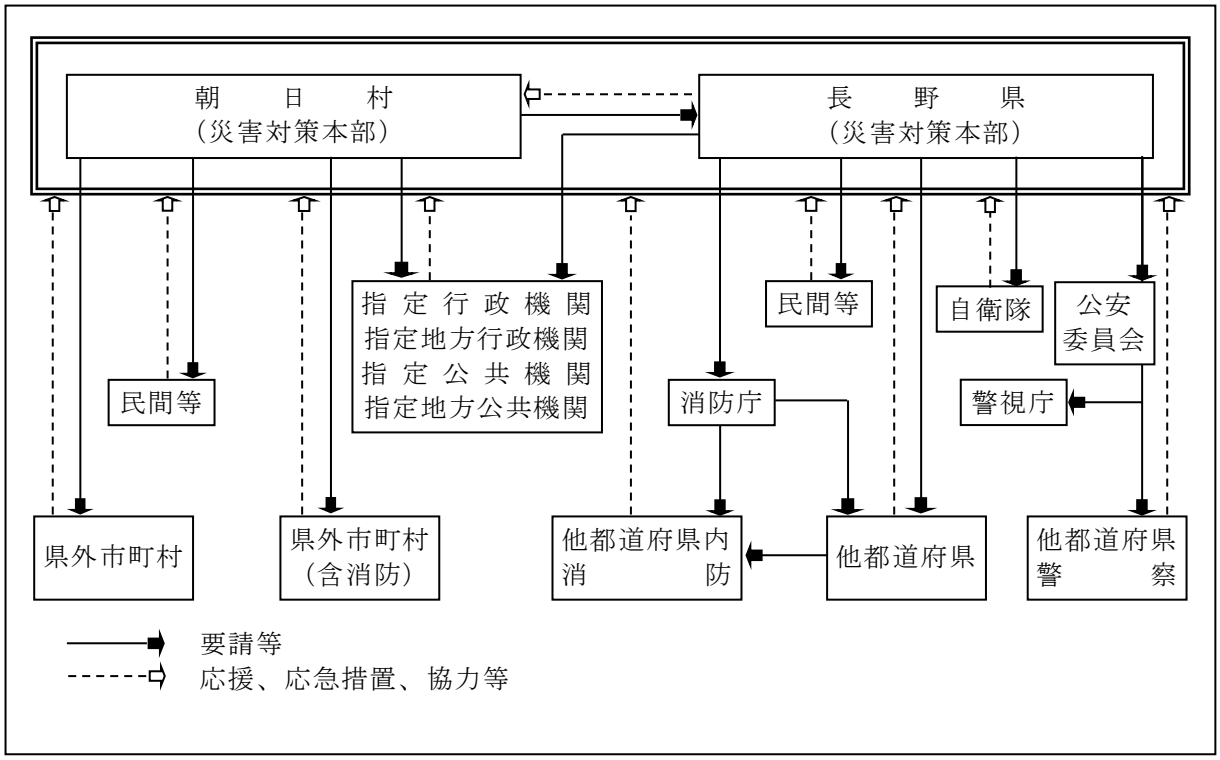
朝　日　村
（災害対策本部）
長　野　県
（災害対策本部）
指定行政機関
指定地方行政機関
指定公共機関
指定地方公共機関
民間等
民間等
消防庁
自衛隊
公安
委員会
警視庁
県外市町村
県外市町村
（含消防）
他都道府県内
消　防
他都道府県
他都道府県
警　察
要請等
応援、応急措置、協力等

（別図２）

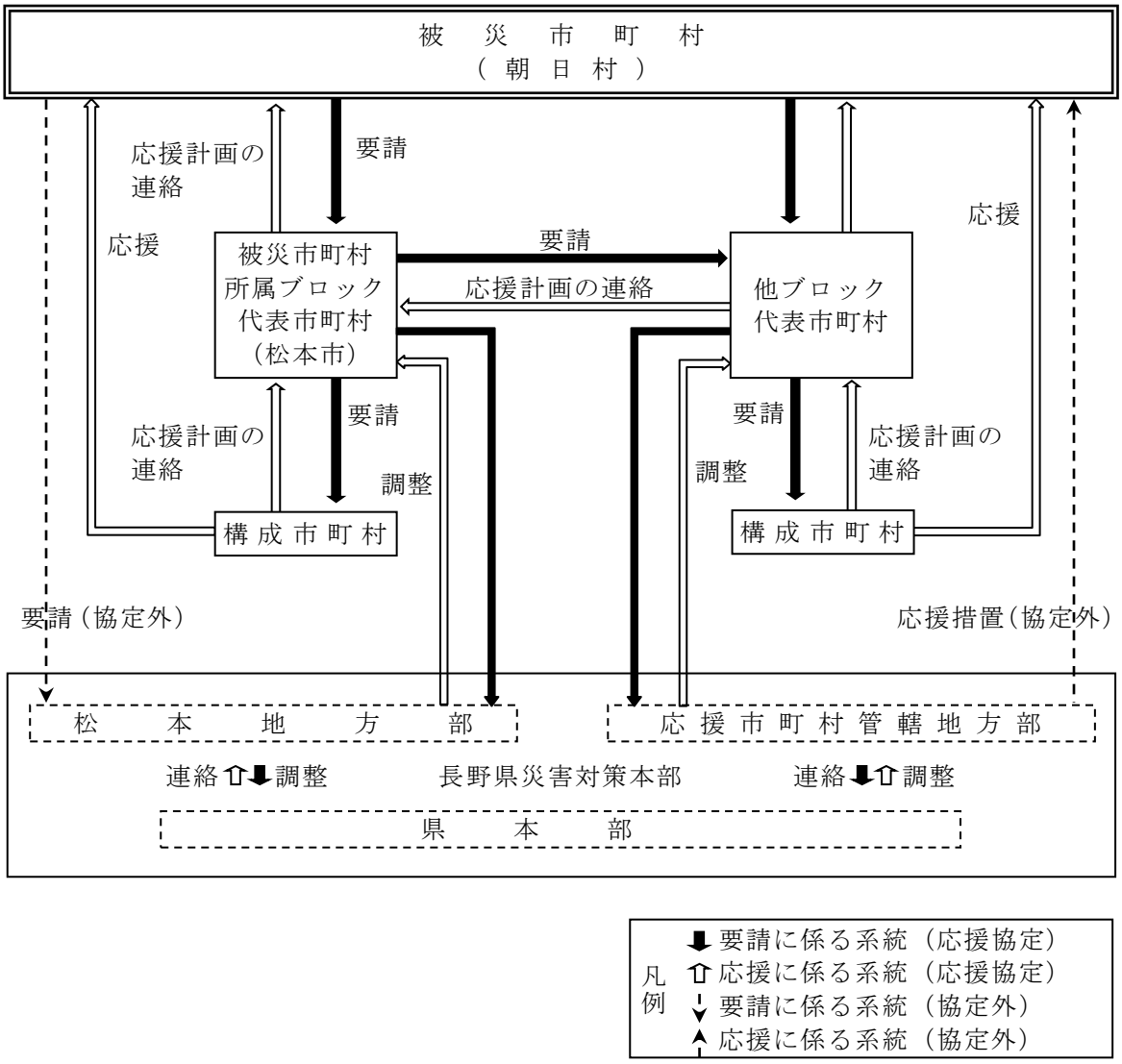
被　災　市　町　村
（朝　日　村）
応援計画の連絡
要請
応援
被災市町村
所属ブロック
代表市町村
（松本市）
要請
応援計画の連絡
他ブロック
代表市町村
応援
要請
応援計画の連絡
調整
構成市町村
要請
応援計画の連絡
調整
構成市町村
要請（協定外）
応援措置（協定外）
松　本　地　方　部
応援市町村管轄地方部
連絡⇧⬇調整
長野県災害対策本部
連絡⬇⇧調整
県　本　部
凡例
⬇要請に係る系統（応援協定）
⇧応援に係る系統（応援協定）
要請に係る系統（協定外）
応援に係る系統（協定外）

第４節　ヘリコプターの運用計画

第１　基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第２　対象

１　出動手続の実施

(1) 村（総務課）

ア　消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプターの機種

機種		定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル 412ＥＰ	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ﾕｰﾛｺﾌﾟﾀｰ AS365N3	13	○		○	○
	ｱｸﾞｽﾀ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリ	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

イ　ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。なお、急を要する場合は口頭で要請する。

・災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
・活動に必要な資機材等
・ヘリポート及び給油体制
・要請者、現場責任者及び連絡方法
・資機材等の準備状況
・気象状況
・ヘリコプターの誘導方法
・他のヘリコプターの活動状況
・その他必要な事項

ウ　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

エ　傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

オ　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

カ　自衛隊の派遣要請手続については、本章第５節「自衛隊災害派遣活動」による。

キ　ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は以下のとおりである。（村長）

（ア） 消防防災ヘリコプター（Ｈ９．９.25運航開始）

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

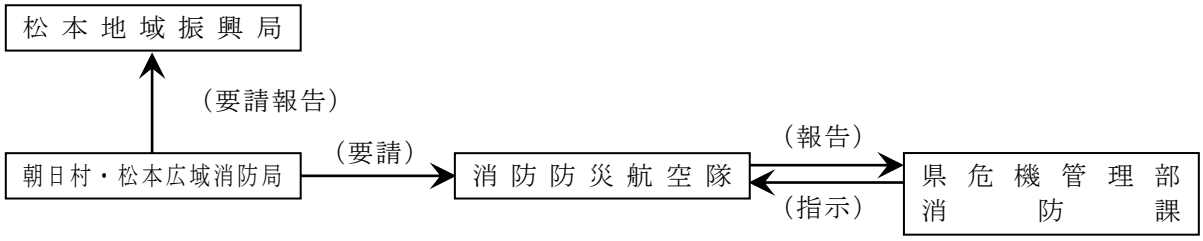

※ 連絡用無線 消防用無線（県内共通波）
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす１（いち）」

（イ） 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

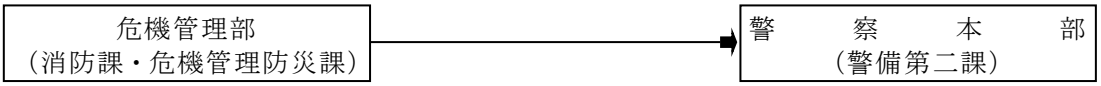

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。

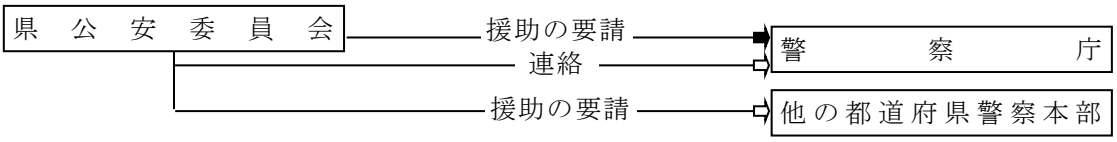

（ウ） 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援要請する。

・大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次出動航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空部隊は以下のとおり。

・緊急時においては、役場ヘリポートを緊急離着陸場とする。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

・第一次出動航空部隊の他、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

応援要請系統図

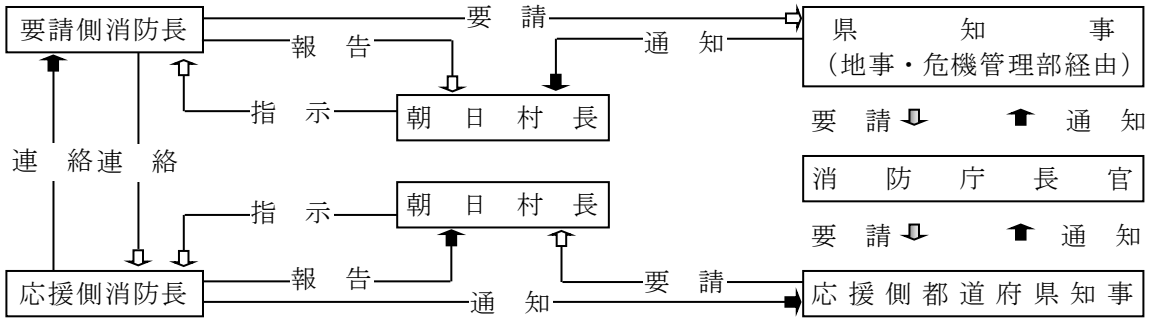

※長野県緊急消防援助隊の受援計画に沿って、役場へリポートを拠点として活動する。

（エ）　自衛隊ヘリコプター

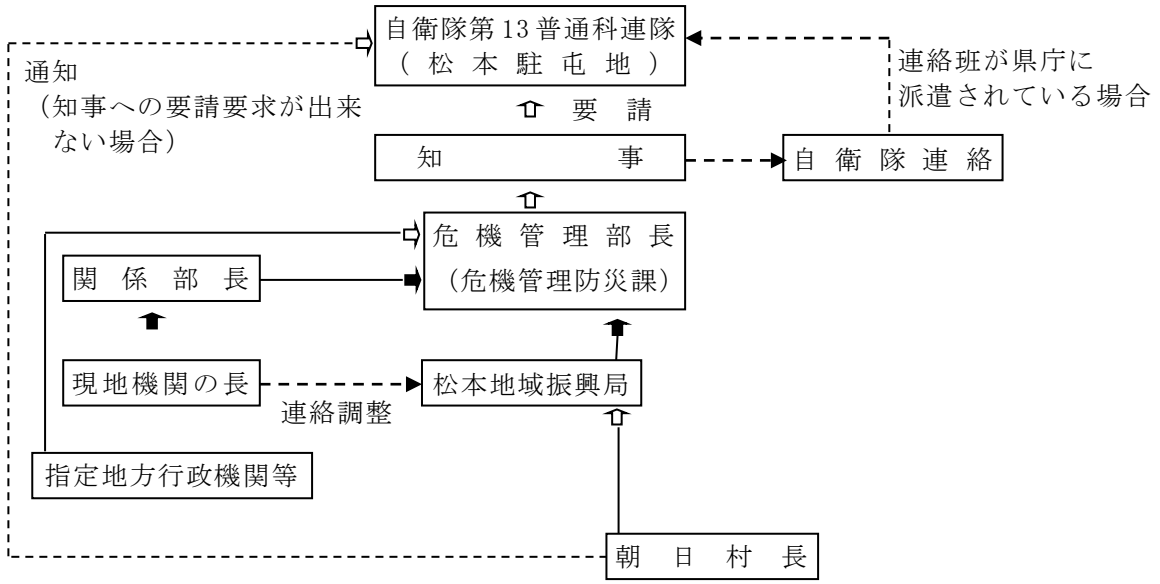

（オ）　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と衛生部が調整の上、信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。

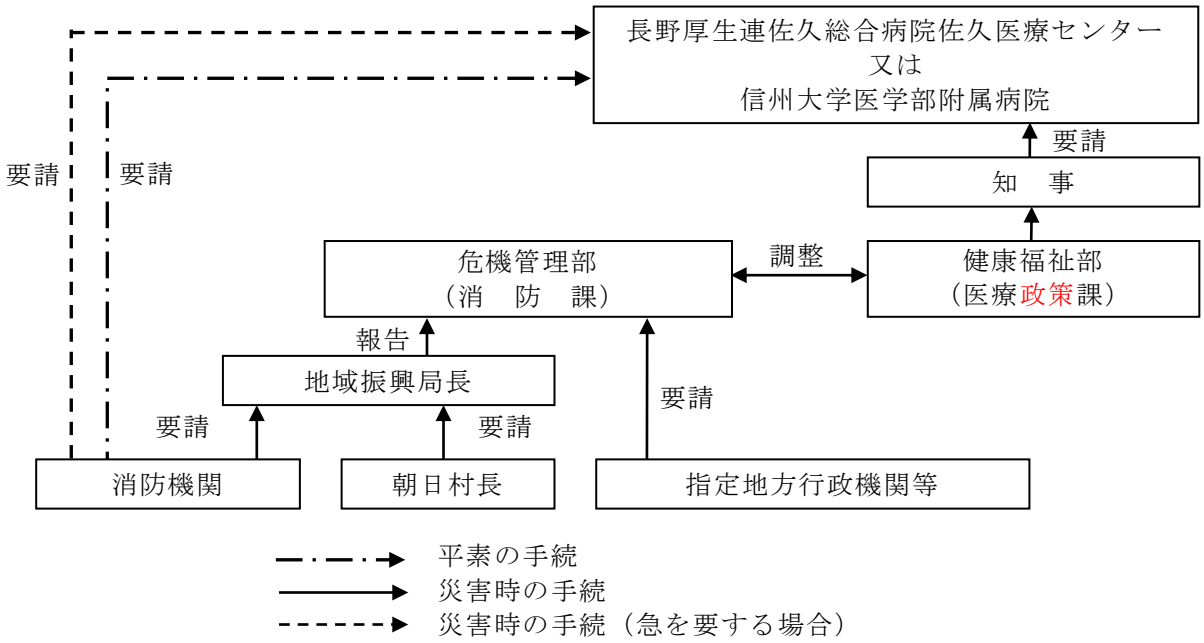

(2) 松本広域消防局

ア　ヘリポートについては、下記のうち適当なものを選定し、使用することとし、散水や安全確保のための要員配置について配意する。

名　　称	所　在　地	管理者	連　絡　先
自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西１－１	国	0263-26-2766
県営松本空港	松本市空港東 8909	県	0263-58-2517
あずさ運動公園グラウンド	松本市島内 1666	組合	0263-47-1427

第５節　自衛隊災害派遣活動

第１　基本方針

大規模な災害が発生したときには、村及び県並びに関係機関だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

第２　対策

１　派遣要請

(1) 村（村長）

ア　派遣要請の要件

（ア）　公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

（イ）　緊急性

差し迫った必要性があること。

（ウ）　非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

イ　派遣要請の範囲

村長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、要請を求める。

（ア）　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

（イ）　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助

（ウ）　遭難者等の捜索、救助

行方不明者、負傷者の捜索、救助

（エ）　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

（オ）　消防活動

利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

（カ）　道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去

（キ）　応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

（ク） 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

（ケ） 給食及び給水、入浴施設

被災者に対する給食及び給水、入浴施設

（コ） 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和３年１月10日総理府令第１号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

（サ） 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

（シ） その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

ウ 派遣要請手続・系統

（ア） 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって松本地域振興局長もしくは松本警察署長を通じ知事に派遣要請を求める。

（イ） 村長は、(ア)により口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに松本地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

（ウ） 村長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。（総務課）

エ 派遣要請事項等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

（ア） 災害の情況及び派遣を要請する理由

（イ） 派遣を希望する期間

（ウ） 派遣を希望する区域、活動内容

（エ） その他参考となるべき事項

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

指定地方行政機関等の長は、１（1）イの要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

ア 指定地方行政機関等の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって危機管理部長に要請する。

イ 指定地方行政機関等の長は、アにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理をする。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

（ア） 平常の勤務時間中における場合

第13普通科連隊長「気付先第３科長」

（イ） 平常の勤務時間外における場合

第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

イ 派遣要請受理後の措置

（ア） 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。

（イ） 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

ウ 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

（ア） 派遣を行う場合（例）

a 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊等）により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合

b 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、村長又は警察署その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

c 災害に際し、通信の途絶等により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

d 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合

e 部隊等が防衛省の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

f その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

（イ） 知事への連絡等

(ア)の場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救助活動を実施する。

また、(ア)による派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救助活動を実施する。

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）

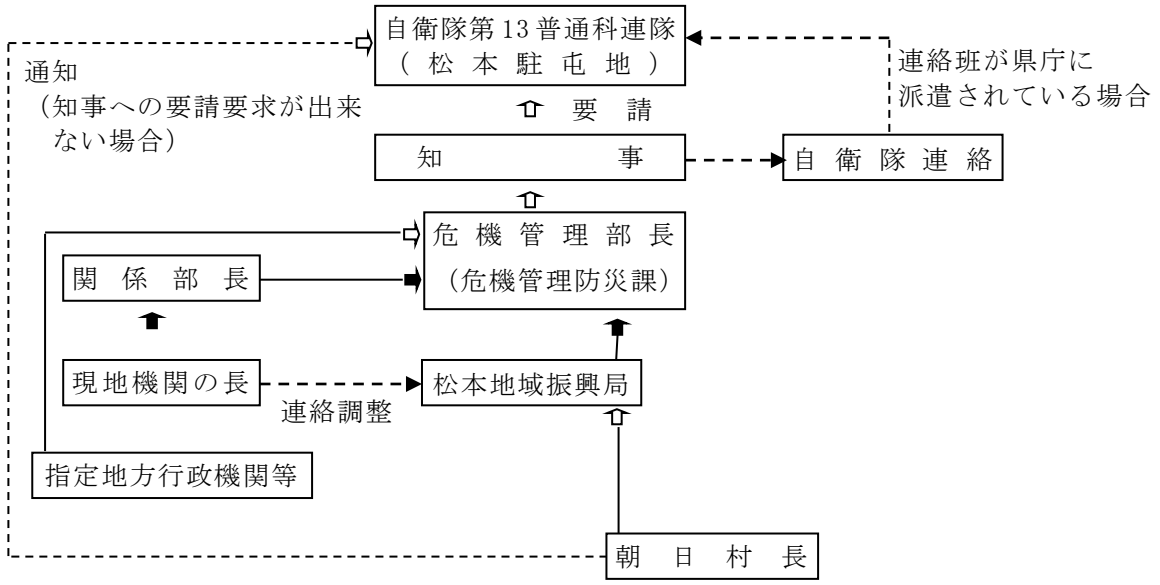

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 （松本市高宮西１－１）	
連絡先	
時間内	時間外
第３科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62

２　派遣部隊の連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区　　分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

(1) 村（総務課）

ア　村が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ　村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

ウ　村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

ア　指定地方行政機関等が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。

イ　指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア　第 13 普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁（県）もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。

イ　第 13 普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、やむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

ウ　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、村長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

(ア)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令

(イ)　他人の土地等の一時使用等

(ウ)　現場の被災工作物等の除去等

(エ)　住民等を応急措置の業務に従事させること。

(4) 住民

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3　派遣部隊の撤収

(1) 村（村長）

村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

(2) 関係機関（指定地方行政機関等）

指定地方行政機関等の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

(3) 関係機関（自衛隊）

ア　第 13 普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。

ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。

イ　部隊を撤収する場合にあっては、村長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨を通知する。

4　経費の負担

(1) 村（総務課）

自衛隊の救助活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　派遣部隊が、救助活動を実施するために必要な資機材(自衛隊の装備に係るものを除く)

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ　派遣部隊の救助活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

(2) 関係機関（自衛隊）

第 13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求する。

第６節　救助・救急・医療活動

第１　基本方針

大規模災害時における緊急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。同時に松本広域圏医療連携指針（平成 25 年８月締結）により対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第２　対策

１　救助・救急活動

(1) 村（住民福祉課、総務課）・松本広域消防局

ア　管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ　必要に応じて、松本広域圏医療連携指針や他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第３節広域相互応援活動」及び「第５節自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る。（村長）

ウ　消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

エ　消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

オ　消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

カ　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第４節ヘリコプターの運用計画」により要請する。（村長）

(2) 関係機関

ア　日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

イ　長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。

ウ　災害派遣チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

(3) 住民及び自主防災会

自発的に被災者の救護・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2　医療活動

(1) 村（住民福祉課）・松本広域消防局

ア　関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、村内医療機関等の医師の協力又は松本広域圏災害時医療連携指針にてペア病院に定められたまつもと医療センターの救護チームが、災害時においては下記の医療救護活動等を行う。

＜救護班等の業務内容＞

・救護所の設置・村内医師やペア病院への派遣要請
・トリアージの実施
・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
・救急処置の実施・救急活動の記録

また、必要に応じて、県、隣接市町村、塩筑医師会等に協力を要請する。

イ　村内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

ウ　医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、他市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。（総務課、住民福祉課）

エ　必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等の緊急輸送について県に要請する。（総務課、住民福祉課）

オ　医薬品、医療用資機材等の必要料及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

(2) 関係機関

ア　医療機関は災害時に医療施設の診察状況等の情報を広域災害･救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

イ　日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班を派遣し、避難所・救護所等における医療救護活動等又は巡回診療に当たる。

また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。

ウ　日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において、関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

エ　日本赤十字社長野県支部長は、県内３箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

オ　（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対して応急活動等を行う。

カ　長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

また、村から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣する。

キ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し医療救護活動を実施する。

ク　長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。

また、村から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣する。

ケ　災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

コ　長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。

サ　日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。

シ　長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。

ス　長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）を行う。

セ　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施する。

(3) 住民

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心がける。

第７節　消防・水防活動

第１　基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における監視・警戒等の水防活動を、関係機関及び自主防災会等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２　対策

１　消防活動

(1) 消防活動

ア　村（総務課）

（ア）　出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、松本広域消防局と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

（イ）　情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うとともに、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

（ウ）　応援要請等（村長）

ａ　村長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

ｂ　村長は、被害の状況から、長野県消防相互応援協定等に基づく応援体制をとっても対処できない、又は対処できないことが予想され、緊急の必要があると認められる場合において、他都道府県の応援を求めるときは、組合管理者に調整し、知事に対して次に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

・被害の状況
・必要とする車両及び人員等
・応援場所、集結場所及び経路
・連絡調整担当者
・その他必要事項

c　村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第４節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

d　村長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、「第５節自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。

イ　松本広域消防局

（ア）　情報収集

a　部隊の効果的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

b　消防計画の中の、情報収集のための職員の配置をするとともに、参集職員、出場隊、消防署所、村災害対策本部、招集消防団体及び住民等から必要な情報を収集する。

c　情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

（イ）　通信体制の確立

消防局は、通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問い合わせに対する制限等対策を直ちに実施する。

（ウ）　現場活動

消防局警防本部と各現場指揮本部を緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

（エ）　避難の指示

村長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は村と協力して、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

（オ）　応援隊に対する措置

a　応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防局連絡員を配備する。

b　応援隊は、野営場所、食料等について村と調整する等して、後方支援を行う。

ウ　住民、自主防災会等

（ア）　出火防止、初期消火活動等

住民は地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

自主防災会等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動関係

ア　村（総務課）

大規模地震災害発生時においては、広範囲にわたり救助・救急需要が増大することが予想されることから、住民、自主防災会等の協力及び県警察、医療関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項の内容については、「第６節救助・救急・医療活動」に定める。

イ　住民、自主防災会等

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

２　水防活動

ア　村

(ア)　監視・警戒活動（総務課、建設環境課、松本広域消防局）

水防管理者（村長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(イ)　通報・連絡（総務課、建設環境課）

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって、損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(ウ)　水防活動の実施（総務課、建設環境課、松本広域消防局）

水防管理者（村長）は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じては民間業者等の協力を得る。

(エ)　資機材の調達（総務課、建設環境課）

水防活動中、資機材に不足が生じた場合は、あらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。

(オ)　水防資機材の借用（総務課、建設環境課）

水防管理者（村長）は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。

(カ)　避難指示等（村長）

村長は、住民に、河川の氾濫等人命危険の切迫もしくは危険の予測が生じた場合は、避難指示等を速やかに住民に対して実施する。

（キ） 応援による水防活動の実施（村長）

a　村長は、速やかに被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等、緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援を要請する。

b　村長は被害の状況から、水防活動に関して自らの水防力のみならず、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づく他の市町村からの応援によっても対処できない、又は対処できないことが予想される等の、必要があると認められる場合で、他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対し、次に掲げる事項について、口頭又は電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

（ａ）被害の状況

（ｂ）必要とする資機材応援人員等

（ｃ）連絡場所、集結場所及び経路

（ｄ）連絡調整担当者

（ｅ）その他必要な事項

c　村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第４節ヘリコプターの運用計画」により要請する。

d　村長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、「第５節自衛隊災害派遣活動」により派遣を求める。

e　村長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

f　村長は、他の水防管理者（市町村長）から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、必要に応じ、被災地到着後 72 時間は自給自足できる体制をとる。

イ　ダム・水門等の管理者

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が、迅速に行えるよう措置する。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流・氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確に操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者へ迅速に通報する。

ウ　関係機関

（ア）　警報等

国が管理する河川において、ダム、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

（イ）　水防資機材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資材に不足が生じたときは、所管する水防資機材の貸与等を行う。

第８節　要配慮者に対する応急活動

第１　基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出等による家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時にはとりわけ避難行動要支援者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、村、県及び医療機関、要配慮者利用施設の関係機関は、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第２　対策

１　避難受入れ活動

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(1) 村（住民福祉課・総務課）

ア　高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、広報車等の他、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

イ　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ　避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設･設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

（ア）　避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

（イ）　避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

（ウ）　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把

握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

(エ)　外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置に努める。

(オ)　情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ＦＡＸ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等の配置に努める。

エ　在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア)　在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ)　物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(ウ)　相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ)　情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ　応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(2) 関係機関

ア　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお発災時において、村からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

イ　医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、村から要請があった

場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

ウ　医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2　広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(1) 村（総務課）

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

(2) 関係機関

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配　慮　す　べ　き　項　目	実　施　機　関	対　象　者
【避難収容等】		
○要配慮者の状況把握（住民福祉課） ・要配慮者の安否確認、住民福祉課サービスの要否等	村	全要配慮者
○災害情報及び避難指示等の周知（総務課） ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実伝達	村、関係機関	全要配慮者
○避難誘導（住民福祉課） ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて、傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送 ・必要に応じて、避難行動要支援者名簿情報の支援者への提供	村、関係機関	全要配慮者
○指定避難所での生活環境の整備（住民福祉課） ・避難施設の整備 段差解消、スロープの設置、様式仮設トイレの設置等、紙おむつ ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	村、県、関係機関	全要配慮者
○情報提供体制の確保（住民福祉課） ・ＦＡＸ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	村、県、関係機関	高齢者、障がい者、外国籍住民等
○医療機関、要配慮者利用施設への緊急受入れ、里親への委託等（住民福祉課） ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・支援の必要性の高い者から優先的に受入れ	村、県、医療機関、要配慮者利用施設	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○在宅者対策（住民福祉課） ・在宅者の訪問の実施 ・物資の確保と提供 ・相談体制の整備 ・情報提供体制の確立	村、関係機関	高齢者、障がい者
○応急仮設住宅等の確保（建設環境課） ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	村、県	傷病者、高齢者
【生活必需品等】 ○ボランティアの協力を得ながら、要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配（住民福祉課）	村、県、医療機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理（住民福祉課） ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施	村、県、医療機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○保健福祉サービスの提供（住民福祉課） ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施	村、県、医療機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童

配　慮　す　べ　き　項　目	実　施　機　関	対　象　者
【ライフライン等】 ○医療機関、要配慮者利用施設の施設機能の早期回復（住民福祉課） ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	村、県、関係機関、医療機関、社会福祉	入院患者、入所者等
【広域相互応援等】 ○応援体制の整備（総務課） ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員……医師、看護婦、保健婦、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両……移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材…医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整	村、県、関係機関、医療機関、要配慮者利用施設	全要配慮者
○受援体制の整備（総務課） ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	村、県、関係機関、医療機関、要配慮者利用施設	全要配慮者

第９節　緊急輸送活動

第１　基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第２　対策

１　緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 村（建設環境課）

ア　緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ　緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

２　緊急輸送車両（総務課）

緊急輸送車両の標章が、次図のようになっているか確認する。

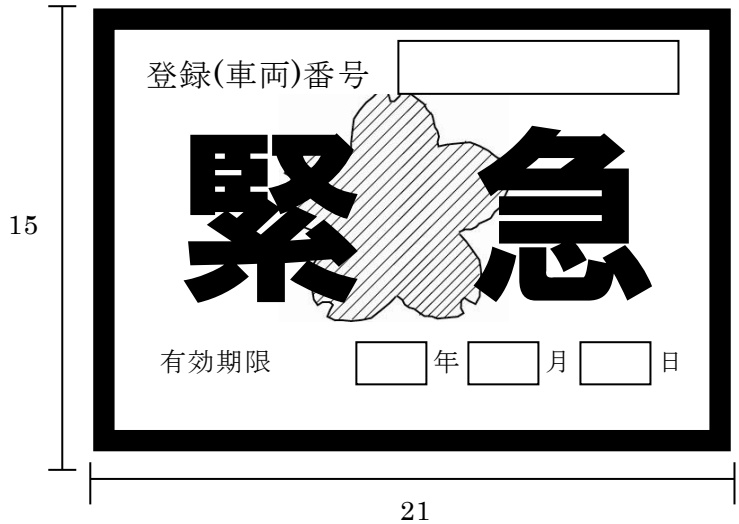

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3　輸送手段の確保

(1) 村（総務課）

自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対し調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

(2) 関係機関（自衛隊、北陸信越運輸局、長野県トラック協会、長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会）

ア　ヘリコプター運航機関は、要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。（自衛隊等）

イ　緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求める。（北陸信越運輸局）

ウ　緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。（北陸信越運輸局）

エ　県等から要請を受けた長野県トラック協会は、次の事項を実施する。

(ア)　道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

(イ)　県下７地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。

(ウ)　輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

(エ)　広域的な災害については、全日本トラック協会、各県トラック協会、全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

オ　北陸信越運輸局から要請を受けた長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

カ　北陸信越運輸局から要請を受けた長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

キ　赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施する。

ク　長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行う。

4　輸送拠点の確保

(1) 村（総務課、建設環境課）

ア　輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、村及び県と密接に連携する。

イ　村は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点（農業者トレーニングセンター）と連携を密にする。

なお、拠点ヘリポートは、朝日村役場ヘリポートである。

第 10 節　障害物の処理活動

第１　基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救助活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるように措置する必要がある。

第２　対策

１　障害物除去処理

(1) 村

ア　障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。（建設環境課）

イ　放置車両等の移動等（建設環境課）

（ア）　村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

（イ）　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ　応援協力体制（総務課）

（ア）　村に所在する各機関等から応援、協力要請により報告があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（イ）　村のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

障害物除去の優先道路

①	県道御馬越塩尻(T)線・県道中組バイパス
②	県道新田松本線・県道新田松本線バイパス
③	県道土合松本線
④	村道、針尾幹１・２・29 号、入二幹１号、小野沢幹１号、古見幹１号、西洗馬幹１．２．３．４．５．６．１３４号

(2) 関係機関（各機関）

ア　実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その所有者又は管理者が行う。

イ　障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ　放置車両等の移動等

（ア）　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

（イ）　運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ　必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

オ　応援協力体制

（ア）　各機関のみで実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。

（イ）　村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

２　除去障害物の集積、処分方法

(1) 村（全部）

ア　障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ　応援協力体制（総務課）

（ア）　村に所在する各機関から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

（イ）　村のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(2) 関係機関（各機関）

ア　実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

イ　障害物の集積、処分の方法

（ア）　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

（イ）　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

ウ　必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

エ　障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

（ア）　保管するものについては、その他保管する障害物に対応する適当な場所

（イ）　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

（ウ）　障害物が二次災害の原因にならないような場所

（エ）　広域避難地として指定された場所以外の場所

オ　応援協力体制

（ア）　各機関のみで実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。

（イ）　村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

第 11 節　避難収容活動

第１　基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次的実施責任者である村長を中心に計画作成をしておく。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難指示等の発令、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

第２　対策

１　避難の指示

(1) 実施機関

ア　地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を行う。

避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

避難指示の実施機関、根拠等

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	村長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示	水防管理者	水防第 29 条	洪水
避難指示	知事又はその命を受けた職員	水防第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
避難指示	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条	災害全般
避難指示 指定避難所の開設、収容	自衛官 村長	自衛隊法第 94 条	災害全般

イ　知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。

ウ　県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 避難指示等の意味

ア　高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対して避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ　避難指示

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

(3) 避難指示及び報告、通知等

ア　村長の行う措置

(ア)　避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行う。

a　火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予備される地域

b　炎上拡大地域の風化に隣接し、延焼の危険が大きな地域

c　避難路の断たれる危険のある地域

d　爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

e　酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(イ)　報告（災害対策基本法第60条）

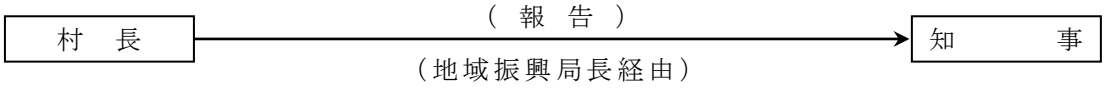

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ　水防管理者の行う措置（村長、総務課）

(ア)　指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ)　通知（水防法第29条）

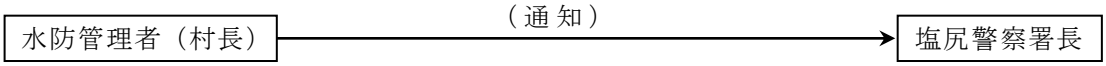

ウ　知事又はその命を受けた職員の行う措置（村長、総務課）

(ア)　洪水のための指示（村長）

水防管理者の指示に同じ。

(イ)　地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。（村長、総務課）

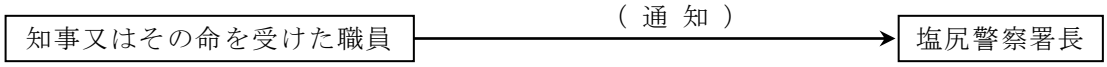

エ　警察官の行う措置

（ア）　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

a　住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

b　村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

c　村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

d　被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

e　避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定避難所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

f　被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

g　避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り、車両等を活用して避難誘導を行う等、その措置に十分配慮する。

h　警察署に一次的に受入れた避難住民については、村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

i　被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

（イ）　報告、通知

a　上記(ア) c による場合（災害対策基本法第 61 条）

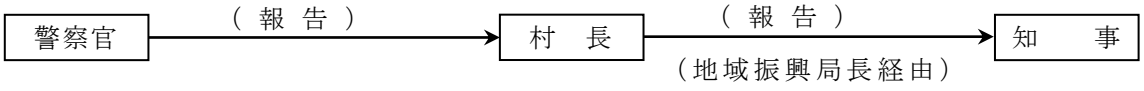

b　上記(ア)dによる場合（警察官職務執行法第４条）

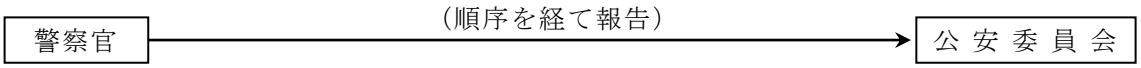

オ　自衛官の行う措置

（ア）　自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置をとる。

（イ）　報告（自衛隊法第94条）

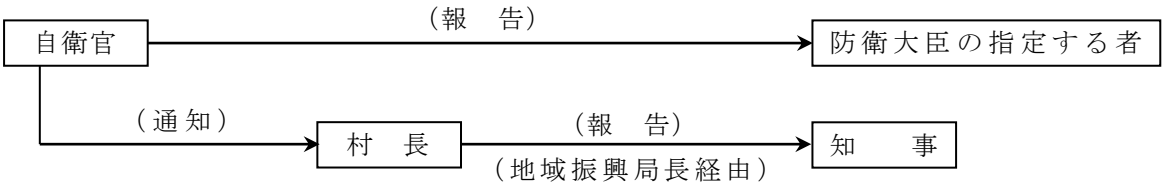

(4) 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガスの流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発令する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

（ア）　発令者
（イ）　発令日時
（ウ）　避難情報の種類
（エ）　対象地域及び対象者
（オ）　緊急避難場所
（カ）　避難の時期・時間
（キ）　避難すべき理由
（ク）　住民のとるべき行動や注意事項
（ケ）　避難の経路又は通行できない経路
（コ）　危険の度合い

(6) 住民への周知（村長）

ア　避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。（総務課）

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。（住民福祉課）

イ　村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

ウ　村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

エ　避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

オ　村は、防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

カ　高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援（住民福祉課）

村は、災害発生後直ちに民生児童委員、区長会、消防、警察等関係機関、避難行動要支援者の避難支援等関係者の協力により、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ア　村は、災害発生後直ちに、可能な限りの手段を講じ要配慮者利用施設との連絡を取り、状況の把握をするとともに情報を確実に伝達する。

イ　伝達通報体制は下記のとおり行う。

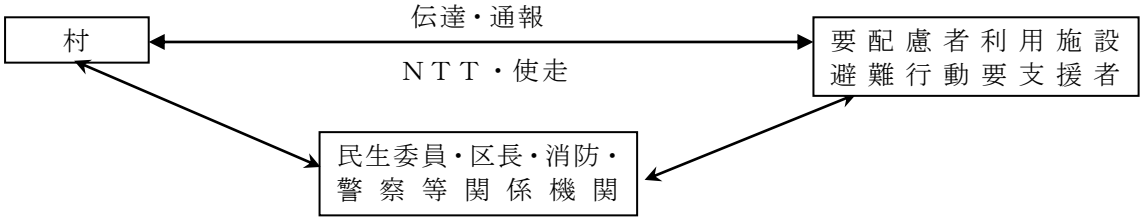

電話等不通の場合や、地域内在宅者の状況把握と伝達

(8) 村有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災等の破損により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア　施設の管理者は、災害時において来庁者に危険があると予測される場合又は来庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ　避難指示は、速やかに内容を館内放送、職員､従業員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

２　警戒区域の設定

(1) 実施者

ア　村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）

イ　水防団長、水防団員、消防職員（水防法第 21 条）

ウ　消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

エ　警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ　自衛隊法第 83 条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。

ア　避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ　警戒区域の設定は、避難指示により災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ　避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。（村長、職員）

(4) 前記（1）オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ち、その旨を村長に通知する。

３　避難誘導活動

(1) 村長他避難指示を行った者（実施機関）（村長、職員）

ア　誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ　誘導の方法

(ア)　誘導員は、指定緊急避難場所、指定避難所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ)　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ)　危険地域には、表示、縄張りを行う他、状況により誘導員を配置する。

(エ)　浸水地にあっては、船艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ)　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

（カ） 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難な者については、村が車両、船艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

（キ） 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

（ク） 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、村が県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

村は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

（ケ） 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

（コ） 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導に努める。

(2) 住民

ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあっては、携帯品は、食料、日用品等の必要最小限とする。

イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等の必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 村

ア 村は、状況に応じて被災者が一定期間滞在するための指定避難所を開設する。（住民福祉課）（資料 18 参照）

また、指定施設が使用できない等必要に応じ、指定以外の施設を臨時の避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

イ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。（村長、住民福祉課）

エ 指定避難所における運営（情報の伝達、給食、清掃等）について以下の者の協力が得られるように努める。（住民福祉課）

（ア） 避難者
（イ） 住民
（ウ） 自主防災会
（エ） 他の地方公共団体
（オ） ボランティア
（カ） 避難所運営について専門性を有したＮＰＯ等の外部支援者

オ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。（住民福祉課）

カ　避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。（住民福祉課）

キ　避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。（住民福祉課）

ク　指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティションの活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。又必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。（住民福祉課）

ケ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

コ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や配置や生理用品、女性用下着の助成による配布、指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。（住民福祉課）

サ　災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促す。（住民福祉課）

シ　指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。（住民福祉課）

（ア） スロープや様式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
（イ） 介護品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
（ウ） 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始

できるように努める。

ａ　介護職員等の派遣

ｂ　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

ｃ　病院や要配慮者利用施設への受入れ、里親への委託等

（エ）　要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

（オ）　大画面のテレビ、パソコン、ホワイトボード、ＦＡＸ等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

ス　指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。（総務課）

セ　村教育委員会及び学校長等は、以下の対策を適切に講ずる。

（ア）　学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。（教育委員会、学校長等）

（イ）　学校長は、避難所の運営について、必要に応じ、村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。（教育委員会、学校長等、教職員）

（ウ）　幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の指定緊急避難場所、指定避難所を明確に区分する。（教育委員会、学校長等、住民福祉課）

ソ　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。（総務課）

タ　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。（住民福祉課）

チ　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

ツ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 関係機関

ア　指定避難所の運営について、必要に応じ村長に協力する。

イ　被災地の周知地域の要配慮者利用施設においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ　日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに当該日赤地区(各市及び郡の日赤窓口)・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア)　日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

(イ)　赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)

エ　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供する。

(3) 住民

指定避難所の管理運営については、村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5　広域的な避難を要する場合の活動

(1) 村

ア　被害が甚大で村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

イ　被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

ウ　この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

エ　避難者を受入れる場合は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

オ　居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6　住宅の確保

(1) 村（村長、建設環境課）

ア　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア)　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ)　応急仮設住宅の建設のため、村公有地を提供する。

(ウ)　被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。

(エ)　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7　被災者等への的確な情報伝達

(1) 村（総務課）

ア　被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ　被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行う等、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ　要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ　被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第 12 節　孤立地域対策活動

第１　基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

本村内で、孤立が予想される地域はごく一部であるが、災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

(1) 通信手段の確保等による被害実態の早期把握と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施

(2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送

(3) 道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもって当たる。

第２　対策

１　孤立実態の把握対策

(1) 村（総務課）

ア　孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ　孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

２　救助・救出対策

(1) 村（総務課、住民福祉課）

ア　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

イ　ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。（住民福祉課）

エ　孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、指定避難所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は他市町村の応援を得て、救出を推進する。

３　通信手段の確保

(1) 村（総務課）

職員の派遣、防災行政無線及びアマチュア無線の活用、衛星携帯電話等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

(2) 関係機関

ア　携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ　指定避難所等に、ポータブル衛生方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(3) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

4　食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 村（住民福祉課）

迂回路による輸送に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

(2) 住民

ア　孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ　住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。

5　道路の応急復旧活動

(1) 村（建設環境課）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 関係機関

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置､除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第 13 節　食料品等の調達供給活動

第１　基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第２　対策

１　食料品等の調達

(1) 村（住民福祉課、産業振興課）

ア　村の備蓄食料及び流通在庫等により調達する。その際、特別用途食品（難病患者、透析患者等の病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）の調達に配慮するよう努める。

イ　計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

ウ　避難所における食物アレルギーを有する 者 のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 県

ア　地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地域振興局の備蓄食料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局に備蓄食料の供給を依頼する。（危機管理部）

イ　市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。（危機管理部）

ウ　長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。（県民文化部）

エ　市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、長野県ＬＰガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。（産業労働部）

オ　「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章第 10 の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。（農政部）

カ　「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。（農政部）

キ　長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）

ク　株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。（危機管理部、農政部）

ケ　株式会社デリクックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）

コ　上記ウ、エ、キ、ク及びケについては、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

サ　上記ア、イについては、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。（危機管理部、健康福祉部）

(3) 関係機関

ア　農林水産省

(ア)　応急用米穀（炊き出し等給食に必要な米穀）の供給を行う。

a　卸、小売業者の手持ち数量を把握する。

b　知事の要請に基づく応急売却

・卸売業者に対し、手持ち精米を知事等に売却するように指示する。

・政府米を知事へ応急売却する。

応急用米穀の供給基準

供　給　の　対　象	精　米　必　要　量
1　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米200g
2　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米300g

(イ)　災害対策用乾パンを供給する。

a　関東農政局長から最寄りの長野農政事務所長に緊急輸送の要請を行う。

b　到着した乾パンを知事に売却する。

c　不足の場合は自衛隊に乾パンの管理換えを要請する。

・「災害時における乾パンの取扱要領」により供給できる旨を周知徹底する。

イ　米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」（資料21）に基づき供給を行う。

ウ　卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

２　食料品等の供給

(1) 村（住民福祉課）

ア　災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料の供給を行う。

イ　計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

ウ　食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じて、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 関係機関（日本赤十字社長野県支部）

村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、炊き出し等、被災者援護に協力する。

(3) 住民

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた活動を行うよう努める。

食料の調達供給体制

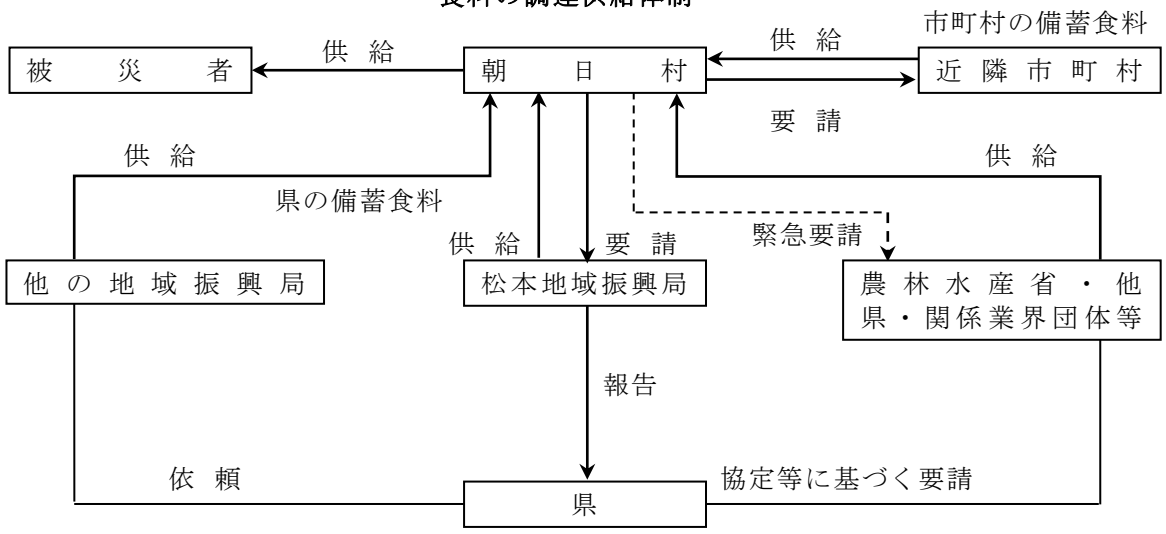

--------は、農林水産省等に対する緊急要請

第 14 節　飲料水の調達供給活動

第１　基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村のみでは水の確保が困難な場合は、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設被災相互応援要綱により他市町村が給水応援を行う。

第２　対策

１　飲料水の調達

(1) 村（建設環境課）

ア　被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ　プール等にろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。

ウ　村のみで対応が困難な場合は、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、被害を受けていない隣接県下ブロック代表市町村に対してその供給を要請する。

(2) 県

ア　被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。（環境部）

イ　被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。（環境部）

ウ　地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)

エ　サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。（危機管理部）

(3) 県企業局

ア　浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。

イ　「安心の蛇口」設置箇所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。

ウ　非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。

エ　給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。

オ　ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。

(4) 住民

ア　ポリタンク等給水用具の確保を行う。

２　飲料水の供給

(1) 村（建設環境課）

ア　断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ　出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ　給水用具の確保を行う。

エ　災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、１人１日３リットル以上の飲料水を供給する。

オ　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

カ　被災の状況により、村のみでは対応できないときは、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

キ　復旧作業に当たり、水道業者との調整を行う。

ク　住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。（建設環境課･住民福祉課）

第 15 節　生活必需品の調達供給活動

第１　基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県は村からの要請に基づき、生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第２　対策

１　生活必需品の調達

(1) 村（住民福祉課）

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。その際、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等も含める等時宜を得た物資の調達に留意する。

なお、県と連絡が取れない場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、被害を受けていない隣接県下ブロック代表市町村に対してその供給を要請する。

(2) 県（商工部、危機管理部）

市町村からの要請に基づき、県内流通業者､長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等との協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合協定に基づき、生活必需品の調達を図り、迅速に供給する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児､妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

２　生活必需品の供給

(1) 村（住民福祉課）

生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者は、供給・分配について優先的に行う等十分配慮する。なお、救援物資の集積場所は、農業者トレーニングセンター（体育館）とする。

(2) 関係機関（日本赤十字社長野県支部）

日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに当該日赤地区、分区と連携をとり、赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）の労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第 16 節　保健衛生、感染症予防活動

第１　基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第２　対策

１　保健衛生活動

(1) 村（住民福祉課）

ア　被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所におかれる地方部保健福祉班に報告する。

イ　被災者の心身双方の健康を確保するために、指定避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

ウ　県と連携し､要医療者及び慢性疾患者等に､医療･保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

エ　被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

(2) 関係機関

ア　医師会等は、行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。

イ　看護協会等は、行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。

ウ　栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、食品衛生指導、栄養指導、炊き出し等を行うよう努める。

エ　関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

［保健衛生、感染症予防活動関係協力団体］

松塩筑食品衛生協会　朝日支部　　朝日村保健補導員会

朝日村食生活改善推進協議会

(3) 住民

ア　医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。

イ　住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

２　感染症予防対策

(1) 村（住民福祉課）

ア　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

イ　災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検）、機材、薬剤等の確保を図る。

ウ　感染症発生の予防のため、感染症予防対策組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

エ　感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を行う。

また、指定避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治的組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ　災害発生時、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

カ　感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため感染症法による清潔及び消毒方法等、ねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県（知事）の指示、命令に応じて実施する。

キ　関係団体の協力を得て、災害感染症対策実施要綱に基づき、被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、松本保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

ク　感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書をとりまとめ、松本保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

ケ　災害時感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお災害が､激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害感染症対策実施要綱に基づき作成し、松本保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

朝日村感染予防対策組織

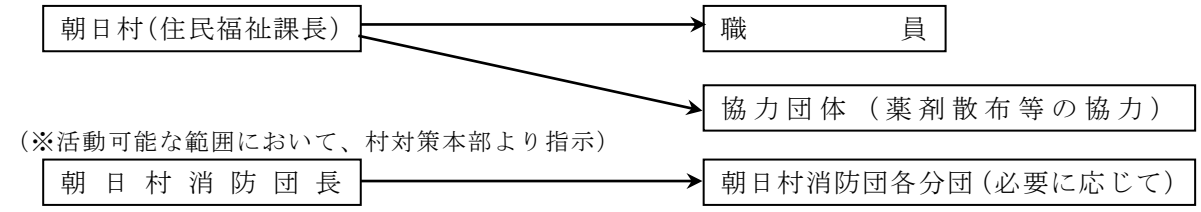

※災害の状況等により、感染予防班を適宜設置し、人員等必要な人数を住民福祉課で調整する。

◎感染症予防用機械器具資機材

村は動力噴霧器等の機械器具資機材を整備する。

◎感染症予防薬剤

薬剤は適当量を備蓄し、不足の場合は、取扱業者から緊急調達する他、県にあっせん要請を行う。

第 17 節　遺体の捜索及び処置等の活動

第１　基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、村が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うとされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、郡市医師会、災害拠点病院、歯科医師会、医療機関等による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達等広域的な応援により、その遺体の捜索、検視、火葬等の処理を遅滞なく進める。

第２　対策

１　遺体の捜索及び処置

(1) 村（住民福祉課）

ア　遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

イ　公共用建物の指定及び状況により村内各寺の協力により、遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。

災害時遺体収容所

名　称	所　在
アサヒゲートボールセンター	朝日村大字古見 1300-6

村内の寺院

名　称	所　在
古　川　寺	朝日村大字古見 1146
光　輪　寺	朝日村大字西洗馬 796

※遺体収容所で収容が不能な場合、村内寺院に協力要請を行う。

ウ　収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ　遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」等に基づき県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

オ　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

カ　外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議すること。（村長、住民福祉課）

キ　火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続をとる。

葬場

名　称	所　在
塩尻市斎場	塩尻市塩尻 1212

ク　遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき県等に要請する。（村長）

(2) 関係機関

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

第 18 節　廃棄物の処理活動

第１　基本方針

朝日村災害廃棄物処理計画に基づき発災後の廃棄物の適正な処理に努める。

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

村におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援及び災害廃棄物等の処理に関する基本協定による処理を図る。

第２　対策

１　ごみ、し尿処理対策

(1) 村（建設環境課）

ア　災害廃棄物の発生量及びその処理見込み､廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

イ　被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

ウ　下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、村内で仮設トイレの供給が不足する場合は、「適時適材適所」のトイレ対策を具体的に検討又は実施する上で、高齢者、障がい者等いわゆる要配慮者に対しても配慮し、「災害用トイレ製品・施設情報（第１号）」を活用しつつ「広域応援協定」等に基づき、県又は他市町村に調達・供給について要請し確保に努める。

エ　生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については感染症予防に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

オ　災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

カ　収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平常時の分別区分による収集に努める。

キ　ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

ク　被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに松本地域振興局へ報告する。

ごみ処理施設及びし尿処理施設

種　別	名　　称	所 在 地
ごみ	松本クリーンセンター	松本市大字島内 7576-1
ごみ	塩尻クリーンセンター	塩尻市柿沢 303
し尿	塩尻市衛生センター	塩尻市広丘郷原 7-1

仮設トイレ調達先

会社名	住所	電話番号
㈱カナモト松本営業所	松本市村井町西 2-4-3	0263-85-1744
レンタルのニッケン松本営業所	松本市平田東 2-3-15	0263-86-3590
綿半インテック㈱松本支店	松本市鎌田 2-2-1	0263-29-1655

(2) 住民

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、村が指定した報告を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 村（総務課・建設環境課）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、ブロック代表の松本市へ支援要請を行う。

災害廃棄物等の処理に関する基本協定を発動、大栄環境（株）へ廃棄物処理業務を委託する。

第 19 節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第１　基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第２　対策

１　社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

従って、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

２　物価の安定、物資の安定供給

(1) 村（産業振興課）

ア　買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ　適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ　情報の不足、混乱により損う消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ　買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ　管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(2) 住民

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

(3) 企業等

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

第 20 節　危険物施設等応急活動

第１　基本方針

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第２　対策

１　危険物施設応急対策

(1) 村（総務課）、松本広域消防局

ア　情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

イ　周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

ウ　危険物施設の緊急時の使用停止命令等（村長）

村長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

エ　危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

オ　資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急機材の手配をする。

カ　関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県危機管理防災課（地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

キ　危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(ア)　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ)　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

（ウ） 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

（エ） 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、職員・従業員による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、長野県消防相互応援協定に基づき、近隣の消防機関に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 関係機関

ア 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握をする。

ウ 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

（ア） 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、職員・従業員による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

（イ） 松本広域消防局への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

（ウ） 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

（エ） 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

2　毒物、劇物保安貯蔵施設応急対策

(1) 村

ア　毒物劇物保管貯蔵施設等が地震災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏えい、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

イ　周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。（総務課）

ウ　飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。（建設環境課）

(2) 松本広域消防局

ア　毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。

イ　中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害駆除を行う。

(3) 営業者及び業務上取扱者

ア　災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置を講ずる。

イ　防災関係機関へ事故発生状況、応急措置等の連絡を行う。

ウ　毒物劇物の漏えい、流出、拡散等が発生した場合には、中和剤等による中和除毒及び消火作業により、周辺住民の人命安全措置を講ずる。

3　その他危険物施設等災害応急対策

(1) 村（総務課）・松本広域消防局

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、放射性物質使用施設等の災害応急活動については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対し応急措置について指導徹底する。

第 21 節　電気施設応急活動

第１　基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

・早期復旧による迅速な供給再開

・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止

を重点に応急対策を推進する。

第２　対策

１　応急復旧体制の確立

(1) 村（総務課）松本広域消防局

ア　迅速に被害状況を把握し、関係機関と連携して、応急活動、地域住民へ広報活動を行う。

イ　東京電力新信濃変電所及び送電設備の火災・倒壊・危険物の流出時は、施設が、高圧電流供給施設であるため、応急活動・広報活動等は、東京電力の指示により、速やかに行う。

(2) 関係機関（中部電力・東京電力）

ア　迅速に被害状況を把握し、総合的な応急体制を確立する。

イ　東京電力新信濃変電所の火災に際しては、職員と、松本広域消防局、朝日村消防団、及び防災関係機関に、迅速な情報提供の上で協力を得て必要な措置を講ずる。

２　連絡通報・広報活動・二次災害の防止

(1) 関係機関（中部電力・東京電力）

停電による社会不安除去、感電等の事故防止、送電開始時の火災予防等について積極的な広報活動を実施する。

また、送電施設等の倒壊や、危険物流出時には、関係機関への通報体制を整え、的確に周辺住民への避難・広報活動を実施する。

第 22 節　都市ガス施設応急活動

※　本村においては、本節に係る施設・構造物等が現在設置されていないため、内容等の記述は未登載とした。

　しかし、将来的に、本村の実情・法令等により、設置等の具体的な予定、計画等が決定・設置された時点で、追録にて補正する。

第 23 節　上水道施設応急活動

第１　基本方針

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道事業者は、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第２　対策

(1) 村（建設環境課）

ア　水道施設管理システムや水道施設監視システムの活用によって、迅速な被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

イ　復旧体制の確立を行う。

ウ　被災の状況により、水道施設災害等相互応援要綱、日本水道協議会中部地方支部災害応援協定、日本水道協議会災害応援協定等に基づき、支援要請を行う。

エ　住民への広報活動を行う。

オ　水道業者等との調整を行う。

(2) 関係機関

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に対応する。

第 24 節　下水道施設応急活動

第１　基本方針

地震による被害が発生した場合、ライフライン機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第２　対策

１　情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 村（建設環境課）

水道施設管理システムや水道施設監視システムを活用し、村が管理する下水道施設について、被害箇所応急被害状況を早期かつ的確に把握する。

２　応急対策の実施体制

(1) 村（建設環境課）

ア　災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ　被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害応援ルール、日本下水道協議会中部地方支部災害応援協定等の応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

３　応急対策の実施

備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて、建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(1) 村（建設環境課）

ア　管渠

(ア)　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ)　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ　処理場

(ア)　停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復を図る。

(イ)　処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(ウ)　処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(2) 関係機関

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

(3) 住民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第 25 節　通信・放送施設応急活動

第１　基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関係機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

第２　対策

１　通信施設の応急活動

(1) 村（総務課）

本村には、県との通信については、昭和 60 年より長野県防災行政無線が設置され、住民への情報等の伝達については、平成 21 年よりデジタル同報系防災行政無線、令和３年よりデジタル移動系防災行政無線が整備され､住民にとって重要な情報源となっている。

従って、万一、地震等の発生より、これらの通信施設が被災した場合、保守業者等と連携して、途絶原因となっている障害の早期復旧に努め、通信の確保に当たる。また衛星携帯電話も村に導入されており、保全的な通信手段として活用する。

２　電気通信施設の応急活動

(1) 関係機関（東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱）

発災時に、被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等により、被災者関係の情報提供に努める。

３　放送施設の応急活動

(1) 関係機関（日本放送協会（松本支局）、信越放送(株)）

放送機、電源等の放送設備の被害の応急措置を実施して、迅速な放送再開を図るとともに、被災者への情報提供に努める。

第 26 節　鉄道施設応急活動

※本節は、ＪＲ等の輸送機関が直接行う応急対策計画であり、参考として登載した。

第１　基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し、迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

第２　対策

(1) 村

特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、村に協力する。

(2) 北陸信越運輸局

ア　それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルの作成を指導するとともに、関係機関との連携の徹底を図る。

イ　鉄道の被害状況を早急に把握するとともに、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請する。

(3) 東日本旅客鉄道㈱

ア　災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

イ　出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておく。

ウ　当社内のみならず､部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

エ　災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

オ　災害復旧

(ア)　災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(イ)　災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画を立て、これを実施する。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(4) アルピコ交通㈱

ア　災害が発生した時は、状況により、対策本部、復旧本部を開設する。

イ　対策本部

事故の復旧、動員、救援の計画及び応急対策並びに広報事務、その他の処理

ウ　復旧本部

事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、復旧計画並びに復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他の措置

エ　災害復旧に当たっては、早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分確認した後、運転を再開する。

第 27 節　災害広報活動

第１　基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

第２　対策

１　住民等への的確な情報の伝達

(1) 村

ア　広報活動（総務課、企画財政課）

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、テレビ、ラジオ、村ホームページ、ソーシャルメディア、防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

（ア）　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
（イ）　二次災害の防止に関する情報
（ウ）　指定緊急避難場所、指定避難所・避難経路・方法等に関する情報
（エ）　医療機関等の生活関連情報
（オ）　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
（カ）　交通規制等の状況に関する情報
（キ）　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
（ク）　安否情報
（ケ）　その他必要と認められる情報

イ　要配慮者等への配慮（住民福祉課）

（ア）　災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
（イ）　視聴覚障がい者等に情報が伝達されるよう、福祉団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。
（ウ）　一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(2) 放送事業者（日本放送協会（松本支局）、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、エフエムまつもと㈱、しおじりコミュニティ放送㈱）

ア　法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。なお、村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

（ア） 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び村

（イ） 長野地方気象台（日本放送協会（松本支局）、信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、エフエムまつもと㈱に通知）

（ウ） 日本赤十字社長野県支部

イ 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害等の緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

(3) 報道機関

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

(4) 関係機関は、県、村と緊密な関係をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、広報活動を行う。

２ 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 村（総務課、住民福祉課）

必要に応じ、専用電話・ＦＡＸ、相談職員の配置等、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

第 28 節　土砂災害等応急活動

第１　基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第２　対策

１　地すべり等応急対策

(1) 村（総務課・建設環境課）

ア　警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。

イ　地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ　余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ　地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ　要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

オ　村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従う。

２　土石流対策

(1) 村（総務課・建設環境課）

ア　警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。

イ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ　災害の危険性が高まり、避難指示

等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

イ　余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ　防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ　要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

オ　村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

3　がけ崩れ応急対策

(1) 村（総務課・建設環境課）

ア　警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の処置を講ずる。

イ　崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

イ　村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

警報・避難指示発令時の連絡系統等

(1) 警報を発令したとき（警戒体制）

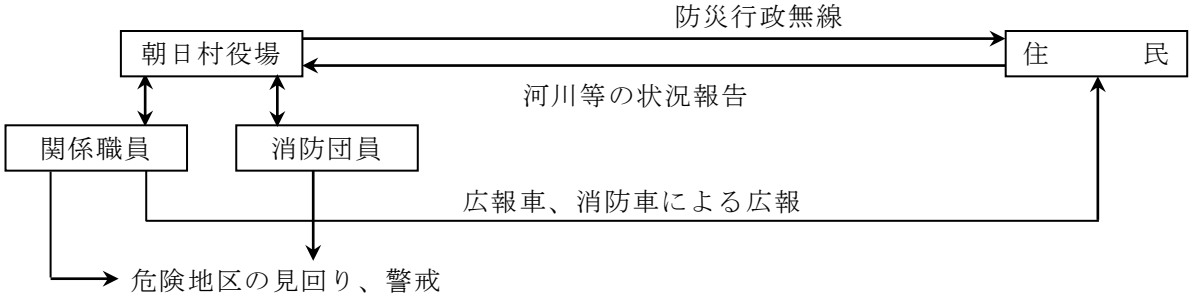

(2) 避難指示を発令したとき（避難体制）

ア　住民への連絡系統及び方法

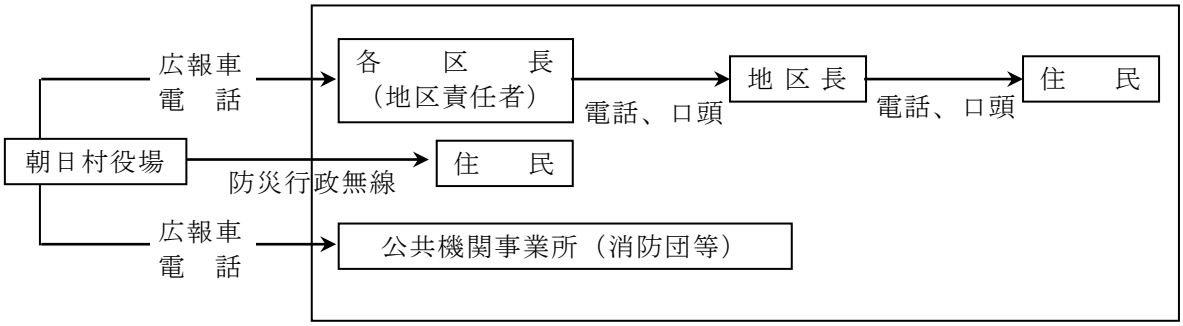

イ　避難誘導分担

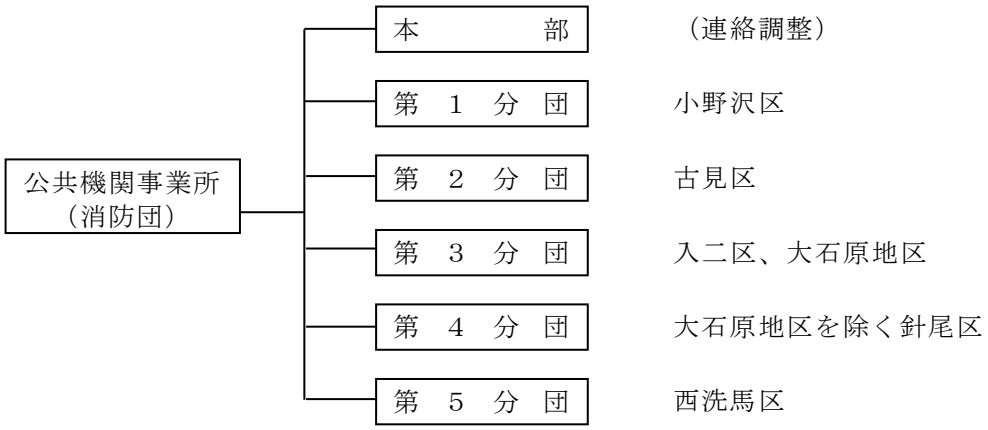

第 29 節　建築物災害応急活動

第１　基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第２　対策

１　公共建築物

(1) 村

ア　庁舎、要配慮者利用施設、医療機関、村立小・組合立中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。（全部）

イ　緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、あわてずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

ウ　被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。（建設環境課）

(2) 関係機関（全機関）

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

２　一般建築物

(1) 村（建設環境課）

ア　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとる。

イ　災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行う他、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ　必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

(2) 建築物の所有者等

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

３　文化財

(1) 村（教育委員会）

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

(2) 所有者

ア　見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ　文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。（資料 34　文化財関係参照）

第 30 節　道路及び橋梁応急活動

第１　基本方針

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第２　対策

１　道路及び橋梁応急対策

(1) 村（建設環境課）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ　パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

ウ　災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送、災害時情報提供サービス（日本道路交通情報センター）等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。

エ　パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

２　関係団体との協力

(1) 村（建設環境課）

村は、村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第 31 節　河川施設等応急活動

第１　基本方針

地震による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

(1) 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制

(2) 水防上必要な資機材の調達体制

(3) 水門もしくは閘門の適切な操作

(4) 市町村における相互の協力及び応援体制

第２　対策

１　河川施設等応急対策

(1) 村（建設環境課）

ア　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ　河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ　地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ　河川管理施設、特に工事中の箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ　地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

エ　堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

(3) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

２　ダム施設応急対策

(1) 関係機関（地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規程による。

第 32 節　災害の拡大防止と二次災害防止活動

第１　基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第２　対策

１　建築物、構造物に係る二次災害防止対策

＜建築物及び関係＞

(1) 村

ア　被災地において応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。（建設環境課）

(ア)　応急危険度判定士の派遣要請

(イ)　応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

(ウ)　村内の被災地域への派遣手段の確保

(エ)　応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ　村長は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。（村長）

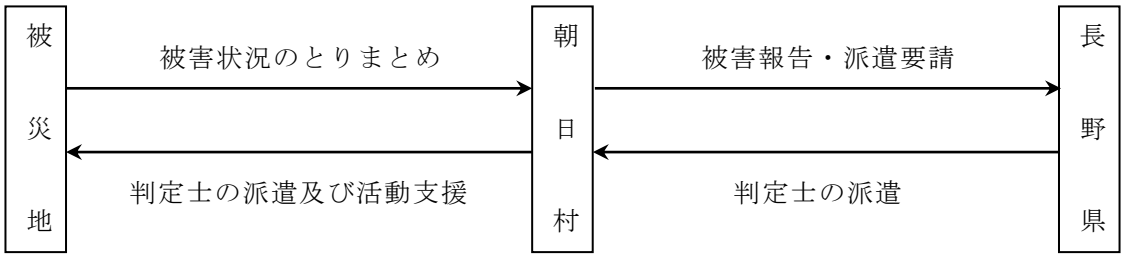

(2) 建築物の所有者等

応急危険度判定士により危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき、必要な措置を講ずる。

＜道路及び橋梁関係＞

(1) 村（建設環境課）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ　パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ　災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ　パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2　危険物施設等に係る二次災害防止対策

＜危険物関係＞

(1) 村（総務課）・松本広域消防局

ア　避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

イ　危険物施設の緊急使用停止命令等（村長）

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

ウ　災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

＜その他＞

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物資使用施設等の二次災害防止活動については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3　河川施設の二次災害防止対策

(1) 村（建設環境課）

ア　河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ　その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ　災害防止のため、応急工事を実施する。

エ　災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ　必要に応じて、水防活動を実施する。（建設環境課、消防団）

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ　巡視の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ　災害防止のため、応急工事を実施する。

(3) ダム管理者

ア　あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施する。

イ　臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

ウ　この際、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行う。

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 村（建設環境課）

県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第 33 節　ため池災害応急活動

第１　基本方針

地震の発生によりため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大のために関係機関と調整を図る。

第２　対策

(1) 村（建設環境課）

ア　地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県、関係機関へ通報する。

イ　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) 関係機関

ア　管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村に通報する。

イ　地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。

ウ　村が実施する応急対策について協力する。

第 34 節　農林水産物災害応急活動

第１　基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・林野の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかに復旧に努める。

第２　対策

１　農水産物災害応急対策

(1) 村（産業振興課）

ア　農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。

イ　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

(2) 関係機関

ア　村等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

イ　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(3) 住民

ア　村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

２　林産物災害応急対策

(1) 村（産業振興課）

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

(2) 関係機関

ア　村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

(3) 住民

村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第 35 節　文教活動

第１　基本方針

小学校・中学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第２　対策

１　児童生徒等が在校時の避難誘導

(1) 村（教育委員会、学校長等）

ア　学校長等は、地震発生時、建物、器物等の倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた緊急時対応マニュアル及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

（ア）　指定緊急避難場所への避難誘導

a　被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭等指定した指定緊急避難場所へ誘導する。

b　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がある場合は、捜索・救出に当たる。

（イ）　指定避難所への避難誘導

a　指定緊急避難場所が危険になった場合は、村長の指定する指定避難所等、より安全な場所に児童生徒等を誘導する。

b　保護者にはあらかじめ指定避難所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

c　指定避難所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下この節において「県教委」という。）、村及び関係機関に報告又は連絡する。

（ウ）　児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

a　児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩壊等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。決定後、情報配信システムによる一斉配信メールにて、保護者へ下校情報を配信する。

b　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引渡す等の措置をとる。

c　災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2　児童生徒等が在宅時の避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、休校情報や学校等施設・設備に係る被害の状況を、情報配信システムによる一斉配信メール等によって周知するとともに、児童の被災状況等の把握に努める。

また、学校施設が避難所として使用される場合は、保護者に周知する。

3　応急教育計画

(1) 村（教育委員会、学校長等）

ア　県教委の指導及び支援を得て、村教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア)　学校等施設・設備の確保

a　学校施設・設備の係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

b　学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ)　教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ)　給食の確保

給食用物資の補給に支障を来しているときは、長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ　学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(ア)　被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委、村及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ)　教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は村教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ)　教育活動

a　災害の状況に応じ、村教委と連絡の上、臨時供給等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b　被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

c　避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。

d　授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ)　児童生徒等の健康管理

a　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b　授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ)　教育施設・設備の確保

a　学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b　施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(カ)　給食の確保

給食用物資の補給に支障を来しているときは、村教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。また、災害の状況に応じ、給食用施設・設備の提供等被災者対策に可能な限り協力する。

4　教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 村（教育委員会）

ア　教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。村における調達が困難なときは、松本教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

イ　就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

第 36 節　飼養動物の対策

第１　基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

また、被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第２　対策

１　家庭動物（ペット）保護管理対策

(1) 村（建設環境課）

ア　動物の飼育状況等を把握し、県・関係団体へ情報提供する。

イ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

ウ　同行避難してきた飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。

エ　飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。

オ　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。

カ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。

(2) 住民（飼い主）

ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。

イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育管理を行う。

２　家畜対策

(1) 村（産業振興課）

ア　家畜感染性予防対策

（ア）　家畜所有者等から通報を受けた場合は、被害状況を把握し、県へ通報する。

（イ）　感染症が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導する。

イ　死亡獣畜の処理

（ア）　移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理を行う。

（イ）　移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理とする。

第 37 節　ボランティアの受入れ体制

第１　基本方針

災害時において、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ、企業等についても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第２　対策

１　被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 村（住民福祉課）

ア　被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ　災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ　村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体、ＮＰＯ、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

エ　ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

(2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体

村及び県の災害対策本部において、それぞれの本部の支援のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

２　ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 村（住民福祉課）

災害対策本部にボランティア担当班（福祉担当）を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

(2) 社会福祉協議会

ア　県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、ボランティアセンター、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。

イ　村社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部

村及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第 38 節　義援物質、義援金の受入れ体制

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合には、村及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第２　対策

１　義援金品の募集、受入れ

(1) 村（住民福祉課）

村は、県及び日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関又はこれらの機関が設置する災害義援金（配分）委員会（以下、「配分委員会」という。）と、相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

また、義援物資については、村は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

２　義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 村（住民福祉課）

寄託された義援金は配分委員会に、義援物資は被災地に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、村を通じ、迅速かつ適正に配分する。

村は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

３　義援金品の管理

(1) 村（住民福祉課）

県、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあっては被災市町村に引き継ぐまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金を村を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

村は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないように適正に管理する。

第 39 節　災害救助法の適用

第１　基本方針

村の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第２　対策

１　被害状況の把握

(1) 村（村長、総務課）

ア　村長は、災害による被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに松本地域振興局長（地域政策課）に報告する。

イ　村長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

ウ　村長は、被害の認定を別表１（後掲）の基準により行う。

２　災害救助法適用の判定

(1) 県（危機管理部）

ア　危機管理部長は、地域振興局長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。

イ　知事は、村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。なお、災害救助法を適用した場合は、公示、村長への通知等直ちに必要な手続を行う。

ウ　村から災害救助法に定める「災害にかかった住宅の応急修理」に該当する者の被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置の要請があった場合は、協定締結先の長野県瓦事業組合連合会に依頼する。

３　適用の手続

(1) 村（村長、総務課）

災害に際し、村における被害が災害救助法の適用範囲に該当し、又は該当する見込みがあるときは、村長は直ちに知事に法適用の要請を行う。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務

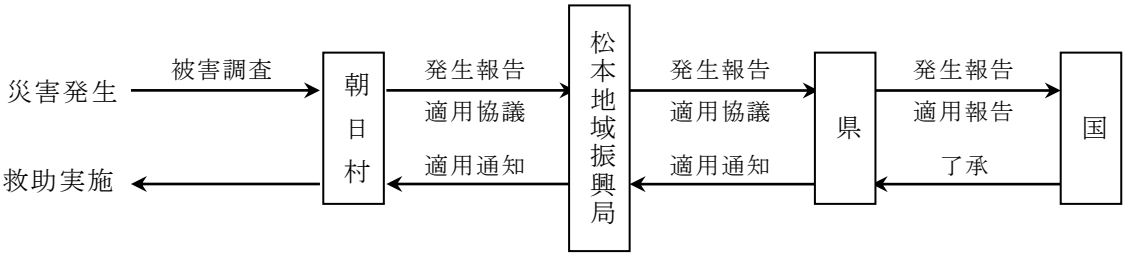

4　救助の実施

(1) 村（村長、総務課）

ア　救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委託された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ　救助の実施基準

救助の実施は、別表２（後掲）の基準により行う。

(2) 関係機関（日本赤十字社長野県支部）

ア　日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

イ　知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

別表１

被害等の認定基準

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものをいう。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。
負傷	災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要があるものをいう。
重傷・軽傷	重傷とは１か月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは１か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
全壊、全流失、全埋没、全焼失を含む	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のものをいう。
半壊、半流失、半埋没、半焼失を含む	住家の損壊ははなはだしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 20%以上 50%未満のものをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	浸水が、その住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これからの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
非住家	住家以外の建物をいう。
世帯	生活を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取扱う。
棟（むね）	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて１棟とするが、２以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には２棟とする。

別表２

災害救助法で実施可能な応急救助基準（平成 28 年４月 28 日現在）

※費用等の基準については、消費者物価指数の変動等により改正が行われるため、あくまで当該時点の基準であることに留意のこと

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者</td><td>【基本額】
避難所設置費
１人１日当たり
320 円以内
【加算額】
冬期（10 月～３月）加算
高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む
２　輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊(焼)・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者</td><td>（加算額）
１戸当たり
29.7 ㎡（９坪）
【基準額】
2,660,000 円以内
【集会所設置費】
基準額以外で別途定める（住宅 50 戸以上設置の場合）</td><td>災害発生の日から 20 日以内着工→供与期間は工事完了日から２年以内</td><td>１　全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり
２　基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可
３　実情により輸送費別途計上</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,110 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　被災者支給分のみが対象
２　輸送費、賃金は別途計上</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水（炊事用水を含む）を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服寝具その他生活必需品の給(貸)与</td><td>全半壊(焼)、流失床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　災害発生日により限度額を区分
夏期（４～９月）
冬期（10～３月）
２　下記金額の範囲内
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流出</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>53,000</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>55,000</td><td>64,300</td><td>80,900</td><td>11,100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,000</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td>3,500</td></tr>
</table></td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は当該地域の時価による
２　現物給付に限る</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者</td><td>１　救護班
使用した薬剤治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所
国民保険診療報酬の額以内
３　施術者
当該地域における協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>１　原則、救護班が現地により処置
２　救護班では治療困難な重傷患者等がある場合又は救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置
３　患者等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）	１　救護班 使用した衛生材料等の実費 ２　助産師 慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	１　救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 ２　妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	１　明らかに生存している者を除き、原則４日以降は死体の捜索として扱う ２　輸送費、賃金は別途計上
被災した住宅の応急処理	住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急処理をすることができない者	１世帯当たり 576,000 円以内	災害発生の日から１か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)・流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）	１　教科書（検定済のもの）、教材（教育委員会承認済のもの） 実費 ２　文房具、通学用品（運動靴・カバン・体育着等） 小学生１人当たり 4,300 円 中学生１人当たり 4,600 円 高校生１人当たり 5,000 円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	１　入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 ２　備蓄物資は評価額
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上） 210,400 円以内 小人（12 歳未満） 168,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、賃金は別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	１　洗浄、縫合、消毒等 １体当たり 3,400 円以内 ２　一時保存 ○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 １体当たり 5,300 円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算	災害の発生の日から 10 日以内	１　原則、検案は救護班による ２　輸送費・賃金は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	限度額は村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　飲料水の供給 3　医療及び助産 4　被災者の救出 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※　この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 40 節　観光地の災害応急対策

第１　基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震等災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、県、関係機関等が連携し、対応していく。

第２　対策

(1) 村（産業振興課）

ア　観光地での災害発生時には、警察署、医療機関等と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ　消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

ウ　観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

(2) 住民、自主防災会及び観光事業者

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

第４章　災害復旧・復興計画

防災関係機関等の役割分担

第１節　復旧・復興の基本方針の決定	
	○復旧・復興の基本方針の決定 ・朝日村　村長 ・住民・事業所　住民 ・防災関係機関　関係公共施設管理者
	○支援体制 ・朝日村　村長 ・防災関係機関　国、他都道府県、他市町村等
第２節　迅速な現状復旧の進め方	
	○被災施設の復旧等 ・朝日村　建設環境課、関係全課 ・防災関係機関　公共機関・ライフライン・交通・輸送等の事業者、他の関係機関
	○災害廃棄物の処理 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　環境部 ・防災関係機関　他都県、近隣市町村
第３節　計画的な復興	
	○復興計画の作成 ・朝日村　総務課 ・住民・事業所　住民 ・防災関係機関　国、関係機関
	○防災むらづくり ・朝日村　総務課、建設環境課 ・住民・事業所　住民 ・防災関係機関　国、ライフライン関係事業者、関係機関
第４節　資金計画	
	○県の資金計画 ・防災関係機関　国
	○市町村の資金計画 ・朝日村　企画財政課 ・防災関係機関　国
	○その他 ・防災関係機関　国、関東財務局長野財務事務所、関係自治体
第５節　被災者等の生活再建等の支援	
	○住民対策 ・朝日村　建設環境課 ・長野県　建設部 ・防災関係機関　住宅金融支援機構、その他の金融機関
	○生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付 ・朝日村　住民福祉課 ・住民・事業所　民生・児童委員 ・長野県　健康福祉部 ・防災関係機関　長野県（朝日村）社会福祉協議会
	○被災者の労働対策 ・長野県　健康福祉部、労政事務所 ・防災関係機関　公共職業安定所、長野労働局

	○生活保護 ・長野県　　保健福祉事務所
	○災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付 ・朝日村　　住民福祉課 ・長野県　　危機管理部 ・防災関係機関　日本赤十字社長野県支部
	○被災者に対する金融上の措置 ・防災関係機関　関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店・その他の金融機関
	○租税の徴収猶予及び減免 ・朝日村　　住民 ・長野県　　知事、総務部、地域振興局長
	○医療費負担の減免、保険料の減免 ・朝日村　　住民福祉課 ・長野県　　健康福祉部 ・防災関係機関　関係団体
	○罹災証明書の交付 ・朝日村　　総務課 ・防災関係機関　松本広域消防局
	○被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 ・朝日村　　村長、総務課、住民福祉課 ・住民・事業所　住民 ・長野県　　知事、総務部、危機管理部、地域振興局長 ・防災関係機関　関係機関、報道機関
	○災害復旧用材の供給 ・長野県　　林務部 ・防災関係機関　関係機関、林業団体
第６節　被災中小企業等の復興	
	○被災農林事業者に対する支援 ・朝日村　　産業振興課 ・長野県　　農政部、林務部 ・防災関係機関　日本政策金融公庫
	○被災中小企業者に対する支援 ・朝日村　　総務課、産業振興課 ・住民・事業所　住民（中小企業者） ・長野県　　産業労働部 ・防災関係機関　中小企業団体等、日本政策金融公庫、長野県信用保証協会、商工関係機関
第７節　被災した観光地の復興	
	○被災した観光地に対する支援 ・朝日村　　産業振興課 ・住民・事業所　住民（観光事業者） ・長野県　　観光部

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第２　対策

１　復旧・復興の基本方針の決定

(1) 村（村長）

ア　村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

イ　被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(2) 関係機関

防災関係機関は、村及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

(3) 住民

住民は、村及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

２　支援体制

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、ほかの地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。（村長）

第２節　迅速な現状復旧の進め方

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な現状復旧や災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第２　対策

１　被災施設の復旧等

(1) 村、県及び公共機関（全部）

ア　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に係る重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体勢等を強化する。

イ　被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

ウ　地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。（建設環境課）

エ　ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ　他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ　被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

キ　災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク　復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ケ　緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

コ　暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。

２　災害廃棄物の処理

(1) 村（建設環境課）

ア　災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、がれきの円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

(ア)　適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ)　復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

（ウ） 環境汚染の防止及び住民、作業員の健康管理のための適切な措置を講ずる。

イ　収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

3　職員派遣

(1) 村

ア　被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ　被災市町村から要請を受けた場合、村は「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

第３節　計画的な復興

第１　基本方針

大規模地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくりライフラインの中長期課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第２　対策

１　復興計画の作成

(1) 村（総務課）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に村における復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行う等、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

(2) 関係機関

村及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

２　防災むらづくり

(1) 村

ア　復興に向けての整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。（総務課）

イ　防災むらづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、必要に応じ、次の事項を目標とする。

（ア）　避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川の整備（建設環境課）

（イ）　建築物及び公共施設の耐震化、不燃化（建設環境課・総務課・施設管理担当課）

（ウ）　耐震性貯水槽（防火水槽）の設置等（総務課）

ウ　前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）　公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。（総務課）

（イ）　既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。（建設環境課）

（ウ）　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。（建設環境課）

（エ）　住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。（総務課）

（オ）　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、事業者に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。（建設環境課、総務課）

エ　建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

オ　情報収集で得た画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

(2) 関係機関

村及び県等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

(3) 住民

再度災害防止、より安全で快適なむらづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力に努める。

3　特定大規模災害からの復興

(1) 村

ア　必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害が要因で土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ　特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第４節　資金計画

第１　基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第２　対策

(1) 資金計画（企画財政課）

村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）の他、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

ア　地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

イ　地方交付税

普通地方交付税の繰上交付、特別地方交付税

ウ　一時借入金

災害応急融資

(2) 村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、村の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

第１　基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

第２　対策

１　住宅対策

(1) 村（建設環境課）

ア　災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。（総務課）

イ　災害公営住宅

被災地全域で 500 戸以上、もしくは一市町村の区域内で 200 戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ　既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

エ　村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずる。

オ　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

２　被災者生活再建支援法による復興

(1) 村（総務課）

ア　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに松本地域振興局長へ報告する。

ウ　被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

オ　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

手続の流れ

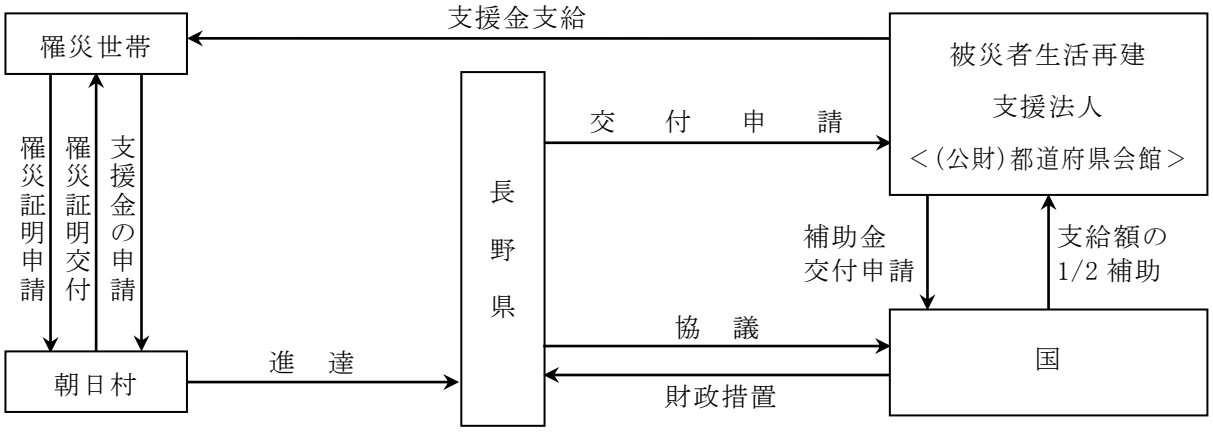

支給基準

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３/４の額）

基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）									
住宅の被害程度	①全壊　②解体　③長期避難			大規模半壊			中規模半壊		
基礎支給額	100 万円			50 万円			―		
加算支援金	建設・購入	補修	賃借（公共住宅を除く）	建設・購入	補修	賃借（公共住宅を除く）	建設・購入	補修	賃借（公共住宅を除く）
	200 万円	100 万円	50 万円	200 万円	100 万円	50 万円	100 万円	50 万円	25 万円
計	300 万円	200 万円	150 万円	250 万円	150 万円	100 万円	100 万円	50 万円	25 万円

３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 村（住民福祉課）

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

４　被災者の労働対策

(1) 関係機関

ア　長野労働局

(ア)　職業あっせん

長野労働局は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

（イ） 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

長野労働局は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

（ウ） 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

（エ） 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。

（オ） 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金

(1) 村（住民福祉課）

災害により重度の障害を受けた方に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を行う。

災害弔慰金の支給

実施主体	市町村（朝日村）
対象災害	自然災害のうち、 ・１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給額	ア 生計維持者の方 500万円 イ その他の方 250万円
費用負担	国 1/2 県 1/4 村 1/4

災害障害見舞金の支給

実施主体	市町村（朝日村）
対象災害	自然災害のうち、 ・１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
受給者	上記の災害により、重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方
支給額	ア　生計維持者の方　250 万円 イ　その他の方　125 万円
費用負担	国　１/２　　県　１/４　　村　１/４

７　被災者に対する金融上の措置

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

ア　資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置を講ずること。

イ　預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ　事情やむを得ないと認められる被災者に対し、定期預金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ　災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ　生命保険又は損害保険金の支払いについては、できる限りに迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

８　租税の徴収猶予及び減免

村は、地方税法又は村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。（総務課）

９　医療費負担の減免、保険料の減免

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとる。（住民福祉課）

10　罹災証明書の交付

(1) 村（総務課）

ア　被害認定調査

家屋の被害認定調査は、第一次調査及び第二次調査の２段階で行うことを検討する。この場合、被災対象者が、第一次調査の判定結果に不服のあるときは、申出に基づき第二次調査（再調査）を実施する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ　判定基準

家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行うが、判定が困難なときは、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からなる判定委員会を設置し、助言を得て判定すること等を検討する。

ウ　被災者台帳、罹災証明書

村は、調査結果を被災者台帳として整理し、これに基づき、罹災証明書を発行する。

(2) 松本広域消防局

松本広域消防局は、火災の罹災証明の交付申請に際し、体制を強化し、証明書の早期発行を行う。

なお、証明申請については、松本広域消防局証明事務処理規程により消防署長が事務処理を行う。

11　被災者台帳の作成

(1) 村（総務課）

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 村（総務課）

ア　村長は、必要に応じ、村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ　相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ　住民に対し、掲示板、広報誌「広報あさひむら」等を活用し、広報を行う。

エ　報道機関に対し、発表を行う。

(2) 関係機関

ア　必要に応じ、それぞれの業務について相談窓口を設置する。

イ　それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し、広報を行う。

ウ　報道機関に対し、発表を行う。

13　災害復旧用材の供給

災害復旧資材として、関係機関及び林業団体と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

第６節　被災中小企業等の復興

第１　基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

(1) 村（産業振興課）

事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

第７節　被災した観光地の復興

第１　基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

(1) 村（産業振興課）

ア　県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ　県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

第３編　風水害対策編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、平成 18 年７月豪雨等過去の大規模な災害の経験を教訓とし、さらに近年の社会構造の変化等を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を維進することにより、『かけがえのない住民の生命、身体及び財産を風水害から保護すること』を目的とする。

第２　計画の基本方針

１　この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第３編「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

２　この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧・復興計画」の基本的事項を定め、風水害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の各対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

３　この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

第２節　防災の基本方針

第１　防災対策の基本

防災対策を行うに当たっては、次の事項を防災対策の基本とし、それぞれの段階において、村、県、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策をとる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

１　計画的で周到かつ十分な災害予防

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興

第２　防災体制の強化

村、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

１　防災施設・設備の整備促進

２　防災体制の充実及び、防災関係機関・住民同士・住民と行政間での情報共有・連携強化

３　住民の防災意識の高揚・自主防災会の育成強化

４　要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

５　住民の多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図るため、本村防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

第３　住民の責務

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第４　自助・共助・公助の体制

どこでも起こり得る災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　朝日村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　松本広域消防局

松本広域消防局は、災害から組織市村並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関及び市村災害対策本部等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施する。

３　長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性をかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　住民

村の住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　朝日村

(1) 朝日村防災会議及び朝日村災害対策本部に関すること。

(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。

(3) 水防その他の応急措置に関すること。

(4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。

(5) 避難指示等に関すること。

(6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

(7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
(8) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。
(9) 村内における公共的団体及び自主防災会の育成指導に関すること。

2　松本広域消防局

(1) 消防力の整備に関すること。
(2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
(3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
(4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
(5) 自主防災会の育成指導に関すること。

3　長野県

(1) 長野県防災会議に関すること。
(2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
(3) 水防その他の応急措置に関すること。
(4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
(5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
(7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
(8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
(9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

4　塩尻警察署

(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。
(2) 避難指示等に関すること。
(3) 被災者の救出に関すること。
(4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。
(5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。
(6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
(7) その他の所掌事務についての風水害対策に関すること。

5　指定地方行政機関

(1) 関東農政局（松本地域センター）

ア　災害予防対策

(ア)　ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。

(イ)　農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。

イ　応急対策

(ア)　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。

（イ） 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
（ウ） 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
（エ） 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。
（オ） 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。

ウ 復旧対策
（ア） 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。
（イ） 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

(2) 中部森林管理局（中信森林管理署）
ア 国土保全に直接資する保安林の整備、管理の適正化に関すること。
イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。

(3) 長野労働局
ア 事業場における産業災害の防止に関すること。
イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。

(4) 関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局
ア 災害予防
（ア） 応急復旧用資機材の備蓄の推進
（イ） 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
（ウ） 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 応急・復旧
（ア） 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
（イ） 防災関係機関との連携による応急対策の実施
（ウ） 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
（エ） 所管施設の緊急点検の実施
（オ） 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

(5) 東京航空局(東京空港事務所、松本空港出張所)
ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること
イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(6) 東京管区気象台（長野地方気象台）
ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

6　陸上自衛隊第13普通科連隊

(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。

(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7　指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) ＪＲ東日本

ア　鉄道施設の防災に関すること。

イ　災害時における避難者の輸送に関すること。

(2) 日本貨物鉄道

災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。

(3) 電気通信事業者

ア　電気通信設備の保全に関すること。

イ　災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。

(4) 日本放送協会（松本支局）及び放送各社

災害情報等広報に関すること。

(5) 中部電力

ア　電力施設の保全、保安に関すること。

イ　電力の供給に関すること。

(6) 東京電力新信濃変電所

電力施設の保全、保安に関すること。

(7) アルピコ交通

災害時における鉄道車両及び旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。

(8) 日本郵便

ア　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。

イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。

8　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 松本広域森林組合

ア　村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

ウ　木材の供給と物資のあっせんに関すること。

(2) 朝日村商工会

ア　村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ　被災組合の融資、あっせんの協力に関すること。

ウ　災害時における物価安定の協力に関すること。

エ　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

オ　「危機発生時等の支援活動に関する協定書」に関すること。

(3) 松本ハイランド農協

ア　村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。

イ　農作物の災害応急対策の指導に関すること。

ウ　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。

エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。

オ　農産物の需給調整に関すること。

(4) 八十二銀行塩尻西支店

被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(5) 各区長、民生児童委員会、日赤奉仕会、保育園保護者会、朝日小学校ＰＴＡ、鉢盛中学校ＰＴＡ

ア　村、県が行う災害応急対策の協力に関すること。

イ　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。

ウ　各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。

(6) 朝日村社会福祉協議会

ア　村、県が行う災害応急対策の協力に関すること。

イ　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。

ウ　ボランティアセンターの設置運営に関すること。

エ　福祉避難所の設置運営に関すること。

オ　各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。

(7) 危険物施設の管理者

ア　安全管理の徹底に関すること。

イ　防護施設の整備に関すること。　　（資料１　防災関係機関一覧表参照）

第２章　災害予防計画

防災関係機関等の役割分担

下記に標記した以外は、防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

※役割分担

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　風水害に強いむらづくり

第１　基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第２　計画

１　風水害に強い村づくり

(1) 村（全部）

ア　総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ　基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ　風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。（建設環境課）

(ア)　河川の整備（準用河川含む）を計画的に推進する。

(イ)　ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

(ウ)　台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、林野の造成を図る。（産業振興課）

エ　住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

オ　老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 関係機関（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

２　風水害に強いむらづくり

(1) 村（全部）

ア　風水害に強いむらの形成

(ア)　土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設で災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

（イ） 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、地域（又は警戒区域）ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

（ウ）治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

（エ）洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等について必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の地形状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

（オ）防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

（カ）危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うとともに、その内容を公表し、住民への周知を図るものとする。

（キ）道路防災対策等を通じて、強靭で、信頼性の高い道路網の整備を図る。

（ク）以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成する。

a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進

b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供

c 河川、下水道について築堤、河床堀削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等を、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

e 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

f　洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

g　洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な村土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

h　洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

i　土砂災害のおそれがある個所における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進

j　高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設、要配慮者利用施設及び医療機関等に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

k　土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

l　山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

m　農業用用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

n　災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

イ　風水害に対する建築物等の安全性

（ア）　浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。

（イ）　不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

（ウ）　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するた

め、基準の遵守の指導等に努める。

（エ） 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

（オ） 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ　ライフライン施設等の機能の確保

（ア） ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上（下）水道施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（イ） コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

エ　災害応急対策等への備え

（ア） 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

（イ） 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

（ウ） 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

（エ） 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結する等、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

（オ） 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

（カ）他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

（キ）平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 松本広域消防局

ア　消防職員

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき招集体制の充実を図る。

区　分	状　　況	配 備 人 員
１号配備	現場からの要請、警報が発令された災害が相当に発生するおそれのあるとき	係長以上の職員
２号配備	現場からの要請、１号配備では対処できないと認められる場合	職員の２／３の招集
３号配備	２号配備では対処できないと認められる場合	全職員の招集
指定配備	大規模な災害が、局部的に発生し単独署所では対処できない場合	必要な人員の招集

イ　招集方法

招集方法は、職員非常招集表による。

ウ　村消防団

消防団員の招集は、村の招集計画による。

第２節　災害発生直前対策

第１　基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第２　計画

１　住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、第３編（風水害対策編）第３章第１節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。（総務課）

２　避難誘導体制の整備

村及び県は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては､同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから､立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（住民福祉課、総務課）（本書第２編第２章第 10 節「避難収容活動計画」参照）

３　災害未然防止活動

(1) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。

・所管施設の緊急点検体制の整備
・応急復旧のための体制の整備
・防災用資機材の備蓄
・水防活動体制の整備（水防管理者）
・ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）
・災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第３節	情報収集・連絡体制計画	46
第４節	活動体制計画	48
第５節	広域相互応援計画	51
第６節	救助・救急・医療計画	54
第７節	消防・水防活動計画	59
第８節	要配慮者支援計画	65
第９節	緊急輸送計画	72

第 10 節　障害物の処理計画

第１　基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木、放置車両、立ち往生車両等により、道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策については関係機関との事前協議やレッカー車、クレーン車、チェーンソー等を操作できる専門的技術者を確保する等、有事に備える。

第２　計画

村は、森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

関係機関は、道路上の障害物の処理等を行うために必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要器械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 11 節	避難収容活動計画	80
第 12 節	孤立防止対策	87
第 13 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 14 節	給水計画	92
第 15 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 16 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 17 節	電気施設災害予防計画	98
第 18 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 19 節	上水道施設災害予防計画	100

第 20 節　下水道施設災害予防計画

第１　基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの１つであり、１日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等の下水道整備を推進することが肝要である。

老朽化の進んだ主要な施設等については改築、更新時に補強することにより、安全性の強化に努める。また、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第２　計画

１　雨水排除整備の促進

(1) 村（建設環境課）

「下水道計画」策定に当たり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて、公共下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による雨水整備を促進する。

２　雨水流出抑制型下水道の整備

(1) 村（建設環境課）

雨水の流出量を抑制し、地下かん養を図るため、雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行う。

３　緊急連絡体制の整備

(1) 村（建設環境課）

ア　災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する。

イ　対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施する。

ウ　被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

４　緊急用、復旧用資材の計画的確保

(1) 村（建設環境課）

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に整備する。

５　下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 村（建設環境課）

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

本村においては、水道施設管理システム・水道施設監視システムの整備・更新によりこの台帳はデータベース化済みであり、適宜更新を継続することで、適切な下水道管理を推進する。

6　管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 村（建設環境課）

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保でき得る体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の多重化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 21 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 22 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 23 節	災害広報計画	107
第 24 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 25 節	防災都市計画	112

第 26 節　建築物災害予防計画

第１　基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第２　計画

１　建築物の風害対策

(1) 村

ア　公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。（全部）

イ　一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。（建設環境課）

ウ　道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。（建設環境課）

エ　落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。（建設環境課）

オ　住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。（総務課）

(2) 建築物の所有者等

ア　屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて、改修を行う。

イ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

２　建築物の水害対策

(1) 村（建設環境課、総務課）

出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

(2) 建築物の所有者等

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講ずる。

３　文化財の風水害予防

(1) 村（教育委員会）

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア　所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ　防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

(2) 所有者

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災会と連携をし、災害対策について確立を図る。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 27 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 28 節	河川施設等災害予防計画	116
第 29 節	ため池災害予防計画	117

第 30 節　農林水産物災害予防計画

第１　基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒状による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害等も予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた林野の整備等を推進する。

第２　計画

１　農水産物災害予防計画

(1) 村（産業振興課）

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(2) 関係機関

村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(3) 住民

農産物等災害対策指針に基づき、以下の災害予防対策を実施する。

＜作目別の主な予防技術対策＞

ア　水稲

（ア）　強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒状予防を図る。

（イ）　水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ　果樹

（ア）　防風林又は防風施設を配置し、被害の未然防止に努める。

（イ）　支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

（ウ）　台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ　野菜及び花木

（ア）　支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

（イ）　ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

（ウ）　風速30ｍ/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

（エ）　台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

エ　水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

2　林産物災害予防計画

(1) 村（産業振興課）

朝日村森林整備計画に基づき、健全な林野づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(2) 関係機関

ア　国有林の地域別森林計画及び施業実施計画に基づく適正な林野施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の西部、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。（中信森林管理署）

イ　指導指針に基づいた適正な林野施業を実施する。

ウ　関係業界は、村、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(3) 住民

村等が計画的に行う林野整備に協力する。

第 31 節　二次災害の予防計画

第１　基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第２　計画

１　構造物に係る二次災害予防対策

林道は､緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが､構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(1) 村（建設環境課）

村は、各計画の定めるところにより整備する。

(2) 関係機関

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備する。

〔参考…県〕

ア　林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。（林務部）

イ　重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。（林務部）

ウ　被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部、道路公社）

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

＜危険物関係＞

(1) 村（総務課）・松本広域消防局

消防法の定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化のため、以下の事項を行う。

ア　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安委員等に対する保安教育の実施

イ　立入検査の実施等指導の強化

ウ　防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ　職員・従業員の強化についての指導

オ　近隣の危険物取扱事務所との相互応援体制の指導

＜その他＞

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物質使用施設等の二次災害予防対策については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3　倒木の流出対策

豪雨災害時には､渓流に押し出された倒木が流路を閉塞し､鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、以下を実施し、安全性の向上を図る。

ア　河川管理施設の安全性を向上させる。

イ　現在工事中の箇所及び危険箇所等､二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

〔参考…県〕

スリット型ダム工の施行や災害に強い林野づくり等、総合的な対策を検討する。（建設部）

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。（建設環境課）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 32 節	防災知識普及計画	124
第 33 節	防災訓練計画	128
第 34 節	災害復旧・復興への備え	131
第 35 節	自主防災会等の育成に関する計画	133
第 36 節	企業防災に関する計画	135
第 37 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 38 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第 39 節　風水害対策に関する調査研究及び観測

第１　基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積地すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破砕帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

すでに、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、県・村・各機関が連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第２　計画

(1) 村

ア　地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、県の調査データのほか､必要に応じて防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。（総務課、産業振興課）

イ　国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。（全部）

(2) 県

ア　国が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。（環境部）

イ　長野地方気象台等から気象に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。（環境部）

ウ　山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。（建設部）

エ　土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。（建設部）

オ　テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。（林務部、建設部）

カ　古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。（危機管理部）

(3) 関係機関

ア　各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要であれば、県、市町村への提供について協力する。

イ　国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 40 節	観光地の災害予防計画	141
第 41 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	142

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関等の役割分担

下記に標記した以外は、防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

※役割分担

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　災害直前活動

第１　基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象情報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に非難できるよう対策を行うことが必要である。

第２　対策

１　警報等の住民に対する伝達活動

気象情報、警報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙２の「警報等伝達系統」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(1) 村（総務課）

ア　県、消防庁、東日本電信電話から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

イ　各機関から通知を受けた注意報・警報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、注意報・警報等の補填に努める。

ウ　村において、住民から災害発生のおそれのある異常気象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

エ　県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努める。

(2) 関係機関

ア　長野地方気象台等

長野地方気象台等の注意報・警報等の発表機関は、別紙１の「警報等の種類及び発表基準」により、注意報・警報等を発表する。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

イ　放送局

各放送局は、長野地方気象台から注意報・警報等の通知を受けたとき、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

ウ　その他防災関係機関

その他の防災関係機関は、注意報・警報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

(3) 住民

以下のような異常を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報する。

ア　気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ　水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

a　避難指示等の種類

高齢者等避難	人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。	・警報級の可能性			
警戒レベル２	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル３	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警報）
警戒レベル４	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル５	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・災害発生情報	・氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）

b　避難行動とは

避難行動は、数分から数時間後に起こるかも知れない自然災害から「命を守るための行動」であり、次のすべての行動が避難行動である。（※土砂災害は立退き避難が基本）

（ａ）指定緊急避難場所・指定避難所への移動

（ｂ）（自宅から移動しての）安全な場所への移動（公園、畑、親戚や友人の家等）

（ｃ）近隣の高い建物等への移動

（ｄ）建物内の安全な場所での待避

避難発令基準（土砂災害等の場合）

警戒レベル	発令の区分	条　　件	対象となる箇所
警戒レベル3	高齢者等避難	・大雨警報が発表され、近隣でわき水や地下水が濁り始めた、量が変化した等の前兆現象が確認された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜明けから明け方に接近・通過することが予想される場合	・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域箇所 土　石　流・・31 箇所 急傾斜地・・48 箇所
警戒レベル4	避　難　指　示	・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が確認された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の基準を超え、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等の前兆現象が確認された場合	・条件を満たした格子領域及びその周辺の土砂災害警戒区域 ・人家のある特別警戒区域箇所 土　石　流・・10 箇所 急傾斜地・・22 箇所 ・大雨特別警報発令時には、既に指示等発令がされているが、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか再確認をする。

※　大雨警報（土砂災害）：警戒レベル３相当情報、土砂災害警戒情報：警戒レベル４相当情報

※　長野県河川砂防ステーションによる土砂災害危険度メッシュ、３時間先予測グラフ（スネークライン）の情報も参考とする。

避難発令基準（洪水害の場合）

対象河川：鎖川（浸水想定区域箇所指定なし）

警戒レベル	発令の区分	条　　件	対象となる箇所
警戒レベル3	高齢者等避難	・洪水警報が発表され、今後も水位上昇が予想される場合	・人家等に影響のある箇所 重要水防区域 ・朝日橋下流 （・曽倉沢合流点） （・舟ヶ沢合流点）
警戒レベル4	避難指示	・洪水警報が発表され、なお河川水位が上昇し、堤防決壊の前兆現象が確認された場合 ・堤防決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合	

2　住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 村（総務課）

ア　風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ　避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設等に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災会・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ　住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

オ　避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ　災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

キ　住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、広報車、災害情報共有システム（Ｌアラート）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

ク　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

ケ　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

コ　避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

サ　地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 住民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

(3) 要配慮者利用施設の管理者

ア　要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行う等、自主的な防災活動に努める。

イ　災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災会等と連携し、避難誘導等を実施する。

3　災害の未然防止対策

村及び各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防管理者（総務課、村長）

村及び水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用用排水施設管理者等

河川管理者、農業用用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

村及び道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

(5) 消防団及び消防機関

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、村､河川管理者と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

別紙１

警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に基づくもの

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予報される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア　特別警報・警報・注意報の概要

種類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ　特別警報・警報・注意報等の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報等の種類		概　　要
特別警報	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当する情報。
	大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報等の種類		概　　要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する情報。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当する情報。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２の情報である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２の情報である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報等の種類		概　　要
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

ウ　特別警報基準一覧表

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表に当たっては、発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の発表条件

ア　大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に認定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間におおむね30ｍｍ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア） 表面雨量指数として定める基準値以上となる１ｋｍ 格子が概ね30個以上まとまって出現。

（イ） 流域雨量指数として定める基準値以上となる１ｋｍ 格子が概ね20個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる１ｋｍ格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（１時間に概ね 30 ｍｍ以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2)台風等を要因とする特別警報の発表条件

台風については、「伊勢湾台風」級の中心気圧(930hPa以下)又は最大風速（50m/s以上)を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)に暴風特別警報を発表する。

温帯低気圧については、「伊勢湾台風」級の最大風速(50m/s以上)と同程度の風速が予想される地域に暴風(雪を伴う場合は暴風雪)特別警報を発表する。

(3)雪を要因とする特別警報の発表条件

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測地点毎50年に一度の値（令和４年11月21日現在）

地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪深（cm）
松本	５７	７８
大町	１１６	１１７

注１）値が“－”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

注２）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注３）特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。
個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

エ　警報・注意報発表基準一覧表　　令和４年５月26日

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	7
		土砂災害	土壌雨量指数基準	122
	洪水		流域雨量指数基準	鎖川流域=12.1
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	17m/ｓ
	暴風雪		平均風速	17m/ｓ　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	3
			土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	鎖川流域=9.6
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	13m/ｓ
	風雪		平均風速	13m/ｓ　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1　積雪地域の日平均気温が10℃以上 2　積雪地域の日平均気温が６℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100m以下
	乾燥		最小湿度20%で実効湿度55%※2	
	なだれ		1　表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2　全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より５℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	低温		夏期：平均気温が平年より４℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が２日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温２℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm以上

※１　表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値
※２　湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

2　水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種　類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発　表　基　準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または水位が急激に上昇し３時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発する警報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

3　消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が知事に対し通報し、長野県を通じて朝日村や松本広域消防本部に伝達される。

区　　分	発　　表　　基　　準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
火災警報	前項（１）の発表基準に準じる。

4　その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種　　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。 ・「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同 じ発表単位（長野県北部、中部、南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報･警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間100㎜ 以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布（キキクル）」で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と 同じ発表単位（北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は発表からおおむね１時間である。

５　警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類に関わらず解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川上流河川事務所　共同 長野地方気象台 長野地方気象台	国土交通大臣が協議して定めた河川（「洪水予報指定河川」という。）
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所　共同 長野地方気象台 長野地方気象台	国土交通大臣が協議して定めた河川（「洪水予報指定河川」という。）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課　共同 長野地方気象台 長野地方気象台	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川工事河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という。）
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	村長	村域
避難判断水位到達情報、氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課　共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県

別紙２

１　気象情報及び警報等

警報等伝達系統

注１　長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。
　　警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
注２　県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政無線による。
注３　その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
注４　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第７条第１項の規定に基づく法定伝達先。
注５　――→（太実線矢印）は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
注６　┈┈→（波線矢印）は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。
注７　－－－→（太波線矢印）は、オンライン配信（XML配信）による伝達を示す。

※　地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

２　通信途絶時の代替経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、気象台職員による手交、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

≪長野地方気象台からの伝達（代替経路）≫

機　　関　　名	連絡手段（災害応急復旧用無線電話）	
長野県（危機管理部）	電　話	8-231-5208～5210
	ＦＡＸ	8-231-8739
ＮＨＫ長野放送局	電　話	8-231-8840
	ＦＡＸ	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電　話	8-231-8-299-8-84-741-284
	ＦＡＸ	8-231-8-299-8-84-741-359

機　　関　　名	連絡手段（加入電話・ＦＡＸ）	
東日本電信電話株式会社	電話	03-6713-3834 （平日 9:30-17:30）
	ＦＡＸ	03-6716-1041

3　伝達系統図

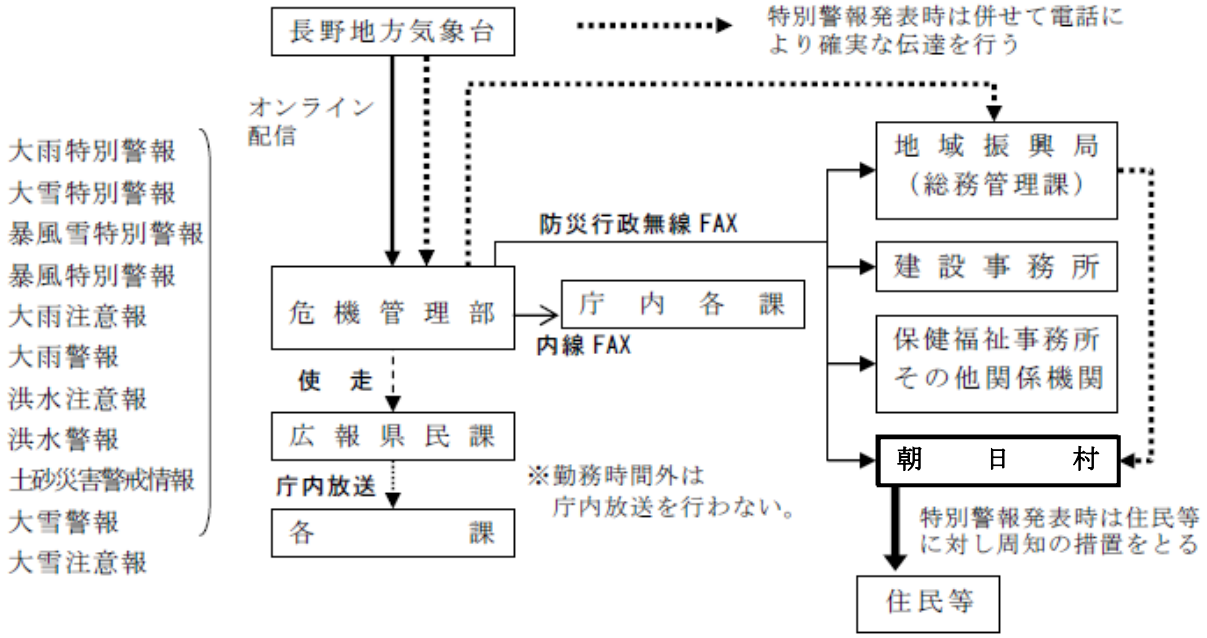
長野地方気象台
特別警報発表時は併せて電話により確実な伝達を行う
オンライン配信
大雨特別警報
大雪特別警報
暴風雪特別警報
暴風特別警報
大雨注意報
大雨警報
洪水注意報
洪水警報
土砂災害警戒情報
大雪警報
大雪注意報
地域振興局（総務管理課）
防災行政無線 FAX
建設事務所
危機管理部
庁内各課
内線 FAX
保健福祉事務所その他関係機関
使走
広報県民課
朝日村
庁内放送
※勤務時間外は庁内放送を行わない。
各課
特別警報発表時は住民等に対し周知の措置をとる
住民等

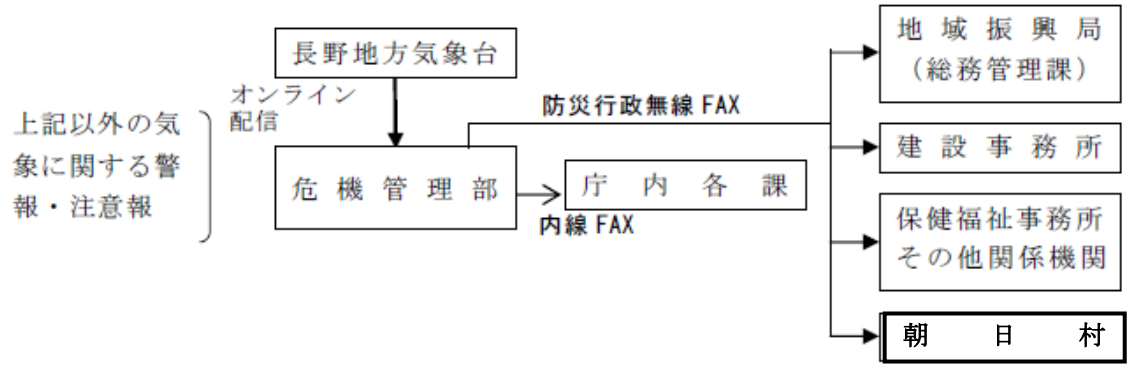
長野地方気象台
オンライン配信
上記以外の気象に関する警報・注意報
地域振興局（総務管理課）
防災行政無線 FAX
建設事務所
危機管理部
庁内各課
内線 FAX
保健福祉事務所その他関係機関
朝日村

4　水防警報等伝達系統

ア　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

千曲川・犀川

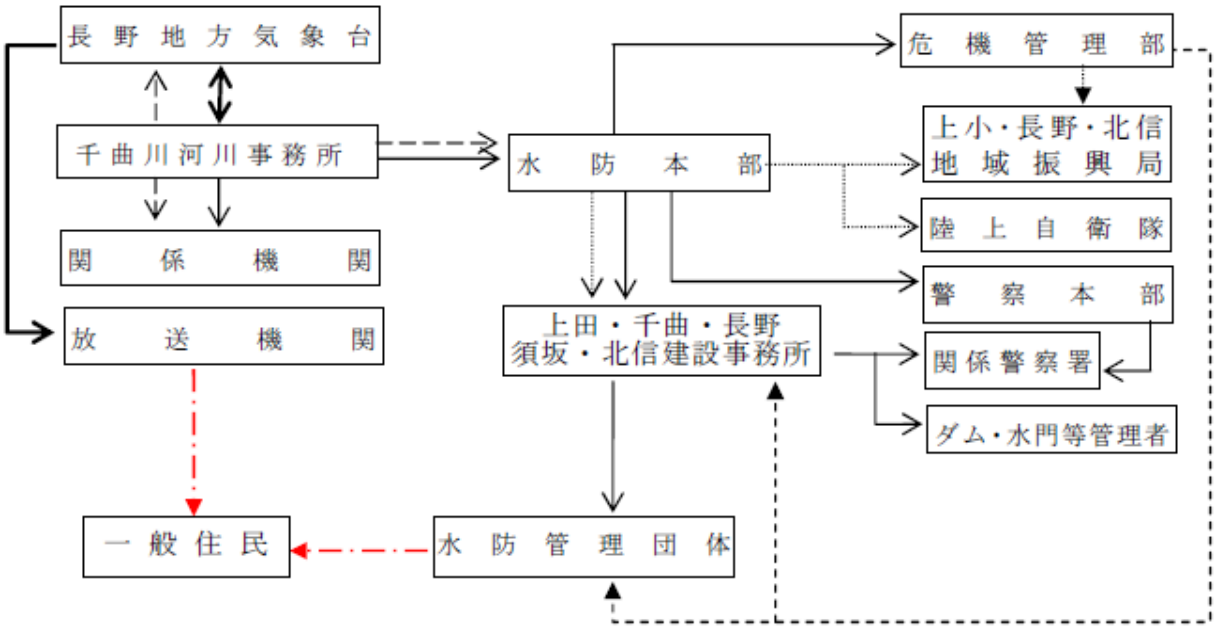

イ　水防警報

千曲川・犀川

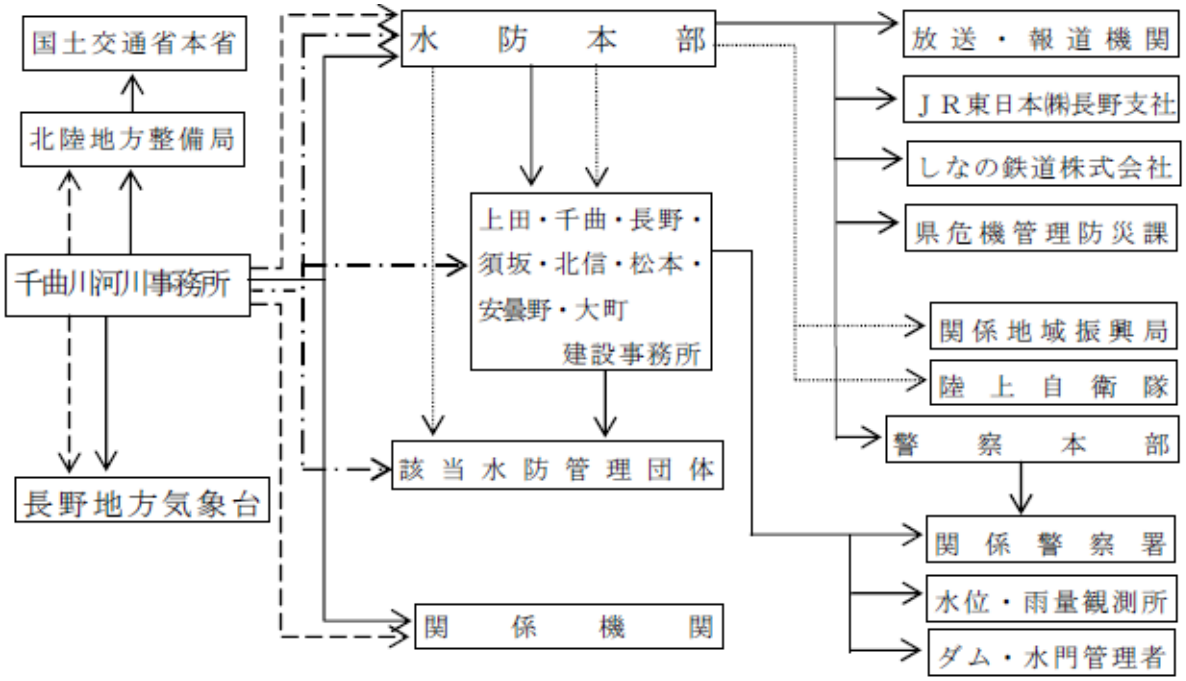

（注）　――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

…… は、防災行政無線による伝達を示す。

－・－・－ は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統等を示す。

－－－－ は、電子メールよる伝達を示す。

ウ　水防警報（知事が行うもの）

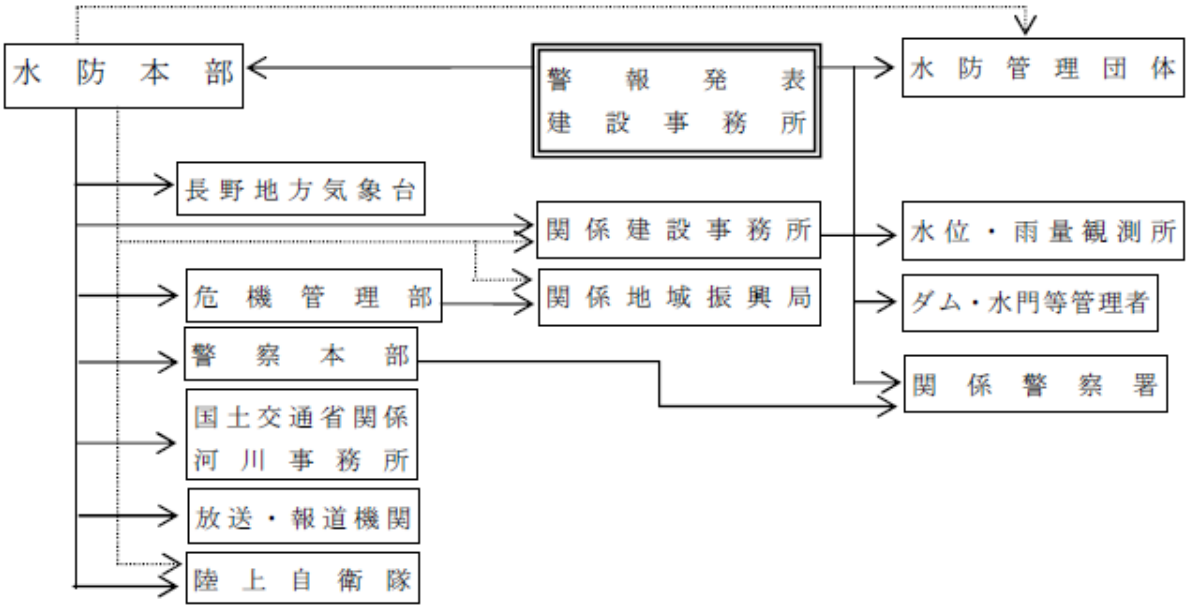

（注）　―――は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　……は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ　水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）

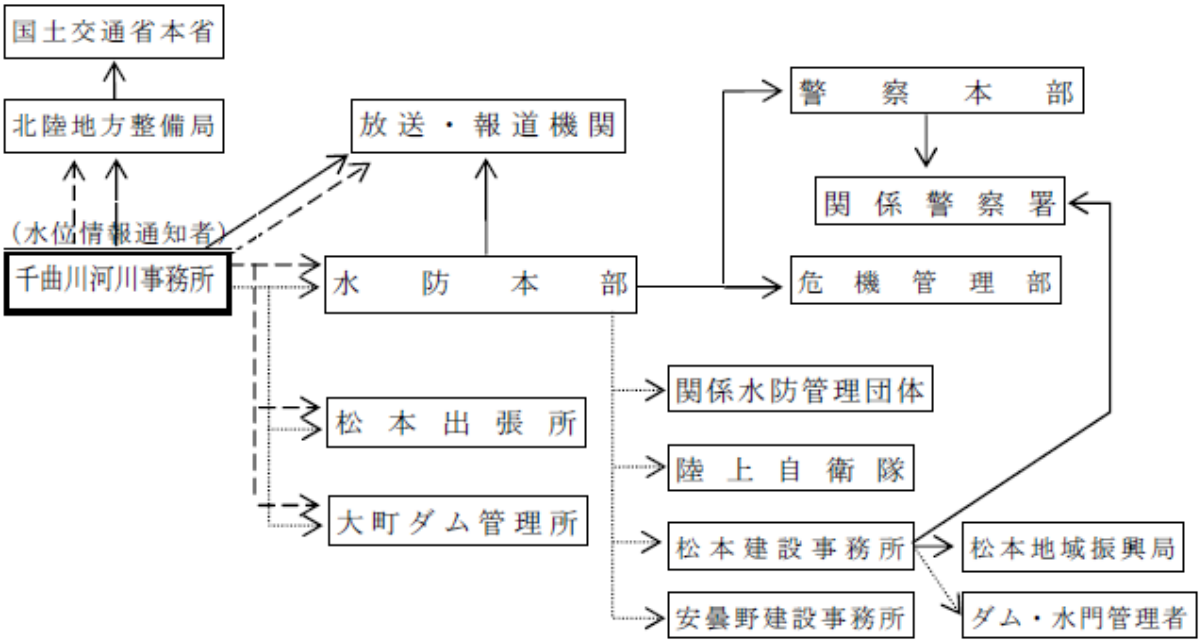

（注）　……は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
　　―――は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
　　------は、電子メールよる伝達を示す。

オ　水位情報の通知（知事が行うもの）

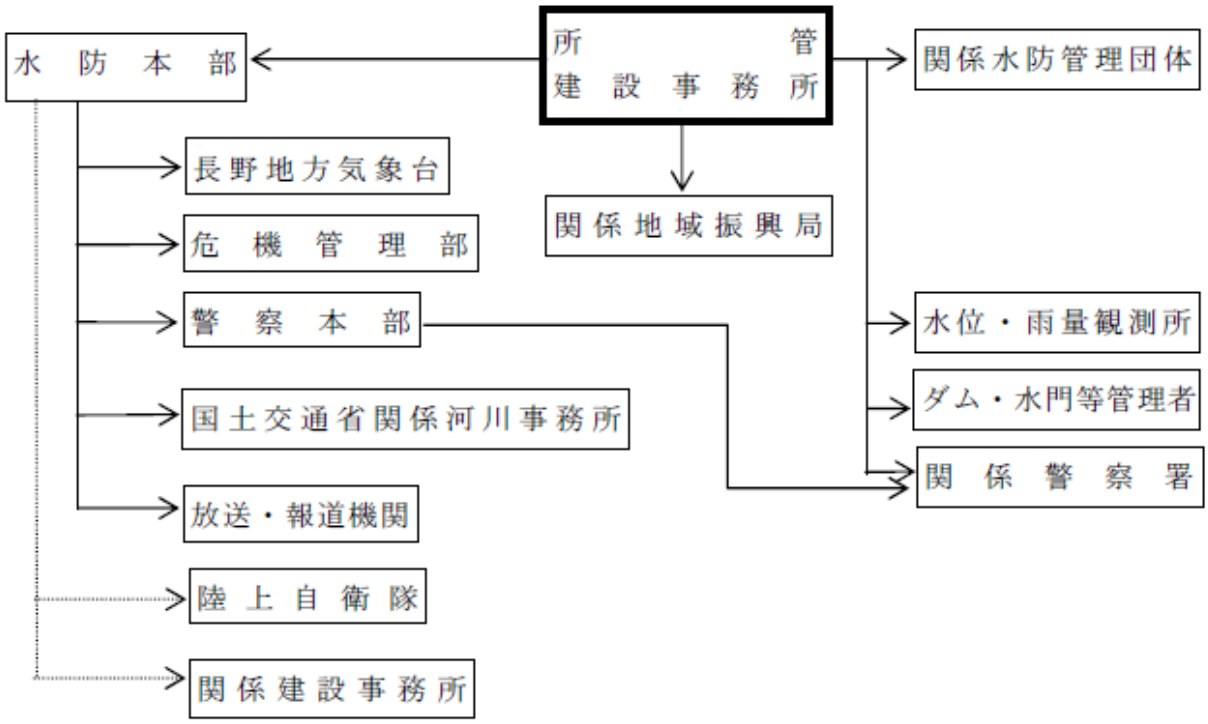

（注）　…… は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
　　―――― は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

5　火災気象通報伝達系統

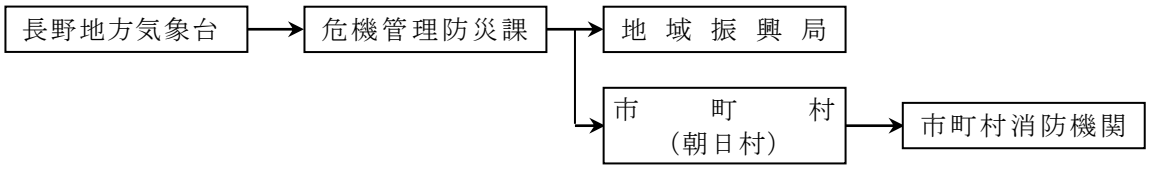

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	災害情報の収集・連絡活動	155
第３節	非常招集職員の活動	166
第４節	広域相互応援活動	180
第５節	ヘリコプターの運用計画	185
第６節	自衛隊災害派遣活動	189
第７節	救助・救急・医療活動	195
第８節	消防・水防活動	198
第９節	要配慮者に対する応急活動	203
第 10 節	緊急輸送活動	208

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 11 節	障害物の処理活動	210
第 12 節	避難収容活動	213
第 13 節	孤立地域対策活動	224
第 14 節	食料品等の調達供給活動	226
第 15 節	飲料水の調達供給活動	229
第 16 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 17 節	保健衛生、感染症予防活動	232
第 18 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 19 節	廃棄物の処理活動	236
第 20 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 21 節	危険物施設等応急活動	239
第 22 節	電気施設応急活動	242
第 23 節	都市ガス施設応急活動	243
第 24 節	上水道施設応急活動	244

第 25 節　下水道施設応急活動

第１　基本方針

市街化地域での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため、適切な水防活動が必要である。

また、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、被害規模を早期に把握し、その情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。さらに、関係機関の協力を得て、最低限のライフライン機能確保のため、応急復旧作業に着手する。

第２　対策

１　情報収集連絡、被害規模の把握

(1) 村（建設環境課）

水道施設管理システムや水道施設監視システムを活用し、村が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。

２　応急対策の実施体制

(1) 村（建設環境課）

ア　災害対策要領等に沿って、発災後、速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ　被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害応援ルール、日本下水道協議会中部地方支部災害応援協定等の広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

３　応急対策の実施

(1) 村（建設環境課）

備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて、建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

ア　管渠

(ア)　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による出水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ)　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ　処理場

(ア)　停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によって、ポンプ場及び処理場の機能回復を図る。

(イ)　処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため、止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

(ウ)　処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(2) 関係機関

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

(3) 住民

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 26 節	通信・放送施設応急活動	246
第 27 節	鉄道施設応急活動	247
第 28 節	災害広報活動	249
第 29 節	土砂災害等応急活動	251

第 30 節　建築物災害応急活動

第１　基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第２　対策

１　建築物

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

(1) 村

ア　村が管理、運営する庁舎、要配慮者利用施設、医療機関、村営住宅、村立小・組合立中学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

イ　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ　必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

(2) 建築物の所有者等

ア　建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ　安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

２　文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 村（教育委員会）

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

(2) 所有者

ア　見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ　文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。（資料 34　文化財関係参照）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 31 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 32 節	河川施設等応急活動	257

第 33 節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第１　基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、以下のような応急活動を行う。

第２　対策

１　構造物に係る二次災害防止対策

(1) 村（建設環境課）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ　パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ　災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ　パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

＜危険物関係＞

(1) 村（総務課）・松本広域消防局

ア　避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

イ　危険物施設の緊急使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

ウ　災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

＜その他＞

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵、放射性物質使用施設等の二次災害の防止活動については、松本広域消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 村（建設環境課）

ア　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。（総務課、建設環境課）

イ　河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(2) 関係機関（地方整備局）

ア　村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ　河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(3) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

(4) ダム管理者

ア　異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。

イ　臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

ウ　この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行う。

4　風倒木対策

(1) 村

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても、必要に応じて除去等の応急対策を講ずる。

(2) 県

倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。（林務部）

5　山腹・斜面及び渓流並びに施設にかかる二次災害防止対策

(1) 村（建設環境課）

県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	**節名**	**震災対策編参照ページ**
第 34 節	ため池災害応急活動	259

第 35 節　農林水産物災害活動

第１　基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、林野の病害虫や家畜等の感染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第２　対策

１　農水産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、村、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 村（産業振興課）

ア　農業改良復旧センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期、的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。

イ　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

(2) 関係機関

村等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

(3) 住民

村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策（下記）を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

＜作目別の主な応急対策＞

ア　水稲

(ア)　浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(イ)　土砂流入田は、茎葉が３分の２以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(ウ)　水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ　果樹

(ア)　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害をうけないよう土砂の排除、中耕等を行う。

(イ)　倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(ウ)　病害虫の発生防止のための防除を行う。

(エ)　果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

(オ)　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

ウ　野菜及び花木

（ア）　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

（イ）　病害虫の発生防止のための防除を行う。

（ウ）　ハウス破損等の応急処置に努める。

（エ）　茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

エ　畜産

（ア）　畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

（イ）　倒状した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

オ　水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

２　林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 村（産業振興課）

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

(2) 関係機関（中部森林管理局）

ア　国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。

イ　村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

(3) 住民

村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第 36 節　文教活動

第１　基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）は、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第２　対策

１　児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難誘導活動に努める。

(1) 村（教育委員会、学校長等）

ア　学校長等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた緊急時対応マニュアルにおける緊急度の定め及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(ア)　児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、情報配信システムの一斉配信メール等により児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会（以下「村教委」という。）にその旨連絡する。

(イ)　児童生徒等が在校中の場合の措置

a　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、情報配信システムの一斉配信メール等を活用し、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

b　村長等から避難指示又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指示された指定避難所へ誘導する。

c　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を村教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(ウ)　児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

a　児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。決定後、一斉情報配信システムにて、保護者へ下校情報を発信する。

b　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に、直接、引渡す等の措置をとる。

c　災害の状況及び児童生徒等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は指定避難所において保護する。

2　応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 村（教育委員会、学校長等）

ア　県教委の指導及び支援を得て、村教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア)　学校等施設・設備の確保

a　学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

b　学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ)　教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ)　給食の確保

給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障を来しているときは、長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ　学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(ア)　被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ)　教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、村教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ)　教育活動

a　災害の状況に応じ、村教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

b　被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

c　指定避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

d　授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ)　児童生徒等の健康管理

a　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b　授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ)　教育施設・設備の確保

a　学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b　施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

(カ)　給食の確保

給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障を来しているときは、村教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、給食用施設・設備の提供等、被災者対策に可能な限り協力する。

3　教科書の供与及び授業料の減免等

村及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(1) 村（教育委員会）

ア　教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

村における調達が困難なときは、松本教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

イ　就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第 37 節	飼養動物の対策	266
第 38 節	ボランティアの受入れ体制	267
第 39 節	義援物資、義援金の受入れ体制	269
第 40 節	災害救助法の適用	270
第 41 節	観光地の災害応急対策	275

第４章　災害復旧・復興計画

防災関係機関等の役割分担

下記に標記した以外は、防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

※役割分担

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	276

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第１節	復旧・復興の基本方針の決定	278
第２節	迅速な現状復旧の進め方	279
第３節	計画的な復興	281
第４節	資金計画	283
第５節	被災者等の生活再建等の支援	284
第６節	被災中小企業等の復興	289
第７節	被災した観光地の復興	290

第４編　雪害対策編

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある豪雪に対処するため、近年の社会構造の変化等を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を雪害から保護することを目的とする。

第２　計画の基本方針

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第４編「雪害対策編」として、大規模な雪害に対処すべき事項を中心に定める。

(2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、雪害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

(3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	防災の基本方針	16
第３節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第２章　災害予防計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

※役割分担

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　雪害に強いむらづくり

第１　基本方針

県及び村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う村機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行う。

第２　計画

１　雪害に強いむらづくり

(1) 村

ア　雪害に強いむらの形成

（ア）　雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。

（イ）　雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害、土砂災害を防止するため危険地域の調査や、それに対応するための事業等を推進する。

（ウ）　豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な徐雪活動を実施しうるよう緊急道路確保について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関してあらかじめ所要の体制を確立することとし、必要に応じて除雪機械等の増強を図る。

また応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。

（エ）　住民に対しては、区長の協力のもと、地区、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。なお、その際、住民の所有する除雪機を使って高率的な機械除雪ができる場合は、その経費について村が助成を行っていく。

（オ）　学校においては、児童生徒の生命・身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

（カ）　消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川、渓流の整備等の施策を行う。

（キ）　道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路の整備を図る。

（ク）　積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められる場合、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。

（ケ）　大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

イ　雪害に強い建築物等の安全性

（ア）　不特定多数の者が利用する建築物、並びに学校、医療機関等応急対策上重要な建築物については、安全性の確保に特に注意する。

（イ）　豪雪による屋根からの雪の落下防止等の対策を図る。特に、空き家の屋根雪が、周辺道路や施設に被害を及ぼすことがあるため、日ごろより所有者への指導に努める。

（ウ）　文化財等村の重要な財産を雪害から守る対策を講ずる。

(2) 住民

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近くの狭あい集落道、歩道等については自力除雪に努める。

(3) 関係機関

基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を図り、安全性を確保しつつ、通信ケーブル等の地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保

(1) 村

ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、村及び県、関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、村及び県、関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

ウ 豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

エ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

オ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

【参考】除雪体制

路線名	除雪区間	担当者	行政区
県道新田松本線・県道新田松本線バイパス	山形村境～新田	建設業者	県
県道度土合松本線	今井境～土合		
県道御馬越塩尻停車線・県道中組バイパス	塩尻市境～御馬越		
村　　道	主要幹線・集落道（狭あい道路等機械除雪ができない、又は極めて困難な道路は除く）	建設業者・役場職員	村

産業振興課（県道は長野県）⇒各業者へ指示

排雪場所（雪捨て場）

区　分	名　　称	住　　所	備　　考
平常時	デイサービスセンター前	小野沢 411 付近	鎖川河川敷
平常時	松の木橋右岸	小野沢 1137 付近	鎖川河川敷
緊急時	入三運動広場	針尾 1159-1	状況により管理者と調整後、使用可
緊急時	スケートリンク駐車場	針尾 347	状況により管理者と調整後、使用可
緊急時	古見ふれあい親水公園	古見 1970	状況により管理者と調整後、使用可
緊急時	西洗馬運動広場	西洗馬 1709-1	状況により管理者と調整後、使用可

(2) 住民

路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近くの狭あい集落道、歩道等については自力除雪に努める。

第２節　災害予防計画

第１　基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第２　計画

１　住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、第３編風水害対策編第３章第１節「災害直前活動」の警報等伝達系統のとおりであるが防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。（総務課）

２　避難誘導体制の整備

村及び県は、雪崩等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。（住民福祉課、総務課）（震災対策編第２章第 10 節「避難収容活動計画」参照）

３　災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。

・所管施設の緊急点検体制の整備
・応急復旧のための体制の整備
・防災用資機材の備蓄
・水防活動体制の整備（水防管理者）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第３節	情報収集・連絡体制計画	46
第４節	活動体制計画	48
第５節	広域相互応援計画	51
第６節	救助・救急・医療計画	54
第７節	消防・水防活動計画	59
第８節	要配慮者支援計画	65
第９節	緊急輸送計画	72
第 10 節	障害物の処理計画	78
第 11 節	避難収容活動計画	80
第 12 節	孤立防止対策	87
第 13 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 14 節	給水計画	92
第 15 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 16 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 17 節	電気施設災害予防計画	98
第 18 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 19 節	上水道施設災害予防計画	100
第 20 節	下水道施設災害予防計画	101
第 21 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 22 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 23 節	災害広報計画	107
第 24 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 25 節	防災都市計画	112
第 26 節	建築物災害予防計画	113
第 27 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 28 節	河川施設等災害予防計画	116
第 29 節	ため池災害予防計画	117
第 30 節	農林水産物災害予防計画	119
第 31 節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第 32 節	防災知識普及計画	124
第 33 節	防災訓練計画	128
第 34 節	災害復旧・復興への備え	131
第 35 節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第 36 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 37 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第 38 節　雪害対策に関する調査研究及び観測

第１　基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量等雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第２　計画

１　村

ア　観測、観測予測体制の充実強化

（ア）　降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存整理を行う。

（イ）　応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存、整理する。

（ウ）　長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

（エ）　冬期における運行規制及び気象情報、路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。（建設環境課）

（オ）　インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

２　県

ア　観測、観測体制の充実強化

（ア）　地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化

（イ）　災害対策本部室の設置にともなう新しい通信技術を利用した情報システムの整備

（ウ）　インターネットポータル会社等の活用による情報の提供

（エ）　道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等による迅速な情報提供

３　関係機関

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

※役割分担

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　災害発生直前活動

第１　基本方針

雪害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象情報、警報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。

第２　対策

１　警報等の住民に対する伝達活動

気象情報､警報等を迅速かつ適切に伝達することは､災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、気象情報、警報等の伝達活動を行う。

(1) 村（総務課）

ア　各機関から通知を受けた注意報・警報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、注意報・警報等情報の収集に努める。

イ　村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

(2) 関係機関

ア　長野地方気象台等

長野地方気象台等の注意報・警報等の発表機関は、第３編風水害対策編第３章第１節別紙１の「警報等の種類及び発表基準」により、注意報・警報等を発表する。

イ　放送局

長野地方気象台から注意報・警報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

ウ　その他防災関係機関

注意報・警報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所管の機関に速やかに通知する。

(3) 住民

以下のような異常を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報する。

ア　気象関係

各地区による豪雪の気象現象

イ　水象関係

河や湖沼の水位の異常な上昇。水路への雪の堆積

２　住民の避難誘導対策

雪害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(1) 村（住民福祉課、総務課）

ア　雪害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、雪による家屋の倒壊や雪崩危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための指示等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

イ　災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

ウ　住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

エ　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、要配慮者に対して配慮するよう努める。

オ　避難所及び避難路の所在、雪崩等危険箇所の所在等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。

カ　避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

(2) 住民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食糧、日常品等の備蓄物資を携行する。

3　災害の未然防止対策

関係機関の管理者等は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防管理者（総務課、村長）

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、着雪等により水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用用排水施設管理者等（建設環境課）

雪の堆積により洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者（建設環境課）

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。

資料　警報の基準

「第３編風水害対策編　第３章」の警報の種類及び発表基準に準ずる。

資料　警報の伝達

「第３編風水害対策編　第３章」の警報等伝達系統に準ずる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	災害情報の収集・連絡活動	155
第３節	非常招集職員の活動	166
第４節	広域相互応援活動	180
第５節	ヘリコプターの運用計画	185
第６節	自衛隊災害派遣活動	189
第７節	救助・救急・医療活動	195
第８節	消防・水防活動	198
第９節	要配慮者に対する応急活動	203
第 10 節	緊急輸送活動	208
第 11 節	障害物の処理活動	210
第 12 節	避難収容活動	213
第 13 節	孤立地域対策活動	224
第 14 節	食料品等の調達供給活動	226
第 15 節	飲料水の調達供給活動	229
第 16 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 17 節	保健衛生、感染症予防活動	232
第 18 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 19 節	廃棄物の処理活動	236
第 20 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 21 節	危険物施設等応急活動	239
第 22 節	電気施設応急活動	242
第 23 節	都市ガス施設応急活動	243
第 24 節	上水道施設応急活動	244
第 25 節	下水道施設応急活動	245
第 26 節	通信・放送施設応急活動	246
第 27 節	鉄道施設応急活動	247
第 28 節	災害広報活動	249
第 29 節	土砂災害等応急活動	251
第 30 節	建築物災害応急活動	254
第 31 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 32 節	河川施設等応急活動	257
第 33 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第 34 節	ため池災害応急活動	260
第 35 節	農林水産物災害応急活動	262
第 36 節	文教活動	263

雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

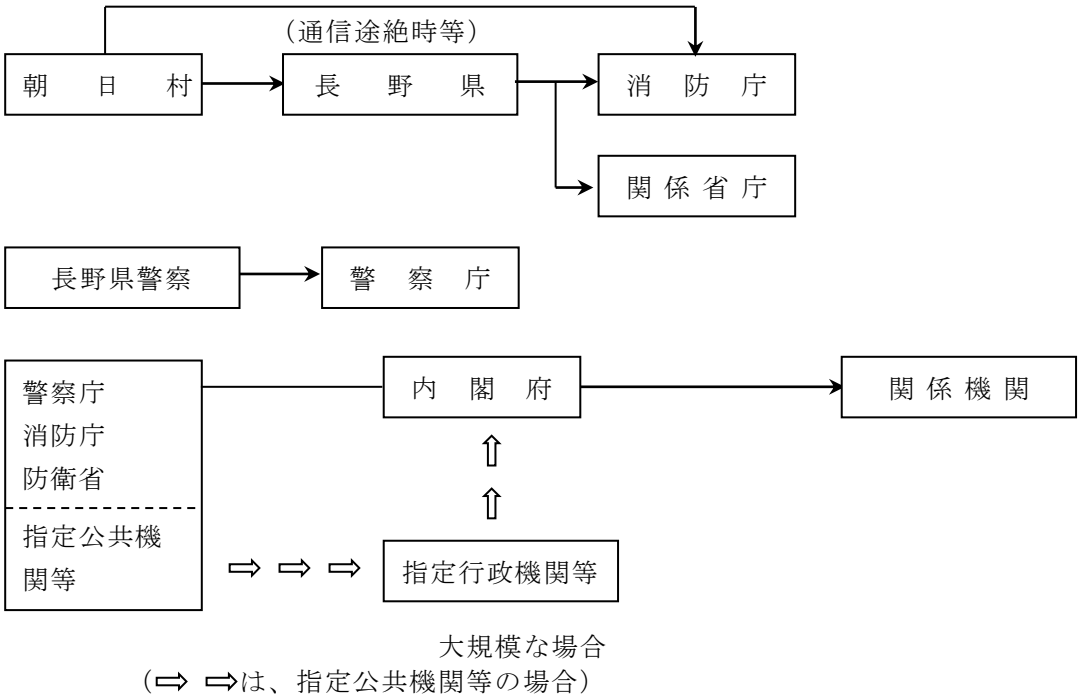

(2) 一般被害情報等の収集

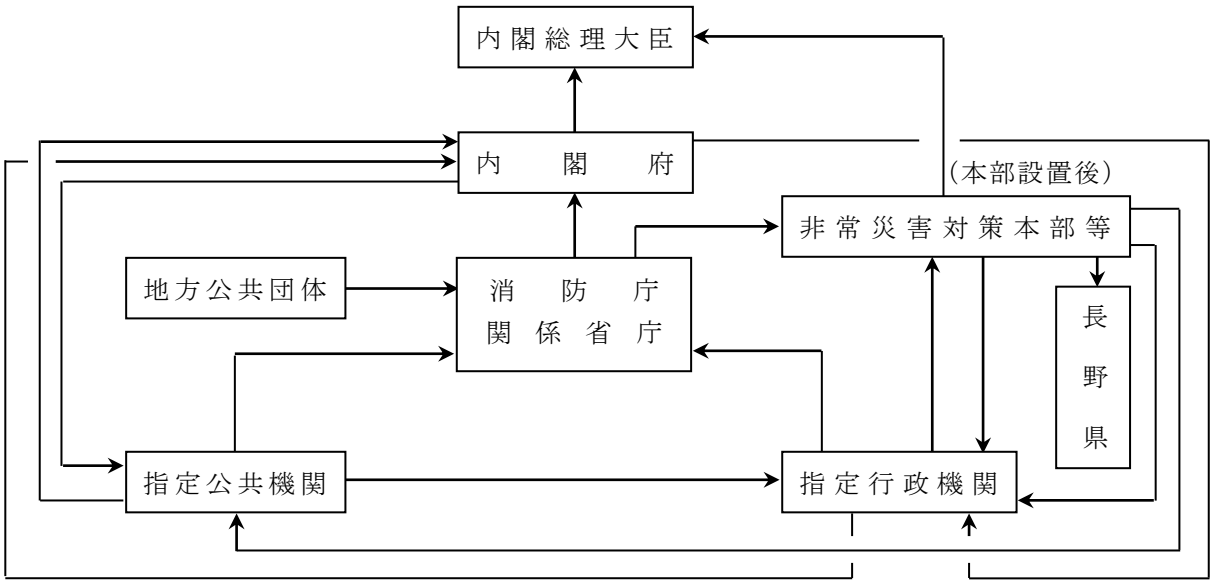

(3) 応急対策活動情報の連絡

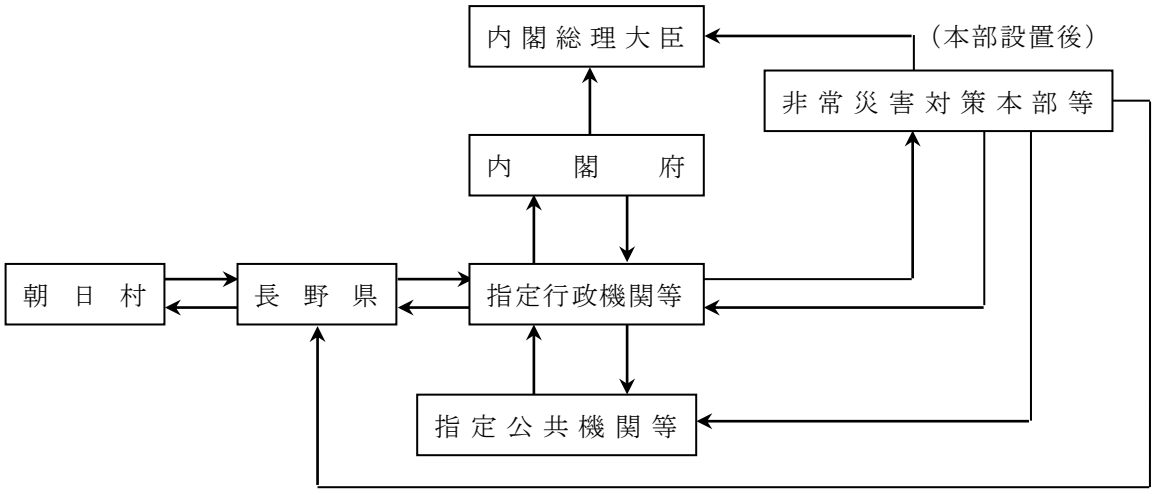

第５編　航空災害対策編

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、航空運送業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期することを目的とする。

第２　計画の基本方針

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第５編「航空災害対策編」として、大規模な航空災害に対処すべき事項を中心に定める。

(2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、航空災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

(3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	防災の基本方針	16
第３節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第２章　災害予防計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　情報の収集・連絡体制の整備

第１　基本方針

県・村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

第２　計画

１　情報の収集・連絡体制の整備

ア　関係機関

（ア）　松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図る。（国土交通省東京航空局松本空港出張所（以下「ＣＡＢ」（Civil Aviation Bureau）という。）

（イ）　航空機の安全運航に関係する松本空港の気象状況について的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。（東京航空地方気象台松本空港気象観測所）

イ　村（総務課）

（ア）　住民から得た墜落等事故等の情報を速やかに、国土交通省東京航空局松本空港出張所へ伝達する。

第２節　災害応急体制の整備

第１　基本方針

県・村及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第２　計画

１　村（総務課）

ア　県・村及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

イ　消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。（県・村）

ウ　村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

エ　空港外の事故については、震災対策編第２章第 22 節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。

２　関係機関（松本空港等）

空港外における航空災害を想定し、周辺市町村との連携体制を検討・整備する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第３節	広域相互応援計画	51
第４節	救助・救急・医療計画	54
第５節	消防・水防活動計画	59
第６節	要配慮者支援計画	65
第７節	緊急輸送計画	72
第８節	障害物の処理計画	78
第９節	避難収容活動計画	80
第 10 節	孤立防止対策	87
第 11 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 12 節	給水計画	92
第 13 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 14 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 15 節	電気施設災害予防計画	98
第 16 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 17 節	上水道施設災害予防計画	100
第 18 節	下水道施設災害予防計画	101
第 19 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 20 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 21 節	災害広報計画	107
第 22 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 23 節	防災都市計画	112
第 24 節	建築物災害予防計画	113
第 25 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 26 節	河川施設等災害予防計画	116
第 27 節	ため池災害予防計画	117
第 28 節	農林水産物災害予防計画	119
第 29 節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第 30 節	防災知識普及計画	124
第 31 節	防災訓練計画	128
第 32 節	災害復旧・復興への備え	131
第 33 節	自主防災会等の育成に関する計画	133
第 34 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 35 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　情報の収集・連絡通信の確保

第１　基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

県及び村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の一次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

第２　対策

１　情報の収集及び報告

(1) 村

(ア)　人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに松本地域振興局へ連絡する。

(イ)　応急対策の活動状祝、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

(2) 県

(ア)　空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行う。（危機管理部、企画部、警察本部）

(イ)　航空事故等の災害発生の情報を得た場合は、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。（危機管理部、警察本部）

(ウ)　地域振興局は市町村を通じて得た災害発生直後の一次情報を速やかに、危機管理防災課へ報告する。

(エ)　指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、村等へ提供する。（危機管理部、企画部、警察本部）

(オ)　国土交通省等から得た災害発生情報について村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(カ)　災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じ村へ連絡を行う。（危機管理部）

(3) 関係機関

(ア)　松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び東京航空局から長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は、速やかに県への連絡を行う。（ＣＡＢ）

(イ)　松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。（東京航空地方気象台松本航空気象観測所）

第２節　活動体制の確立

第１　基本方針

県、村、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

第２　活動体制

職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。被害等の規模によっては、必要に応じて後期応援の要請を行う。発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(1) 村

村の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 県

関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。（危機管理部）

第３　広域応援体制への早期対応

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(1) 県及び村

災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、充分な応急活動が行えない場合は、震災対策編第３章第３節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受入れるための受援体制を早急に整える。

第３節　捜索・救助・救急及び消化活動

第１　基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して捜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第２　活動

(1) 村

(ア) 県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関（松本広域消防本部及び村消防団）においては速やかに関係機関と連携した捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(イ) 災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、震災対策編第３章第６節「救助・救急・医療活動」、第７節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(ウ) 多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や医師会、日本赤十字社長野県支部 、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(エ) 被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 県及び関係機関

(ア) 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した捜索活動を実施する。

(イ) 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。

(ウ) 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

(エ) 東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への捜索、村への情報の収集を指示するとともに、必要に応じてヘリコプター等による捜索活動を実施する。（危機管理部、警察本部、企画部）

(オ) 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救護実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに消防、警察、医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救護活動に関する協定書」に基づき活動を実施する。（企画部）

(カ) 空港外で発災した場合は、震災対策編第３章第６節「救助・救急・医療活動」及び第７節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

(キ) 県及び村は、災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、震災対策編第３章第３節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第５節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより出動要請を行う。（危機管理部）

（ク） 空港管理者は空港内の事故について「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき活動する。（企画部）

（ケ） 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。（危機管理部、健康福祉部）

（コ） 空港外で発生した事故の場合には、震災対策編第３章第６節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

（サ） 緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により、上空からの規制を実施する。（警察本部）

第４節　関係者等への情報伝達活動

第１　基本方針

県は、被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第２　活動

(1) 県及び村

(ア) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

(イ) 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

(ウ) 被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。

(エ) 県及び航空運送事業者は相互に連絡を取り合いながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(オ) 空港外で発生した事故については、震災対策編第３章第27節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

(カ) 住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

(2) 関係機関

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第５節	非常招集職員の活動	166
第６節	広域相互応援活動	180
第７節	ヘリコプターの運用計画	185
第８節	自衛隊災害派遣活動	189
第９節	救助・救急・医療活動	195
第 10 節	消防・水防活動	198
第 11 節	要配慮者に対する応急活動	203
第 12 節	緊急輸送活動	208
第 13 節	障害物の処理活動	210
第 14 節	避難収容活動	213
第 15 節	孤立地域対策活動	224
第 16 節	食料品等の調達供給活動	226
第 17 節	飲料水の調達供給活動	229
第 18 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 19 節	保健衛生、感染症予防活動	232
第 20 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 21 節	廃棄物の処理活動	236
第 22 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 23 節	危険物施設等応急活動	239
第 24 節	電気施設応急活動	242
第 25 節	都市ガス施設応急活動	243
第 26 節	上水道施設応急活動	244
第 27 節	下水道施設応急活動	245
第 28 節	通信・放送施設応急活動	246
第 29 節	鉄道施設応急活動	247
第 30 節	災害広報活動	249
第 31 節	土砂災害等応急活動	251
第 32 節	建築物災害応急活動	254
第 33 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 34 節	河川施設等応急活動	257
第 35 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第 36 節	ため池災害応急活動	261
第 37 節	農林水産物災害応急活動	262
第 38 節	文教活動	263

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

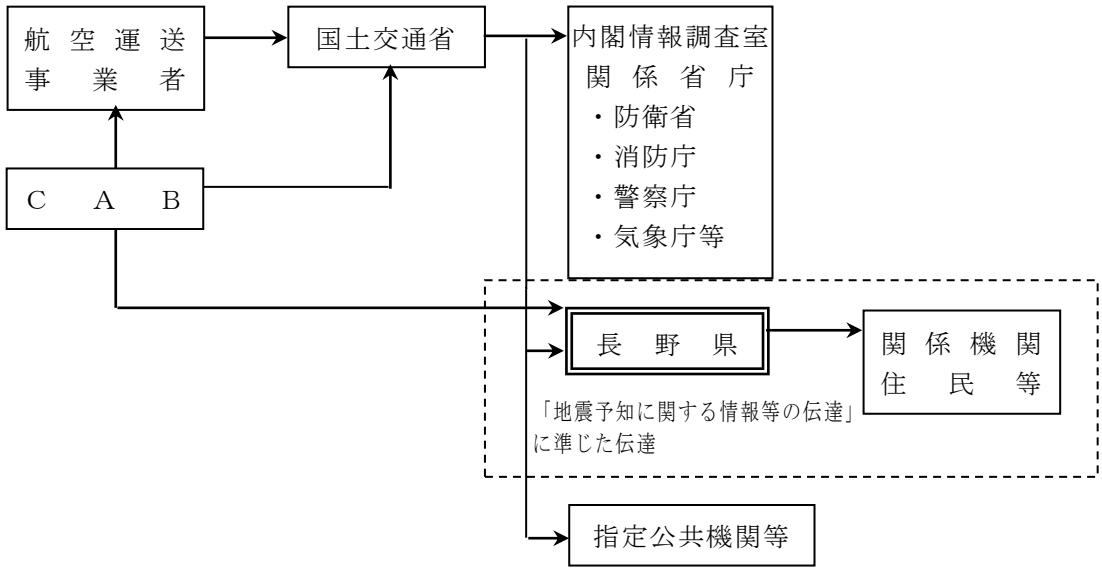

(2) 航空事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

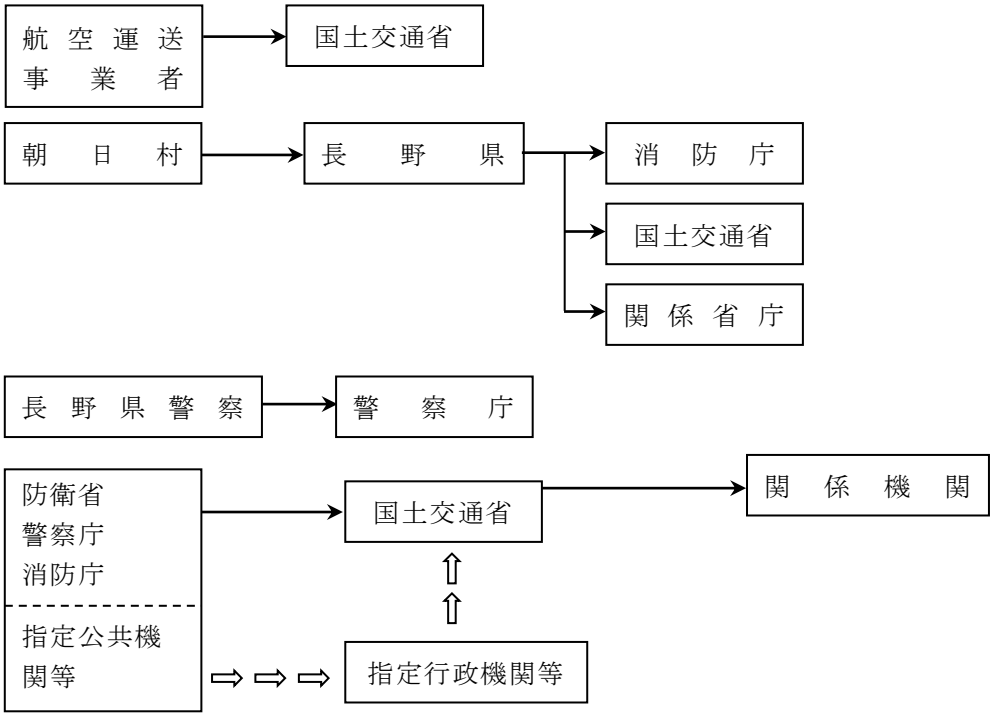

大規模な場合

(⇨⇨は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

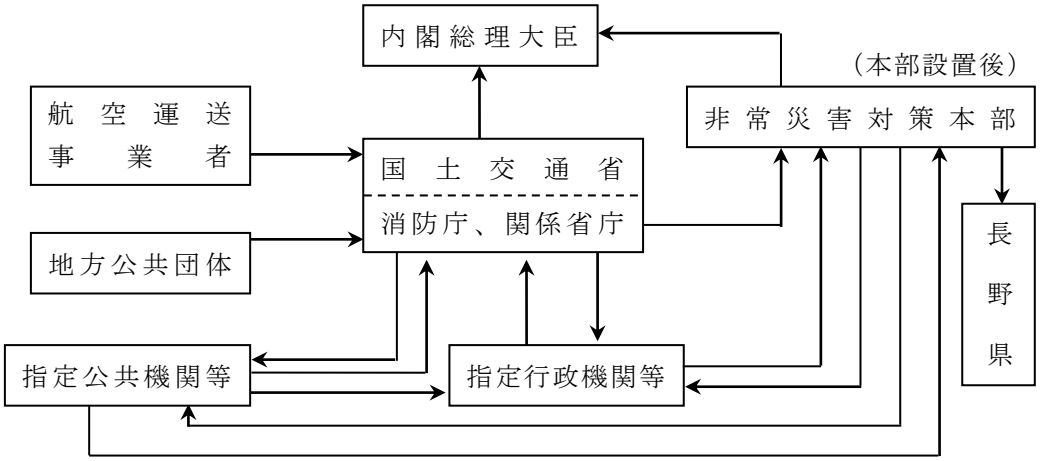

(4) 応急対策活動情報の連絡

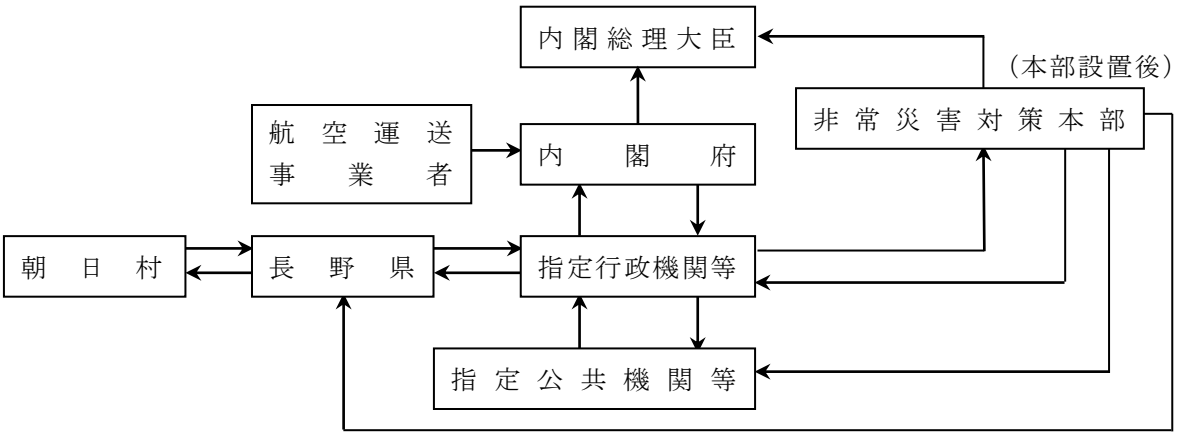

別表　松 本 空 港 緊 急 時 連 絡 体 制 図

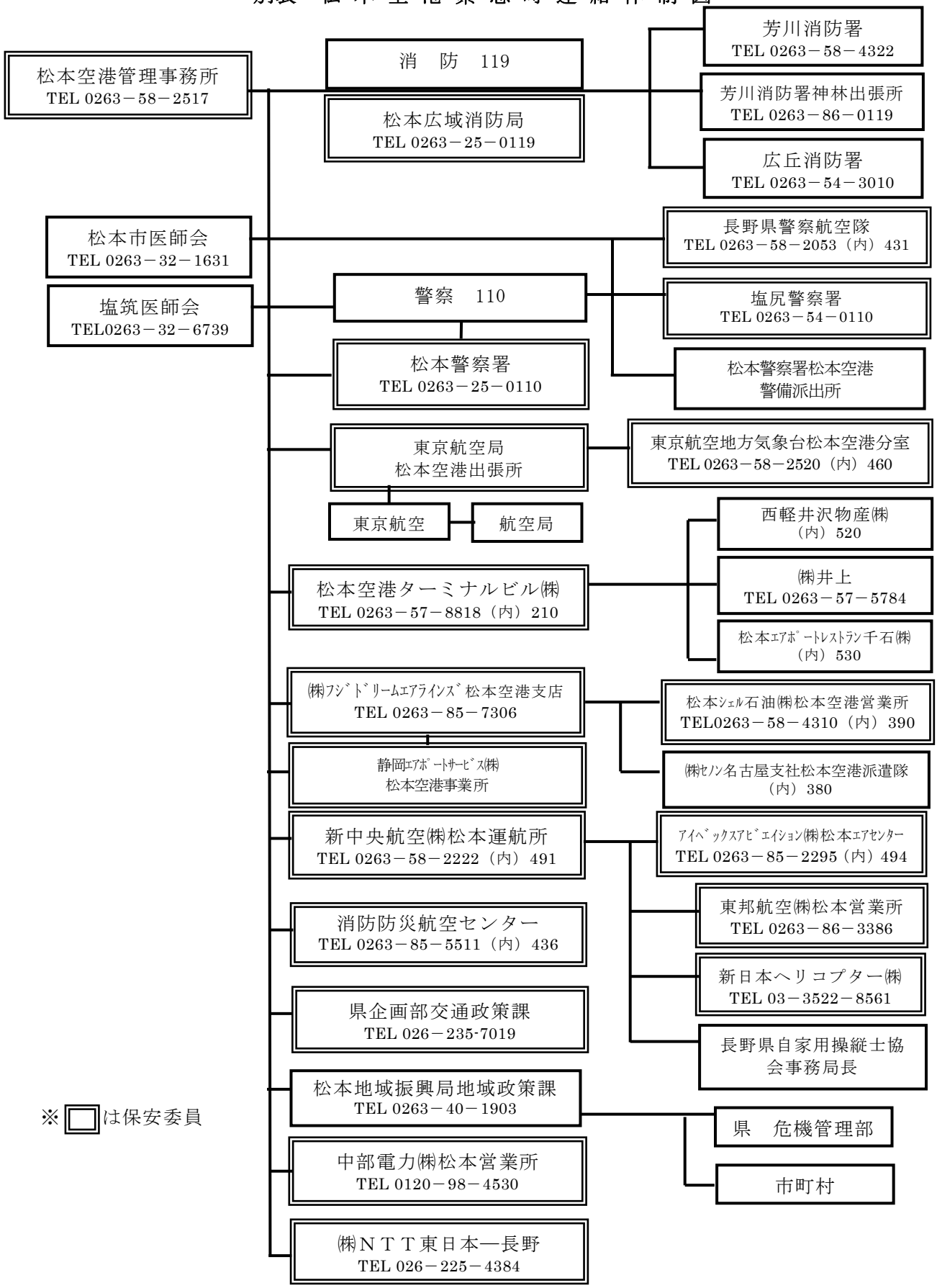

第６編　道路災害対策編

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨

第１　計画の目的

本村には近年、道路や橋梁が大規模に影響を受けた災害は無いが、自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

第２　計画の基本方針

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第６編「道路災害対策編」として、大規模な道路災害に対処すべき事項を中心に定める。

(2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、道路災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

(3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	防災の基本方針	16
第３節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第２章　災害予防計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　道路交通の安全のための情報の充実

第１　基本方針

自然災害、事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知をすることが求められる。

第２　計画

１　気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 村及び県

道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（村：建設環境課、県：建設部）

道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。（警察本部、建設部、道路公社）

(2) 関係機関

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

第２節　道路（橋梁等を含む）の整備

第１　基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路欠壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される、この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

第２　計画

１　道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 村

（ア）　それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

（イ）　自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

(2) 県

（ア）　自然災害・事故等が予想される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、林務部、農政部、道路公社）

（イ）　橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備する。（建設部、道路公社）

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策災害復旧への備え

第１　基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備し関係者への的確な情報伝達活動を行う。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入れ状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

第２　計画

１　災害応急体制の整備

(1) 村

(ア)　村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

(2) 県

(ア)　現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部）

(イ)　自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部）

(ウ)　各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関）

(エ)　応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部）

(オ)　地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）

(カ)　被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

(3) 関係機関

(ア)　各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、村の協定等に協力する。（全機関）

(イ)　自然災害、事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておく。（地方整備局）

(ウ)　医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。（医療機関）

（エ） 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。（医師会）

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 関係機関

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第４節	広域相互応援計画	51
第５節	救助・救急・医療計画	54
第６節	消防・水防活動計画	59
第７節	要配慮者支援計画	65
第８節	緊急輸送計画	72
第９節	障害物の処理計画	78
第 10 節	避難収容活動計画	80
第 11 節	孤立防止対策	87
第 12 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 13 節	給水計画	92
第 14 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 15 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 16 節	電気施設災害予防計画	98
第 17 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 18 節	上水道施設災害予防計画	100
第 19 節	下水道施設災害予防計画	101
第 20 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 21 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 22 節	災害広報計画	107
第 23 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 24 節	防災都市計画	112
第 25 節	建築物災害予防計画	113
第 26 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 27 節	河川施設等災害予防計画	116
第 28 節	ため池災害予防計画	117
第 29 節	農林水産物災害予防計画	119
第 30 節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第 31 節	防災知識普及計画	124
第 32 節	防災訓練計画	128
第 33 節	災害復旧・復興への備え	131
第 34 節	自主防災会等の育成に関する計画	133
第 35 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 36 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第１　基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、披害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状祝等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第２　活動

１　災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 村

(ア)　パトロール等による巡視の結果や通報、村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

(イ)　情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

(2) 県

(ア)　道路（橋梁等を含む）の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社、警察本部）

(イ)　収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

(3) 関係機関

(ア)　道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。（地方整備局、東日本高速道路・中日本高速道路）

(イ)　道路管理者はパトロール等による巡視の結果等について、災害の発生又はそのおそれがある場合、速やかに県、村、関係各機関へ通報する。また、村や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用する等お互いに協力する。（地方整備局、東日本高速道路・中日本高速道路）

第２節　救急・救助・消火活動

第１　基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

県・村、及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第２　活動

１　救急・救助活動

(1) 村及び関係機関

震災対策編第３章第６節「救肋・救急・医療活動」及び第７節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第３節　災害応急対策の実施

第１　基本方針

各機関は自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため法令及び防災計画並びに防災計画に定める活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

第２　活動

１　道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 村

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

(2) 県

ア　パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

イ　迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。（警察本部）

２　関係機関の協力体制の確立

(1) 村

必要物資等について速やかに県に要請する等、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

(2) 県（危機管理部、建設部、道路公社、警察本部）

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して村、関係各機関へ通報する。また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努める。

(3) 関係機関

パトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに県、村、関係各機関へ通報する。また、村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用する等お互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

第４節　関係者への情報伝達活動

第１　基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。また、被災者家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。

第２　活動

１　被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 村及び県、関係機関

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関等の状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第５節　道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第１　基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図る。

第２　活動

１　迅速な道路（橋梁を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等応急復旧活動

(1) 村及び県

パトロール等による巡視の結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第６節	非常招集職員の活動	166
第７節	広域相互応援活動	180
第８節	ヘリコプターの運用計画	185
第９節	自衛隊災害派遣活動	189
第 10 節	救助・救急・医療活動	195
第 11 節	消防・水防活動	198
第 12 節	要配慮者に対する応急活動	203
第 13 節	緊急輸送活動	208
第 14 節	障害物の処理活動	210
第 15 節	避難収容活動	213
第 16 節	孤立地域対策活動	224
第 17 節	食料品等の調達供給活動	226
第 18 節	飲料水の調達供給活動	229
第 19 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 20 節	保健衛生、感染症予防活動	232
第 21 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 22 節	廃棄物の処理活動	236
第 23 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 24 節	危険物施設等応急活動	239
第 25 節	電気施設応急活動	242
第 26 節	都市ガス施設応急活動	243
第 27 節	上水道施設応急活動	244
第 28 節	下水道施設応急活動	245
第 29 節	通信・放送施設応急活動	246
第 30 節	鉄道施設応急活動	247
第 31 節	災害広報活動	249
第 32 節	土砂災害等応急活動	251
第 33 節	建築物災害応急活動	254
第 34 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 35 節	河川施設等応急活動	257
第 36 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第 37 節	ため池災害応急活動	261
第 38 節	農林水産物災害応急活動	262
第 39 節	文教活動	263
第 40 節	ボランティアの受入れ体制	267
第 41 節	義援物資、義援金の受入れ体制	269
第 42 節	災害救助法の適用	270

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

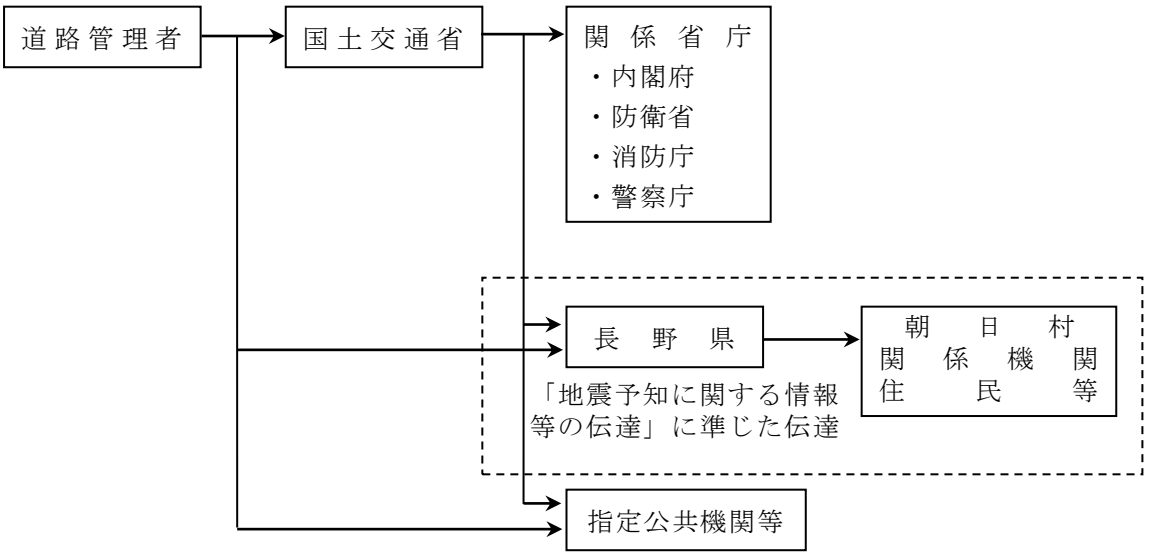

(2) 道路事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

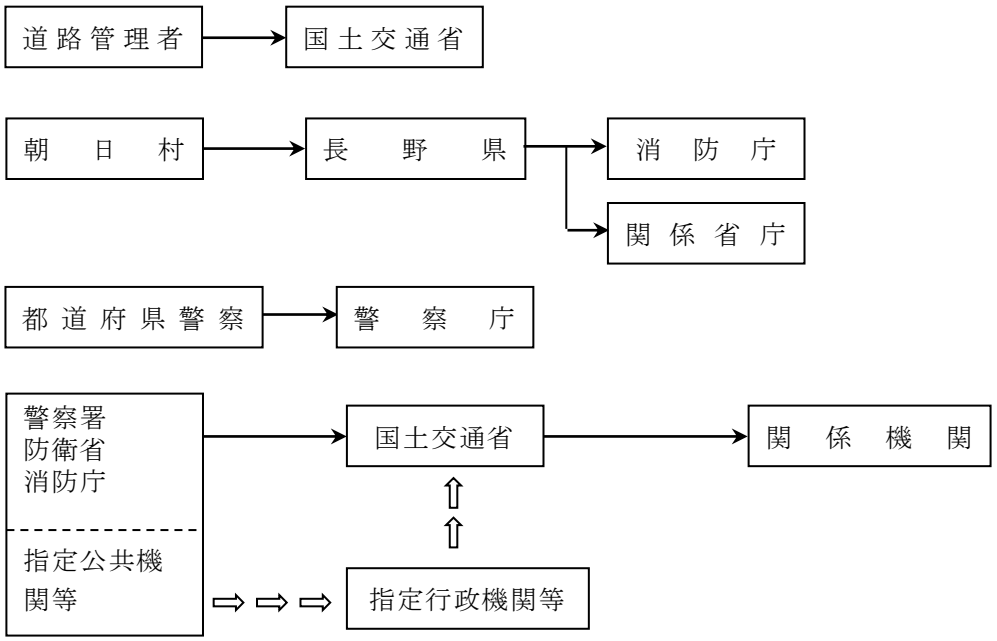

大規模な場合

(⇨⇨は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

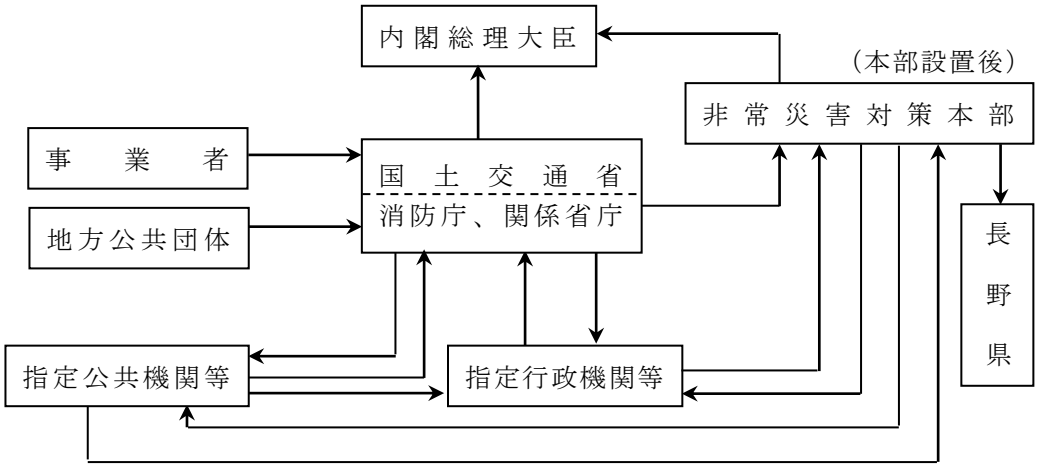

(4) 応急対策活動情報の連絡

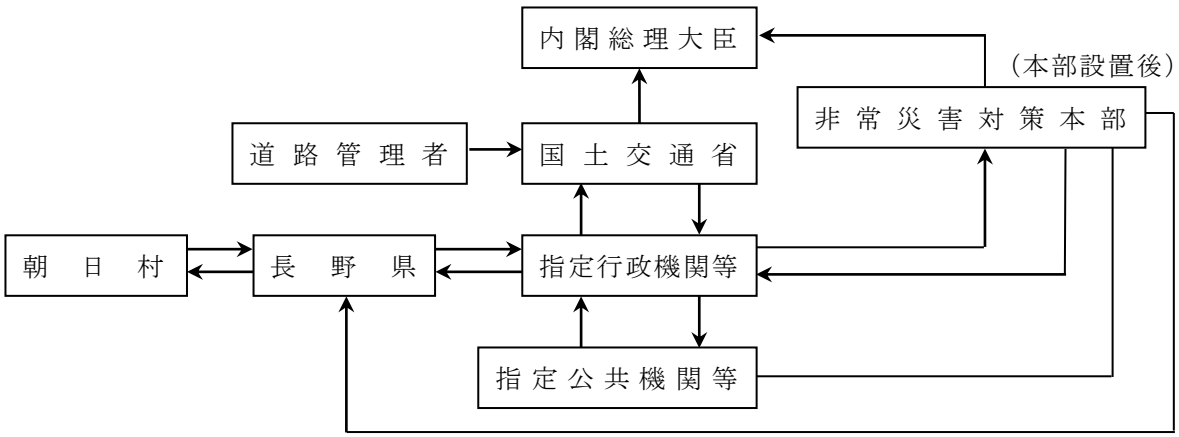

第７編　鉄道災害対策編

※村内を通過している鉄道は無いが、広域相互応援協定により災害対策活動を実施する可能性があるため計画した。

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、松本広域消防局と協力して予防活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

第２章　災害予防計画

第１節　鉄道交通の安全のための情報の充実

第１　基本方針

村は、県及び関係機関と、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、体制をあらかじめ整備しておく。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策支援等を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入れ体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第２　活動

１　松本広域消防局・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

２　近隣で発災した際の応援方法について、事前に定めておく。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第３節	広域相互応援計画	51

第３章　災害応急対策計画

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第１節　活動体制及び応援体制

第１　基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第２　活動

村は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整え、また、広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて応援を実施する。

第２節　関係者等への情報伝達活動

第１　基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第２　活動

村は、県及びＪＲ東日本と緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族・一般住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第８編　危険物等災害対策編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

第１　基本方針

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止することを目的とする。

第２　計画の基本方針

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第８編「危険物等災害対策編」として、大規模な危険物等災害に対処すべき事項を中心に定める。

(2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」の基本的事項を定め、危険物等災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

(3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	防災の基本方針	16
第３節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第２章　災害予防計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　危険物等関係施設の安全性の確保

第１　主な活動

［危険物関係］

村内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには､法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

［火薬関係］

村内には大きな火薬類取扱施設、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫はないが、事業所により火薬類の消費場所がある。

これらは火薬類取締法に基づき許可を受けており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

［高圧ガス関係］

村内には、高圧ガス販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

［毒物劇物関係］

村内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の販売業及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

第２　計画

［危険物］

１　危険物等関係施設における安全性の確保

(1) 村（総務課）

（ア）　規制及び指導の強化

１　危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

２　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求める他、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

３　立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(1) 危険物施設の位置・構造及び設備の維持管理状況

(2) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

（イ）　自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

(2) 県（危機管理部）

（ア）　村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導する。

（イ）　消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(3) 関係機関（危険物取扱事業所等）

（ア）　危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。

（イ）　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努める。

（ウ）　緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

［火薬関係］

(1) 県（商工部）

（ア）　火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

（イ）　火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

［高圧ガス関係］

(1) 県（商工部）

(ア) 高圧ガス、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。

(2) 関係機関（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

(ア) 高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

［毒物劇物関係］

(1) 県（健康福祉部）

(ア) 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。

(イ) 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行う。

(2) 関係機関（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加する。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第１　基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第２　計画

１　危険物等関係施設における災害応急体制の整備

［危険物関係］

(1) 村（総務課）

(ア)　村は、松本広域消防局と連携を図り、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

(イ)　早期に近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(ウ)　消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。（松本広域消防局）

(2) 県（危機管理部）

(ア)　村に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導する。

(イ)　警察本部は、関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

(3) 関係機関（危険物取扱事業所）

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化する。

［火薬関係］

(1) 県（商工部）

(ア)　災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、下記の(2)に掲げる事項の指導徹底を図る。

(イ)　警察本部は関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

(2) 火薬類取扱施設の管理者

(ア)　災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

(イ)　行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

［高圧ガス関係］

(1) 県（商工部）

(ア) 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。

1 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

2 災害発生状況を把握するため、地域振興局等への空気呼吸器の配備等の現地確認体制の整備を図る。

3 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。

4 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

5 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

(イ) 警察本部は、関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

(2) 関係機関（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所・同協会長野県ＣＥ検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

［毒物劇物関係］

(1) 県（健康福祉部）

(ア) 災害発生緊急通報系統を作成する。

(イ) 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行う。

(ウ) 災害発生状況を把握するため、保健福祉事務所等に空気呼吸器等の体制整備を図る。

(エ) 警察本部は、毒物・劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

(2) 関係機関（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤等の確保体制の整備を図る。

第３節　危険物等の大量流出時における防除体制の整備

第１　計画

(1) 村（総務課・産業振興課・住民福祉課）

(ア)　危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(イ)　消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(2) 県

(ア)　行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について事業者等に対して指導する。（危機管理部、健康福祉部）

(イ)　毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため財政的支援を行う。（健康福祉部）

(ウ)　オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防・警察等の関係機関に対する情報提供を行う。（危機管理部）

(3) 松本広域消防局

(ア)　危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(イ)　消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨報告し、連携を図る。

(4) 関係機関（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

(ア)　危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備・備蓄を図る。

(イ)　関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築する。

(ウ)　給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。（水道事業者）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第４節	情報収集・連絡体制計画	46
第５節	活動体制計画	48
第６節	広域相互応援計画	51
第７節	救助・救急・医療計画	54
第８節	消防・水防活動計画	59
第９節	要配慮者支援計画	65
第 10 節	緊急輸送計画	72
第 11 節	障害物の処理計画	78
第 12 節	避難収容活動計画	80
第 13 節	孤立防止対策	87
第 14 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 15 節	給水計画	92
第 16 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 17 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 18 節	電気施設災害予防計画	98
第 19 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 20 節	上水道施設災害予防計画	100
第 21 節	下水道施設災害予防計画	101
第 22 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 23 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 24 節	災害広報計画	107
第 25 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 26 節	防災都市計画	112
第 27 節	建築物災害予防計画	113
第 28 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 29 節	河川施設等災害予防計画	116
第 30 節	ため池災害予防計画	117
第 31 節	農林水産物災害予防計画	119
第 32 節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第 33 節	防災知識普及計画	124
第 34 節	防災訓練計画	128
第 35 節	災害復旧・復興への備え	131
第 36 節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第 37 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 38 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　基本方針

本章では、危険物等により災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第２　対策

１　災害情報の収集・連絡活動

(1) 村

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

(2) 県

（ア） 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、村等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡し、必要に応じて情報収集チームを派遣する等の活動を行う。

（イ） 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを村へ連絡する。

(3) 事業者

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、関係市町村、警察署、消防署等に連絡する。

第２節　災害の拡大防止活動

第１　基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第２　活動

１　危険物等施設における災害拡大防止応急対策

［危険物関係］

(1) 村（総務課・産業振興課・建設環境課・住民福祉課）及び松本広域消防局

(ア)　村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ)　危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

(ウ)　危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2) 県

(ア)　知事は、災害時に緊急の必要があると認められるときは、消防本部及び消防署を置かない市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。（危機管理部）

(イ)　危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（危機管理部）

(ウ)　関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。（警察本部）

(3) 関係機関（危険物施設の管理者等）

(ア)　危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

(イ)　危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ)　危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

（エ） 危険物施設における災害発生時の応急措置等

1 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

2 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

（オ） 必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

（カ） 消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

［火薬関係］

(1) 県

（ア） 知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。（産業労働部）

（イ） 下記（2）の応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（産業労働部）

（ウ） 村及び関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。（警察本部）

(2) 火薬類取扱施設の管理者

（ア） 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け関係者以外近づけないよう措置する。

（イ） 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、本部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。

［高圧ガス関係］

(1) 県

（ア） 村及び関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。（警察本部）

(2) 高圧ガス製造事業者等

（ア） 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス取締法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び関係市町村並びに消防機関に通報する。

（イ） 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

（ウ） 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

（エ） 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。

（オ） 状祝に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。

［毒物劇物関係］

(1) 村（総務課・産業振興課・建設環境課・住民福祉課）及び松本広域消防局

（ア） 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

（イ） 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

（ウ） 松本広域消防局との連携により、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

（エ） 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

(2) 県

（ア） 飛散、漏えい、流出又は地下に浸透した毒物劇物の種類、量等を確認する。（健康福祉部）

（イ） 関係市町村、警察署、消防機関と連携して、毒物劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。（健康福祉部）

（ウ） 飲料水汚染のおそれのある場合、村等へ連絡する。（環境部）

（エ） 中和剤・吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）

（オ） 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。（健康福祉部）

（カ） 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。（健康福祉部）

（キ） 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。（健康福祉部）

（ク） 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（健康福祉部）

（ケ） 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。（警察本部）

(3) 営業者及び業務上取扱者

（ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

（イ） 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

（ウ） 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

１ 応急措置及び関係機関への通報

２ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

［タンクローリー等の横転事故関係］

（1）県及び村（総務課・産業振興課・建設環境課・住民福祉課）

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は震災対策編第３章第６節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

（ア） 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

（イ） 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

第３節　危険物の大量流出に対する応急対策

第１　基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、県及び村、関係機関は密接に連携をとりつつ適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第２　対策

１　危険物大量流出時における対応

(1) 村（総務課・産業振興課・建設環境課・住民福祉課）及び松本広域消防局

(ア)　オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(イ)　飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(ウ)　環境モニタリングを実施する。

(2) 県（危機管理部、健康福祉部、環境部）

(ア)　流出した危険物等の種類、量等を確認する。

(イ)　村と環境モニタリングを実施する。

(ウ)　飲料水汚染のおそれのある場合、村等へ連絡する。（環境部）

(エ)　毒物劇物の中和剤・吸収剤の速やかな供給を図る。（健康福祉部）

(3) 関係機関（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等）

(ア)　危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

(イ)　危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健福祉事務所等関係機関、村に通報する。（危険物等施設管理者等）

(ウ)　取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。（水道事業者）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第４節	災害情報の収集・連絡活動	155
第５節	非常招集職員の活動	166
第６節	広域相互応援活動	180
第７節	ヘリコプターの運用計画	185
第８節	自衛隊災害派遣活動	189
第９節	救助・救急・医療活動	195
第 10 節	消防・水防活動	198
第 11 節	要配慮者に対する応急活動	203
第 12 節	緊急輸送活動	208
第 13 節	障害物の処理活動	210
第 14 節	避難収容活動	213
第 15 節	孤立地域対策活動	224
第 16 節	食料品等の調達供給活動	226
第 17 節	飲料水の調達供給活動	229
第 18 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 19 節	保健衛生、感染症予防活動	232
第 20 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 21 節	廃棄物の処理活動	236
第 22 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 23 節	危険物施設等応急活動	239
第 24 節	電気施設応急活動	242
第 25 節	都市ガス施設応急活動	243
第 26 節	上水道施設応急活動	244
第 27 節	下水道施設応急活動	245
第 28 節	通信・放送施設応急活動	246
第 29 節	鉄道施設応急活動	247
第 30 節	災害広報活動	249
第 31 節	土砂災害等応急活動	251
第 32 節	建築物災害応急活動	254
第 33 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 34 節	河川施設等応急活動	257
第 35 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第 36 節	ため池災害応急活動	260
第 37 節	農林水産物災害応急活動	262
第 38 節	文教活動	263

危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

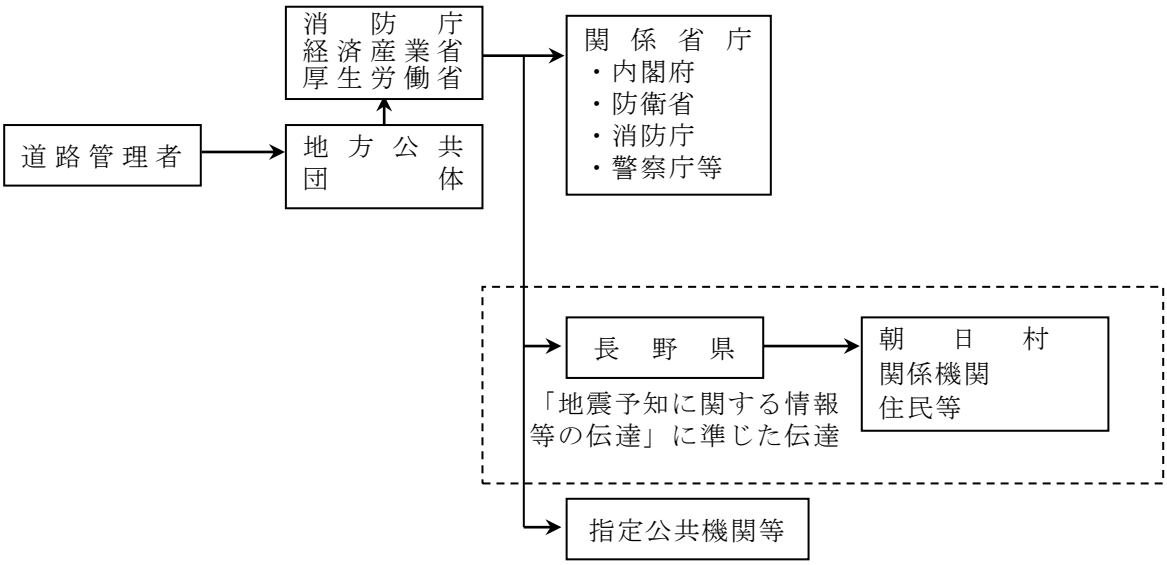

(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

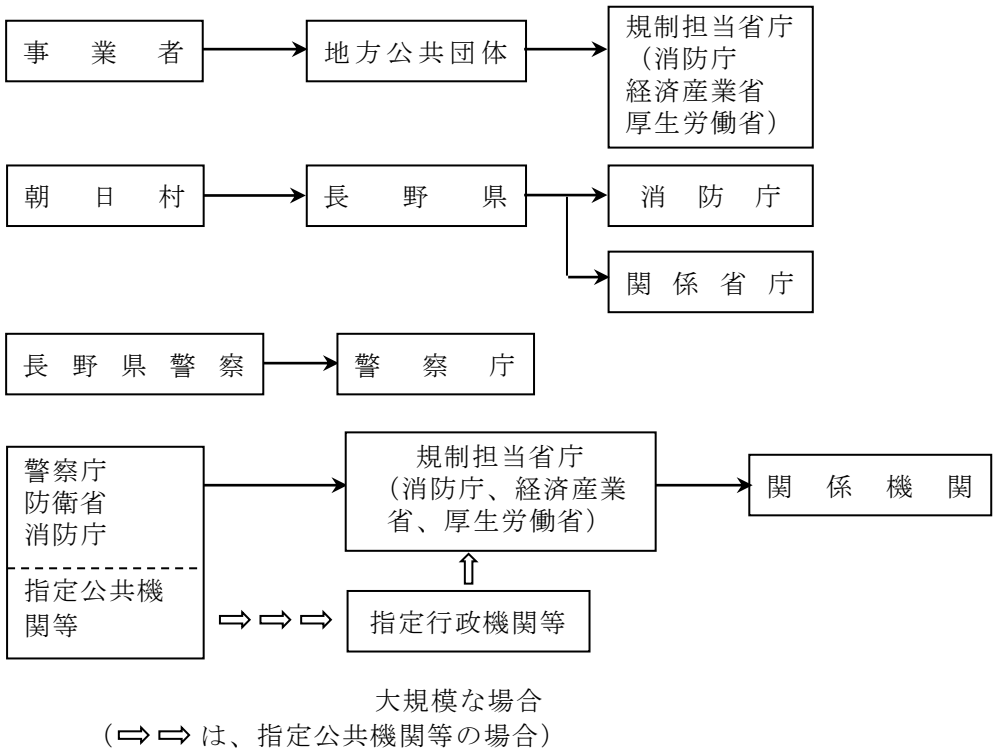

大規模な場合
（⇨⇨は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

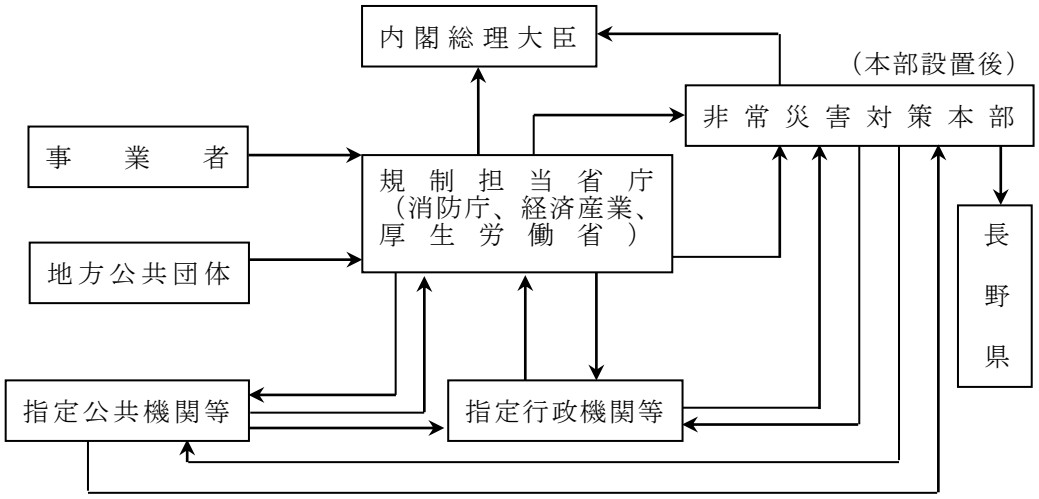

(4) 応急対策活動情報の連絡

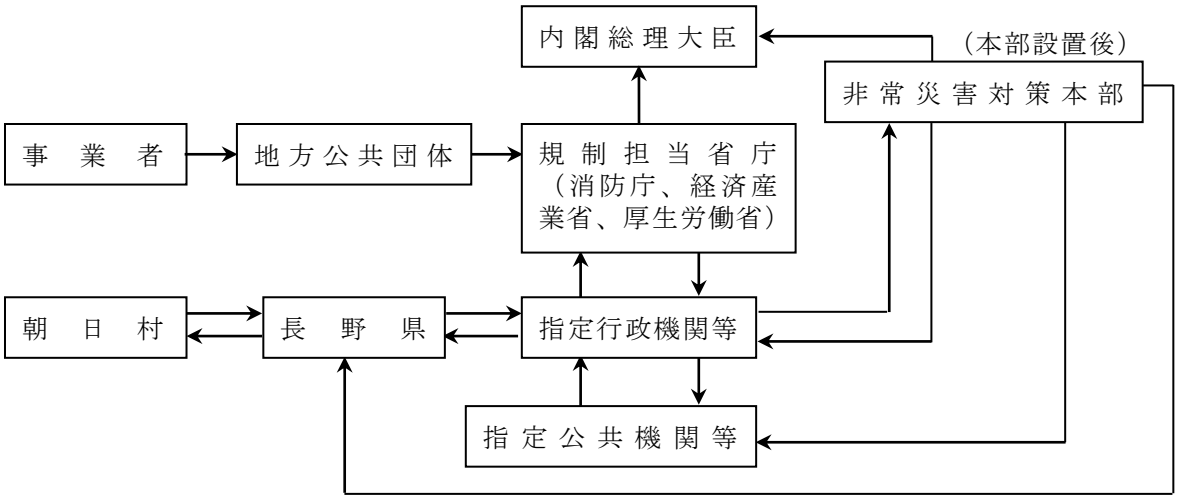

第９編　大規模な火事災害対策編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模火災に対応するため、村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、大規模化する火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いむらづくりをすることを目的とする。

第２　計画の基本方針

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第９編「大規模な火事災害対策編」として、対処すべき事項を中心に定める。

(2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧・復興計画」の基本的事項を定め、大規模な火事災害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

(3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	防災の基本方針	16
第３節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第２章　災害予防計画

防災関係機関の役割分担

下記に標記した以外は、防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　災害に強いむらづくり

第１　基本方針

県及び村は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いむらづくりを行う。

第２　計画

１　大規模な火事災害に強いむらづくり

(1) 村（全部）

(ア)　総合的、広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(イ)　村道について、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

(ウ)　木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いむらづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

(2) 県

(ア)　総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。（全部局）

(イ)　災害時における避難地としての防災機能を有する公園整備に努める。（建設部）

(ウ)幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。（建設部）

(エ)　都市防災対策の検討、防火地域等の指定等に当たり、村へ啓発活動指導等を行っていく。（建設部）

(オ)　村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し事業が適正に施行させるよう指導・助言を行う。（建設部）

(カ)　計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。このため、事業の推進に向けて村へ、啓発活動、指導等を行っていく。（建設部）

(3) 住民

普段から防火に心がけ、火災を発見した場合には、速やかに、消防局、村に通報するとともに、消火・避難活動に協力する。

２　火災に対する建築物の安全化

(1) 村

(ア)　県で行う建築基準法に基づく指導に伴い、規模等、建築物を耐火構造・準耐火構造とするような助言を行う。

(イ)　学校、病院等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

（ウ） 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置の他、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。

（エ） 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

（オ） 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

(2) 県

（ア） 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造又は準耐火構造とするように指導する。（建設部）

（イ） 防火地域・準防火地域以外の市街地について指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導する。（建設部）

（ウ） 学校、病院等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。（全機関）

（エ） 村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。（教育委員会）

消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置の他、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。（危機管理部）

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

松本広域消防局発足により特殊消防機材・救急救命機材が充実されてきているが、消防団、自主防災会等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、村でも救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

第２　計画

１　救助・救急用資機材の整備

(1) 村及び広域消防局

(ア)　広域消防局の救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図る。

(イ)　消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設、自主防災会防災倉庫等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災会を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(2) 県（危機管理部、警察本部）

(ア)　消防防災ヘリコプターの情報収集活動等への活用等の効果的な運用により航空消防防災体制の強化確立を図る。

(イ)　松本広域消防局において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。

(ウ)　村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災会を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。

(エ)　警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備する。

(3) 関係機関

(ア)　日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班１個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。（日本赤十字社長野県支部）

2　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 村及び松本広域消防局

(ア)　大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を定める。

1　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
2　最先到着隊による措置
3　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
4　応急救護所の設置基準、編成、任務等
5　各活動隊の編成と任務
6　消防団の活動要請
7　通信体制
8　関係機関との連絡
9　報告及び広報
10　訓練計画
11　その他必要と認められる事項

(イ)　消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関、医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ウ)　関係機関の協力を得て、訓練を適時実施する。

(2) 県

(ア)　地域災害医療センターを中心に、被害者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の披害の状祝等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。（健康福祉部）

(イ)　県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）

(ウ)　村において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。（危機管理部）

(エ)　村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）

(オ)　火災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

(3) 関係機関

(ア)　医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

(イ)　長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。

3　消火活動

(1) 村

（ア）消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、補助事業等を活用した消防団の施設・設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層・女性層の加入促進、慣例定年の見直し等を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

（イ）　消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え消火栓のみに頼ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

（ウ）　消防機関及び自主防災会等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災会の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災会の結成及び育成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災会の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

（エ）　火災予防

ａ　防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施する他、広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

ｂ　防火管理者制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ｃ　危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(オ)　活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災予防計画等を定める。

(カ)　応援協力体制の確立

大規模な火災発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(2) 県

(ア)　村に対し、村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模な火事災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。（危機管理部）

(イ)　村等と連携し、火災予防活動、防災訓練等を通じて、住民等に対して、災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）

(ウ)　消防水利として活用される河川施設、農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（農政部、建設部）

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第３節	情報収集・連絡体制計画	46
第４節	活動体制計画	48
第５節	広域相互応援計画	51
第６節	救助・救急・医療計画	54
第７節	消防・水防活動計画	59
第８節	要配慮者支援計画	65
第９節	緊急輸送計画	72
第 10 節	障害物の処理計画	78
第 11 節	避難収容活動計画	80
第 12 節	孤立防止対策	87
第 13 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 14 節	給水計画	92
第 15 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 16 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 17 節	電気施設災害予防計画	98
第 18 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 19 節	上水道施設災害予防計画	100
第 20 節	下水道施設災害予防計画	101
第 21 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 22 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 23 節	災害広報計画	107
第 24 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 25 節	防災都市計画	112
第 26 節	建築物災害予防計画	113
第 27 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 28 節	河川施設等災害予防計画	116
第 29 節	ため池災害予防計画	117
第 30 節	農林水産物災害予防計画	119
第 31 節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第 32 節	防災知識普及計画	124
第 33 節	防災訓練計画	128
第 34 節	災害復旧・復興への備え	131
第 35 節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第 36 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 37 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　消火活動

第１　基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火・延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災会等と連携して迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２　活動

１　消火活動

(1) 村及び松本広域消防局

（ア） 消火活動

a　出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b　情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災会等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c　応援要請等

村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を震災対策編第３章第３節に定めるところにより行う。

村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、震災対策編第３章第４節に定めるところにより要請する。

（イ） 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民・自主防災会等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(2) 県（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、村長、村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体への応援要請等を震災対策編により行う。

(イ) 村長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、消火活動及び救助活動等を実施する。

(3) 住民・事業所及び自主防災会等

(ア) 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災会等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

第２節　避難誘導活動

第１　基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

第２　活動

(1) 村

庁舎、要配慮者利用施設、村営住宅、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 県（全機関）

庁舎・要配慮者利用施設・病院・県営住宅・県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(3) 建築物の所有者等

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第３節	災害情報の収集・連絡活動	155
第４節	非常招集職員の活動	166
第５節	広域相互応援活動	180
第６節	ヘリコプターの運用計画	185
第７節	自衛隊災害派遣活動	189
第８節	救助・救急・医療活動	195
第９節	消防・水防活動	198
第 10 節	要配慮者に対する応急活動	203
第 11 節	緊急輸送活動	208
第 12 節	障害物の処理活動	210
第 13 節	避難収容活動	213
第 14 節	孤立地域対策活動	224
第 15 節	食料品等の調達供給活動	226
第 16 節	飲料水の調達供給活動	229
第 17 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 18 節	保険衛生、感染症予防活動	232
第 19 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 20 節	廃棄物の処理活動	236
第 21 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 22 節	危険物施設等応急活動	239
第 23 節	電気施設応急活動	242
第 24 節	都市ガス施設応急活動	243
第 25 節	上水道施設応急活動	244
第 26 節	下水道施設応急活動	245
第 27 節	通信・放送施設応急活動	246
第 28 節	鉄道施設応急活動	247
第 29 節	災害広報活動	249
第 30 節	土砂災害等応急活動	251
第 31 節	建築物災害応急活動	254
第 32 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 33 節	河川施設等応急活動	257
第 34 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第 35 節	ため池災害応急活動	260
第 36 節	農林水産物災害応急活動	262
第 37 節	文教活動	263

第４章　災害復旧・復興計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	276

第１節　計画的復興の進め方

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

第２　活動

１　復興計画の作成

(1) 村

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

(2) 県

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

(3) 関係機関

県、村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

大規模な火事災害における連絡体制

(1) 大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

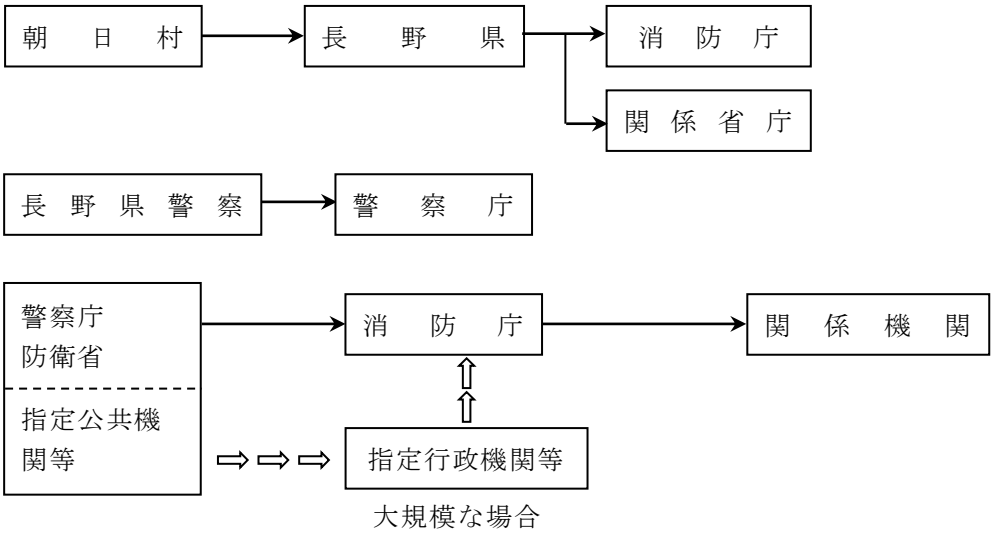

大規模な場合

（⇨⇨は、指定公共機関等の場合）

(2) 一般被害情報等の収集・連絡

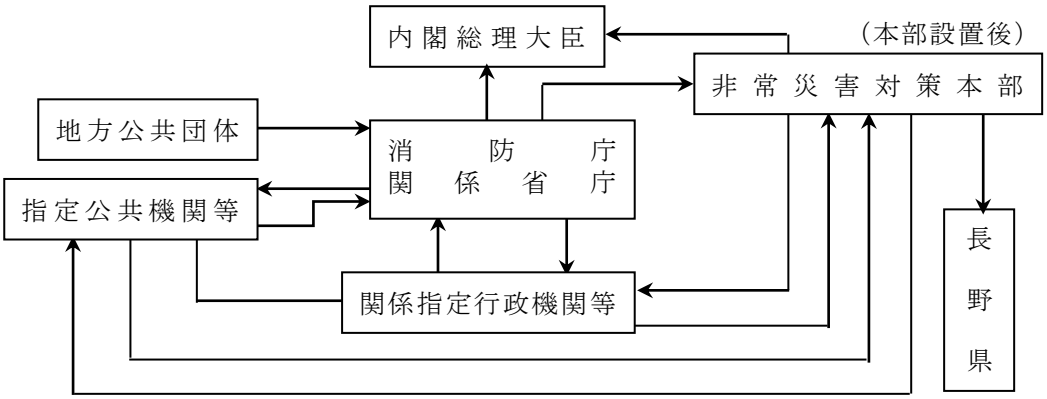

(3) 応急対策活動情報の連絡

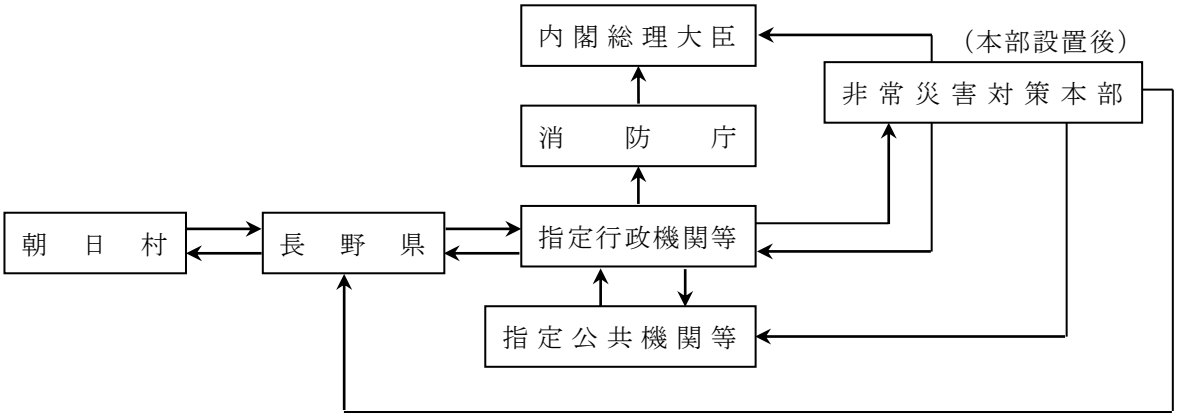

第 10 編　林野火災対策編

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

第１　基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な林野資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

県及び村は林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図ることを目的とする。

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する「朝日村地域防災計画」の第 10 編「林野火災対策編」として、対処すべき事項を中心に定める。

(2) この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧・復興計画」の基本的事項を定め、林野火災対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び村の災害対策本部は、この計画に基づき、細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。

(3) この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第２節	防災の基本方針	16
第３節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	19

第２章　災害予防計画

防災関係機関の役割分担

下記に標記した以外は、防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」「風水害対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	32

第１節　林野火災に強い地域づくり

第１　計画

１　林野火災対策計画の確立

(1) 村及び松本広域消防局

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、林野の状況、気象条件、地理、水利の状況、林野施業の状況等を調査検討の上次の事項等について計画する。

（ア） 特別警戒実施計画

a　特別警戒区域

b　特別警戒時期

c　特別警戒実施要領

（イ） 消防計画

a　消防分担区域

b　出動計画

c　防御鎮圧要領

（ウ） 資機材整備計画

（エ） 防災訓練の実施計画

（オ） 啓発運動の推進計画

(2) 県（危機管理部・林務部）

村に対し、林野火災対策計画の作成を指導し、予防対策の万全を期す。

２　予防対策の実施

(1) 村及び県

（ア） 防火思想の普及

a　防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火啓蒙の徹底を図る。

b　林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。

c　自主防災会の育成を図る。

（イ） 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

a　林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。

b　林野火災予防マップ作成の推進を図る。

c　防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

d　自動音声警報機等の予防資機材・水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

（ウ） 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

（エ） 林野所有（管理）者に対する指導

a　火の後始末の徹底

b　防火線・防火樹帯の設置

c　自然水利の活用による防火用水の確保

d　地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づく他、消防機関との連絡方法を確立する。

e　火災多発期における見回りの強化

f　消火のための水の確保等

（オ）　応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制を整備する。

第２節　林野火災防止のための情報の充実

第１　基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。

林業関係者、報道機関、住民等からの情報等、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第２　計画

１　気象情報の収集体制の整備

(1) 村

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 県

長野地方気象台からの情報の収集の他、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

(3) 関係機関（長野地方気象台）

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達し、火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報する。

２　林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 村及び県

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

１　情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。

２　関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。

３　消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。

４　防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第２　計画

１　情報の収集・連絡関係

(1) 村及び県

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

２　災害応急体制の整備関係

(1) 村

(ア)　職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ)　長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(2) 県（危機管理部）

林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。

３　消火活動関係

(1) 村

(ア)　松本広域消防局、消防団及び自主防災会との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ)　空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

(2) 県（危機管理部）

(ア)　村に対し、消防水利の多様化とともに適切な配置について指導を行う。

(イ)　林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。

(ウ)　林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

４　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 村及び松本広域消防局

(ア)　防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ)　松本広域消防局と連携し、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

(2) 県（危機管理部）

(ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第４節	情報収集・連絡体制計画	46
第５節	活動体制計画	48
第６節	広域相互応援計画	51
第７節	救助・救急・医療計画	54
第８節	消防・水防活動計画	59
第９節	要配慮者支援計画	65
第 10 節	緊急輸送計画	72
第 11 節	障害物の処理計画	78
第 12 節	避難収容活動計画	80
第 13 節	孤立防止対策	87
第 14 節	食料品等の備蓄・調達計画	89
第 15 節	給水計画	92
第 16 節	生活必需品の備蓄・調達計画	94
第 17 節	危険物施設等災害予防計画	96
第 18 節	電気施設災害予防計画	98
第 19 節	都市ガス施設災害予防計画	99
第 20 節	上水道施設災害予防計画	100
第 21 節	下水道施設災害予防計画	101
第 22 節	通信・放送施設災害予防計画	103
第 23 節	鉄道施設災害予防計画	106
第 24 節	災害広報計画	107
第 25 節	土砂災害等の災害予防計画	108
第 26 節	防災都市計画	112
第 27 節	建築物災害予防計画	113
第 28 節	道路及び橋梁災害予防計画	115
第 29 節	河川施設等災害予防計画	116
第 30 節	ため池災害予防計画	117
第 31 節	農林水産物災害予防計画	119
第 32 節	災害の拡大と二次災害の予防計画	122
第 33 節	防災知識普及計画	124
第 34 節	防災訓練計画	128
第 35 節	災害復旧・復興への備え	131
第 36 節	自主防災会等の育成に関する計画	132
第 37 節	ボランティア活動の環境整備	137
第 38 節	災害対策基金等積立及び運用計画	139

第３章　災害応急対策計画

防災関係機関の役割分担

防災関係機関の役割分担は基本的に「震災対策編」と同様であるため省略した。

節	節名	震災対策編ページ使用
全節	全節	143

第１節　林野火災の警戒活動

第１　基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第２　活動

(1) 村及び松本広域消防局

(ア)　火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(イ)　たき火、火入れ、喫煙等の制限

a　気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は入林者等に火を使用しないよう要請する。

b　長野地方気象台から気象警報、注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令・住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

c　火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報の他、テレビ、ラジオ、同報無線等を通じ周知徹底する。

(2) 県（危機管理部・林務部）

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、ヘリ、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気の取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視・監視を強化して、火災の発生を防止する。

第２節　発災直後の情報の収集・連絡体制

第１　基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

第２　活動

(1) 村

(ア)　ヘリコプターによる偵察の要請

(イ)　職員の災害現場への派遣

(2) 県（危機管理部、警察本部）

(ア)　ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施

(イ)　関係機関とのホットラインの設置

(ウ)　現地情報収集チームの派遣

第３節　活動体制の確立

第１　基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第２　活動

１　災害情報の収集・連絡体制

(1) 村及び松本広域消防局

（ア） 職員の災害現場への派遣及び状況報告

（イ） 消防本部からの県への火災即報の送信

（ウ） 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

(2) 県（危機管理部、林務部、警察本部）

（ア） ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施

（イ） ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施

（ウ） 現地情報収集チームによる現地情報の収集

（エ） 消防庁への火災即報の送信（必要に応じて林野庁、関係省庁への報告）

２　林野所有（管理）者の活動体制

(1) 村及び県

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

(2) 林野所有（管理）者

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第４節　消火活動

第１　基本方針

被害の拡大を最小限にくい止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第２　活動

(1) 村及び松本広域消防局

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。

(ア)　出動部隊の出動区域

(イ)　出動順路と防御担当区域

(ウ)　携行する消防機材及びその他の器具

(エ)　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

(オ)　応援部隊の集結場所及び誘導方法

(カ)　応急防火線の設定

(キ)　救急救護対策

(ク)　住民等の避難

(ケ)　空中消火の要請

(2) 県（危機管理部・林務部）

林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置を講ずるとともに、村に対しその指導を行う。

(ア)　通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、下記応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施する。

(イ)　市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるので、火災の拡大にともない、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示する。

(ウ)　広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」により要請する。

(エ)　自衛隊派遣要請

(オ)　林野火災空中消火

「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づきヘリによる空中消火を実施する。

(3) 関係機関（中信森林管理署）

(ア) 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した中部森林管理局（中信森林管理署）等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

(イ) 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、知事に要請する。

第５節　二次災害の防止活動

第１　基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第２　活動

(1) 村

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

(2) 県（林務部・建設部）

(ア)　機能を失った林野に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者、関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。（林務部）

(イ)　緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(ウ)　必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をする。

(エ)　緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

また、必要に応じ応急活動を実施する。

以降の計画は震災対策編を参照		
節	節名	震災対策編ページ使用
第６節	災害情報の収集・連絡活動	155
第７節	非常招集職員の活動	166
第８節	広域相互応援活動	180
第９節	ヘリコプターの運用計画	185
第 10 節	自衛隊災害派遣活動	189
第 11 節	救助・救急・医療活動	195
第 12 節	消防・水防活動	198
第 13 節	要配慮者に対する応急活動	203
第 14 節	緊急輸送活動	208
第 15 節	障害物の処理活動	210
第 16 節	避難収容活動	213
第 17 節	孤立地域対策活動	224
第 18 節	食料品等の調達供給活動	226
第 19 節	飲料水の調達供給活動	229
第 20 節	生活必需品の調達供給活動	231
第 21 節	保健衛生、感染症予防活動	232
第 22 節	遺体の捜索及び処置等の活動	234
第 23 節	廃棄物の処理活動	236
第 24 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	238
第 25 節	危険物施設等応急活動	239
第 26 節	電気施設応急活動	242
第 27 節	都市ガス施設応急活動	243
第 28 節	上水道施設応急活動	244
第 29 節	下水道施設応急活動	245
第 30 節	通信・放送施設応急活動	246
第 31 節	鉄道施設応急活動	247
第 32 節	災害広報活動	249
第 33 節	土砂災害等応急活動	251
第 34 節	建築物災害応急活動	254
第 35 節	道路及び橋梁応急活動	256
第 36 節	河川施設等応急活動	257
第 37 節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	258
第 38 節	ため池災害応急活動	260
第 39 節	農林水産物災害応急活動	262
第 40 節	文教活動	263

第４章　災害復旧計画

第１　基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い林野づくりへの改良普及を行う。
林野機能の回復及び林野火災に強い林野づくりを行う。

第２　活動

(1) 村

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い林野づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

(2) 県（林務部）

(ア)　保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な林野においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工等の施設と組み合わせて植栽し、林野を造成する。

(イ)　寡雨地帯においては、林野の延焼を防止又は軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討する。

林野火災における連絡体制

(1) 林野火災における連絡体制

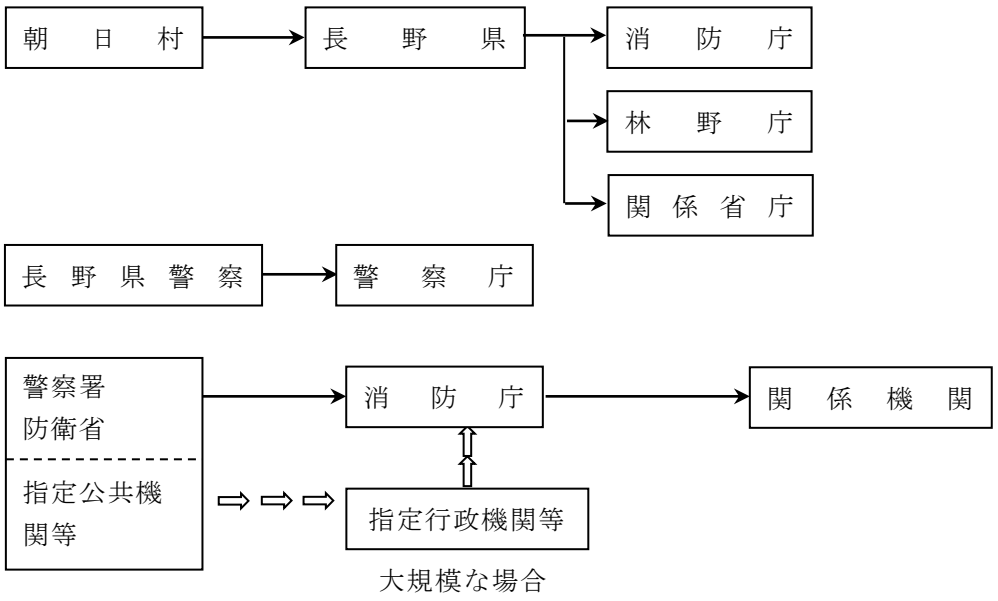

（⇨⇨は、指定公共機関等の場合）

(2) 一般被害情報等の収集・連絡

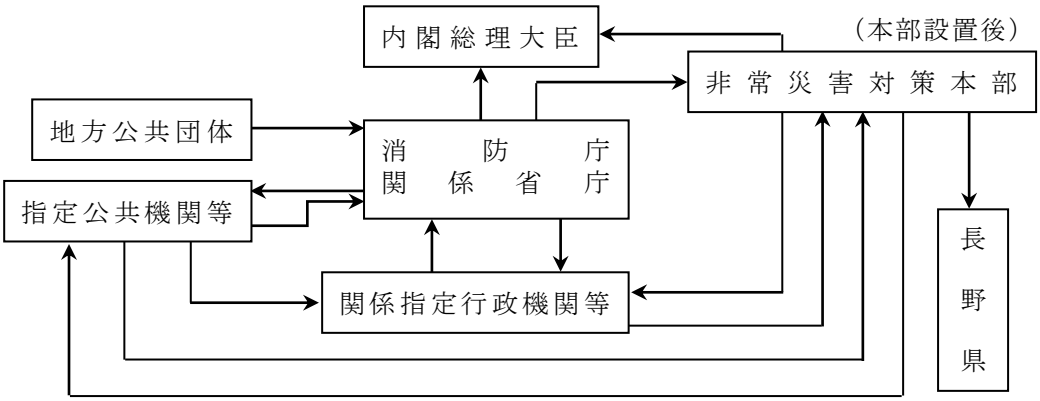

(3) 応急対策活動情報の連絡

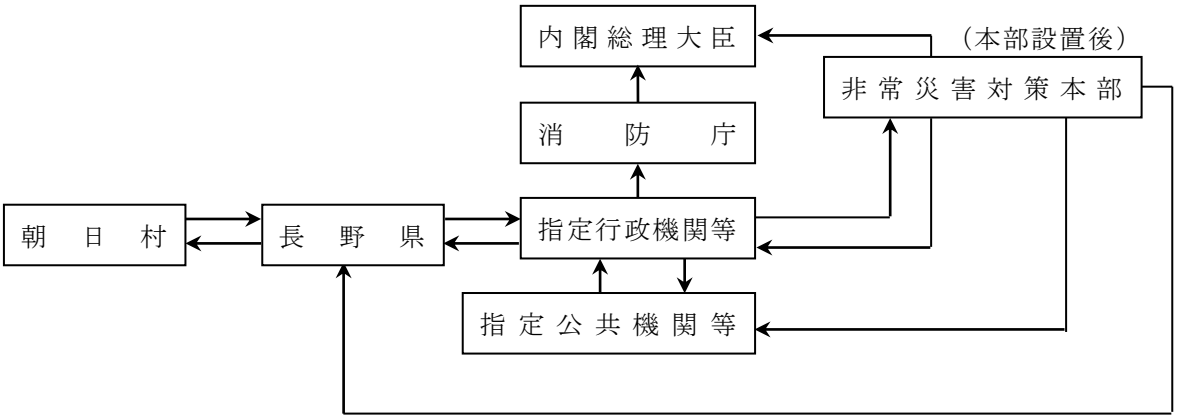

長野県林野火災空中消火実施要領

1　趣旨

この要領は、林野火災の発生に際し県・市町村・広域航空消防応援機関及び自衛隊が一体となり、空中消火活動を実施するために必要な事項を定める。

2　林野火災の空中消火

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより消火薬液又は水を空中から火点及びその周辺に散布して行う防御方法（以下「空中消火」という。）で直接消火法と間接消火法がある。

(1) 直接消火法

火点に消火薬液等を直接散布して消火を図る方法であるが、火災の状況によっては、熱・煙・乱気流等のため飛行上の制約をうける。

(2) 間接消火法

火線の前方にあらかじめ消火薬液等を散布して防火帯を作り延焼を阻止する方法で、空中消火の主体をなすものである。直接消火法と比べ飛行上の制約は少ない。

(3) 消火方法の選定

空中消火の方法は、火災の態様・ヘリコプターの出動機数・補給基地と火災現場との距離等により決定されるが、通常は間接消火法が主体となる。直接消火法は、次の場合に飛行の可能性等についてヘリコプター指揮者と慎重に協議の上実施する。

ア　火勢の弱い地域、残火箇所等の煙や炎が少ない地域で、危険をおかすことなく直接消火ができる場合

イ　人命救助に必要な場合

ウ　人家への延焼等重大な結果が予想される場合

エ　その他特に必要な場合

3　林野火災空中消火の実施体制

林野火災空中消火の実施体制は別図のとおりとする。

4　ヘリコプターの派遣要請

空中消火のヘリコプターの派遣要請は、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

ア　地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ　火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ　人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるために必要と認められる場合

(1) 市町村長から知事への派遣要請

市町村長は必要と認めるときは、長野県地域防災計画に基づき、知事に対し、広域航空消防応援又は自衛隊のヘリコプターの派遣を要請することができる。

この際には、速やかに火災の状況、対策及びその見とおし等についての情報を知事（消防防災課直通電話 026－233－4332）に報告する。

なお、派遣要請の手続は長野県地域防災計画（風水害対策編第２章第５節及び第３章第５節）に定められているが、次の事項についても連絡する。

ア　ヘリポート及び補給基地の設置場所、その周辺の状況（障害物、危険施設、気象の状況等）並びに目標物

イ　空中消火資機材の借受希望数量

ウ　要請市町村の連絡窓口と連絡責任者名

エ　その他空中消火の実施に当たり参考になる事項

(2) 知事の派遣要請

知事は、市町村長からヘリコプターの派遣要請を受け、必要と認められたときは、直ちに関係機関に対して、派遣を要請する。

ヘリコプターの派遣が決定されたときは、空中消火隊の作業が迅速かつ適切に行えるよう受入れ体制の完了を確認し、その旨を派遣消防機関又は自衛隊に対し報告する。

なお、現地指揮本部（５の（1）参照）長は、林野火災空中消火が円滑に実施できるよう県（地域振興局・消防防災課）との連絡を密接にし、次の事項について適時報告する。

ア　火災の状況と見とおし

イ　空中消火資機材の充足状況

ウ　空中消火隊の活動状況

エ　撤収の時期及び方法

オ　その他

５　市町村の実施体制

空中消火を適切かつ円滑に実施するため、ヘリコプターの派遣を要請した市町村長は、次の体制を確立する。

(1) 指揮体制

火災現地の総括的、実働的な連絡・調整・指揮を行う組織（以下「現地指揮本部」という。）を設置し、有効適切な対策計画を立て、関係機関協力のもとに、防御活動の万全を期する。

ア　実施体制は次のとおりとする。

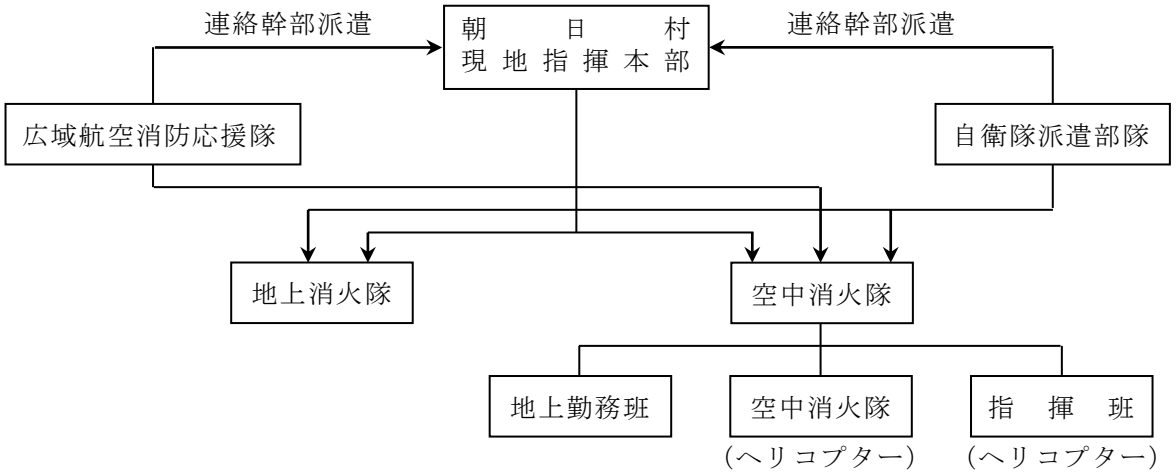

（ア） 村

a　現地指揮、連絡、調整及び情報の収集、伝達等総括的な業務を行う。

b　消火隊

注水、火叩き、防火線の設定等地上消火作業を行う他、消火薬液等の散布状況及びその効果について現地指揮本部に報告する。

c　空中消火隊の地上勤務班

補給基地及びヘリポートにおいて消火薬液の補給作業等を行う。

（イ） 応援派遣部隊

a　地上消火

地上で消火作業を行う。

b　空中消火隊

ヘリコプターにより空中消火等を行う部隊で次の３班から構成される。

①　指揮班

②　空中消火班

③　地上勤務班

イ　現地指揮本部には、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配属する。

ウ　火災の状況を把握するため、現地指揮本部長の命令を受けた者は、必要によりヘリコプターに搭乗し、その状況等を現地指揮本部長に報告する。

エ　村長は、空陸一体の防御活動を適切円滑に実施するため、林野火災防御図をあらかじめ作成し、その活用を図るよう努める。

(2) 空中消火基地

村長は、ヘリコプターが現地に到着するまでの間に、あらかじめ定めてある空中消火基地に空中消火資機材、消火薬液及びヘリコプター燃料を搬入するとともに、補給作業に従事する人員を配置して補給作業を円滑に実施できる体制を整えておく。

ア　補給基地

補給基地は、消火剤の調整、散布装置の吊り下げ等の作業を行うところであり、次の条件をみたす。

（ア）　現地指揮本部及びヘリポートに近い平坦な場所でかつ資機材及び人員輸送等のための車両の通行可能な道路があること。

（イ）　水利

補給基地の水利の規模は、常時貯水量 40 ㎥以上は取水可能水量１㎥／分以上でかつ 40 分以上の給水能力を有する程度のもので、基地から水利までの距離は原則として小型動力ポンプで容易に給水できる範囲にあること。

（ウ）　広さ

a　混合作業場

使用する水槽の数によるが、少なくとも 30m×30m程度の平坦な場所が必要である。

b　散布装置吊上場

大型ヘリコプター（Ｖ－107）の場合は 75m×75m程度、中型ヘリコプター（ＨＵ－１）の場合は 50m×50m程度の広さが必要である。

第２図　補給基地（例）

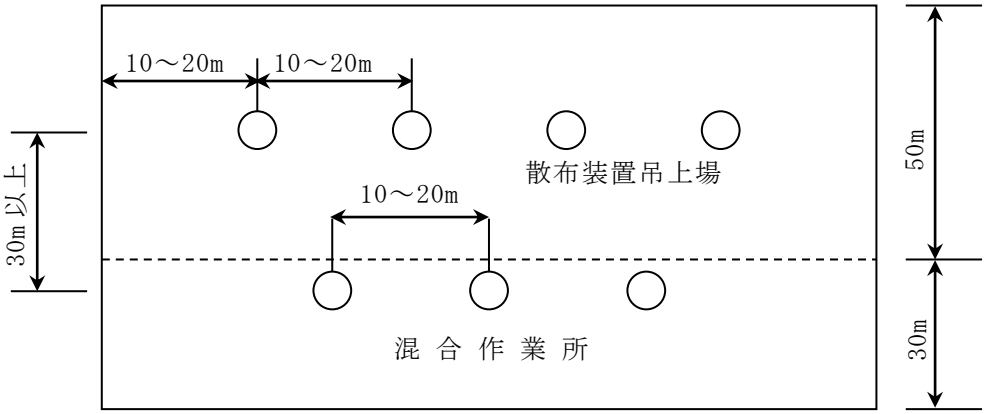

イ　ヘリポート

ヘリポートは、次の条件をみたす。

（ア）　ヘリポートの広さは、第３図に示すとおりである。

出動機数に応じて飛行準備地域とヘリコプターの燃料集積所を確保する。

第３図　ヘリポート

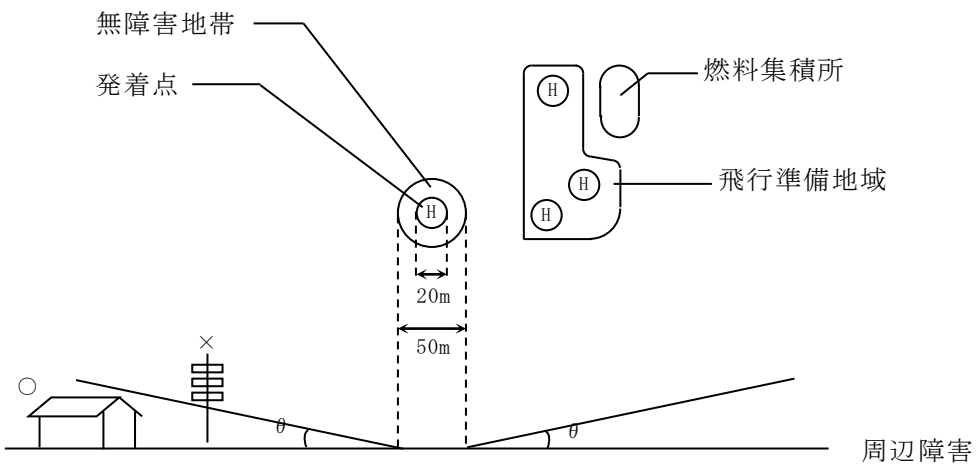

大型機　Ｖ－107：$\theta = 6^\circ$

中型機　ＨＵ－１：$\theta = 8^\circ$

第４図　空中消火基地（例）ＨＵ－１　（）内はＶ－107

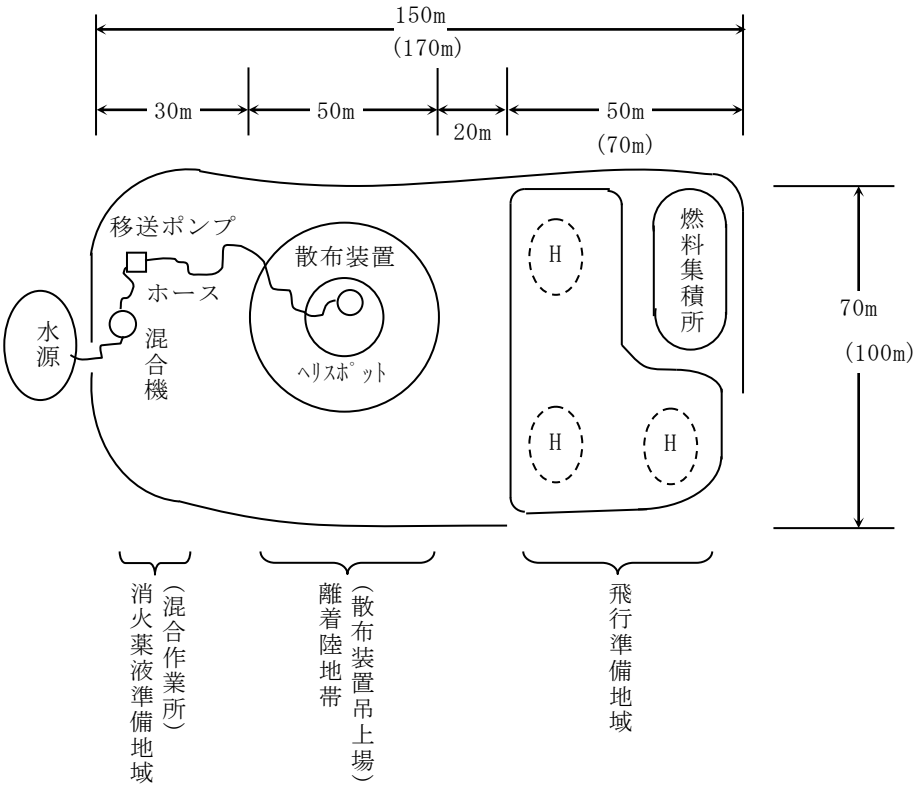

（イ）　補給基地との関係

ヘリポートは補給基地を兼ねるか又は補給基地の近くで常にトランシーバー等で連絡が十分できるように設定する。

（ウ）　標示及び地ならし

ヘリポートであることを標示するため直径20ｍの円を白線でえがくこと。また周辺は必要に応じ小石、雑草、雑木の除去及び散水等をしておくこと。

（エ）　火気厳禁の標示

ヘリポートは、燃料の集積場でもあるため、必要なところには、必ず火気厳禁の標示をすること。

（オ）　消防ポンプ車等の配備

ヘリコプターの不時の事故に備え、泡消火薬剤を放水可能な消防ポンプ車１台又は20型粉末消化器２本を配備する。

ウ　空中消火基地設定条件の共通事項

（ア）　周辺の障害物

ヘリコプターの離着陸方向（補給基地でヘリコプターが散布装置を吊り上げて飛び立つ場合も含む。）には、第３図のように、当該ヘリコプターが離着陸する面の仰角θ以上の部分に工作物、樹木等の障害物がないこと。

（イ）　騒音苦情に対する配慮

授業中の学校、病院等から離れていることが望ましい。やむをえずこれらの近傍に設定する場合には、事前に管理者等の了承を得ておくこと。

（ウ） 安全確保の配慮

ヘリコプターの懸吊した散布機材の不時落下、あるいはヘリコプターの緊急着陸を考慮し、離着陸方向に人家等が密集していないこと。

（エ） 気流の状態

気流の安定した箇所を選定すること。

（オ） 吹流しによる風の標示

地上風の状態をヘリコプターに確認させるため、吹流しをヘリコプターの発着陸及び補給作業に支障のない場所に立てること。

エ　燃料、資機材の空中消火基地への搬入及び点検

市町村長は、知事に広域航空消防応援のヘリコプターの派遣を要請したときは、知事の指示によりヘリコプター燃料(ジェットＡ１)をヘリポートへ輸送すること。また、自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請したときは、知事の指示を受け空中消火に必要な資機材を最寄りの備蓄基地から空中消火基地へ緊急輸送し、速やかに点検整備を行って空中消火にそこをきたさないようにすること。

特に散布装置については、電動系統の状況（吐出口の開閉及び凍結防止等）、スリングベルト又は、スチールワイヤーの損傷、水漏れ等を随時点検し、散布不能、飛行中の不時落下等の事故を起こさないように努める。

なお、資機材の輸送には、８トン積みのトラック１台、作業員約８名を必要とする。

オ　補給作業要員の配備

空中消火に必要な地上作業は、当該市町村が実施する。この場合、人員は混合機１基につき指揮官を含め７名を必要とする。通常混合機は２～３基を使用するので、数に応じた地上作業員を確保しておく。

カ　空中消火資機材の備蓄及び備蓄基地

キ　ヘリコプターの燃料

6　空中消火作業開始前の協議

現地指揮本部と広域航空消防応援及び自衛隊災害派遣部隊本部は、空中消火作業開始前に次の事項について、協議を行い作業に支障のないよう努める。

(1) 火災の状況と消火対策

火災の現状と見とおし、地上消火隊の活動状況、空中消火区域、資機材の整備状況及び地形、気象、その他必要事項

(2) 連絡体制

ヘリコプターと現地指揮本部との間で無線による緊密な連絡が行えるよう体制を整える。

(3) 偵察飛行

現場基地本部長の指名する消防職、団体は、必要に応じて火災現地等の偵察飛行を行う。

7　補給基地における作業

補給基地における空中消火地上作業隊は、作業指揮者、混合係、給水係、薬剤係、薬液注入係、燃料補給係等をもって編成し、安全迅速かつ適格に作業が行われるよう配慮する。

第５図　補給基地における作業

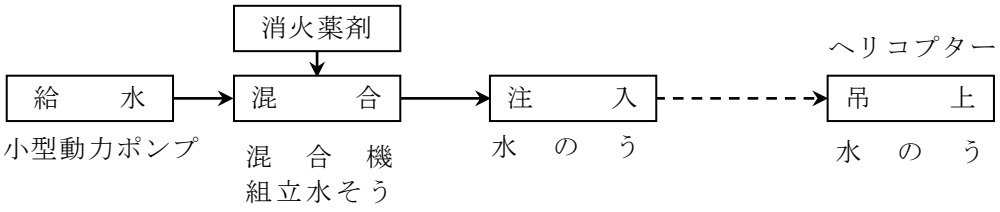

(1) 空中消火地上作業隊の組織

Ｖ－170　１機の場合（例示）

組織		資機材	備考
名称	番号	名称	
作業指導者	指		指揮者外６名編成
給水係	5 6	Ｂ３級小型動力ポンプ　　１基	組立て水そうに給水する。
薬剤係	1 2 5	増粘剤（ＣＭＣ） 消火薬剤（ＭＡＰ） 着色染剤　アイゼンガロチン ブリリアンレッド	消火薬剤等を混合機のホッパに投入する。
混合係	3 4	混合機　　１基 組立水そう（2,500ℓ）　　１基	消火薬剤をつくるための混合作業を行う。
注入係	1 2	散水装置２～３基 （1,800ℓ水のう）	消火薬液の水のうに注入する。
燃料補給係	7 8	ジェット機Ａ１	ドラム缶からヘリコプターに注油する。

(2) 消火薬剤の混合作業

混合作業は、次の手順で行う。

ア　散布装置、組立水槽、混合機を組立てる。

イ　給水用ポンプで組立て水槽に給水する。給水する量は、約 2,000ℓ（組立て水槽外側についている青線まで）とする。

第６図　給水作業

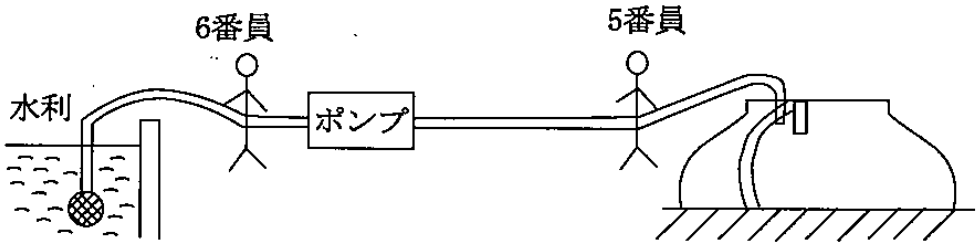

ウ　消防ホースでポンプと混合機を連結し、吸管のストレーナー部を組立て水槽内に入れて水が循環するようにする。

エ　ポンプを始動し、混合機の回転速度が十分上がった時点（ポンプ圧力４kg／㎠）で、増粘剤（ＣＭＣ）約 30kg（約１袋半）を混合機に投入する。

増粘剤を投入している間は、ポンプ圧力４kg／㎠を維持する。

オ　次に消火薬剤（ＭＡＰ）約 300kg（約 12 袋）を投入し、混合かくはんする。

カ　最後に着色染剤を少量（約１kg 水飲みコップ２～３杯）投入する。

キ　混合作業時間は約 20 分を要する。

第７図　混合作業

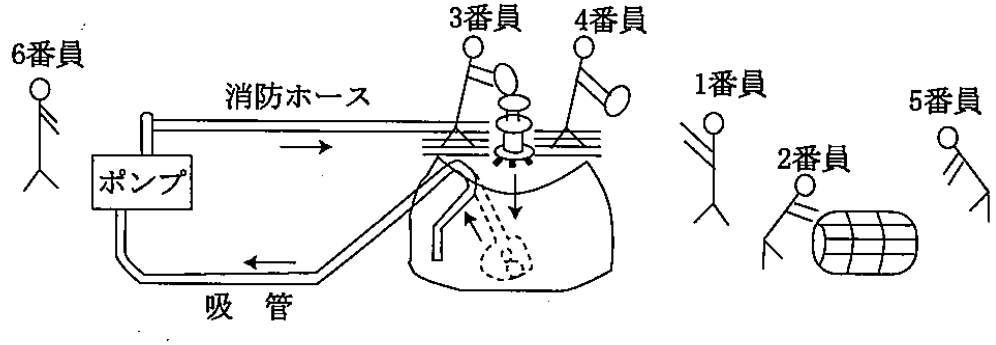

ク　混合作業終了後、直ちにポンプを止め、混合機から消防ホースを外し、さらにホースを１～２本増結して散布装置の上端から内部に差込み(混合作業場から散布装置までの距離は 30m以上とする。）ポンプを始動して組立て水槽内の消火薬液を注入する。

ケ　散布装置への充てん量は約 1,800ℓ（散布装置についている上の青線まで）とする。ただし、第１回目の散布を行う場合の充てん量は規定量の２～３割を減じた量約 1,400ℓ（下の青線まで）とする。

第８図　補給作業

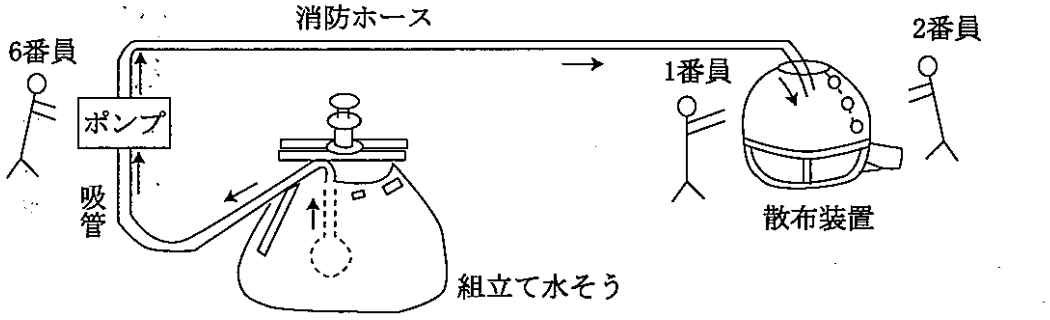

コ　消火薬液の混合割合は、おおむね次に示すとおりとする。

（2,500ℓの場合）

区分＼種類	水	消火薬剤（ＭＡＰ）	増粘剤（ＣＭＣ）	着色染剤
混　合　比	84％	15％	１％	0.001％
量	2.125ℓ	375kg（約 12 袋）	25kg（1.3 袋）	コップ３杯

○散布装置吊上げ

散布機吊上げ作業は、自衛隊空中消火隊員が実施するものとし、その手順は次に示すとおりである。

ア　ヘリコプターに電源ボックス及びコントロールボックスを積載する。

イ　ヘリコプター誘導員をヘリコプターの発進方向及び横方向に配置する。

ウ　散布機吊上用スリングベルトをヘリコプターに掛ける者（以下「吊上スリング作業員」という。）を待機させる。この場合は、作業員は頭を低くし、スリングベルトをつかんでおく。

エ　ヘリコプター誘導員は、ヘリコプターを進入させ、散布機直上約５ｍでホバリングさせる。

オ　吊上スリング作業員は、速やかにスリングベルト先端をヘリコプターの救難ハッチから降ろされたロープ等にかけ、スリングベルト及び電源コードがヘリコプターに吊り上げられ、貨物フック及びコントロールボックスに連結及び接続完了後散布機から離れる。

カ　ヘリコプター誘導員は、散布機連結の完了を確認後、ヘリコプターに発進方向を示して誘導する。

８　安全の確保

補給基地及びヘリポートにおいて作業に従事する者は、次の事項に留意し、安全確保に努める。

(1) 一般的事項

ア　作業前の打合せ

作業の開始に当たっては、作業手順及び連絡方法を十分打合せたのち、作業を開始すること。

イ　服装

作業時の服装は、行動し易く安全を考慮したものを着用し、次のことを守る。

（ア）　保安帽は正しく確実に着用すること。

（イ）　衣服はすそまじりの良いものを着用すること。

（ウ）　靴は滑りにくい丈夫なものを着用すること。

（エ）　必要に応じ、眼・鼻の防塵用保護具を使用すること。

ウ　ヘリコプターの行動に十分注意を払うこと。

エ　資機材の点検と取扱い

散布装置、混合装置、動力ポンプ、ホース等の機材については、次のことを守ること。

（ア）　安定した場所に設置し、整理整とんしておくこと。

（イ）　必ず仕様点検を行い、常に良好な可動状態を保つとともに損傷しないように努めること。

オ　立入禁止区域及び注意区域

（ア）　ヘリポート及び補給基地の周囲には、標識を立て関係者以外の立入を禁止すること。

（イ）　ヘリコプターの飛行経路下の地上には、注意標識を立てる等、一般人の注意を喚起すること。

カ　火災予防

常に火災予防に心がけ、マッチ、タバコ等の後始末を完全に行うこと。

（ア）　燃料貯蔵施設（ガソリン缶、ヘリコプター燃料補給庫）の周囲50ｍ以内は、火気の使用を禁止すること。

（イ）　作業中は禁煙とすること。

(2) 作業別事項

ア　薬剤混合作業

（ア）　防塵用眼鏡、マスク着用のこと。

（イ）　小型動力ポンプのエンジンは、安全を確認してから始動すること。

（ウ）　重量物運搬、悪い足場での作業等は、２人以上組んで作業すること。

（エ）　小型動力ポンプに対する燃料補給は必ずエンジンを停止し、付近に火気のないことを確認してから行うこと。

（オ）　水圧によるホースの反動に注意すること。

イ　薬液注入作業

（ア）　薬剤混合作業係と十分に連携をとって行うこと。

（イ）　薬剤の規定量を守ること。

(3) ヘリコプターの活動中における地上作業

ア　事故防止のため事前の連絡調整を密にして、意思の疎通を図ること。

イ　ヘリコプターの離陸方向は、常に開放しておくこと。

ウ　パイロットの指示なく機内への立入り及び機体へ触れることを禁止すること。

エ　ローター回転中、直前を横断したり、みだりに接近しないこと。

オ　ヘリコプターに近づく場合、パイロットに連絡（合図）したのち、前方から接近すること。

カ　ローター回転中、付近で作業を実施する場合は、ヘリコプターを注視すること。

9　資機材の返納

空中消火を実施した市町村長は、空中消火活動終了後、資機材を清掃し異常の有無を点検してから、速やかに元の備蓄基地に返納するとともに使用した消火薬剤等は、補填する。

なお、資機材（散布装置、混合機、組立て水そう）の清掃方法については、「空中消火資機材の取扱い方法」を参照すること。

10　実施の報告

空中消火を実施した市町村長は、電話で速やかに県（危機管理部）に対し、次の事項を報告するとともに、事後「林野火災空中消火資機材貸付要綱」に基づきその結果を知事に報告する。

(1) 火災発生日時
(2) 林野火災の場所
(3) 林野火災焼失面積
(4) ヘリコプターの災害派遣を要請した市町村名
(5) ヘリコプターの機種と機数
(6) 空中消火薬液の散布回数
(7) 散布効果
(8) ヘリコプターによる地上支援の概要
(9) その他必要事項

長野県における林野火災空中消火の実施体制

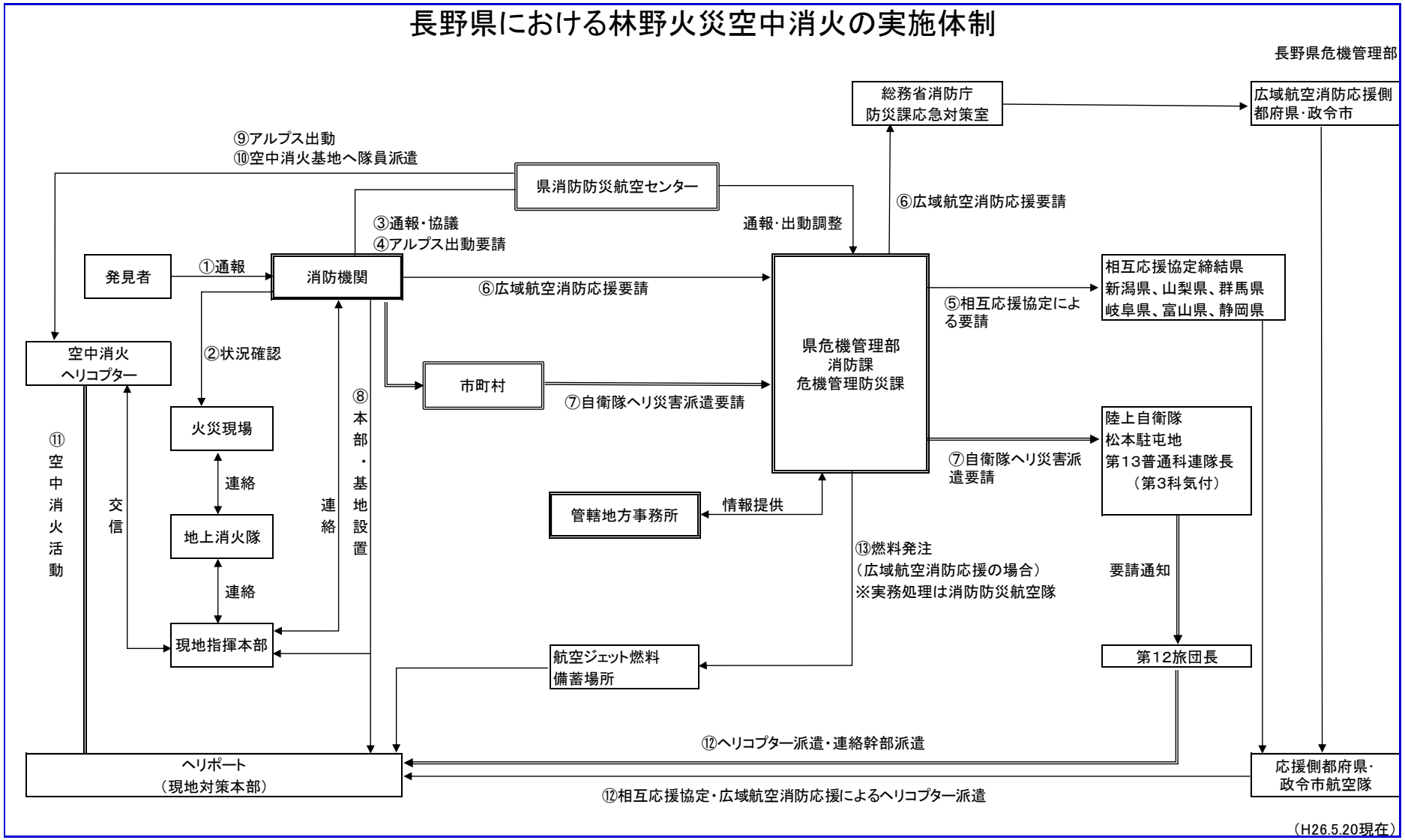

第 11 編　火山災害対策

第１章　火山災害に強いむらづくり

第１　基本方針

村は、地域の特性を配慮しつつ、火山災害に強いむらづくりを行う。県内には活火山（概ね 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山）が六つあり、比較的、本村に近いのは焼岳、乗鞍岳、アカンダナ山である。これら火山は、距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第２　計画

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等に関わる災害から村の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境等の変化によりライフラインへの依存度が増大し、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いむらづくりが必要となっている。（総務課）

(1) 火山災害に強いむらの形成

ア　必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。

イ　火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。

ウ　火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、避難壕その他退避施設の整備を推進する。

エ　適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。

オ　道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

カ　県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

(2) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施設等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(5) 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

(6) 噴火警報レベル

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカンダナ山、妙高山

(a) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4	避難準備
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2	火口周辺規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（噴火警報解除時）	レベル1	活火山であることに留意

（ｂ）噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域厳重警戒
警報	噴火警報（火口周辺）又は噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（噴火警報解除時）	活火山であることに留意

第２章　災害発生直前対策

第１　基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第２　計画

１　住民に対する情報の伝達体制の整備

火山情報等の発表の基準、伝達の経路については、以下の図のとおりであるが、村は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。（総務課）

噴火警報・予報等の伝達系統図
《焼岳・乗鞍岳・御嶽山に関するもの》

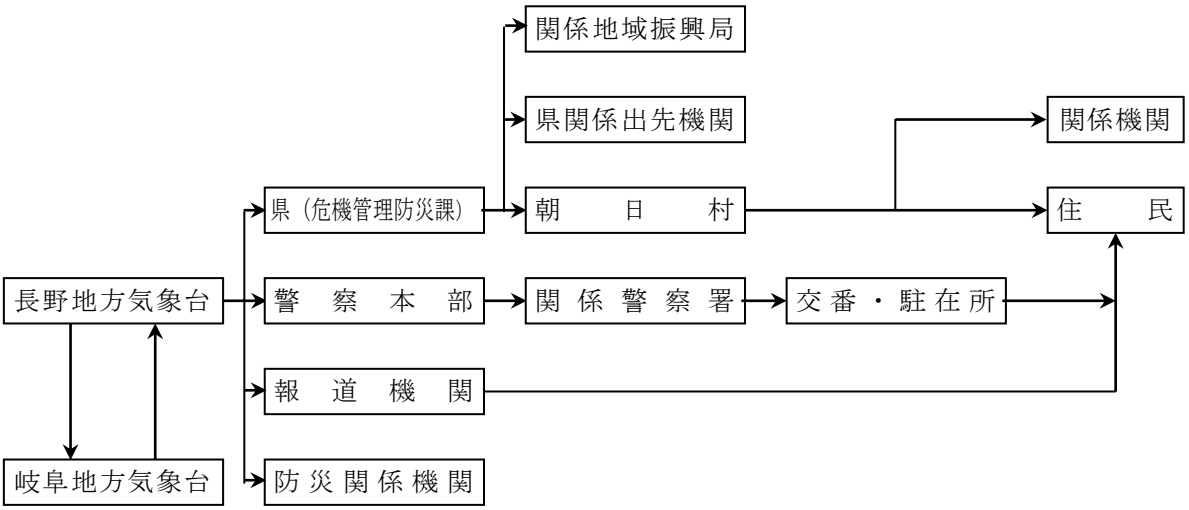

（注１）「防災関係機関」とは、次の機関をいう。
北陸地方建設局千曲川工事事務所、関東地方建設局長野国道工事事務所、中部地方建設局天竜川上流工事事務所、長野営林局、日本電信電話長野支店、東日本旅客鉄道長野支店、中部電力長野支店、東京電力山梨支店、長野電鉄

（注２）「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（出先機関、消防団、小中学校等）及び防災上関連のある機関をいう。

２　避難誘導体制の整備

本村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。（総務課）

（避難誘導体制については震災対策編第２章第 10 節「避難収容活動計画」に準ずる。）

第 12 編　原子力災害対策

第１章　災害予防計画

第１　基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から予防対策を実施する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第２　計画

１　モニタリング

(1) 村

県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

２　屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 村

ア　広域的な避難に備えて、他市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行う他、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

イ　施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

３　健康被害の防止

(1) 村

人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握に努める。

４　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 村

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ　原子力災害とその特殊性に関すること

ウ　放射線防護に関すること

エ　村及び県等が講じる対策の内容に関すること

オ　屋内退避、避難に関すること

カ　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

５　原子力防災に関する訓練の実施

(1) 村

必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第２章　災害応急対策計画

第１　基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、村、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第２　活動

１　情報の収集・連絡活動

(1) 村

県と密に連携をして情報の把握に努める。

２　モニタリング等

(1) 村

必要に応じてモニタリング及び放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施するモニタリング及び測定が円滑に行われるよう協力する。

３　健康被害防止対策

(1) 村及び県

必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

４　住民等への的確な情報伝達

(1) 村

ア　住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

イ　必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

５　屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 村

村長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講じる。

6　広域避難活動

(1) 村

村域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、要避難市町村からの要請に基づき避難者を受入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

7　飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 村

ア　国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

イ　国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

8　県外からの避難者の受入れ活動

(1) 村及び県

ア　避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ　村及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第３章　災害復旧・復興計画

第１　基本方針

村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第２　活動の内容

１　放射性物質による汚染の除去等

(1) 村

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

２　制限措置の解除

(1) 村

災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

３　風評被害等の未然防止

(1) 村

原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第 13 編　資料編

防災関係機関及び関係条例

資料１　防災関係機関一覧表

県関係

名　　称	所　在　地	電 話 番 号	備　　考
長野県庁	長野市南長野字幅下 692-2	026-232-0111	
松本地域振興局	松本市島立 1020	47-7800	総務課 47-7821
松本建設事務所	松本市島立 1020	47-7800	
松本保健福祉事務所	松本市島立 1020	47-7800	
長野県消防防災航空センター	松本市空港 9030	85-5511・5512	
松本農業農村支援センター	松本市島立 1020	40-1917	

国関係

中部森林管理局中信森林管理署	松本市島立 1256-1	47-4751	
松本労働基準監督署	松本市島立 1696	48-5693	
長野国道事務所松本国道出張所	松本市芳野 7-18	25-5752	
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738	

広域消防局

松本広域消防局	松本市渚 1-7-12	25-0119	
松本広域消防局山形消防署	山形村下竹田 5997-3	98-4455	

警察

塩尻警察署	塩尻市宗賀桔梗ヶ原 73-305	54-0110	
朝日村駐在所	朝日村小野沢 1327-7	99-2066	

自衛隊

陸上自衛隊松本駐屯地第 13 普通科連隊本部	松本市高宮西 1-1	26-2766	

輸送

東日本旅客鉄道塩尻駅	塩尻市大門 8-9-1	52-0079	
日本貨物鉄道関東支社長野支店	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230	
アルピコ交通㈱	松本市井川城 2-1-1	26-7311	
日本通運松本支店	松本市出川町 1-3	26-3311	

通信

東日本電信電話長野支店 長野災害対策室	長野市新田町 1137-5	026-225-4389	

郵便

今井郵便局	松本市今井 1331-2	59-2004	
朝日郵便局	朝日村小野沢 258-3	99-2042	

電力

中部電力塩尻電力センター	塩尻市大門 5-16-2	52-2330	
中部電力松本営業所	松本市埋橋一丁目 5-3	0120-984-530	受付センター
東京電力新信濃変電所	朝日村古見 2869-12	99-2502	

その他関係機関

日本赤十字長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073	
長野県赤十字血液センター 松本公園通り出張所	松本市中央 1-8-11	37-1600	
松本広域森林組合	塩尻市大門 6-4-36	54-1687	
朝日村商工会	朝日村古見 1300-5	99-2551	
松本ハイランド農協　朝日支所	朝日村小野沢 250	99-2300	
中信平右岸土地改良区	松本市今井 2227-1	59-2206	
朝日村観光協会	朝日村古見 1286	87-1935	

報道・放送関係

名　　称	所　在　地	電 話 番 号	ＦＡＸ番号
ＮＨＫ松本支局	松本市深志 3-10-3	33-4700	32-9897
信越放送㈱松本放送局	松本市深志 3-7-13	32-3813	32-3813
長野放送中南信支社	松本市深志 1-2-11	32-9230	36-6317
テレビ信州松本支社	松本市丸の内 4-18	36-2002	36-5320
長野朝日放送㈱中南信支社	松本市深志 2-5-26	37-0100	32-5005
長野エフエム放送㈱	松本市本庄 1-13-5	33-4400	33-4401
信濃毎日新聞社松本本社	松本市宮田 2-10	25-2151	27-2050
市民タイムス	松本市島立 800	47-7777	47-2422
テレビ松本ケーブルビジョン	松本市里山辺 3044-1	35-1008	36-4001

資料２　朝日村防災会議条例

昭和 38 年６月 29 日　条例第８号
改正　平成５年６月 28 日条例第 24 号
　　平成８年 12 月 20 日条例第 20 号
　　平成 12 年４月１日条例第 20 号
　　平成 25 年３月 21 日条例第２号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、朝日村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（1）朝日村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（2）村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（3）前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
（4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によるその権限に属する事務（会長及び委員）
第３条　防災会議は会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、村長をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
（1）指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
（2）長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
（3）長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
（4）松本広域消防局消防局長
（5）村長がその部内の職員のうちから指命する者
（6）教育長
（7）消防団長
（8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
（9）自主防災会を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
６　委員の定数は 30 人以内とする。
７　第５項第８号及び９号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任されることができる。
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、朝日村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事の他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。
附則
　この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成５年６月 28 日条例第 24 号）
　この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成８年 12 月 20 日条例第 20 号）
　この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成 12 年４月１日条例第 20 号）
　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。
附則（平成 25 年３月 21 日条例第２号）
　この条例は、公布の日から施行する。

資料３　朝日村災害対策本部条例

昭和 38 年６月 29 日条例第９号
改正　平成 25 年３月 21 日条例第１号
（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき朝日村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか､災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成 25 年３月 21 日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。

広域相互応援関係

資料４　長野県消防相互応援協定書

第１章　総則

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、長野県内に消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している市町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互の応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、さらに地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊などの把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊などの把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第２章　相互応援

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援　　消防隊による応援

(2) 救助応援　　救助隊による応援

(3) 緊急応援　　救急隊による応援

(4) その他の応援　上記以外の応援

（応援要請）

第６条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出する。

(1) 第１要請　当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第２要請　当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村に対して行う応援要請（第１要請を除く。）
(3) 第３要請　当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）
２　応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行う。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
３　第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、統括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行う。
４　自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報する。

（応援隊の派遣）
第７条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の消防長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。
２　応援側の長は応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知する。この場合において、前条第３項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知する。
３　市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報する。

（応援隊の指揮）
第８条　応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動する。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携する。

第３章　経費負担

（応援経費等の負担）
第９条　この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。
(1) 応援側の負担する経費等
　ア　応援出動した隊員の旅費及び諸手当
　イ　応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
　ウ　応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
　エ　消防活動に要した消火剤
　オ　燃料及び給食等に要する経費
　カ　前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費
(2) 要請側の負担する経費等
　応援隊による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第３項の規定による損失補償及び同法第 36 条の３第１項の規定による損害補償費

（損害補償）
第 10 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害補償に要する費用については、応援側の負担とする。
(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金
２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を排除した額とする。

第４章　協議

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要もしくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定める。

（補則）
第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附　則
（施行期日）
この協定は、平成８年２月 14 日から施行する。
（長野県広域消防相互応援協定の廃止）
１　法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和４１年に各ブロックごとに締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。
２　この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

附　則（平成 18 年９月１日一部改正同意）
この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年９月１日から適用する。

（別表）

区分	市町村等
北信地域	長野市　須坂市　千曲坂域消防組合 岳北広域行政組合　岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合　佐久広域連合
中信地域	松本広域連合　北アルプス広域連合　木曽広域連合組合
南信地域	諏訪広域行政組合　伊那消防組合　伊南行政組合　南信州広域連合

資料５　長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定める。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによる。

（代表市町村の設置等）

第２条　市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記１に掲げるブロックごとに代表市町村を置く。

２　代表市町村が被災した場合に備え別記１に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第２順位及び第３順位の市町村を定める。

（応援の内容）

第３条　市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両等

エ　ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ　避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）

カ　火葬場

(2) 人員の派遣

ア　救護及び応急措置に必要な職員

イ　消防団員

(3) その他

ア　避難所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ　ボランティアのあっせん

ウ　児童・生徒の受入れ

エ　前２号に掲げるもののほか、災害救助法第 23 条第１項に定める救助

(4) 前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア　物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ　人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ　その他、必要な事項

（緊急時における自主的活動）

第５条　代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入

手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行う。
2　市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整の上自主的に応援活動を実施する。
3　前２項の規定に関わらず、代表市町村は、別記１に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度６強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣する。
4　代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記１に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行う。
5　前項に規定する場合において、別記１に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前２項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣を行う。
6　別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
7　前４項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣する。

（経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。
2　応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
3　前２項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
4　応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
　ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
5　前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）
第７条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換する。

（訓練の参加）
第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努める。

（防災体制の強化等）
第９条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図る。
2　市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補則）
第 10 条　この協定の実施に関して必要な事項は、別に定める。
2　この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附　則
（施行期日）

1　この協定は、平成８年４月１日から施行する。

（協定の成立）

2　この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附　則

この協定は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

（別記１）

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐　久	佐久市	小諸市・佐久市・小海市・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上　小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏　訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯　伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木　曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松　本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大　北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長　野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北　信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

（別記２）

被災ブロック	応援するブロック
佐　久	上　小
上　小	佐　久
諏　訪	上伊那 木　曽
上伊那	諏　訪 飯　伊
飯　伊	上伊那 木　曽
木　曽	飯　伊 諏　訪
松　本	長　野
大　北	北　信
長　野	松　本
北　信	大　北

資料６　長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

（趣旨）
第１条　この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。
（代表市町村）
第２条　代表市町村は、次に掲げる業務を行う。
(1) 被災市町村の情報収集と状況把握
(2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
(3) 応援要請内容の所属広域行政圏構成市町村及び他の代表市町村への仕分け（コーディネート）
(4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
(5) 応援活動等に関する県との連絡調査
(6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
２　代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定する。
ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接広域行政圏の代表市町村が協議の上、これを代行する。
（応援要請の手続）
第３条　被災市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請する。
(1) 要請は原則として所属広域行政圏の代表市町村に行う。
(2) 所属広域行政圏の代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該広域行政圏の他の構成市町村に要請する。
(3) 所属広域行政圏の大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接する広域行政圏の代表市町村に要請する。
２　被災市町村所属広域行政圏の代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該広域行政圏の構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請する。
（応援実施の手続）
第４条　被災市町村以外の市町村は、被災市町村から直接要請を受けた場合のほか、被災市町村から要請を受けた代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合においても、被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施する。
２　被災市町村の属する広域行政圏の代表市町村は、応援構成市町村及び他の代表市町村長と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣などに要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付する。
（応援物資の受領の通知）
第５条　被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を公布する。
（応援終了報告）
第６条　被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付する。
（緊急時における自主的活動）
第７条　協定第５条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動する。
（経費の負担）
第８条　応援職員の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
（情報交換）
第９条　協定第７条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告する。
(1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
(2) 備蓄物資、資機材一覧表
(3) その他応援に必要な情報
附則
１　この実施細則は、平成８年４月１日から施行する。
２　この実施細則の改正は、代表市町村連絡会議において決定する。
３　この実施細則の改正は、県内全市町村長の同意書をもって証ずる。

資料７　災害時における朝日村及び郵便局の協定に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）、朝日郵便局（以下「乙」という。）及び今井郵便局（以下「丙」という。）は、朝日村内に災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な災害対策を効果的かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協定内容）
第２条　甲、乙及び丙は、朝日村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
（1）　災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
（2）　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資の収集場所等としての提供
（3）　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用小包集積場所として提供
（4）　甲、乙及び丙が収集した被災村民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
（5）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）
第３条　甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するように努めなければならない。

（経費の負担）
第４条　前条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。
２　前項の負担について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し、負担すべき額を決定する。

（朝日村災害対策本部への参加）
第５条　甲は、朝日村災害対策本部への職員の派遣を乙及び丙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）
第６条　甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

（防災訓練への参加）
第７条　乙及び丙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努める。

（情報交換）
第８条　甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）
第９条　甲、乙及び丙は、この協定に関する相互応援の窓口を定めるとともに、連絡責任者を置くこととし、甲においては総務課長、乙においては朝日郵便局長、丙においては今井郵便局長とする。
２　連絡責任者及び担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行う。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定する。

附　則
（施行期日）
１　この協定は、平成 11 年８月 18 日より施行する。
２　この協定は、平成 18 年２月 23 日より施行する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各１通を保有する。

平成 18 年２月 23 日

甲　東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-5
朝日村長　上條　照夫

乙　東筑摩郡朝日村大字小野沢 258-3
朝日郵便局長　佐々木　彰

丙　松本市今井 1331-2
今井郵便局長　清澤　直也

資料８　緊急輸送関係

村内の輸送業者一覧（長野県トラック協会　中信地区会員一覧より）

名　　称	所　在　地	電話番号
愛品物流㈱	西洗馬 1535	99-2668
鉢盛運送㈱	古見 1541-1	99-2112
㈲おもと急送	古見 3745-1	99-1234
高松市場運送㈱松本営業所	西洗馬 1540-4	99-2918
㈲マルヤス運送	古見 3689-10	99-3717

村所有車両一覧表

車　両　名	登録ナンバー	無線呼び出し名称	所　　属	備　　考
日野　コースター	松本 200　さ 2077		総務課	29 人乗車
トヨタ　アルファード	松本 300　ゆ 9238		総務課	
トヨタ　カローラ	松本 501　ま 1904		総務課	
ダイハツ　カーゴ(№1)	松本 480　け 2943	あさひ４	総務課	
三菱　アイミーブ	松本 501　ま 8437		総務課	
日産　エクストレイル	松本 800　す 3970	あさひ１	消防本部	消防指揮広報車
トヨタ　ハイエース	松本 300　せ 1468	あさひ２	総務課	10 人乗車
マツダ　デミオ	松本 501　た 4089		住民福祉課	
トヨタ　サクシード	松本 501　せ 8563		企画財政課	
トヨタ　消防積載車	松本 800　す 1377		消防本部	
三菱　ミニキャブ	松本 480　こ 1129	あさひ３	住民福祉課	
マツダ　スクラム	松本 480　け 8383		住民福祉課	
ダイハツ　タント	松本 580　え 4093		住民福祉課	
スズキ　エブリィ	松本 480　か 7767	あさひ１０	建設環境課	土木車
スズキ　ジムニーシエラ	松本 500　も 7992	あさひ８	産業振興課	林務車
ダイハツ　カーゴ(№2)	松本 480　け 2945		産業振興課	農政・観光
マツダ　スクラム	松本 480　そ 5469		産業振興課	観光協会
スズキ　エブリイ	松本 480　さ 6093		教育委員会	
ダイハツ（軽トラック）	松本 480　け 2944		建設環境課	
ダイハツ　カーゴ(№3)	松本 480　け 2946	あさひ６	建設環境課	上下水道車
トヨタ　パッソ	松本 500　ら 2831		教育委員会	
トヨタ　ハイエース	松本 200　さ 1319		教育委員会	スクールバス 15 人乗車
キャブオーバ(軽トラック)	松本 480　け 6641		教育委員会	
小松ショベル・ローダー	松本 000　る 730		建設環境課	
小松ミニホイルローダー	松本 000　る 196		建設環境課	
キャタピラタイヤドーザー	松本 90　ま 4330		建設環境課	大型特殊
ヤンマーミニホイルローダー	朝日村　617		教育委員会	
日野　消防ポンプ車	松本 802　せ 1	あさひ９	第１分団	
トヨタ　消防積載車	松本 800　す 833		第２分団	
トヨタ　消防積載車	松本 800　さ 9874		第４分団	
トヨタ　消防積載車	松本 800　す 1715		第５分団	

資料９　村内建設関係業者等一覧表

名称	住所	種別	電話番号
小林工務店	古見 1846	建　　築	99-2550
朝日建友㈱	針尾 692	木 材 等	99-3410
㈱清沢朝日産業	針尾 519	土木全般	99-2415
塩原建工	針尾 259	建　　築	99-2381
鶴木塗装所	針尾 1276	塗　　装	99-3312
福井木工所	小野沢 1448	木 材 等	99-2064
柳沢建築店	西洗馬 2112	建　　築	99-3101
林建築	西洗馬 533	建　　築	99-3125
藤森工務店	西洗馬 1556-28	建　　築	99-3585
清沢土建㈱	西洗馬 68-2	土木全般	99-2017
羽多野設備	西洗馬 989	上下水道	99-3014
㈲アクア設備	西洗馬 1775-1	上下水道	99-2566
旦開	古見 2619	塗　　装	99-2650
朝日電気設備（小林治見）	古見 3475-3	電　　気	99-3325
清澤建具	針尾 434	建　　築	99-2101
萬屋（住清三）	小野沢 1321	土木全般	99-2545
徳永左官店	西洗馬 1581	塗　　装	99-2077
㈱オー・エス・ピー	古見 1517-10	電　　気	99-5177
一村電気	古見 964-4	電　　気	99-2503

資料 10　災害時における電気の保安に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、朝日村内において発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第２条　乙は、甲の施設の電源復旧の支援を行う。

２　乙は、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合は、可能な限り支援を行う。

３　乙は、甲に対して、甲の施設における電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

４　甲及び乙は、災害復旧に当たって、相互に協力し、電源復旧に必要な情報を可能な限り提供する。

（相互の連絡）

第３条　甲及び乙は、本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡する。

（要請手続）

第４条　甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請する。

２　前項の規定にも関わらず、災害時の状況により、文書による支援要請ができない場合には、口頭による要請ができる。

（費用負担）

第５条　乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第６条　甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、当該被害に係る損害賠償について、甲と乙の双方が誠意を持って協議し、解決する。

（防災体制の連絡）

第７条　乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出するものとし、提出後に書面の内容に変更があった場合には、速やかに変更後の書面を再提出する。

（防災訓練）

第８条　乙は、甲の要請があった場合には、甲が主催する総合防災訓練に参加協力する。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結した日から平成 26 年３月 31 日までとする。

ただし、期間満了となる日の３か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議事項）

第 10 条　この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 25 年９月 26 日

甲　東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-5
朝日村長　中村　武雄

乙　長野県長野市桐原一丁目５番８号
一般財団法人　中部電気保安協会
長野支店長　倉持　高久

資料 11　火災時等における施設使用に関する協定書

長野県中信平右岸土地改良区（以下「甲」という。）と朝日村（以下「乙」という。）とは、火災時等に甲の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、乙の地域において、火災、地震その他の原因による災害が発生したとき（以下「火災時等」という。）に、甲が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて必要な事項を定める。
（要請）
第２条　火災時等において、乙が施設を使用する必要があるときは、乙は甲に対して施設の使用を要請することができる。
２　乙は、前項の規定により甲に要請するときは、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後において報告する。
（承諾）
第３条　甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、施設の使用を承諾する。
（所管施設）
第４条　乙が第２条の規定により甲にその使用を要請する施設は、原則として別表の施設とする。ただし、被害の状況に応じ、甲乙協議の上その他の施設の使用を要請できる。
（費用）
第５条　乙が火災時等に施設を使用したことにより、施設の補修が必要となった場合の費用は、乙が負担する。
（協議）
第６条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。
（適用日）
第７条　この協定は、平成26年３月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成26年３月28日

甲　長野県松本市大字今井 2227 番地１
長野県中信平右岸土地改良区
理事長　　中村　善行

乙　長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地５
長野県朝日村
朝日村長　　中村　武雄

別表（第４条関係）

長野県中信平右岸土地改良区 朝日地区 受益地内の土地改良施設	
朝日地区	国営右岸上段幹線水路、国営調整池（横出ケ崎・朝日・古池） 県営調整池（中央・上段・古見上・西洗馬） 減圧水槽（古見上） 朝日地区内（古見原・西洗馬）畑かんパイプラインのバルブ・給水栓・雑用水立上り

資料 12　災害時の医療救護についての協定書

朝日村長　中村武雄（以下「甲」という。）と一般社団法人塩筑医師会長　鳥羽憲二（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は朝日村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護指針）
第２条　乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護指針を策定しこれを甲に提出する。
２　前項の医療救護指針は、次の各号に掲げる事項について定める。
(1) 指揮命令系統
(2) 関係機関との連絡系統
(3) 医療救護班の編成
(4) 医療救護班の活動計画
(5) 災害対応病院における医療対応
(6) 医薬品、医療機材等の備蓄
(7) 医療救護訓練計画
(8) その他必要な事項

（災害時医療救護活動の実施に伴う協力）
第３条　甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する本部医務班への参加について要請することができる。
２　前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。
なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。
３　甲は前項により本部医務班に参加した者を、統括災害医療コーディネーターに任命する。
４　統括災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネートチームを統括し、甲に対し、甲が行う災害時医療救護活動のための助言を行う。

（医療救護班の派遣）
第４条　甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請する。
(1) 災害救助法による救助
(2) (1)以外の災害又は大規模事故等で医療救護活動を実施する必要が生じた場合
２　乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護指針に基づき、医療救護班を派遣する。

（医療救護班に対する指揮）
第５条　医療救護活動の総合調整を図るため､甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）
第６条　乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所、その他甲が指定する場所において医療救護を行う。
２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。
(1) 傷病者のトリアージ
(2) 救急処置の実施

(3) 傷病者の搬送順位及び搬送先の決定
(4) 消防本部などへの傷病者の搬送要請
(5) 死体の検案と検案書の作成
(6) 救急活動の記録
(7) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）
第７条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）
第８条　災害救助法による救助の際、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が提供する。

（収容医療機関の指定）
第９条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力する。

（医療費）
第 10 条　災害救助法による救助の際、医療救護所における医療費は、無料とする。なお、収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練）
第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加する。

（費用弁償等）
第 12 条　甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。
(1) 医療救護班の派遣に要する経費
(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実施
(3) 医療救護班員が医療救護活動及び医療救護活動訓練において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
２　前項に定める必要の額については、別に定める。

（細目）
第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）
第 14 条　前各条に定めのない事項及びこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

（附則）
第 15 条　この協定は、平成 25 年６月１日から適用する。
２　本協定の発行と同時に、平成６年４月１日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定は破棄する。
３　この協定書の有効期間（以下「協定機関」という。）は、平成 25 年６月１日から平成 26 年５月 31 日までとする。
４　前項の協定機関の満了する１ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに１年延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成 25 年６月１日

甲　東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地５
朝日村長　　中村　武雄

乙　松本市深志一丁目４番８
一般社団法人　塩筑医師会
会長　　鳥羽　憲二

資料 13　災害時の歯科医療救護に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）と塩筑歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害（大規模事故を含む。）時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、朝日村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため､その実施に関し必要な事項を定める。

（災害歯科医療救護計画）
第２条　乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。
２　前項の災害歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定める。
(1) 歯科医療救護班の編成
(2) 歯科医療救護班の活動計画
(3) 関係機関との通信連絡計画
(4) 指揮系統
(5) 医薬品、医療器材等の備蓄
(6) 訓練計画
(7) その他必要な事項
３　乙は、第１項の災害歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。

（歯科医療救護班の派遣）
第３条　甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請する。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣する。

（歯科医療救護班の任務）
第４条　歯科医療救護班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。
２　歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。
(1) 緊急処置の実施
(2) 救急活動の記録
(3) 死体の検視
(4) その他の必要な事項

（歯科医療救護班に対する指揮）
第５条　歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）
第６条　甲は、医療品及び衛生資材の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるため、必要な措置を講ずる。

（収容歯科医療機関の指定）
第７条　乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力する。

（救護所の設置）
第８条　甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

２　甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と定めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（救護所における給食等）
第９条　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）
第 10 条　救護所における医療費は、無料とする。
２　収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。
（1）歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
（2）歯科医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費
２　前項に定める費用の額については、甲乙協議の上、別に定める。

（補償）
第 12 条　甲は、歯科医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成５年長野県市町村総合事務組合条例第４号）の規定に準じて補償を行う。
２　第８条第２項の規定による救護所を設置した歯科医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

（第三者に対する損害補償）
第 13 条　歯科医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議の上定める。

（医事紛争の措置）
第 14 条　歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずる。

（報告）
第 15 条　乙は、歯科医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより歯科医療救護活動従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告する。

（費用等の請求）
第 16 条　乙は、第 11 条に規定する費用及び第 12 条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

（支払）
第 17 条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

（実施項目）
第 18 条　この協定に定めるものほか、この協議を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）
第 19 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定める。

（協定期間）
第 20 条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成 20 年４月１日から平成 21 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の協定期間満了１ヶ月前までに甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに１年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方押印の上、各１通を保有する。

平成 20 年４月１日

甲　東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地５
朝日村長　　中村　武雄

乙　松本市深志１丁目１番２号
塩筑歯科医師会
会　　長　　塚越　正明

資料 14　大規模災害等発生時における医療救護班派遣に関する協定書

朝日村長（以下「甲」という。）とまつもと医療センター院長（以下「乙」という。）とは、大規模災害等発生時における医師等医療救護班の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が定める地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護班の派遣が必要と認められるときは、乙に対して医療救護班の派遣を要請する。

２　乙は、前項の要請があったときは、速やかに医療救護班の派遣の可否を判断し、その判断内容を甲に報告する。

３　乙は、医療救護班の派遣が可能なときは、甲の要請に従い甲の医療救護所等に医療救護班を派遣する。

４　乙は、緊急でやむを得ない事情がある場合には、甲の要請を受ける前であっても、医療救護班を派遣することができる。この場合においては、乙は速やかに甲に医療救護班を派遣した旨を報告し、その承認を得る。

５　前項の承認があった場合は、その派遣は、甲の要請を受けた派遣とみなす。

（待機）

第３条　甲は、災害の発生により医療救護班の派遣が必要と見込まれる場合は、乙に対して医療救護班の待機を要請する。

２　甲は、医療救護班の派遣が必要となる可能性がないと見込まれるときは、医療救護班の待機を解除する。

３　次のいずれかに該当する場合は、乙は、甲の要請を待たずに、医療救護班を待機させる。

(1) 松本広域圏で震度５弱以上の地震が発生した場合

(2) 東海地震注意情報が発表された場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、医療救護班の派遣を要すると判断される災害が発生した場合

（医療救護班の任務）

第４条　医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

２　医療救護班の任務は、次のとおりとする。

(1) 甲の災害対策本部、医療救護所等における災害医療情報の収集及び伝達

(2) 医療救護所等におけるトリアージ、応急処置、搬送等

(3) 甲の災害対策本部及び医療従事者に対する医療支援

(4) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

（医療救護班の身分及び指揮命令）

第５条　乙が派遣する医療救護班の隊員は、乙の職員として前条に定める業務に従事する。

２　医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（移動等）

第６条　乙が派遣する医療護班の移動手段は、原則として乙が確保する。

２　乙が派遣する医療救護班は、陸路による移動が困難な場合は、松本地域災害医療コーディネートチームを通じ、空路等の移動手段について調整する。

（医薬品の補給等）
第７条　乙が派遣する医療救護班は、甲が行う医療救護活動において必要と見込まれる医薬品等の医療資器材等について、可能な範囲で輸送を行う。
２　甲は、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずる。

（医療費）
第８条　医療救護所における医療費は、無料とする。
２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）
第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。
（1）医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
（2）乙が所有し、医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
２　前項の実費弁償の額については、甲乙協議の上、別に定める。

（損害補償）
第 10 条　甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に災害を受けたときは、甲が加入する長野県市町村総合事務組合の町村非常勤職員公務災害補償条例（平成５年３月５日条例第４号）の規定に準じて補償を行う。
２　第８条第２項の規定により医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

（第三者に対する損害賠償）
第 11 条　従事者が、医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議の上その賠償方法及び賠償額を定める。

（医事紛争の処理）
第 12 条　医療救護班が医療救護活動中により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。
２　甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずる。

（報告）
第 13 条　乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告する。

（費用等の請求）
第 14 条　乙は、第９条の費用及び第 10 条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

（支払）
第 15 条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

（防災訓練への参加）
第 16 条　乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加する。

（実施細目）
第 17 条　この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）
第 18 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

（協定期間）
第 19 条　この協定の有効期限は、協定締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに、甲乙いずれか何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年９月１日

甲　長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地
朝日村
朝日村長　中村　武雄

乙　長野県松本市村井町南２丁目 20 番 30 号
独立行政法人国立病院機構　まつもと医療センター
院長　北野　喜良

資料 15　災害時の医療救護活動に関する実施細目

平成７年４月１日付けで、山形村（以下「甲」という。）と、社団法人塩筑医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第 18 条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第１条　乙は、協定書第３条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動を終了した後、「医療救護活動報告書」（様式第１号）、「診療報告書」（様式第２号）、「助産報告書」（様式第３号）又は「医薬品等使用報告書」（様式第４号）により速やかに甲に報告する。

（事故報告）

第２条　乙は、協定書第３条の規定による医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第５号）により速やかに甲に報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第３条　乙は、協定書第３条の規定による医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第６号）により速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第４条　協定書第 11 条第２項に定める費用の額は、別表に定めるとおりとする。

（費用等の請求）

第５条　協定書第 16 条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第７号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第８号）又は「医療施設及び設備の損傷に係る損害賠償請求書」（様式第９号）により甲に請求する。

（支払）

第６条　甲は、前条の規定により費用等の請求を受けたときは、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払う。

別表（第４条関係）

区　分	職種	費　用　の　額
日当	医　師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行細則（昭和 44 年長野県規則第３号）の例による。
旅費	医　師 保健婦 助産婦 看護婦	職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 51 年山形村規則第７号）による。
時間外勤務手当	医　師 保健婦 助産婦 看護婦	一般職の職員の給与に関する条例(昭和 39 年山形村条例第 14 号)を準用する。この場合において、勤務１時間当たりの給与額は、職務ごとに定められた当該日当の額を８で除して得た額とする。

本実施細則２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

甲

朝日村長

乙　松本市中央２丁目１番 21 号

社団法人　塩筑医師会

会　　長　清水忠治

様式第１号～第９号〔略〕

資料 16　塩筑医師会（西部地区）関連機関

氏　　名	住　　所	電話番号
宮原医院	山形村 5501-6	97-1055
山形協立診療所	山形村 2524-1	98-3933
山形整形外科クリニック	山形村 3926-1	98-5277
横山医院	山形村中原 3916	98-2884
三村医院	朝日村西洗馬 1716-1	99-2065

資料 17　「医師会医療班の派遣要請に関する覚書」の締結について

大規模災害時、市町村地域防災計画に基づき、医師会との協定による医療救護班の編成及び派遣の要請について、町村長が医師会に要請する暇がないとき、町村長に代わって松本地域広域行政事務組合管理者が手続を行うことができることとした「覚書」の締結をお願いするものです。

「覚書」の要旨について
(1) 組合管理者は、町村長の「災害時の医療救護に関する協定書」第３条の規定による要請の暇がない場合、町村長に代わって医師会に医療救護者の派遣を要請できるようにするものです。
(2) 対象とする災害等
　ア　地震等の自然災害
　イ　電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発の事故
　ウ　集団食中毒
※上記事由は、多数の負傷病者が発生した場合をいう。

「覚書」の締結について
(1) 締結日平成８年８月１日を予定
(2) 締結の方法調印式等は行わず文書の取り交わしにより締結とする。

「災害時の医療救護に関する協定書」の締結状況
(1) 長野県の締結状況
　長野県と長野県医師会　平成６年１月 17 日締結
(2) 市町村と医師会との締結状況

市　町　村　名	医　師　会　名	締　結　日
松　　本　　市	社団法人松本市医師会	平成６年４月１日
塩　　尻　　市	社団法人塩筑医師会	平成６年４月１日
東筑摩郡下２町８村		平成７年４月１日
南安曇郡下２町５村	社団法人南安曇郡医師会	平成７年 10 月 11 日

「覚書」の締結状況（災害現場への医師会医療班の派遣）
(1) 松本市長と松本地域広域行政事務組合管理者　平成６年４月１日締結
(2) 塩尻市長と松本地域広域行政事務組合管理者　平成６年４月１日締結

覚　　書

朝日村長三村剛（以下「甲」という。）と松本地域広域行政事務組合管理者松本市長有賀正（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

１　平成７年４月１日付で甲と社団法人塩筑医師会（以下「丙」という。）との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第３条の規定による医療救護班の編成及び派遣については、乙が同条に定める医療救護班の編成及び派遣を必要と判断した場合、甲に同条に基づく手続をすることを要請する。
２　前項の規定に関わらず乙は、朝日村域において次の各号のいずれかに該当する事由により、多数の負傷病者が発生した場合で、前項に定める要請をする暇がないときは、甲に代わって丙に協定書第３条に基づく手続をすることができる。
(1) 地震等の自然災害
(2) 電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発の事故
(3) 集団食中毒
３　乙は、前項の規定により甲に代わって丙に協定書第３条に規定する手続をした場合は、直ちに甲に事故等の内容を報告する。

上記覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成８年８月１日

甲　長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地
朝日村長　　三村　剛

乙　松本地域広域行政事務組合管理者
松本市長　　有賀　正

医療救護班の派遣要請について

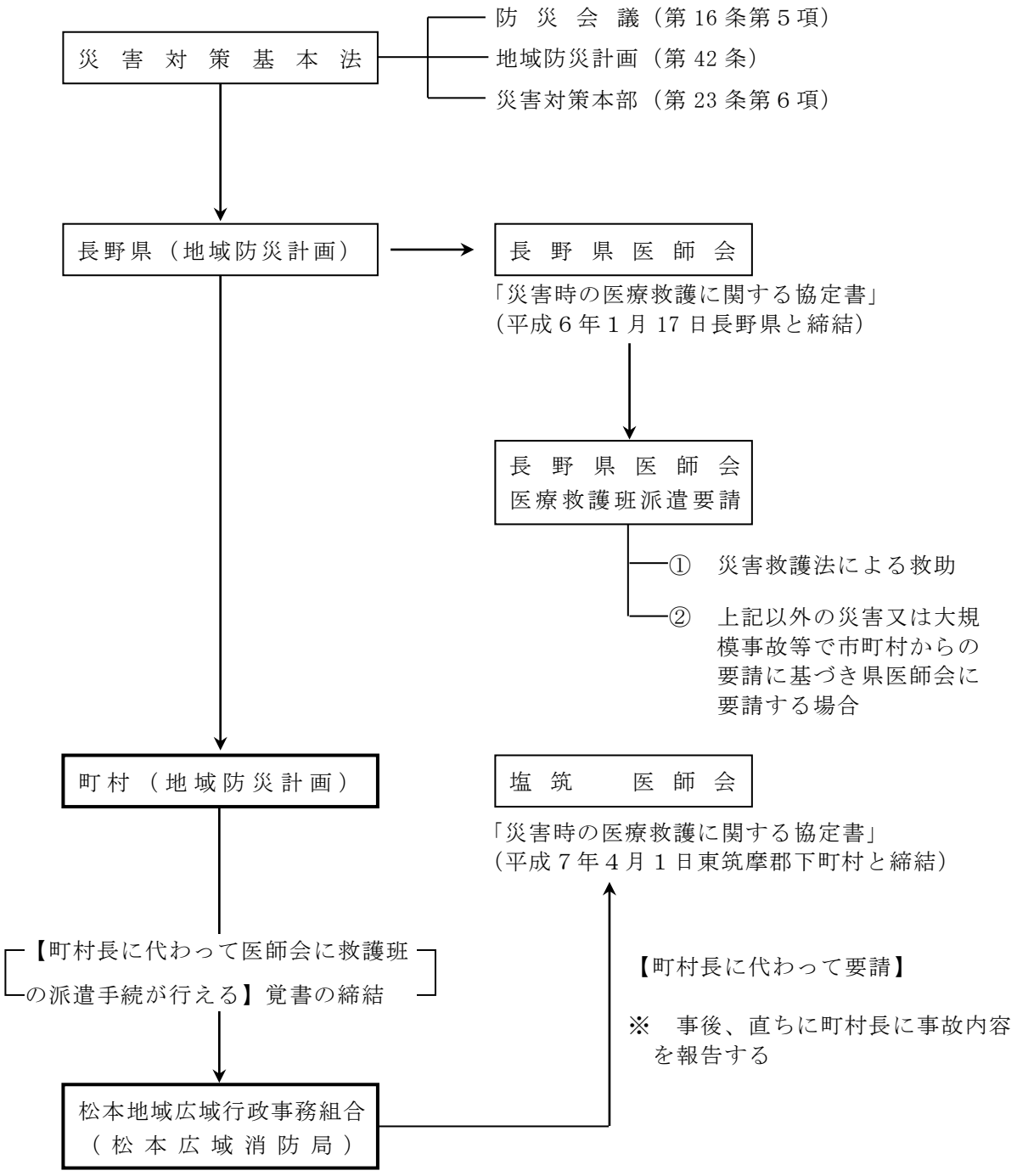

※ 要請する暇がない場合に医師会に要請できる事由
(1) 地震等の自然災害
(2) 電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発等の事故
(3) 集団食中毒

資料 18　避難収容関係

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

No	名　称	住所	電話	管理者	建設年	面積（㎡）	指定緊急避難場所 異常な現象の種類 洪水（水害）	崖崩れ、土石流	地震	大規模な火災	火山噴火	想定収容人数（人）	指定避難所 指定避難所	想定収容人数（人）
	（屋外施設）											2.0 ㎡/人		
1	朝日村運動広場	古見 1300-1		教育長		10,763	○	○	○	○	－	5,382	－	
2	朝日小学校　校庭	古見 1265		学校長		6,792	○	○	○	○	－	3,396	－	
3	鉢盛中学校　校庭	古見 3332-5		学校長		8,250	○	○	○	○	－	4,125	－	
4	古見ふれあい親水広場	古見 1970		古見区長		1,000	○	－	○	○	－	500		
5	緑のコロシアム	古見 249-1		指定管理者		1,225	○	－	○	○	－	613	－	
6	西洗馬農村広場グラウンド	西洗馬 1709-1		西洗馬区長		4,800	○	○	○	○	－	2,400	－	
7	あさひプライムスキー場駐車場	古見 306-1		指定管理者		3,250	○	－	○	○	－	1,625	－	
8	あさひ保育園園庭（駐車場含む）	古見 1274-1		教育長		3,334	○	○	○	○	－	1,667	－	
9	アイススケート場・駐車場	針尾 347		教育長		5,928	○	－	○	○	－	2,964	－	
10	旧おひさま保育園　園庭	西洗馬 1590-1		村　長		482	○	○	○	○	－	241		
11	株式会社東京堂　クイックデリバリーセンター駐車場	西洗馬 1131-3		㈱東京堂		2560	○	○	○	○	－	1280		

※旧役場庁舎跡地を拠点避難地として検討していく。

No	名　称	住所	電話	管理者	建設年	面積（㎡）	指定緊急避難場所						指定避難所	
							異常な現象の種類							
							洪水（水害）	崖崩れ、土石流	地震	大規模な火災	火山噴火	想定収容人数（人）	指定避難所	想定収容人数（人）
	（屋内施設）											2.0 ㎡/人		3.0 ㎡/人
1	中央公民館	古見 1286	99-2004	教育長		1,344	○	○	○	○	○	672	○	448
2	朝日村農業者トレーニングセンター	古見 1289-2	99-2004	教育長	S58	2,391	○	○	○	○	○	1,196	○	797
3	子育て支援センター	古見 1286	99-4188	村長	H9	1,135	○	○	○	○	○	568	○	378
4	緑の体験館	古見 273	99-3700	指定管理者	S63	707	○	－	○	○	○	354	○	236
5	朝日小学校　体育館	古見 1265	99-2012	学校長	S63	1,066	○	○	○	○	○	533	○	355
6	鉢盛中学校　体育館	古見 3332-5	99-2501	学校長	H5	1,686	○	○	○	○	○	843	○	562
7	あさひ保育園	古見 1274-1	99-2362	教育長	H27	1,514	○	○	○	○	○	757	○	505
8	あさひプライムスキー場カルテットホール	古見 306-1	99-3700	指定管理者	H4	573	○	－	○	○	○	287	○	191
9	古見集落センター	古見 1864-2	99-2841	古見区長	H2	300	○	○	○	○	○	150	○	100
10	針尾集落センター	針尾 721-1	－	針尾区長	S58	294	○	○	○	○	○	147	○	98
11	小野沢公民館	小野沢 304-1	－	小野沢区長	H15	261	－	○	○	○	○	131	○	87
12	西洗馬公民館	西洗馬 1679-4	－	西洗馬区長	S39	381	○	○	－	○	○	191	○	127
13	マルチメディアセンター	古見 1286	99-3583	村　長	H8	138	○	○	○	○	○	69	○	46
14	株式会社東京堂　クイックデリバリーセンター施設内	西洗馬 1131-3	99-3333	㈱東京堂		552	○	○	○	○	○	276	○	184
	合　計						**24**	**19**	**24**	**25**	**14**	**30,367**	**14**	**4,114**

・表中、管理者欄は施設管理者を記載とする（財産管理者とは限らない）

福祉避難所一覧表

	名　　称	電話番号	収容人数	対応する災害				
				水害	土砂	震災	火災	火山
1	朝日村かたくりの里	99-2340	128	―	○	○	○	○
2	介護老人福祉施設ゆめの里朝日	99-5066	100	○	○	○	○	○
3	グループホーム朝日新明館	88-7160	50	○	○	○	○	○
4	デイサービスあすてらす	31-5227	20	○	○	○	○	○
5	就労継続支援事業所森のこびと	99-3001	50	○	○	○	○	○

村外施設

	名　　称	電話番号
1	特別養護老人ホーム桔梗荘	52-2376
2	特別養護老人ホーム岡田の里	33-3306
3	特別養護老人ホーム四賀福寿荘	64-2922
4	特別養護老人ホーム木曽あすなろ荘	0573-75-4458
5	特別養護老人ホームピアやまがた	98-3888
6	特別養護老人ホームサンライフおみ	67-4555
7	特別養護老人ホームサニーヒルきそ	0264-36-3820
8	特別養護老人ホームやまびこの里	85-5711
9	特別養護老人ホームなんてんの里	0264-46-3335
10	特別養護老人ホームちくまの	92-8885

※福祉避難所：災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 号が規定する指定基準を満たした施設

食料品等の調達供給関係

資料 19　災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領

（昭和 61 年２月 10 日 61 食糧第 120 号（需要、経理）食糧庁長官から食糧事務所長あて）
改正昭和 61 年 12 月 61 食糧第 1241 号（経理）

災害救助法が発動された場合における応急食糧の緊急引渡手続については、現在「災害時における応急食糧の緊急引渡について」（昭和 35 年７月６日付け 35 食糧第 4151 号（経理）食糧庁長官通達）により措置しているところであるが、制定後 20 余年を経過し、この間食糧管理法（昭和 17 年法律第 40 号）の改正が行われていることから、今回新たに別紙のとおり「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」を定めたので、その実施に当たっては遺憾のないようされたい。

なお、「災害時における応急食糧の緊急引渡について」（昭和 35 年７月６日付食糧第 4151 号（経理）食糧庁長官通達）は、廃止する。

別紙
災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領

第１　趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続について、必要な事項を定める。

第２　事前の協定等

１　所長は、災害救助法が発動された場合において当該災害地を管轄する知事又は市町村長からの緊急な引渡しの要請に応じて引渡す政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の引渡しに関し、あらかじめ、知事が直接要請する場合の手続等のほか、次の事項についての取扱要領を協定しておく。

(1) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要がある数量の災害救助用米穀について、食糧事務所支所長（以下「支所長」という。）又は政府所有食糧を保管する倉庫（以下「倉庫」という。）の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡し要請することができること。

(2) 知事は、市町村長が(1)により災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けること。

(3) 所長は、知事に災害救助用米穀の価格をあらかじめ通知しておくこと。また、価格を変更した場合には速やかに変更後の価格を通知すること。

(4) 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30 日以内の延納とし、担保及び金利は徴しないこと。

(5) 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないこと。ただし、知事又は知事の指定する者（知事又は市町村長が取扱者として指定した卸売業者等をいう。以下「取引人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えないこと。

２　１の協定が成立した場合には、所長は管下の支店長及び食糧庁指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておく。

第３　知事又は市町村長に対する災害救助用米穀の引渡し

１　荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

(1) 所長は、知事から災害救助用米穀の緊急の引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定したときは、直ちに知事に対し延納売却を行う。

この場合における売買計画の締結は、「災害救助法発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延応措置について」（昭和 35 年４月 19 日付け 35 食糧第 2432 号（経理）食糧庁長官通達）による。

(2) 知事に対する所長の災害救助用米穀引渡事務は、「荷渡指図書および出庫証による物品の引渡要領」（昭和 35 年４月７日付け 35 食糧第 2232 号（経理）食糧庁長官通達。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行う。ただし、次に掲げるときは、所長は、荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）を概数によつて発行することができる。

ア　災害地の倉庫から災害救助用米穀を出庫するときであつて正品在庫数量が不明確なとき。

イ　災害地区別に災害救助用米穀の必要量の変動が予想されるとき。

２　荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

(1) 食糧事務所本所と倉庫及び支所との間の連絡がつく場合

ア　所長は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀の引渡しを行うことが困難なときを含む）と認めたときは、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀を引渡す。

イ　所長は、アにより災害救助用米穀を引渡すときは、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀の種類、種別、等級、数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する支所長に対し、指示の内容を連絡する。ただし、１の(2)のただし書に掲げる事由に該当するときは、概数による指示を行うことができる。

なお、倉庫の責任者及び支所長は、所長から指示のあった内容等を記録しておく。

ウ　倉庫の責任者は、イの所長の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀の引渡しを行うときは、知事又は取引人から引渡しに係る災害救助用米穀の種類、種別、等級、数量等を明らかにした受領証をかならず徴する。

エ　支所長は、ウにより災害救助用米穀の引渡しがおこなわれるときは、必要に応じ支所職員を立ち会わせる。

(2) 食糧事務所本所と倉庫及び支所との間の連絡がつかない場合

ア　市町村長から支所長に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア)　市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けない場合であつて、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするときは、当該地域を管轄する支所長（支所長に連絡のとれないときは、政府所有食糧等の保管管理要領（昭和 61 年３月 28 日付け 61 食糧業第 162 号（買入）食糧庁長官通達）に定める保管指導担当者である食糧事務所職員。以下「支所長等」という。）に対して、文書により要請を行う。

(イ)　支所長等は、市町村長から(ア)により要請を受けた場合であつて、当該要請内容を検討の上適当と認めたときは、その旨を市町村長に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の引渡しの指示を（1）のイに準じて行う。

(ウ)　倉庫の責任者は、(イ)による支所長等の指示に基づき災害救助用米穀の引渡しを行うのとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴する。

(エ)　支所長等は、災害救助用米穀の引渡しが行われるときは、自ら立ち会うか又は支所職員に立ち会わせる。

イ　市町村長から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア)　市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であつて、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするものの支所長等に対して連絡がとれないときは、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができる。

(イ)　倉庫の責任者は、(ウ)による市町村長の要請書に基づき災害救助用米穀の引渡しを行うが、その引渡しに際しては、（1）のウに準じて市町村長から受領証を徴する。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておく。

(ウ)　倉庫の責任者は、支所長等に対して連絡がつき次第、速やかに、(イ)による災害救助用米穀の引渡しの事実、状況等を報告する。

ウ　市町村長が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とする。

エ　所長に対する支所長の報告

支所長はア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを行つたときは、速やかに、所長に対してあらかじめ所長の定める様式により当該引渡災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、種別、等級、数量等を報告する。

オ　知事に対する市町村長の報告

市町村長は、ア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、種別、等級、数量等を報告する。

第４　売買契約書の整備

１　所長は、第３の１の(2)のただし書きにより概数による荷渡指図書を発行した場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要があるとき又は第３の２により荷渡指図書によることなく引渡しを行つたときは、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもつて、売買契約の改定又は締結を行う。

２　所長は、１の売買契約の締結に当たつては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第３の２の(2)のエの支所長からの報告等とを照合する。

第５　荷渡指図書の発行等事務整理

１　所長は、第３の２により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第４の１により売買契約を締結した日付けで、荷渡指図書を発行し、知事に交付する。

２　１により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによる。

(1) 所長は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに支所長に送付する。

(2) 支所長は、(1) により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付する。

(3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けたときは、知事又は取引人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを支所長に提出する。

第６　その他

すでに「災害時における応急食糧の緊急引渡について」（昭和 35 年７月６日付け 35 食糧第 415 号（経理）食糧庁長官通達）により所長と知事との間で災害救助用米穀の緊急な引渡しについての取扱要領が協定されており、改めて協定する必要がないと所長が認める場合は、第２に基づいて協定された当該取扱要領として取扱って差し支えない。

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の制定について

昭和 61 年２月 10 日 61 食糧第 120 号（需給、経理）

食糧庁長官から知事あて

このことについて、別添写しのとおり食糧事務所長あてに通達したので御了知の上、ご協力方よろしくお願いします。

（参考）
震災時における食糧の緊急連絡体制
米穀の緊急連絡体制「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和 61 年２月 10 日付け 61 食糧第 120 号）

（1）県内で米穀を満たしている場合
（1）食糧事務所本所と倉庫及び食糧事務所支所との間の連絡がつく場合

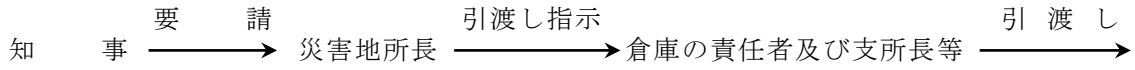

知事又は知事の指定する引取人

（2）食糧事務所本所と倉庫及び食糧事務所支所との間の連絡がつかない場合
ア.市町村長から支所長などに対して緊急引渡しを要請する場合

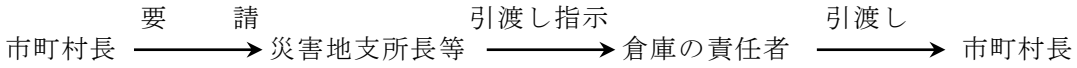

イ.市町村長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合
（食糧事務所支所長等との連絡不可能）

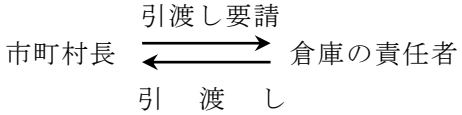

（2）県内で米穀を満たし得ない場合
（1）本庁との連絡

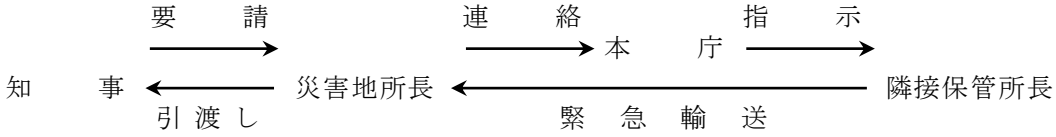

（2）本庁との連絡不可能

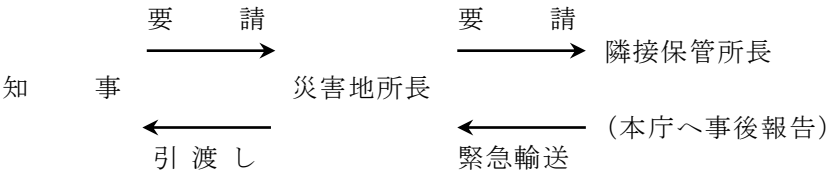

（注）緊急輸送は、原則として政府運送（農林水産省が運送業者に委託して行うトラック運送等）によることとしているが災害の状況により災害地都道府県知事の要請があれば自衛隊が輸送（ヘリコプター輸送も含む）に当たることとなっている。

応急用米穀の供給に関する図表

１．通常の供給（災害救助法が適用された場合も含む）

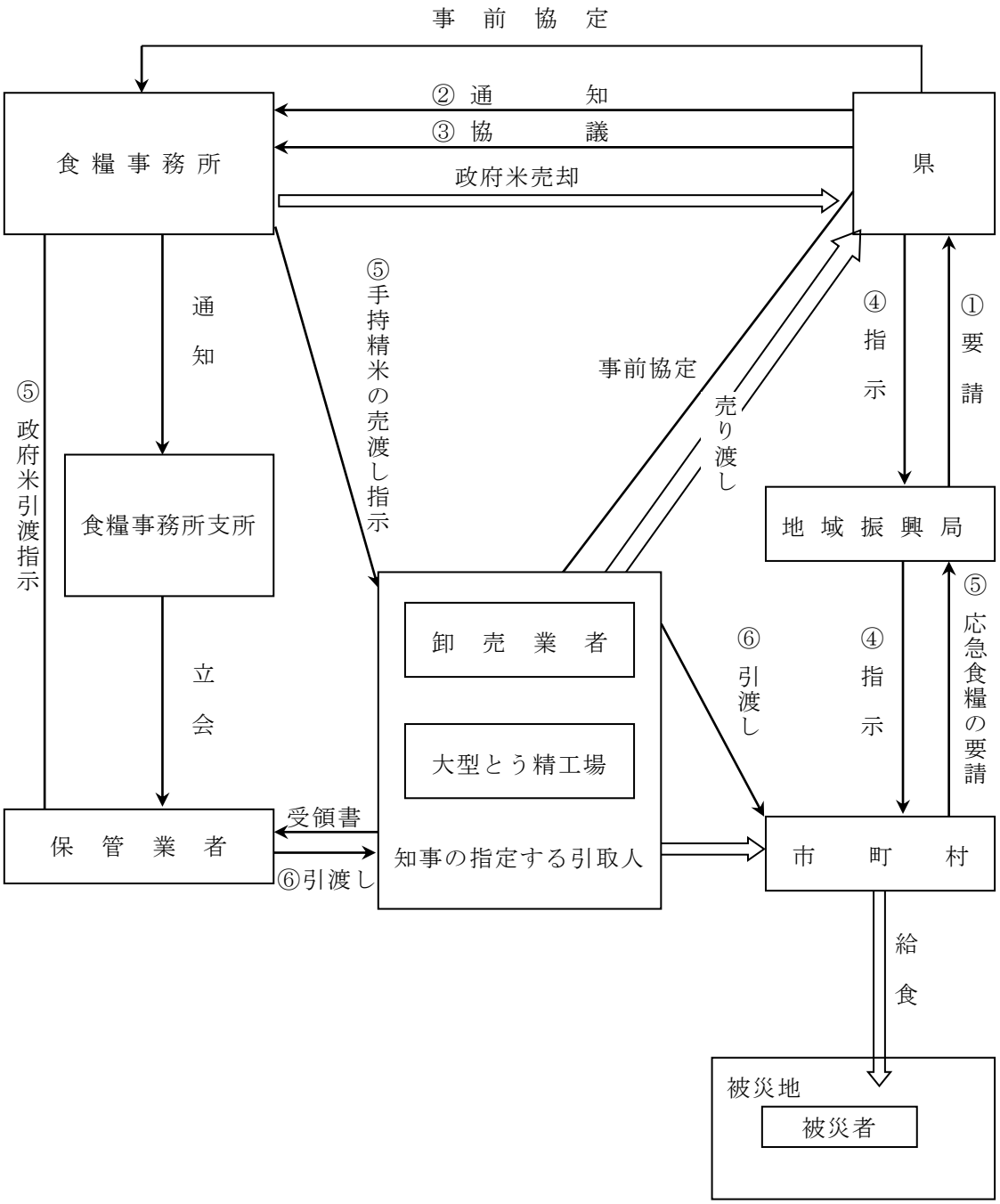

２．緊急措置による供給（県及び食糧事務所と連絡がつかない場合）

(1) 市町村長から食糧事務所支所長に対し要請する場合

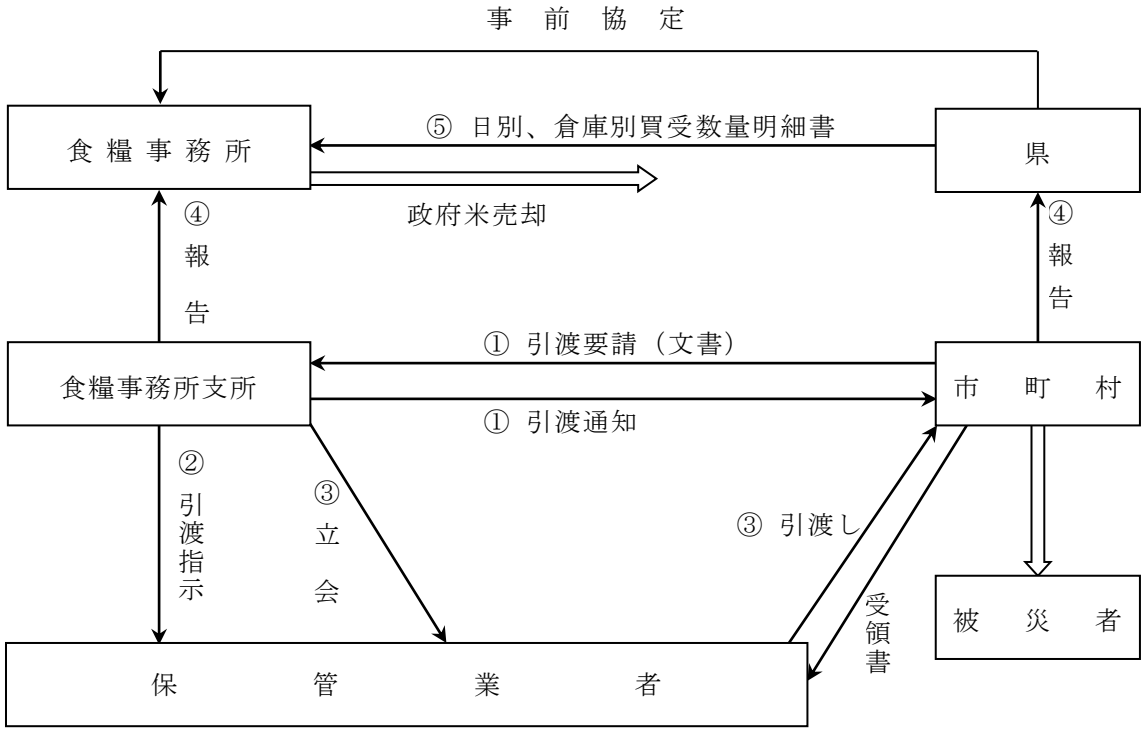

(2) 市町村長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合

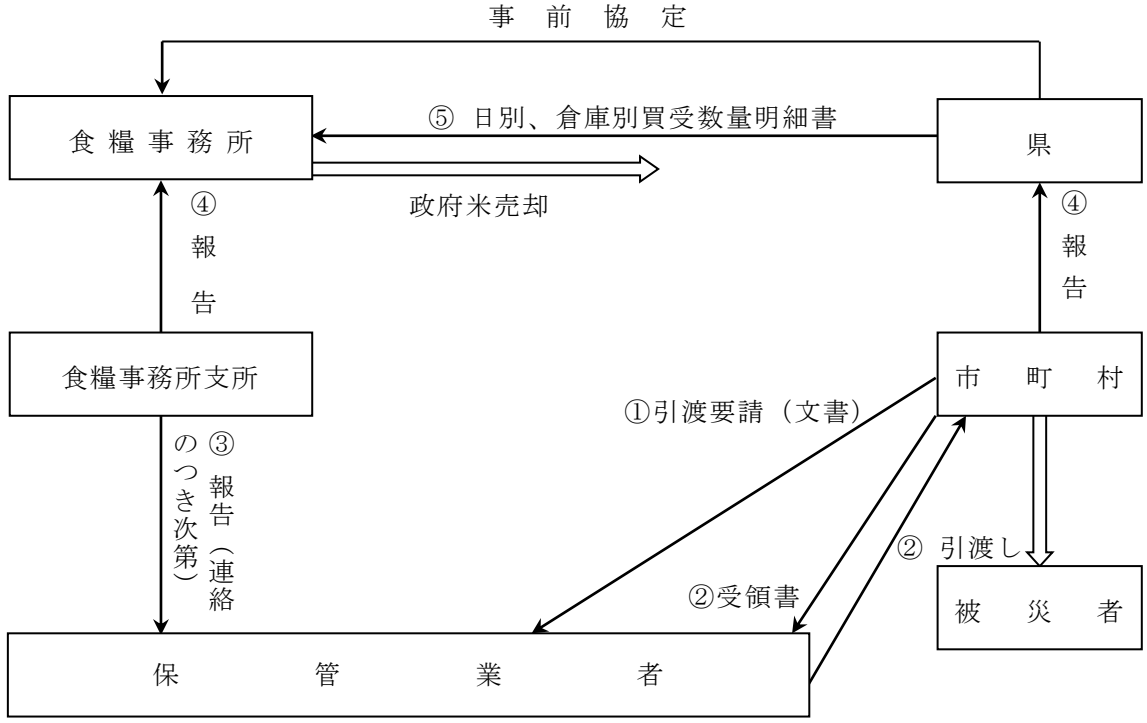

資料 20　災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書

長野食糧事務所長佐藤正彦（以下「甲」という。）と長野県知事吉村午良（以下「乙」という。）とは、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しに関する次の事項のついて協定する。

1　災害救助法が発動した場合において、当該災害地を管轄する市町村長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する乙の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、食糧事務所支所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して、直接引渡しを要請することができる。

2　乙は、市町村長が１により災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により甲から買受ける。

3　甲から乙に直接売却する場合の米穀の価格は、主食用政府売渡価格とする。

4　災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わない。

ただし、乙、又は乙の指定する者（乙又は市町村長が取扱者として指定した卸売業者等をいう。

以下「引取人」という。）が、当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため、乙又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えない。

5　災害救助用米穀の売買代金の納付については、30 日以内の延納とし、担保及び金利は徴しない。

6　この協定の有効期限は平成８年７月４日から平成９年３月 31 日までとする。

ただし、甲、乙、双方から特に申出がない限りこの協定は継続する。

7　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を所持する。

平成８年７月４日

甲　長野食糧事務所長

佐藤正彦　印

乙　長野県知事

吉村午良　印

資料 21　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書

（別 紙）（以下「甲」という。）と長野県知事村井仁（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は国民保護法（平成 16 年法律第 112 号）が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第１条　甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡す。
第２条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。
第３条 売買代金の納付については速やかに行う。
第４条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行う。
第５条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申出がない場合は継続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その１通を保有する。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」（平成８年７月５日締結）は廃止する。

平成 18 年 12 月 28 日

甲　（別紙のとおり）

印

乙 長野県知事

村井　仁　　印

別紙

会　社　名	代表者名	所　在　地	電　話
ベイクックコーポレーション株式会社	酒井正晃	長野県長野市風間 2452 番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	西田哲郎	長野県安曇野市堀金烏川 2669 番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降簾米穀	降簾一路	長野県松本市筑摩１丁目 21 番５号	0263-26-4501
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾 2971 番地	026-278-1110
株式会社トーヨー食品	前田正臣	和歌山県和歌山市黒田７番地	0734-74-3901
株式会社むらせ	原田哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通１丁目６番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾益也	兵庫県神戸市中央区海岸通６丁目１番 10 号	078-371-2131
大和産業株式会社	金子秀次郎	愛知県名古屋市西区新道１丁目 14 番４号	052-571-1161
株式会社新潟ケンベイ	皆川修一	新潟県新潟市上大川前通九番町 1265 番地	025-383-5520
株式会社細山商店	細山洋	新潟県新潟市大関村古新田９番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	奥ノ博久	大阪府大阪市浪速区桜川３丁目７番 12 号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋一郎	兵庫県伊丹市中央５丁目５番 10 号	0727-83-0001

資料 22　長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害時」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定める。

（会長等の責務）

第２条　会長は､会員が災害時等により被害を受けた場合に長野県知事からの要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請する。

２　会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行う。

３　部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会員の責務）

第３条　災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力する。

２　災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規定に関わらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができる。この場合において、会員は速やかに会長に報告する。

（相互応援地区）

第４条　応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

２　応援地区は、東信、北信、中信、南信の４地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

３　応援地区の業務は、当該地区の理事４人をもって構成する応援地区会議により運営する。

４　前項の理事の互選により１名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を統括し、代表する。

５　応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡調整を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努める。

６　応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請する。

７　前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努める。

（応援活動の要請）

第５条　被災会員は長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受ける。

(1) 災害の被災状況

(2) 必要な応援要請（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(3) 前号の集合日時及び集合場所

（応援活動）
第６条　応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事する。
２　前項の応急活動の内容は、次のとおりとする。
(1) 応急給水作業
(2) 応急復旧作業
(3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の提出
３　前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮する。

（連絡担当部局等）
第７条　各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとる。

（応急給水作業）
第８条　応急給水作業の応援期間は、原則として 15 日以内とする。
２　各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮する。

（応急給水用浄水機）
第９条　応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたとき、これを受託する。
２　受託浄水機は東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。
３　受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

（応急復旧作業）
第１１条　各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の提出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出する。

（応援職員）
第１２条　各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮する。
２　前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工器具及び緊急資材のほか、衣類、食料、日用品等を携行させる。
３　応援職員は応援会員名を表示した腕章等を着用する。
４　応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。
５　応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じる。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じる。

（応援費用の負担）
第１３条　この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担する。

（連絡担当部局等の報告）
第１４条　各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水具、機械工具及び緊急要資材について毎年４月１日現在の状況を、様式第１号から第４号までに掲げるところにより、４月 15 日までに会長に報告する。
２　会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを全会員に配布する。

（会員以外の市町村等への応援等）
第１５条　会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができる。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員への派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。
２　日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

（防災連絡会議の設置）
第１６条　応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置する。
２　防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

（補則）
第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、昭和 59 年 11 月８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成９年１月 16 日から施行する。

危険物施設関係

資料 23　危険物施設の設置状況・貯蔵内容（許可施設）

１．地下タンク貯蔵所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	緑の体験館	灯油	3,000	3	
2	あさひプライムスキー場	灯油	1,500	1.5	
3	かたくりの里	灯油	3,000	3	
4	松本ハイランド農協朝日支所	灯油	29,500	29.5	
5	㈱ホクエツ信越長野松本工場	重油	9,700	4.85	
6	㈱デリカウェーブ長野工場	重油	10,000	5	
7	塩尻朝日衛生施設組合　最終処分場	重油	3,000	1.5	

２．屋外タンク貯蔵所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	東京電力㈱新信濃変電所	絶縁油	61,000	30.5	
		第三石油類			
2	カンロ㈱朝日工場	重油	30,000	15	

３．屋内タンク貯蔵所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	東京電力㈱新信濃変電所	軽油	2,000	2	

４．屋内貯蔵所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	東京電力㈱新信濃変電所	絶縁油	16,000	8	
2	カンロ㈱朝日工場	第一石油類等	1,650	2.56	

５．移動タンク貯蔵所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	松本ハイランド農協 朝日スタンド・ＬＰガス販売所	灯油	2,000	2	
		灯油	3,000	3	
		（軽油）	3,000	（3.0）	
2	ヤマサ總業㈱長野支店	軽油	3,600	3.6	

６．一般取扱所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	鉢盛中学校	灯油	5,000	5	
2	松本ハイランド農協朝日支所	灯油	8,000	8	
3	カンロ㈱朝日工場	重油	8,527	4.264	

７．給油取扱所

番号	施　設　名　称	貯蔵品目	数量（ﾘｯﾄﾙ）	倍数	備考
1	松本ハイランド農協 朝日スタンド・ＬＰガス販売所	ガソリン	2,600	130	
		軽油	10,000	10	
		灯油	4,000	4	
2	鉢盛運送㈱	軽油	19,400	19.4	
3	㈲おもと急送	軽油	30,000	30	
4	愛品物流㈱	軽油	30,000	30	

資料 24　災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）及び長野ＬＰ協会松本支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県ＬＰガス協会（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に規定する災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が必要とするＬＰガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等におけるＬＰガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対するＬＰガスの供給に関する協力について必要な事項を定める。

（協力要請及び業務）

第２条　甲は、災害時等において必要があると認められるときは、乙に対して次の各号に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

(1)　被災地域のＬＰガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2)　供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(3)　甲が指定する災害対策上重要な施設及び応急仮設住宅、又は避難場所等公共施設へのＬＰガスが供給されることになった場合のＬＰガス供給設備工事及びＬＰガス供給

(4)　販売業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5)　前各号に定めのあるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びＬＰガス供給のために特に必要な業務

２　乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

３　前項の規定による要請は、原則として文書による。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付する。

第３条　前条第１項第３号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給したＬＰガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担する。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として甲乙が協議の上、決定する。

２　甲は、前項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に乙に支払わなければならない。

３　前２項の規定によるもののほか、協力に要した費用の負担については、乙が負担する。

（役割分担）

第４条　甲は、災害時において円滑にＬＰガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にＬＰガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行う。

２　乙は、災害時等に甲の要請に基づき第３条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

３　乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第５条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙については乙の事務局、丙については丙の事務局に置く。

２　乙は、支部内に災害対策本部を設置し、丙は必要に応じて協会内にＬＰガス災害対策本部を設置する。

３　甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法について常に点検し、改善に努める。

４　甲、乙及び丙は、災害対策上必要な連絡は、その都度迅速に行い相互に連絡できる。

（緊急連絡網の整備）
第６条　乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲及び丙に提出する。
２　乙は、前項の緊急連絡網について、毎年１回以上見直しを行い、変更が生じた場合は直ちに甲及び丙に提出する。

（防災訓練等の参加）
第７条　乙は、甲が実施する防災訓練等に参加するよう努める。

（業務従事者の災害補償）
第８条　第３条の協力業務において、乙又は丙の業務従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次の各号に掲げる場合を除き、関係法令又は村条例等により、甲の責任において補償を行う。
(1) 乙又は丙が明らかな現場安全管理を怠ったことにより発生した場合
(2) 業務従事者の故意又は、重大な過失による場合
(3) 当該損害について、乙又は丙、業務従事者が締結した損害保険契約により保険給付を受ける場合
(4) 当該損害が第三者の行為によるものであり、第三者から損害賠償を受ける場合

（協定期間）
第９条　この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙より申出が無い限り、その効力を有する。
２　前項による申出がある場合は、文書をもって行う。

（その他）
第 10 条　この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年 11 月１日

甲　住所　長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-５
　　氏名　朝日村長　　中村　武雄

乙　住所　長野県松本市大手２-５-12
　　長野ＬＰ協会　松本支部
　　氏名　支部長　　会田　恵司

丙　住所　長野県長野市中御所１-16-13
　　一般社団法人長野県ＬＰガス協会
　　氏名　会長　　小林　芳夫

通信・放送関係

資料 25　防災行政無線一覧表（移動局）

	課　　名	呼 出 名 称	車　　名	備　　考
車	総務課	あさひむら	統制台	総務課
		あさひむら	制御器	宿直室
		あさひ１	指揮広報車	88-5854
		あさひ２	ハイエース	300-1468
		あさひ４	カーゴ	480-2943
		あさひ９	消防ポンプ車（第１分団）	802-1
積	住民福祉課	あさひ３	ミニキャブ	480-1129
	建設環境課	あさひ６	カーゴ	480-2946
	建設環境課	あさひ６	カーゴ	480-2946
		あさひ１０	エブリィ	480-7767
	産業振興課	あさひ８	ジムニーシエラ	500-7992

	配　置　先	呼 出 名 称	配　置　先	呼 出 名 称
携	第１分団	あさひ１１	団長	あさひ２１
		あさひ１２	副団長	あさひ２２
	第２分団	あさひ１３	消防主任	あさひ２３
		あさひ１４	ＡＹＴ	あさひ２４
	第３分団	あさひ１５	総務課	あさひ２５
帯		あさひ１６	住民福祉課	あさひ２６
	第４分団	あさひ１７	小学校	あさひ２７
		あさひ１８	産業振興課	あさひ２８
	第５分団	あさひ１９	教育委員会	あさひ２９
		あさひ２０	老人福祉センター	あさひ３０

資料 26　長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則

第１章　総則
（名称）
第１条　本協議会は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会（以下「本協議会」という。）という。
（事務局）
第２条　本協議会の事務局は、信越放送株式会社本社（長野市吉田１丁目 21 番 24 号）ラジオ局制作部に置く。
（目的）
第３条　本協議会は、大規模災害の際ラジオで県民、被災者の求める「災害情報」「生活情報」を幅広く、きめ細かに放送し、被害の軽減を図り、心のよりどころになり、生活再建に役立つことを目的とする。
（事業）
第４条　本協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 大規模災害の際の放送
(2) 大規模災害の際の放送に備える訓練、県民の防災意識の向上活動
（会員の任務）
第５条　本協議会の会員は目的を達成するため、次の事項に努める。
(1) 大規模災害の際情報を積極的に提供すること
(2) 放送局は提供された情報は自主的に判断し遅滞なく的確に放送すること
(3) 放送局は日常的に訓練すること

第２章　会員・組織
（組織）
第６条　本協議会は、ラジオ局で構成する「長野県大規模災害ラジオ放送機構（以下「機構」という。）」と情報を提供する会員で構成する。
（役員）
第７条　本協議会は、次の役員を置く。
(1) 会長１人
(2) 副会長若干名（会長が指名する）
(3) 幹事８人以上 15 人以下
（役員の職務）
第８条　会長は、本協議会を代表し、総会及び幹事会を招集する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
３　幹事は、幹事会を組織する。
（役員の選任）
第９条　会長は、総会の議決により選任する。
２　幹事は、会員団体の中から総会の議決により選任する。
（役員の任期）
第 10 条　役員の任期は、２年とする。再任は妨げない。
２　任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３章　会議
（会議）
第 11 条　会議は、総会及び幹事会の２種とする。
２　総会は、１年に１回の通常総会と臨時総会の２種とする。
（総会）
第 12 条　総会は会長が招集する。
２　会員の５分の１以上の請求が出たときは､会長は 30 日以内に総会を招集しなくてはならない。
（総会の権能）
第 13 条　総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
（幹事会の権能）

第 14 条　幹事会は、総会の議決した事項を執行するとともに、次の事項を議決する。
（1）総会に付議する事項
（2）諸規定の制定および改廃
（3）その他総会の議決を要しない本協議会の活動に関する事項

第４章　事業年度
（事業年度）
第 15 条　本協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

第５章　会則の変更
（会則の変更）
第 16 条　この会則は、総会において出席会員の４分の３以上の同意を得たときに変更できる。

第６章　補則
（施行細則）
第 17 条　本協議会の運営に必要な細則については、幹事会の議決により、会長が定める。
（施行期日）
第 18 条　この会則は、平成９年４月 25 日から施行する。

資料 27　長野県大規模災害ラジオ放送機構情報本部

１　信越放送ラジオＧスタジオ
　　ＴＥＬ　026（259）1122
　　（259）1123
　　（259）1124
　　ＦＡＸ　026（259）6061
　　（259）2126
２　長野エフエム放送（信越放送通信不能時）
　　ＴＥＬ　0263（33）4392
　　（33）4393
　　ＦＡＸ　0263（33）4401
≪平常時連絡≫
信越放送ラジオ局制作部
　　ＴＥＬ　026（259）2154
　　ＦＡＸ　　（259）2126
≪３局周波数一覧≫
信越放送（キロヘルツ）
　長野 1098 上田　1062　軽井沢　1485　佐久 1458
　松本 864　諏訪 1197　伊那 1098　飯田 1098
長野エフエム放送（メガヘルツ）
　美ヶ原 79.7　善光寺平 83.8　小海 80.3　松本 86.4
　聖 78.1　岡谷・諏訪・大鹿・飯山野沢 81.8　飯田 88.3　木曽福島 81.5
ながのコミュニティ放送（ＦＭぜんこうじ）（メガヘルツ）76.5

危険区域（箇所）関係

資料 28　危険箇所

急傾斜地崩壊警戒区域、特別警戒区域

番号	箇所名	警戒区域面積	警戒区域内の人家戸数	特別警戒区域面積	特別警戒区域内の人家戸数
1	下古見南	27,328	12	16,203	5
2	芦ノ池南	6,530	0	2,996	0
3	古川寺北	41,891	8	26,228	1
4	古川寺南	30,466	8	21,697	4
5	旭ヶ丘西１	28,512	0	23,949	0
6	旭ヶ丘西２	66,876	5	54,590	2
7	旭ヶ丘南１	5,153	1	2,364	0
8	旭ヶ丘南２	19,467	0	9,377	0
9	旭ヶ丘南３	10,772	0	4,040	0
10	新田上１	1,758	0	826	0
11	新田上２	12,929	14	5,442	4
12	新田上３	19,007	12	7,879	12
13	新田下１	10,616	11	3,357	8
14	新田下２	7,378	2	2,901	5
15	新田下３	35,466	0	13,698	0
16	新田下４	37,962	0	18,249	0
17	新田下５	18,728	0	7,708	0
18	三ヶ組東１	28,262	1	15,958	2
19	三ヶ組東２	5,560	0	3,217	5
20	三ヶ組東３	5,422	2	2,454	0
21	三ヶ組南	14,997	4	7,585	2
22	三ヶ組１	5,059	0	3,168	0
23	三ヶ組２	12,863	3	7,607	2
24	上組	11,480	0	6,323	2
25	宮沢東	47,903	4	34,927	0
26	宮沢	13,771	0	12,123	0
27	西沢	9,044	1	5,534	1
28	西沢西	19,827	4	14,566	2
29	大尾沢	22,118	0	14,341	0
30	大石原	1,088	1	407	1
31	小尾沢	33,657	0	29,630	0
32	小尾沢南１	10,894	0	8,728	0
33	小尾沢南２	25,895	0	19,421	0
34	小尾沢南３	38,761	0	36,169	0
35	御馬越東１	47,383	0	46,427	0
36	御馬越東２	78,330	0	73,246	0
37	御馬越東３	74,389	0	55,247	0
38	樫俣沢北	35,398	0	29,090	0
39	野俣沢北	11,614	1	7,041	3
40	御馬越西１	45,774	0	39,313	0
41	御馬越西２	15,085	0	13,505	0
42	舟ヶ沢南１	12,813	0	5,544	0
43	舟ヶ沢南２	7,968	0	3,450	0
44	舟ヶ沢北	29,942	0	28,519	2

番号	箇所名	警戒区域面積	警戒区域内の人家戸数	特別警戒区域面積	特別警戒区域内の人家戸数
45	御道開渡西	42,921	3	34,000	3
46	間登男沢北	47,591	0	35,124	0
47	曽倉沢東１	31,731	0	22,059	0
48	曽倉沢東２	70,863	7	57,636	4

土石流警戒区域、特別警戒区域

番号	箇所名	警戒区域面積	警戒区域内の人家戸数	特別警戒区域面積	特別警戒区域内の人家戸数
49	間登男沢	25,267	1	6,825	0
50	ザッコ沢	40,926	2	4,991	0
51	曽倉沢	14,727	0	11,261	0
52	曽倉沢東	6,298	6	1,207	3
53	旭ヶ丘東	110,281	84	990	0
54	古川寺沢	163,621	151	4,025	1
55	芦ノ池西	36,250	3	14,824	3
56	薬師南１	23,641	10	2,053	1
57	薬師南２	25,368	11	162	0
58	光輪寺南１	19,837	10	207	0
59	光輪寺南２	25,781	9	0	0
60	上組	30,287	16	330	0
61	内山沢１	72,606	2	54,645	1
62	内山沢西１	29,135	0	0	0
63	内山沢西２	26,639	0	51	0
64	内山沢２	60,303	4	238	0
65	内山沢池ノ入	34,017	0	422	0
66	外山沢	22,960	8	0	0
67	本郷東	54,762	7	15,070	3
68	本郷西	49,752	7	15,515	4
69	宮沢	82,771	65	536	0
70	宮沢西	91,206	79	114	0
71	西沢	85,376	53	23,658	9
72	西沢西	65,555	42	553	0
73	大尾沢	11,975	0	4,526	0
74	小尾沢	11,142	0	2,620	0
75	御馬越沢東１	25,184	0	0	0
76	御馬越沢東２	7,840	0	2,395	0
77	御馬越沢	36,849	14	291	0
78	御馬越沢北１	48,639	35	2,416	0
79	御馬越沢北２	29,218	5	8,738	0

砂防指定地

番号	箇所名	面積
80	鎖川・野俣沢	56.7ｈａ
81	中俣沢	9.75ｈａ
82	樫俣沢	8.25ｈａ
83	舟ケ沢	14.54ｈａ
84	外山沢	2.42ｈａ

資料 29　朝日村災害危険区域（箇所）

主要水防箇所（重要水防区域）

水防管理団体名	番号	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)（か所）	場所（目標）	予想される水位（m）	区分と予想される危険	水防工法
朝日村	1	鎖川	県	一級	右	A	120 (1)	朝日橋上下流	1.5	護岸等の決壊	牛枠
	2	〃	〃	〃	左	〃	50(1)	曽倉沢合流点	1.5	〃	牛枠
					右	〃	50(1)				積土俵
	3	〃	〃	〃	左	〃	50(1)	舟ケ沢合流点	1.5	〃	牛枠
					右	〃	50(1)				
	4	〃	〃	〃	右	〃	200 (1)	役場駐車場横	2.0	〃	〃
		計					520 (6)				

想定氾濫区域

水防管理団体	想定氾濫区域面積(ha)	建物			公共用施設		農地田畑(ha)
		住居（世帯数）	公共用建物（棟）	工場その他（棟）	道路（m）	橋梁（箇所）	
朝日村	94.0	91	3	10	6,200	7	59.4

資料 30　農業用用排水路土砂崩壊危険箇所台帳

施設番号	箇所番号	箇所名	所　在　地（大字・字）	管理者名	受益面積（ha）	種類	延長
451001	01	大石原	大石原	針尾区	20.0	用水路	800
451001	02	北村	北村	針尾区	20.0	用水路	300
451001	03	中通	中通	針尾区	10.0	用水路	200
451001	04	下組	下組	針尾区	13.0	用水路	250
451002		曽倉沢	曽倉沢	古見区	15.0	暗渠	900
451003	01	川花見	川花見	古見区	7.0	用水路	450
451003	02	川花見	川花見	古見区	7.0	暗渠	100
451004		御馬越	御馬越	朝日村	10.0	用水路	130
451005		御道開渡	御道開渡	御道開渡地区	8.0	用水路	100
451006		新田下	新田下	新田圃場整備管理組合	12.0	排水路	900
451007	01	三ヶ組	三ヶ組	朝日村	2.5	排水路	200
451007	02	三ヶ組	三ヶ組	朝日村	2.5	暗渠	100
計	12 箇所				127.0		4,430

資料 31　山地災害危険地区

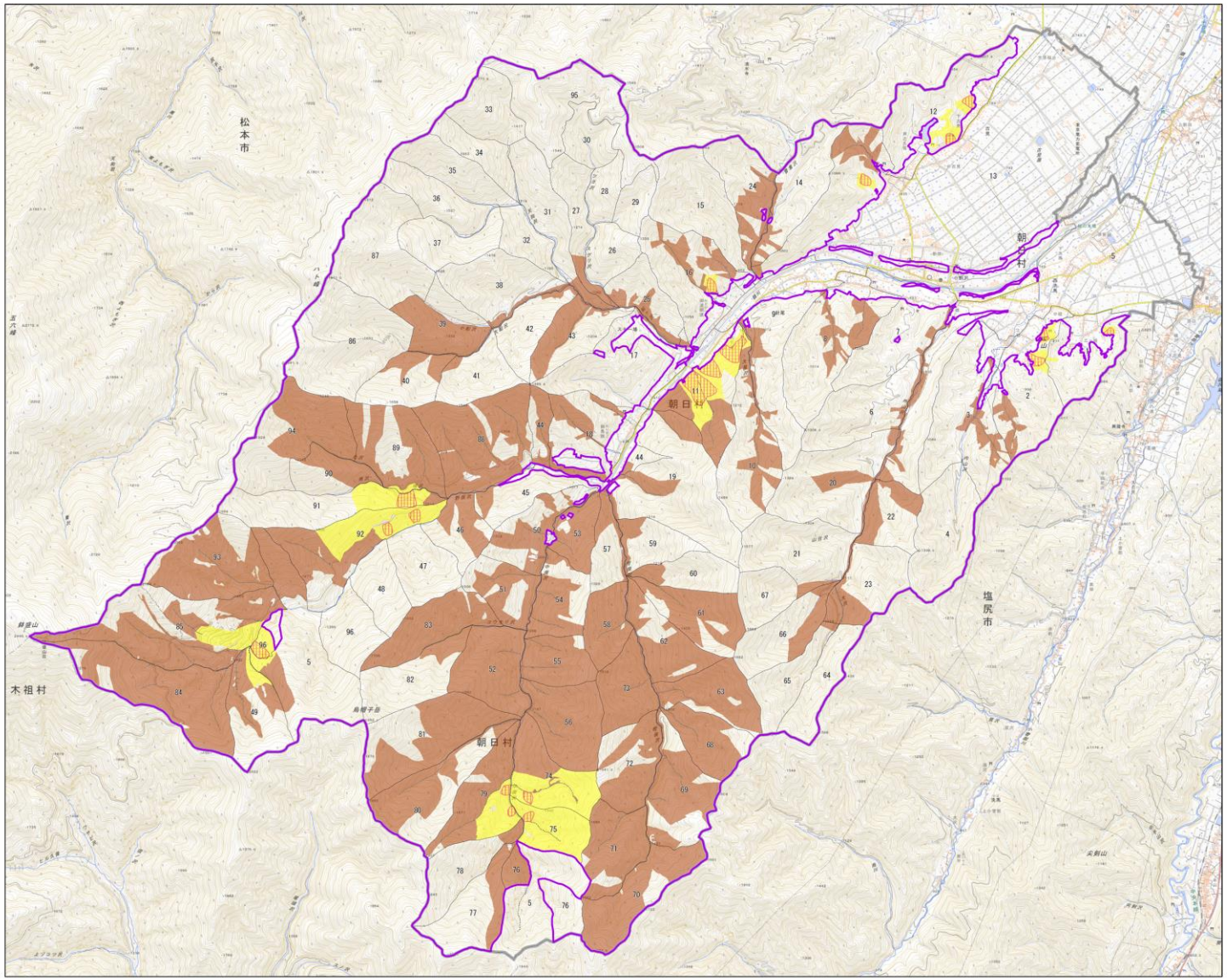

朝日村

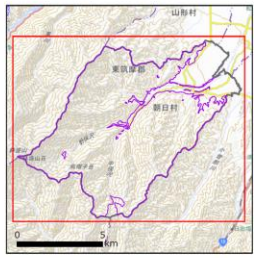

N

【凡例】
- 市町村境
- 民有林範囲
- 林班

山地災害危険地区（指定箇所）
- 地すべり危険地区（該当なし）
- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区

山地災害危険地区（施業番号）
- 地すべり危険地区（該当なし）
- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区

【森林経営管理法】
社会環境
山地災害危険地区図

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 180」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

資料 32　土砂災害警戒区域

朝日村防災マップを参照

その他

資料 34　文化財関係

村内の県・村宝水利状況（建造物・美術工芸品を掲載）

県宝

保管場所	名称	区分	指定	寸法	水利状況
光輪寺 薬師堂	光輪寺薬師堂	寺院建設	H22.3.25	建坪 280.5 ㎡	●65 消火栓 1 基 池・水路
	日光菩薩像	彫刻	S 48.9.13	局＝84 ㎝	
	月光菩薩像				

村宝

保管場所	名称	区分	指定	寸法	水利状況
光輪寺 薬師堂	本尊薬師如来像	彫刻	S 63.9.13	高＝68.5 ㎝	●65 消火栓 1 基 池・水路
	四天王（特国天）	彫刻	S 63.9.13	高＝164 ㎝	
	四天王（増長天）			高＝154 ㎝	
	四天王（広目天）			高＝173 ㎝	
	四天王（毘沙門天）			高＝154 ㎝	
	十二神将	彫刻	S 63.9.13	各高＝80 ㎝	
	本尊木造不動明王立像	彫刻	H7.1.11		
古川寺	聖観世音菩薩立像	彫刻	S 63.9.13		●65 消火栓 1 基 防火水槽
	木造不動明王立像	彫刻	H7.1.11		
	阿弥陀如来座像	彫刻	H7.1.11		
	和時計	彫刻	H5.9.10		
	小笠原秀政の制札	木製品	H7.9.22		
熱田神社	菩薩面	彫刻	H8.7.16		●65 消火栓 1 基 水路
	銅製御正体（３体）	銅製品	H8.7.16		
	銅製鰐口	銅製品	H8.7.16		
	旧熊野三社権現棟札	木製品	H8.7.16		
八幡神社	銅鏡	銅製品	H9.12.11		
個人宅 （上條孝也氏）	鉄製内耳鍋（小）	鉄製品	H12.5.19		●65 消火栓 1 基 池

資料 35　道路関係

村内の幹線道路網

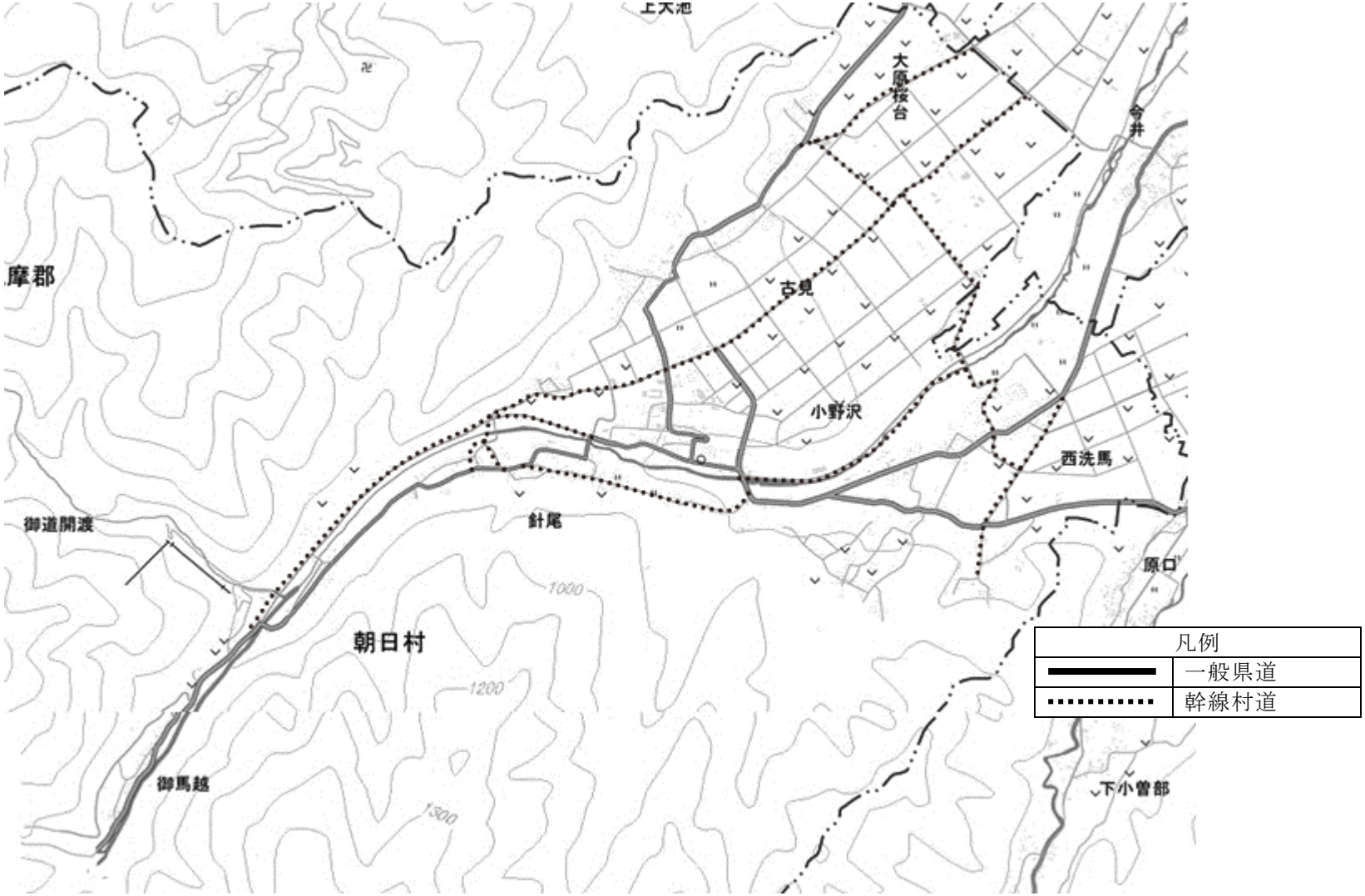

資料 36　林野火災等災害時における水利

ため池等

番号	名　　称	所　在　地	承　諾　日	使用期間
①	芦の池	古見	平成 11 年 3 月	承諾後通年
②	原新田堤	西洗馬 1218-イ	平成 12 年 1 月	承諾後通年

※林野火災等発生時における空中消火活動のための、消防水利として使用する。

緊急ヘリポート

番号	名　　称	所　在　地	承　諾　日	使用期間
③	朝日村役場	古見 1555-7		承諾後通年

役場ヘリポートが使用できない場合、下記を代替ヘリポートとする。

番号	名　　称	所　在　地	承　諾　日	使用期間
④	朝日村運動広場	古見 1300-1	ヘリポート指定	
⑤	鉢盛中学校グラウンド	古見 3332-5	平成 11 年 3 月	承諾後通年
⑥	朝日村ローラースケート場 及びアイススケート場	針尾 347		
⑦	朝日小学校グラウンド	古見 1265		
⑧	あさひプライムスキー場駐車場	古見 306-1		

朝 日 村 地 域 防 災 計 画

令和５年３月
朝日村
朝日村防災会議

〒390-1188
長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1555-1
TEL　0263-99-2001